

CHIBAちば

平成28年度

千葉県男女共同参画白書



男女共同参画

千葉県



男女共同参画

表紙【男女共同参画シンボルマーク】について

男女共同参画社会基本法制定10周年を迎える平成21年に、内閣府男女共同参画局が公募により決定したこのシンボルマークは、男女が手を取り合っている様子をモチーフにし、互いに尊重しあい、共に歩んでいけたらという願いをこめています。

はじめに

元気で活力ある社会を築いていくためには、男女が互いにその人権を尊重しつつ、ともに責任も分かち合い、男性も女性も個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現することが必要です。

県では、平成28年3月、「男女共同参画社会基本法」に基づく法定計画として「第4次千葉県男女共同参画計画」を策定し、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく推進計画としても位置付けました。

この計画に基づき、県民、事業者や市町村と連携を図りながら、男女がともに働きやすく子育てしやすい環境づくりなど様々な施策に取り組んでいるところです。

男女共同参画社会の実現に向けては、男女共同参画に関する状況を統計データ等により分かりやすく示すとともに、行政が取り組む施策について広く周知していくことが重要です。

そこで、本県における男女共同参画の推進状況と、平成27年度における全事業の実施状況や重点的取組事業に対する評価等を白書として取りまとめました。

本白書が、皆様にとって本県の状況や施策等についての理解と関心を深めていただくきっかけとなり、家庭や地域、職場、学校など身近なところから男女共同参画の取組を進めていただくための一助となれば幸いです。

平成29年2月

千葉県総合企画部長 遠山 誠一

第1部 本県における男女共同参画の現状について、グラフや表を用いて解説しています。

第2部 平成27年度に実施した本県の男女共同参画施策について、第3次計画の施策の方向に基づき、取りまとめています。

第3部 本県の男女共同参画センターの事業について掲載しています。

【はじめに】

第1部

【千葉県における男女共同参画の状況】

I	人口	1
II	意識	4
III	政策・方針決定過程における女性の参画	11
IV	労働	19
V	福祉	32
VI	人権	36
VII	健康	43
VIII	教育	50
IX	国際	52

【県内市町村における男女共同参画の状況】

(1)	推進体制	54
(2)	男女共同参画担当課	55
(3)	男女共同参画に係る計画策定・条例制定状況	57
(4)	男女共同参画のための総合的な施設設置状況	59
(5)	審議会等における女性委員の登用状況	61
(6)	市町村職員における女性管理職の在職状況	63

第2部

【第3次千葉県男女共同参画計画の概要】	65
---------------------	----

【第3次千葉県男女共同参画計画に係る事業の実績】

第3次千葉県男女共同参画計画施策進行管理票	68
-----------------------	----

【第3次千葉県男女共同参画計画の評価について】

第3次千葉県男女共同参画計画の評価について	90
重点的取組等に対する評価	91

【第3次千葉県男女共同参画計画に記載されている指標の平成27年度実績】

	139
--	-----

【第3次千葉県男女共同参画計画関係事業 平成27年度予算額及び決算額】

	141
--	-----

参考

【第4次千葉県男女共同参画計画の概要】	142
---------------------	-----

第3部

【千葉県男女共同参画センター事業一覧】	145
---------------------	-----

図表No.	データ名	ページ
I 人口		
1	人口の推移	1
2	人口ピラミッド	2
3	年齢3区分別人口の推移	3
4	高齢化率の推移（千葉県・全国）	3
5	65歳以上の年齢階級別男女の割合（千葉県）	3
II 意識		
6	男女の平等意識（千葉県）	4
7	男女の平等意識（千葉県・全国）	5
8	男女の平等意識の推移（千葉県）	5
9	「男は仕事、女は家庭」の考え方の推移（全国）	6
10	「男は仕事、女は家庭」の考え方（千葉県）	6
11	家事等の役割分担（千葉県）	7
12	家事関連時間（週全体平均）（千葉県・全国）	7
13	曜日別家事関連時間（千葉県）	7
14	子どもの教育における男女平等の意識（千葉県）	8
15	結婚・離婚についての考え方（千葉県）	9
16	非婚化について（千葉県）	10
III 政策・方針決定過程における女性の参画		
17	都道府県議会における女性議員割合の推移（全国）	11
18	千葉県議会における女性議員割合の推移	11
19	全国市議会における女性議員割合の推移	12
20	千葉県の市議会における女性議員割合の推移	12
21	全国町村議会における女性議員割合の推移	13
22	千葉県の町村議会における女性議員割合の推移	13
23	国・千葉県・千葉県内市町村の審議会等における女性委員割合の推移	14
24	職種別県職員数（千葉県）	15
25	千葉県職員における女性職員の管理職への登用率の推移	15
26	市町村職員における女性職員の管理職への登用率の推移（千葉県・全国）	16
27	本務教員に占める女性教員の割合（千葉県・全国）	16
28	産業別男女別役員数の推移（千葉県）	17
29	一事業所あたりの女性管理職の割合（千葉県）	17
30	女性農業委員数の推移（千葉県）	18
31	農協・漁協における女性役員数とその推移（千葉県）	18
32	自治会長に占める女性の割合（千葉県・全国）	18

図表No.	データ名	ページ
IV 労働		
33	年齢階級別男女別有業率及び就業希望率（千葉県）	19
34	年齢5歳階級別労働力率の推移（千葉県 女性）	19
35	労働力率の推移（千葉県）	20
36	雇用者数の推移（千葉県）	20
37	共働き等世帯数の推移（全国）	21
38	女性15歳以上人口の就業状況（千葉県・全国）	21
39	年齢階級別・雇用形態別雇用者数（千葉県 女性）	22
40	年齢階級別・雇用形態別雇用者数（千葉県 男性）	22
41	従業上の地位別・男女別就業者数の推移（千葉県）	23
42	男女労働者の1時間あたり平均所定内給与額格差（千葉県）	23
43	男女雇用者の給与額の推移と賃金格差の推移（千葉県）	24
44	事業所において、本人または配偶者が出産した従業員数と育児休業を取得した従業員数（千葉県）	24
45	男女別育児休業取得率（全国）	24
46	県職員における男性の育児休業取得率（千葉県（知事部局））	25
47	「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」優先度	25
48	家庭の事情での退職の具体的な理由（千葉県）	26
49	仕事と家庭生活の両立のために必要な環境整備（千葉県）	26
50	有給休暇、育児・介護休業の取りやすさ（千葉県）	27
51	出生率低下の原因	28
52	家族経営協定締結数の推移（千葉県・全国）	29
53	男女別農業経営者数（千葉県・全国）	30
54	農林漁業関連起業活動において女性が主たる経営を担っている経営体数の推移（千葉県）	30
55	女性の起業に対する考え方（千葉県）	31
V 福祉		
56	保育所等の数と定員数の推移（千葉県）	32
57	保育所等の定員と入所児童と待機児童数（千葉県）	32
58	延長保育を実施している保育所等の数の推移（千葉県）	33
59	放課後児童クラブの設置状況（千葉県）	33
60	母子世帯数・父子世帯数の推移（千葉県・全国）	34
61	65歳以上のいる一般世帯数・構成割合（千葉県・全国）	34
62	要支援・要介護認定者の状況（千葉県）	35

図表No.	データ名	ページ
VI 人 権		
63	県における相談受理件数	36
64	27年度相談形態別件数及び割合	36
65	専門相談件数	36
66	一時保護件数の年次推移	37
67	市町村におけるDV相談受理状況	37
68	千葉県警察におけるDV事案の相談受理状況	38
69	千葉県警察における措置状況	38
70	保護命令の発令状況	38
71	千葉県警察本部相談サポートコーナーで受理した性犯罪の相談件数の推移	39
72	強姦・強制わいせつの認知件数（千葉県）	39
73	売春防止法違反の送致状況（千葉県）	40
74	ストーカー事案の認知件数及び措置状況（千葉県）	40
75	千葉労働局におけるセクシュアル・ハラスメントの相談件数の推移（千葉県・全国）	41
76	女性の人権が侵害されていると感じること（千葉県）	42
VII 健 康		
77	合計特殊出生率の推移（千葉県・全国）	43
78	母の年齢階級別出生数の推移（千葉県）	43
79	乳児死亡率の推移（千葉県・全国）	44
80	新生児死亡率の推移（千葉県・全国）	44
81	周産期死亡率の推移（千葉県・全国）	45
82	年齢階級別人工妊娠中絶の状況（千葉県）	45
83	千葉県における主要死因の構成割合（女性・男性別）	46
84	各がんの早世件数の男女比較（千葉県）	47
85	各がんの早世係数の男女比較（千葉県）	47
86	男女別HIV感染者・AIDS患者届出状況（千葉県）	48
87	男女別、年齢別自殺者数（千葉県）	48
88	自殺者数の推移（千葉県）	49
VIII 教 育		
89	高等学校卒業者の大学・短大への進学者数の推移（千葉県）	50
90	大学における専攻分野別に見た学生数の推移（全国 女性・男性別）	51
IX 国 際		
91	ジェンダーギャップ指数	52
92	就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合	52
93	女性の年齢階級別労働力率の国際比較	53
94	6歳未満の子どもを持つ夫の1日あたり家事・育児時間の国際比較	53

千葉県における 男女共同参画の状況

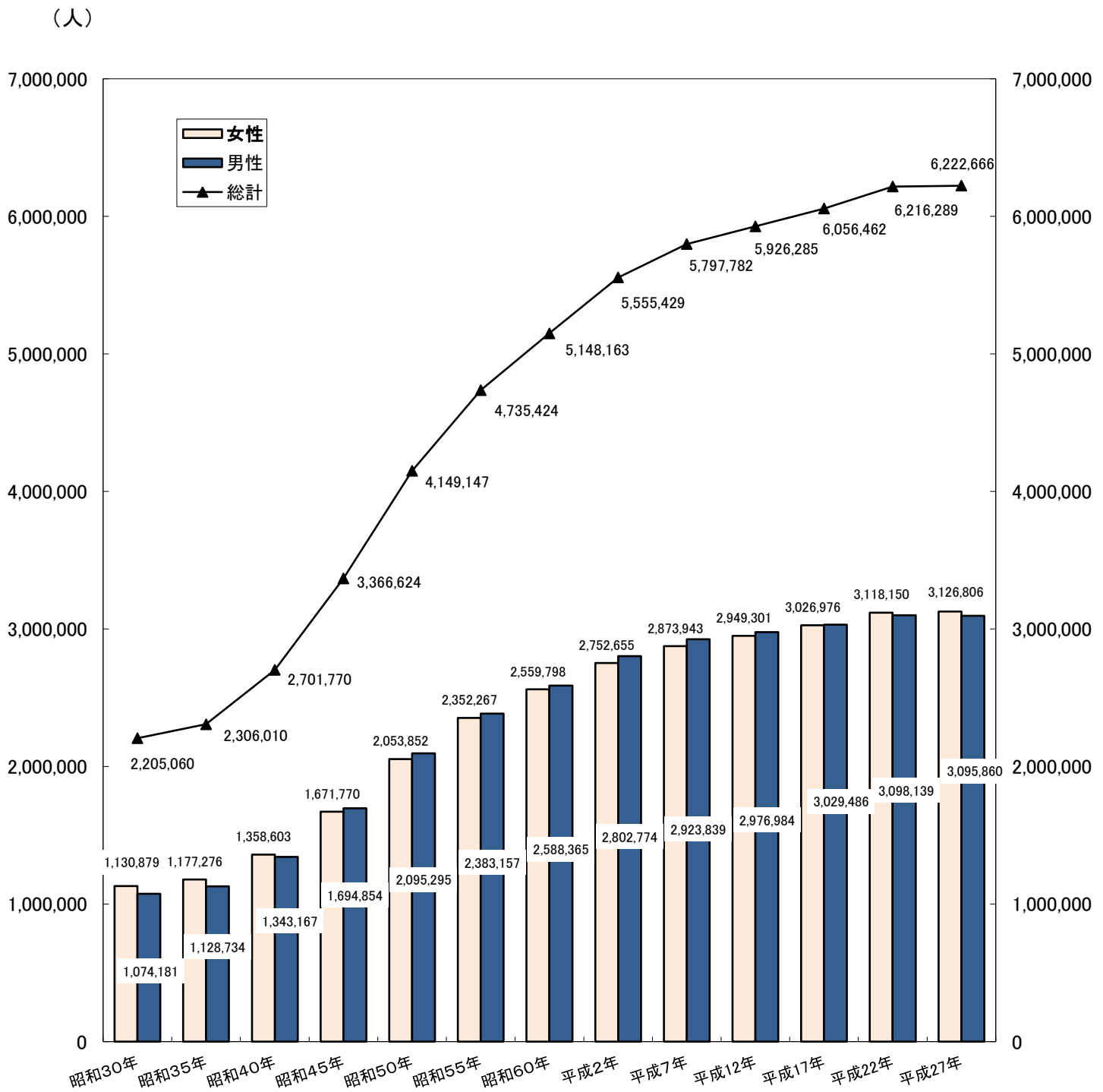
第1部

I 人口

1 千葉県における人口の推移

千葉県の人口は60年で2.8倍に増加しました。しかし近年は増加の幅が小さくなっています。

図表1 人口の推移

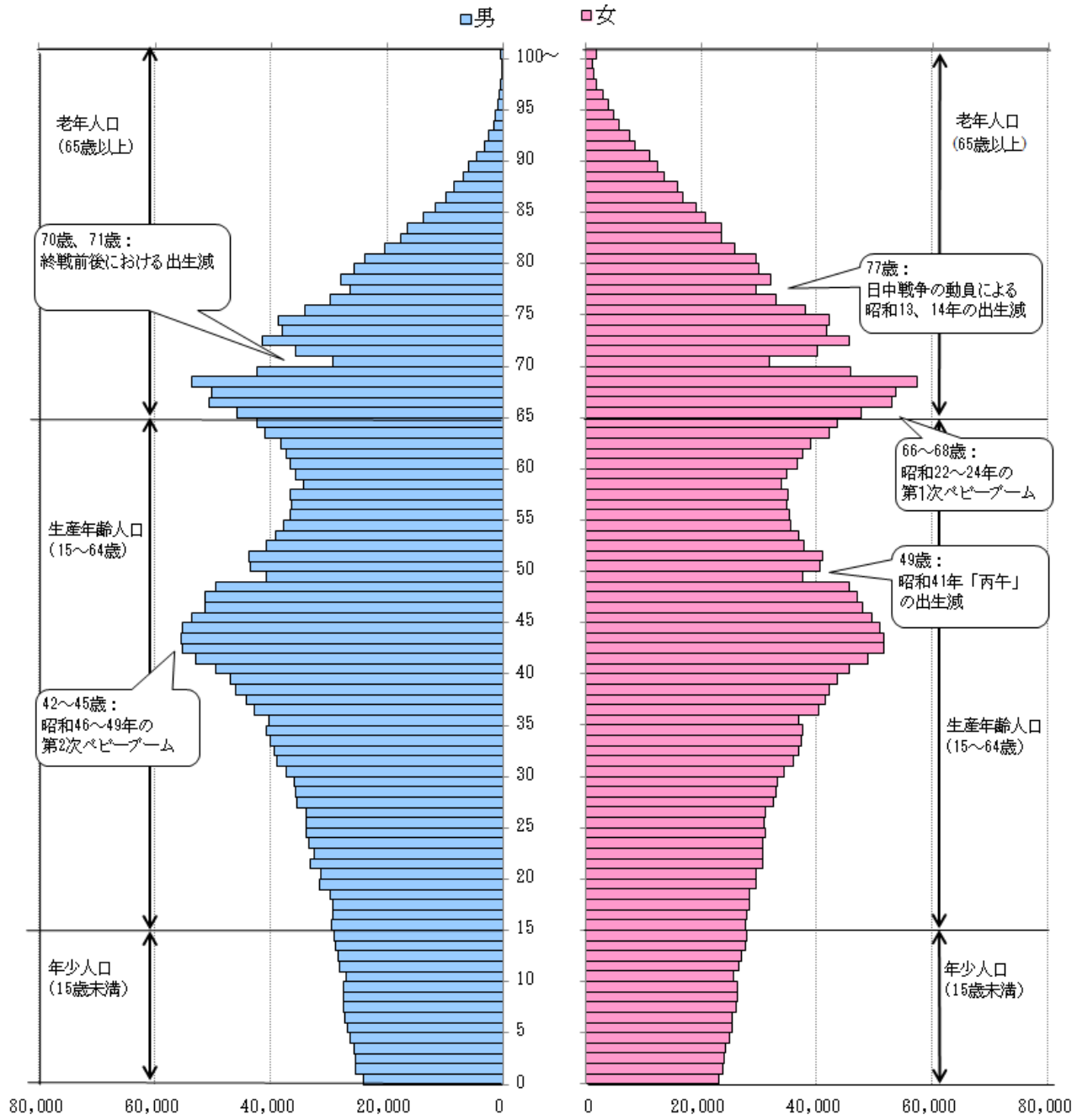


資料出所:総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

2 人口の構成

年少人口（0歳～14歳）は減少し、老年人口（65歳～）は増加しています。また、年少人口、生産年齢人口（15歳～64歳）では男女の差は見られませんが、老年人口では年齢階級が上がるにつれ女性の比率が増えています。

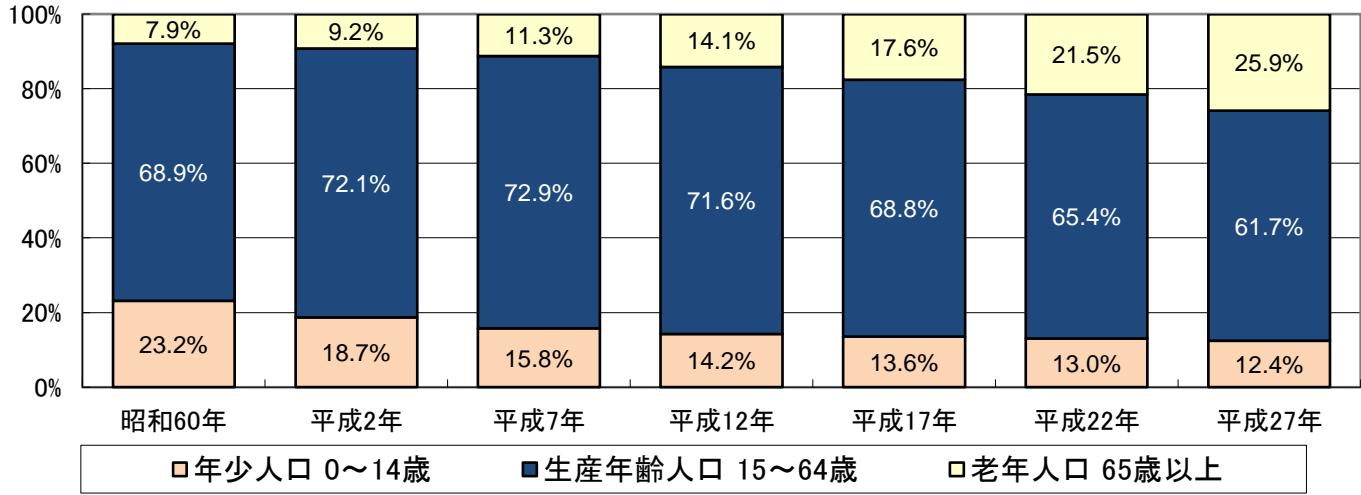
図表2 人口ピラミッド



資料出所: 千葉県統計課「千葉県年齢別・町丁字別人口」(平成28年4月1日現在)

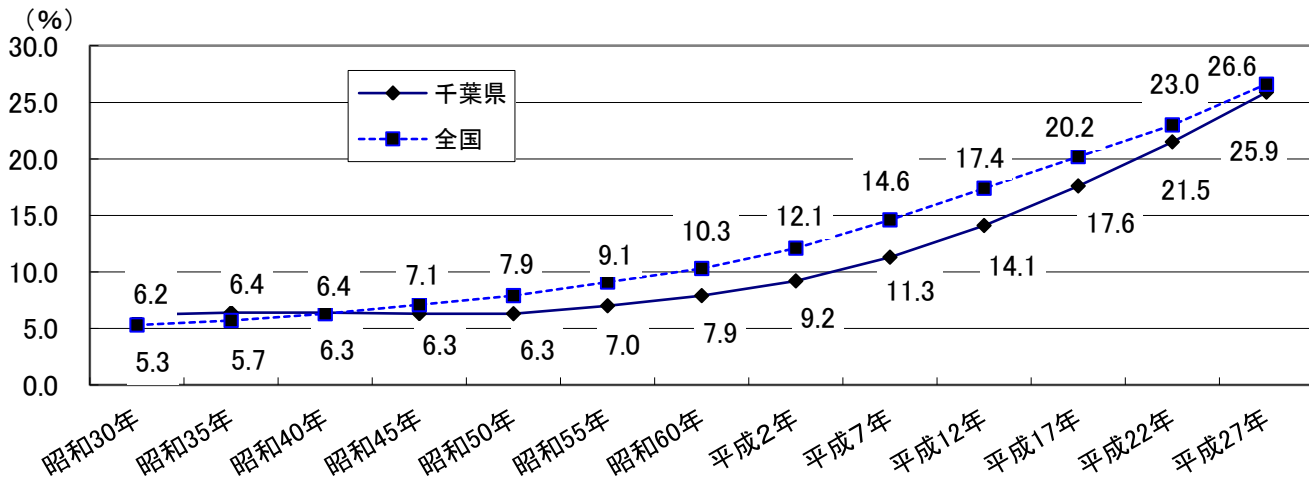
(人)

図表3 年齢3区分別人口の推移



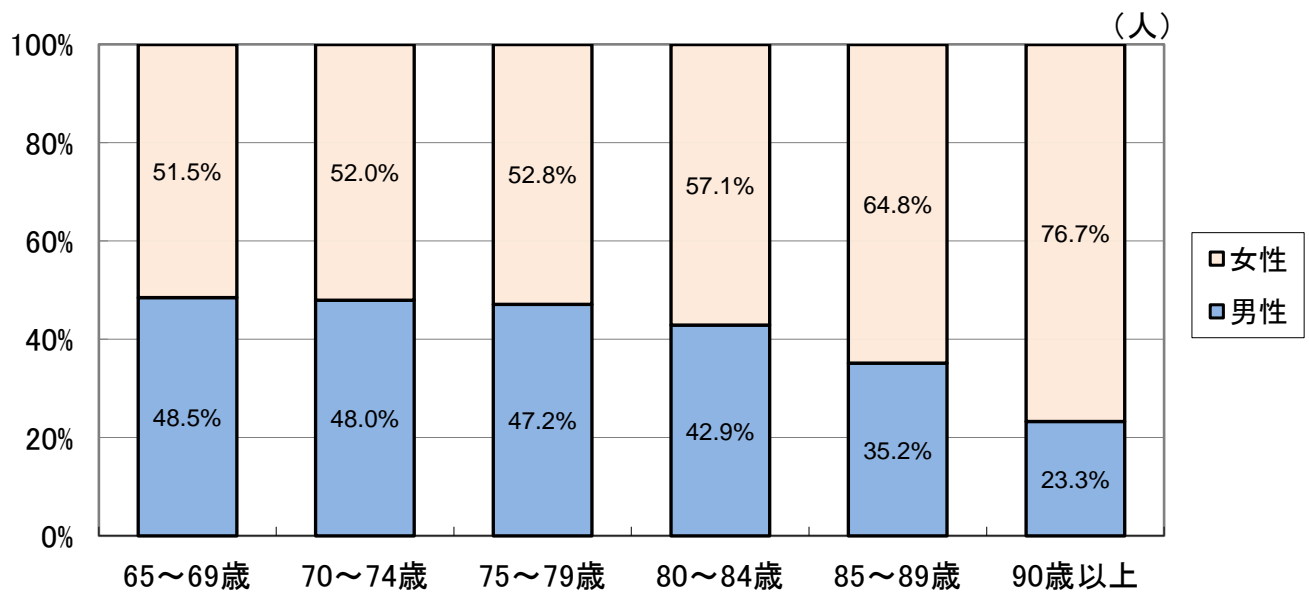
資料出所: 総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)
 ※割合については、分母から年齢「不詳」の数を除いて算出している。

図表4 高齢化率*の推移(千葉県・全国)



資料出所: 総務省「国勢調査」(各年10月1日現在) ※ 年齢不詳を除く
 * 総人口に占める65歳以上人口の割合

図表5 65歳以上の年齢階級別男女の割合(千葉県)



資料出所: 総務省「国勢調査」(平成27年10月1日現在)
 ※割合については、分母から年齢「不詳」の数を除いて算出している。

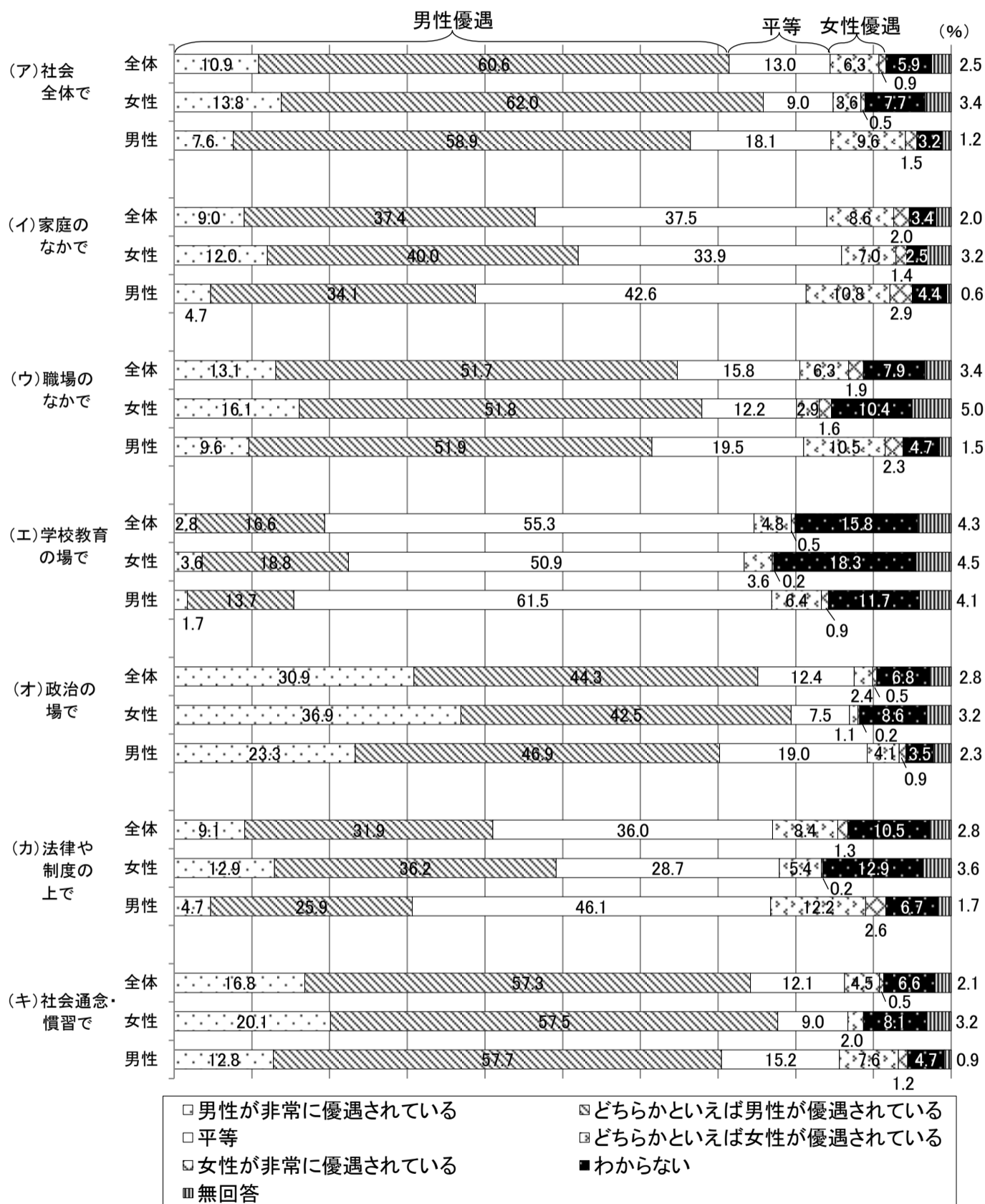
II 意識

1 男女の平等意識

県の調査によると、男女の平等意識は分野によって差があり、男性が優遇されていると感じている割合は全体的には徐々に減ってきてはいるものの、依然として高い傾向にあります。また、その傾向は男性よりも女性に強く表れています。

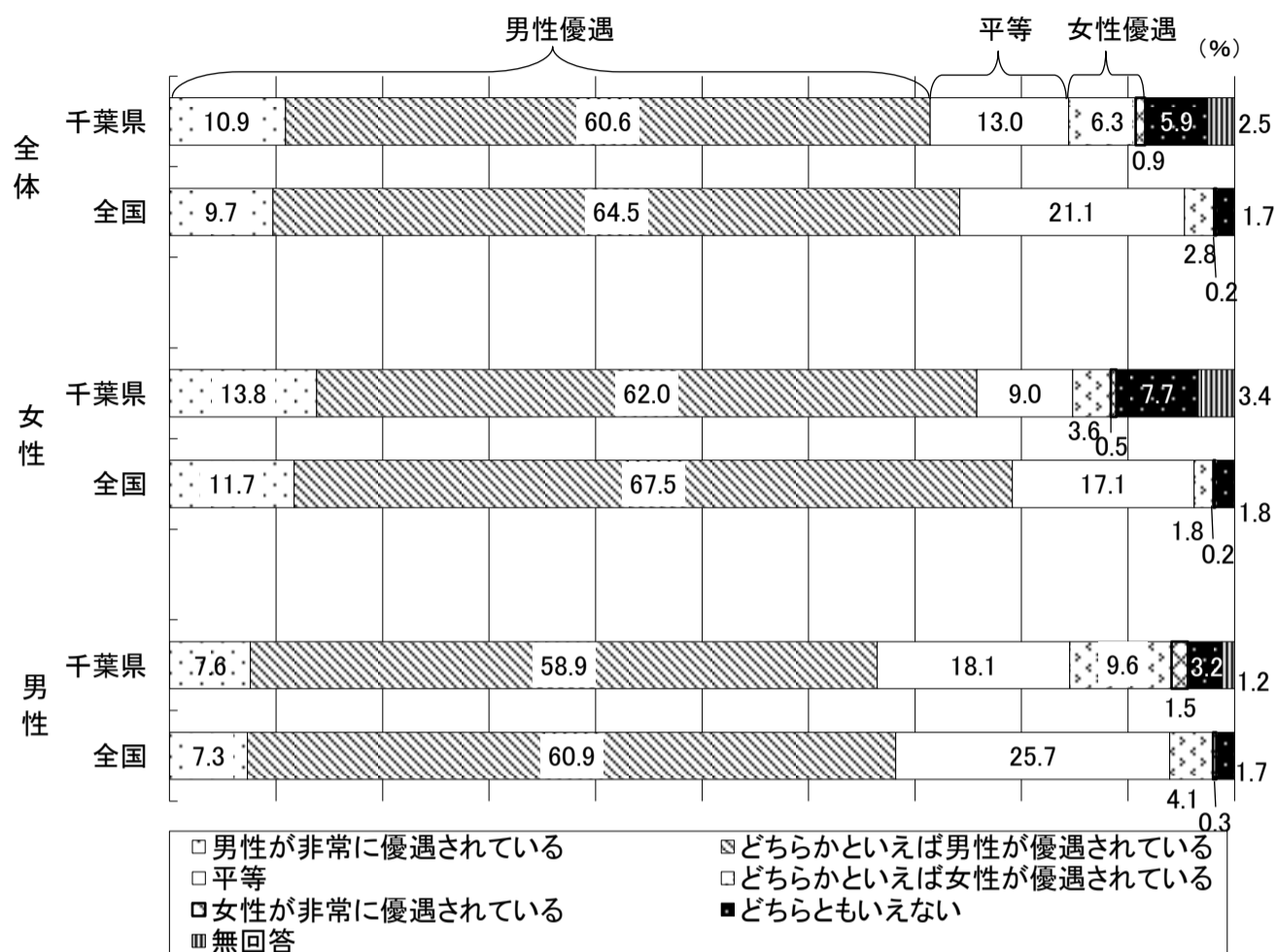
男女の平等意識については、内閣府が行った全国の調査でも同様の結果が出ています。

図表6 男女の平等意識(千葉県)



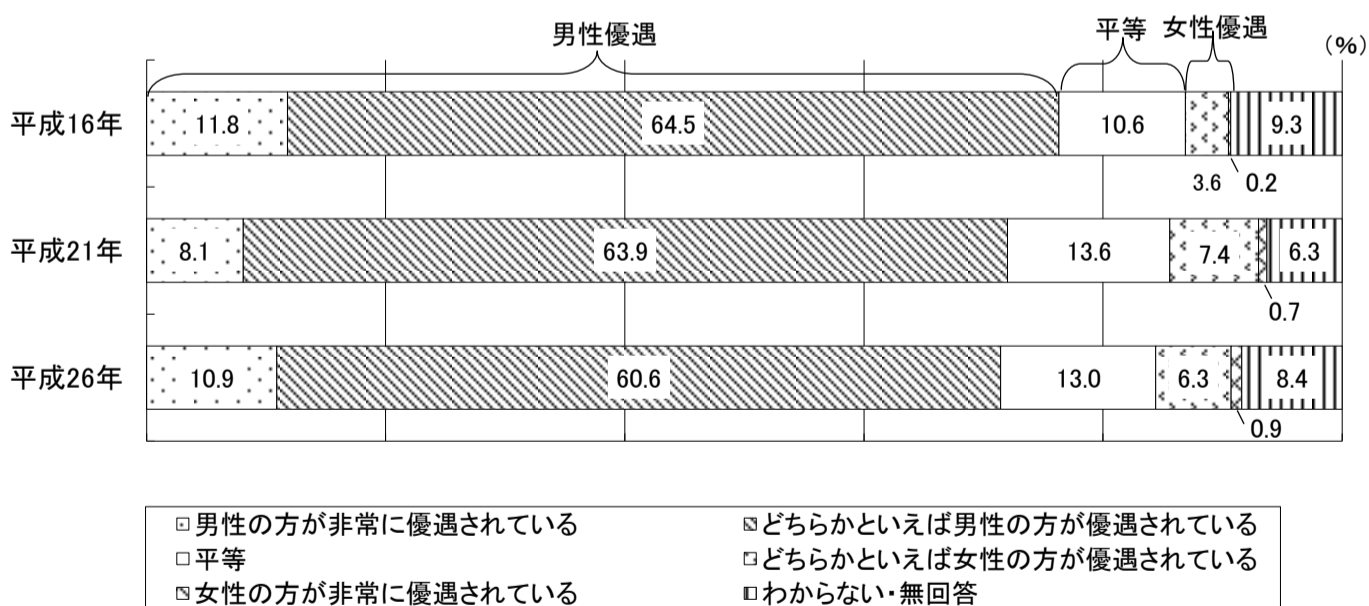
資料出所:千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」(平成26年10月)

図表7 男女の平等意識(千葉県・全国)



資料出所:内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成28年9月)
千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」(平成26年10月)

図表8 男女の平等意識の推移(千葉県)



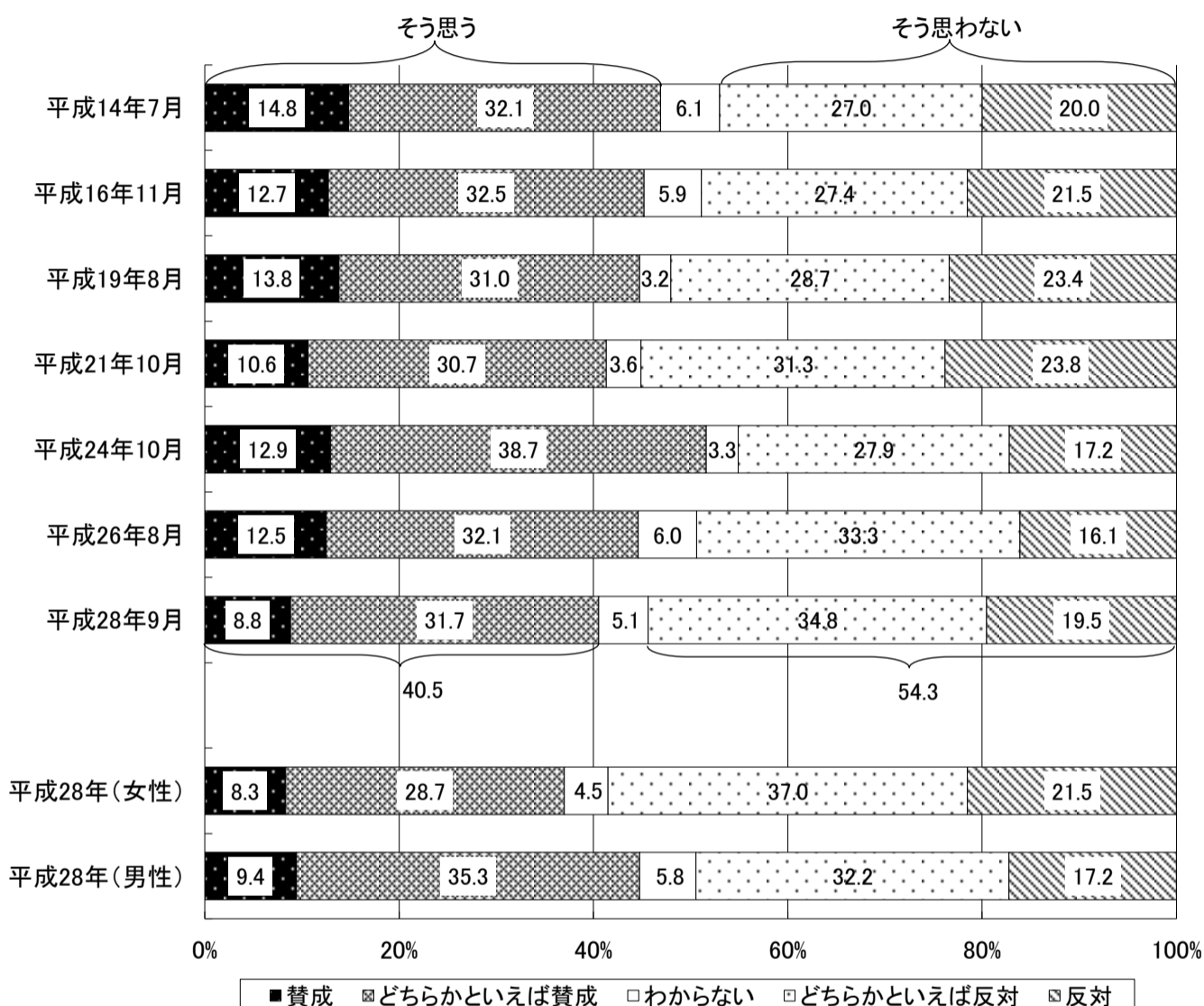
資料出所:千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」(平成26年10月)

2 男女の役割分担

「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識について、平成28年度の内閣府調査では、『そう思わない』と回答する割合が『そう思う』と回答した割合を上回っています。

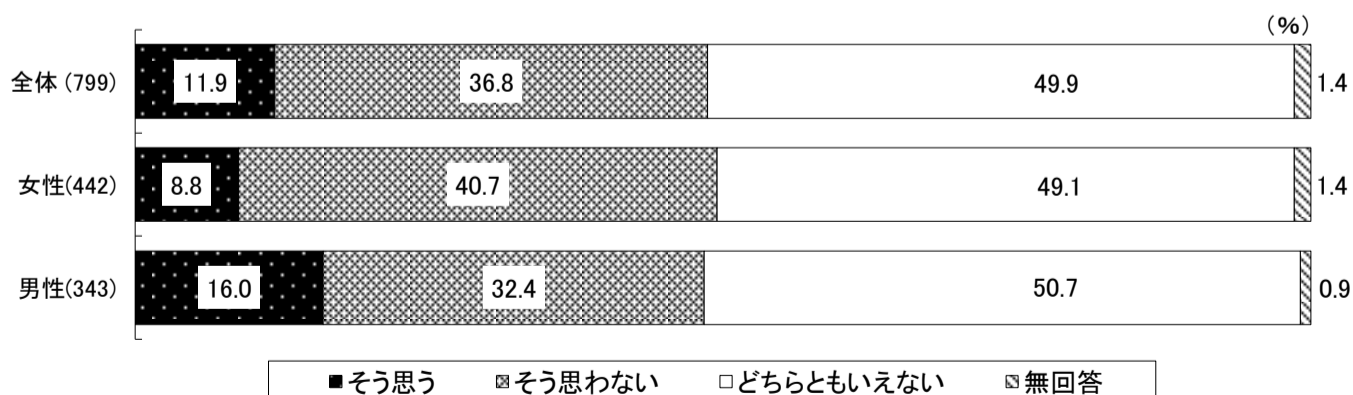
既婚者に日常的な家庭の仕事について、主に誰が分担しているかを聞いたところ、ほとんどすべての項目で『主に妻が行う』の割合が高くなっています。

図表9 「男は仕事、女は家庭」の考え方の推移(全国)



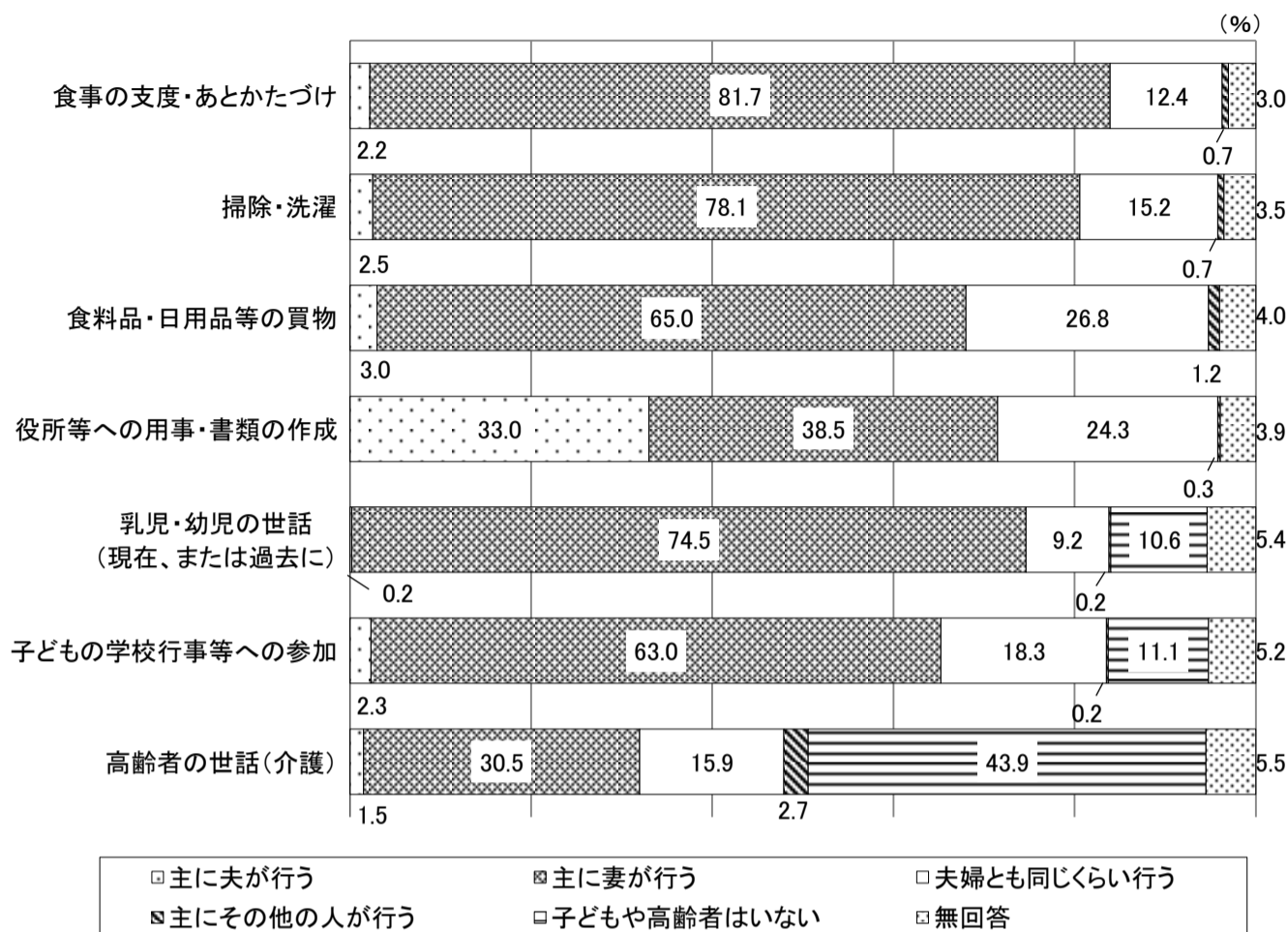
資料出所：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成28年9月)
 ※平成26年8月のみ内閣府「女性の活躍推進に関する世論調査」

図表10 「男は仕事、女は家庭」の考え方(千葉県)



資料出所：千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」(平成26年10月)

図表11 家事等の役割分担(千葉県)



資料出所:千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」(平成26年10月)

図表12 家事関連時間*(週全体平均)(千葉県・全国)

(単位:時間,分)

	千葉県		全国	
	女性	男性	女性	男性
家事	2:47	0:19	2:40	0:19
介護・看護	0:04	0:01	0:05	0:02
育児	0:30	0:05	0:24	0:05
買い物	0:41	0:19	0:36	0:17
合計	4:02	0:44	3:45	0:43

図表13 曜日別家事関連時間*(千葉県)

(単位:時間,分)

	女性	男性
平日	4:04	0:34
土曜日	3:44	1:01
日曜日	4:05	1:13

資料出所:総務省「社会生活基本調査」(平成23年)

*ここでいう「家事関連時間」とは、15歳以上の人で「家事」「介護・看護」「育児」「買い物」を行っている時間を指す。

3 子どもの教育における男女平等の意識

子どもの教育における男女平等意識について聞いたところ、『そう思う※1』と回答した割合が最も高いのは、「性別にとらわれず、男の子も女の子も炊事・掃除・洗濯など生活に必要な技術を身につけることが必要」であり、(92.4)%が『そう思う※1』と回答しています。

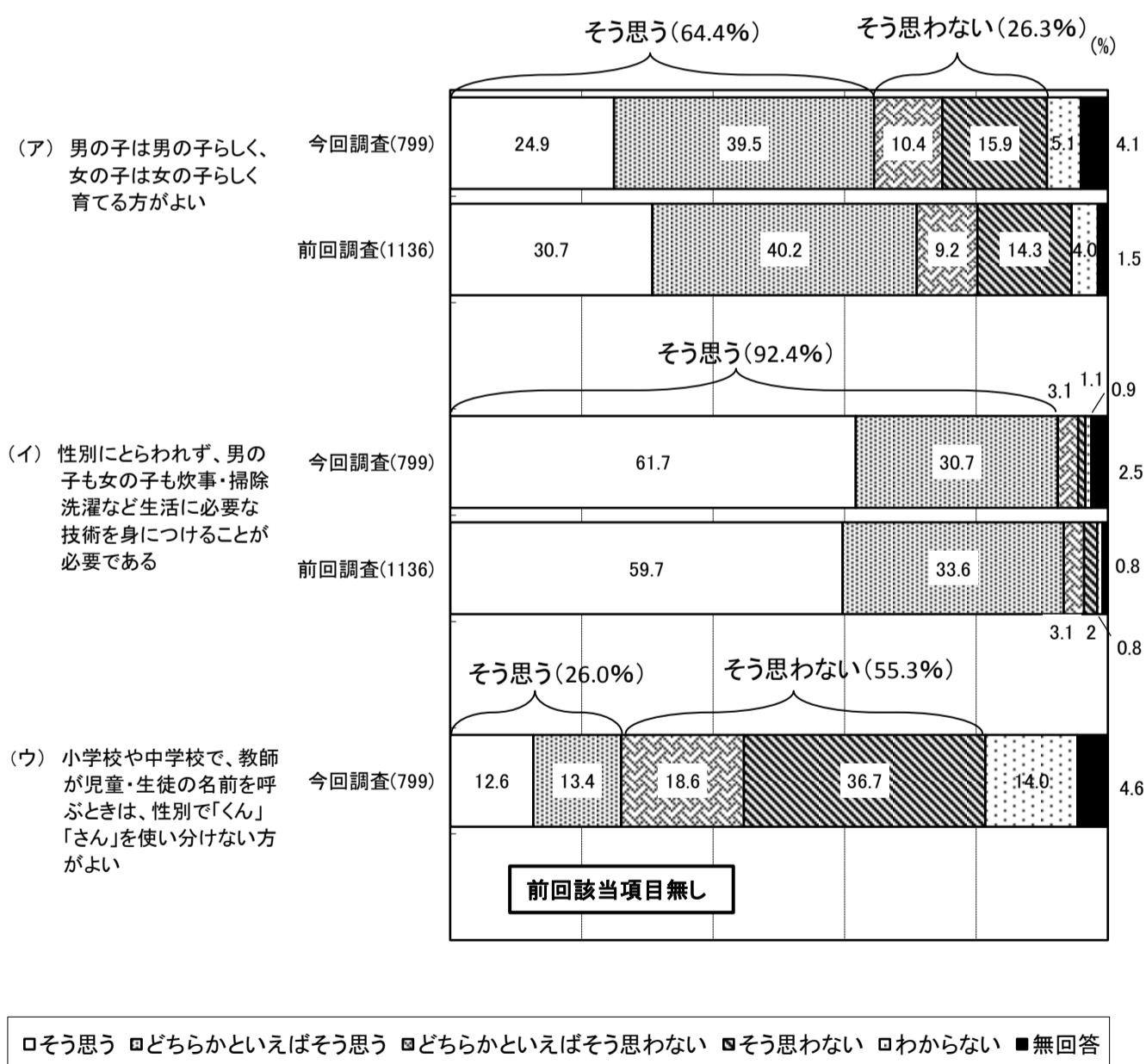
また、「男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく育てる方がよい」では、『そう思う※1』(64.4%)で、『そう思わない※2』(26.3%)と、『そう思う※1』と回答した割合が高くなっています。

「教師が児童・生徒の名前を呼ぶときは、性別で「くん」「さん」を使い分けられない方がよい」は、『そう思う※1』(26.0%)、『そう思わない※2』が(55.3%)で『そう思わない※2』と回答した割合が高くなっています。

※1 ここでいう「そう思う」は、「どちらかといえばそう思う」を含む。

※2 ここでいう「そう思わない」は、「どちらかといえばそう思わない」を含む。

図表14 子どもの教育における男女平等の意識(千葉県)



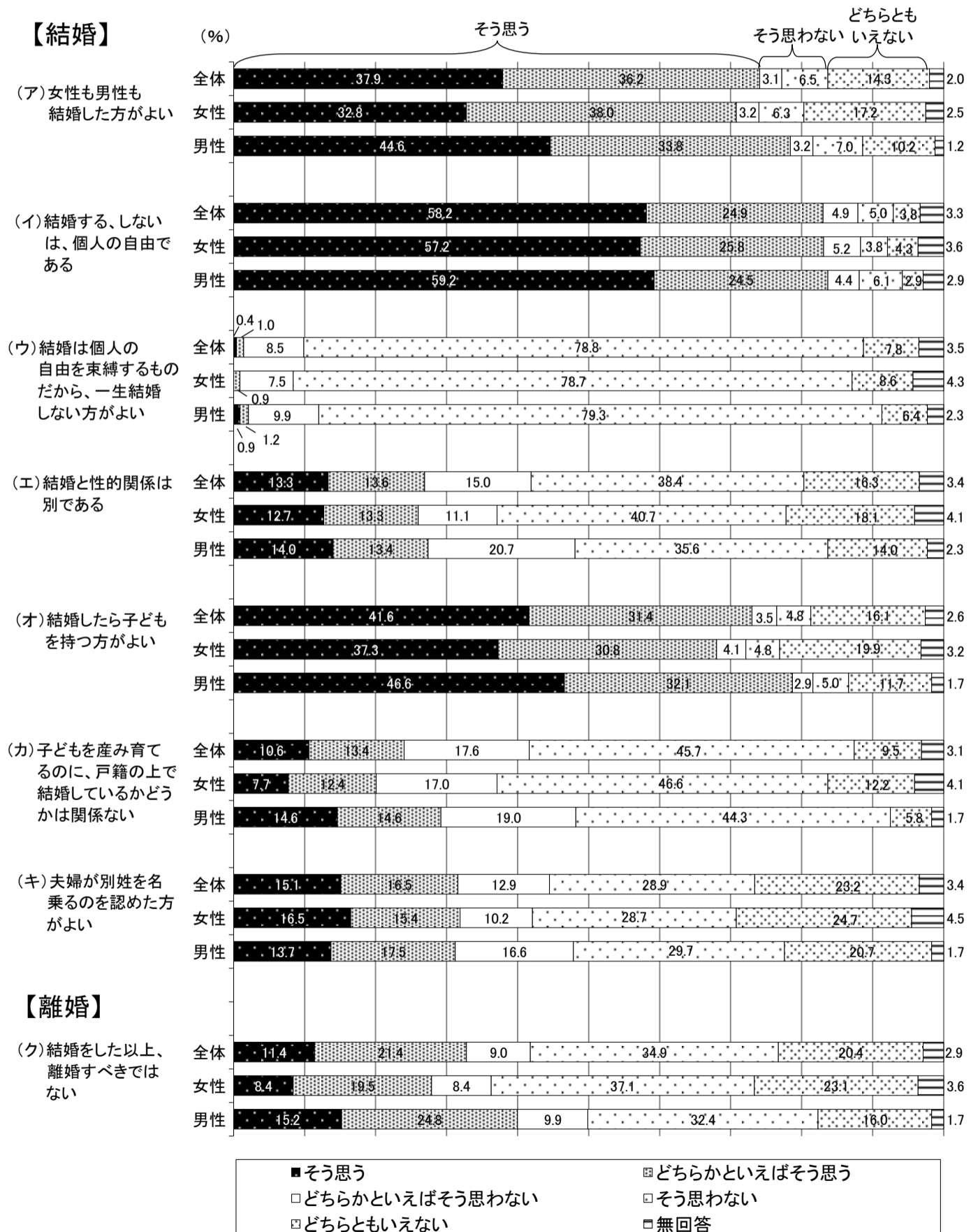
資料出所:千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」(平成26年10月)

4 結婚・離婚についての考え方

結婚・離婚についての考え方を聞いたところ、結婚について肯定的な意見が多くあるものの、「個人の自由」との回答が8割以上と高くなっています。また離婚については、否定的な意見は半数以下となっています。

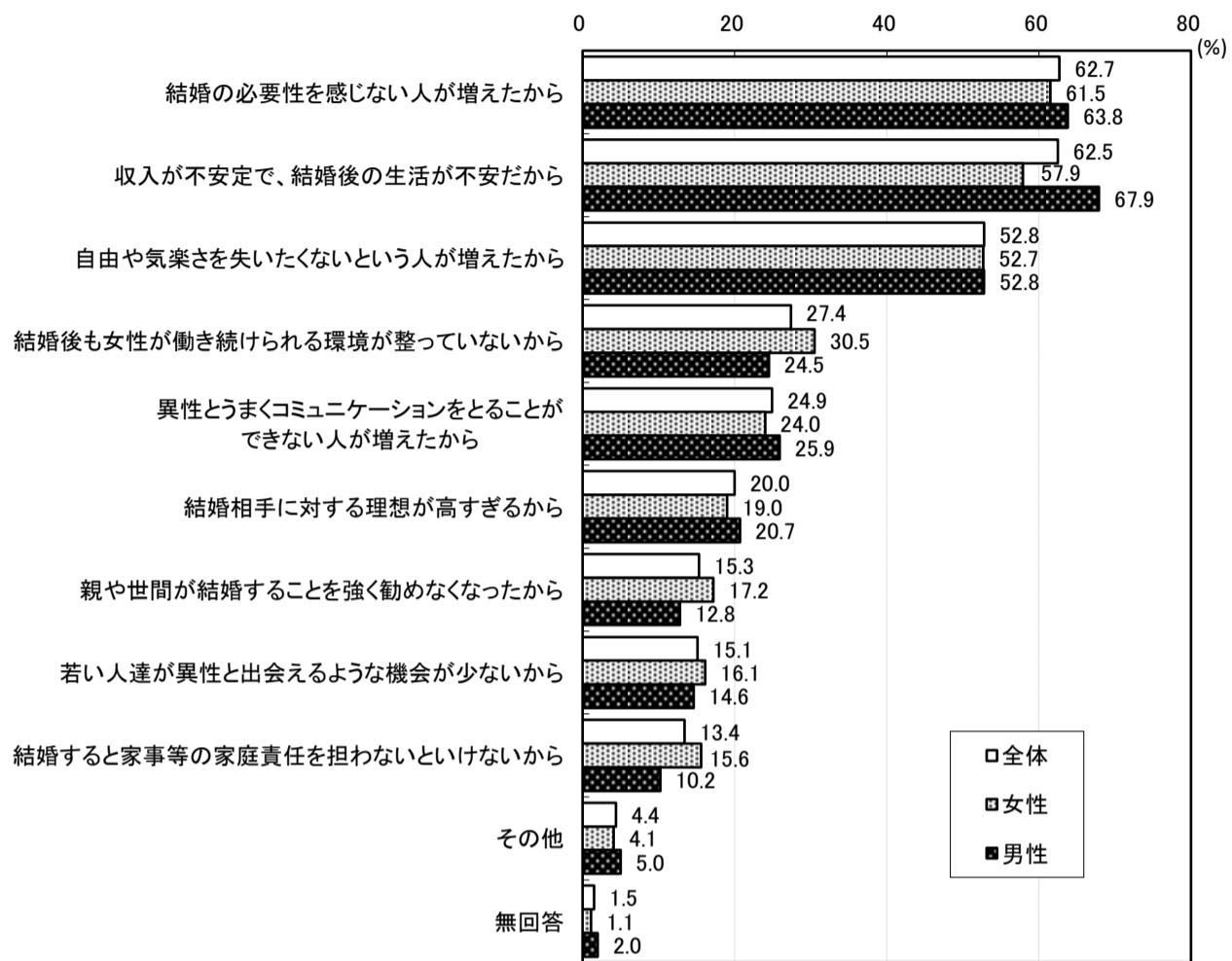
結婚しない（したくてもできない）人が増えている理由について聞いたところ、全体では『結婚の必要性を感じない人が増えたから』（62.7%）との回答の割合が最も高くなりました。

図表15 結婚・離婚についての考え方(千葉県)



資料出所: 千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」(平成26年10月)

図表16 非婚化について(千葉県)



資料出所:千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」(平成26年10月)

III 政策・方針決定過程における女性の参画

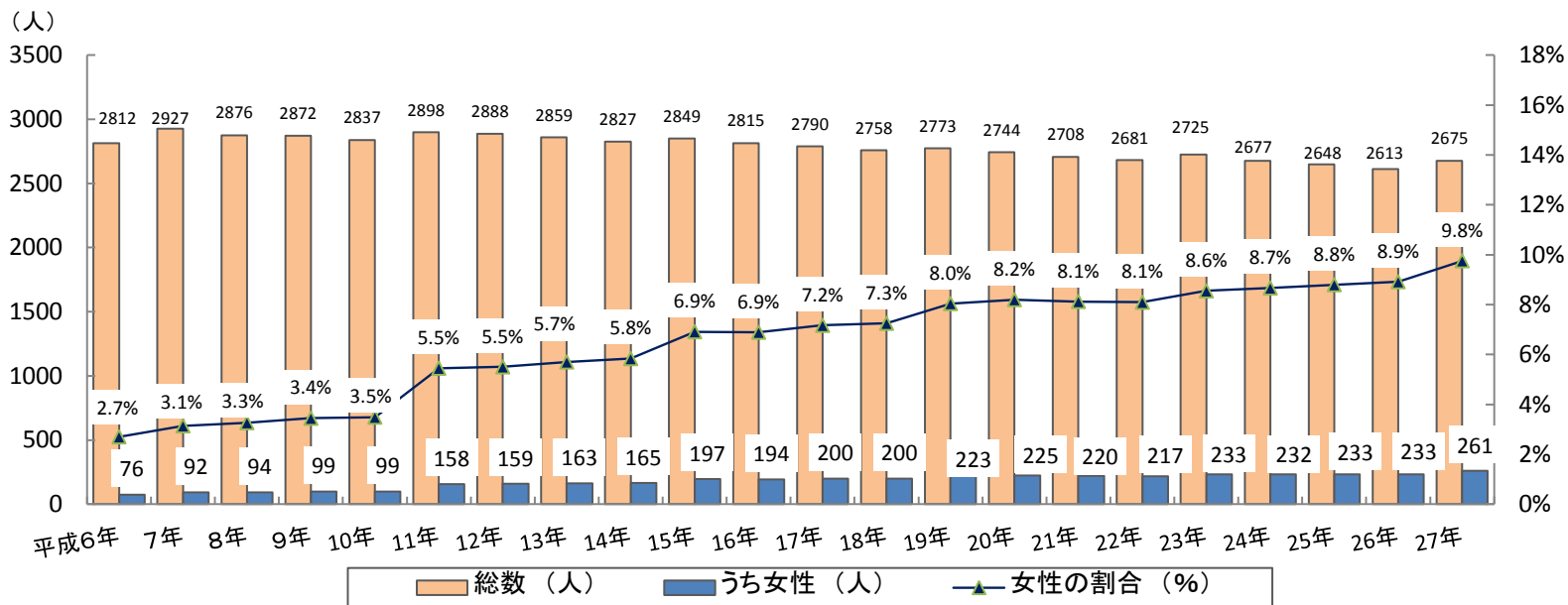
1 議会に占める女性の割合

(1) 都道府県議会の女性議員(全国・千葉県)

都道府県議会の女性議員比率は、年々向上してきてはいるものの、依然1割を下回り低い水準にあります。

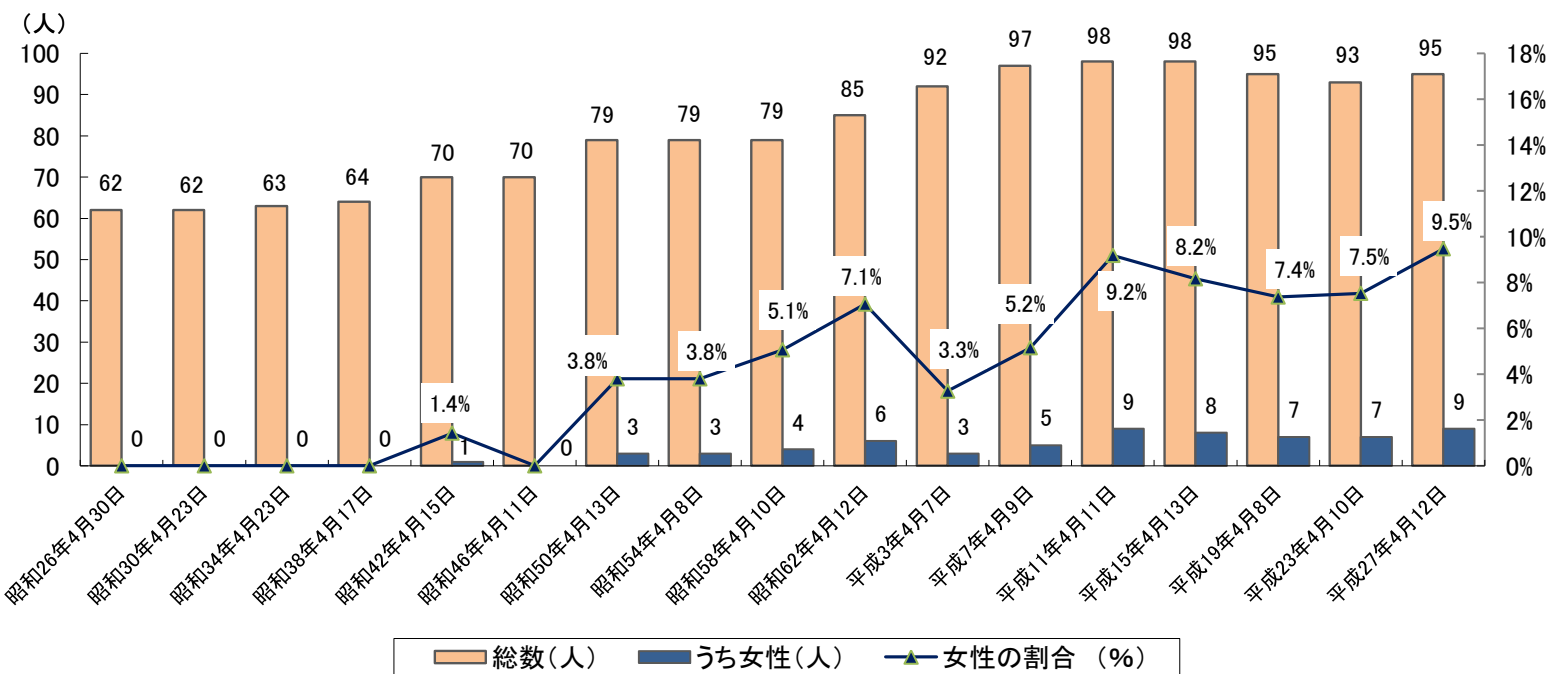
千葉県でも前回より2.0ポイント増加したものの、全国平均と同様に1割を下回っている状況となっています。

図表17 都道府県議会における女性議員割合の推移(全国)



資料出所:総務省(各年12月末現在)

図表18 千葉県議会における女性議員割合の推移

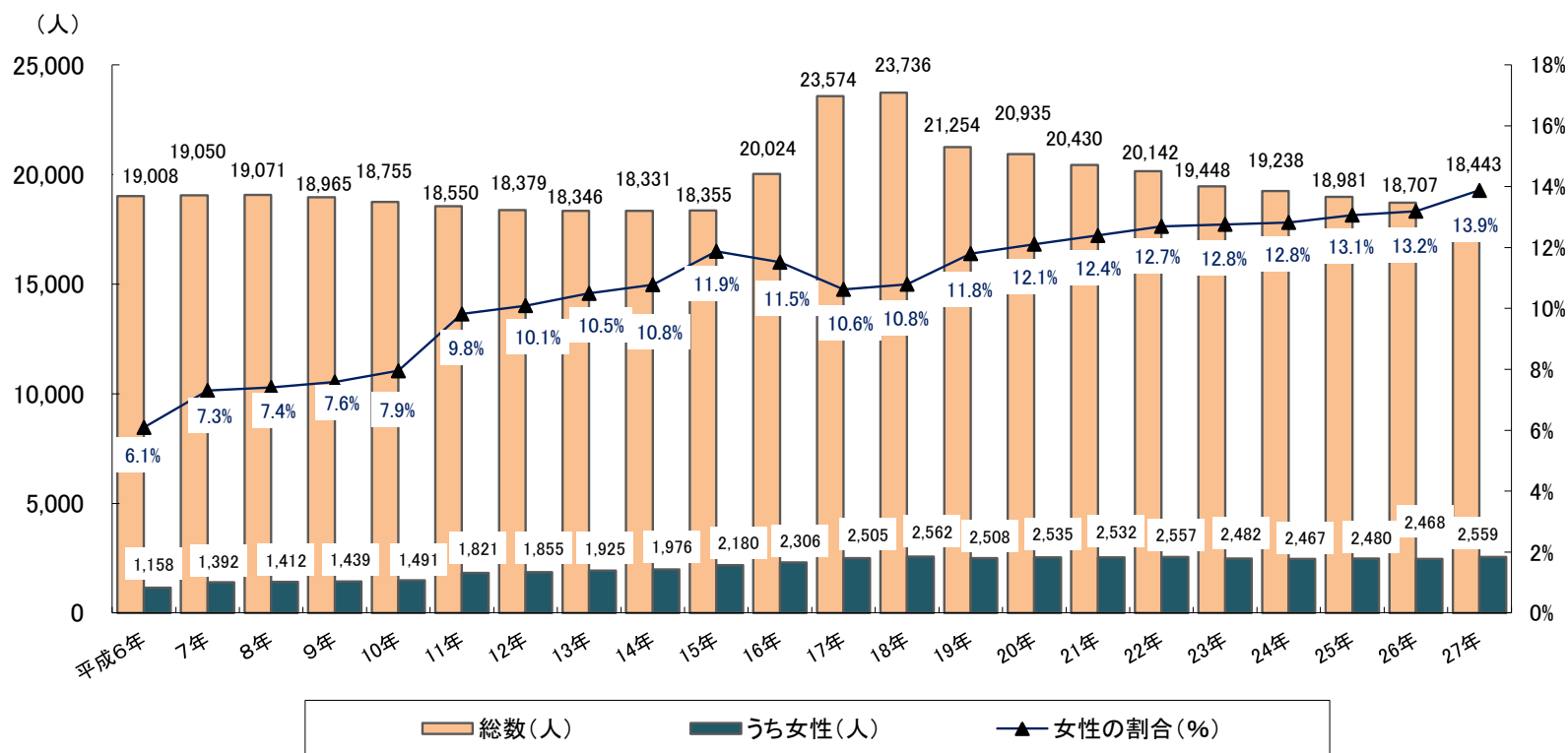


資料出所:千葉県選挙管理委員会

(2)市議会の女性議員(全国・千葉県)

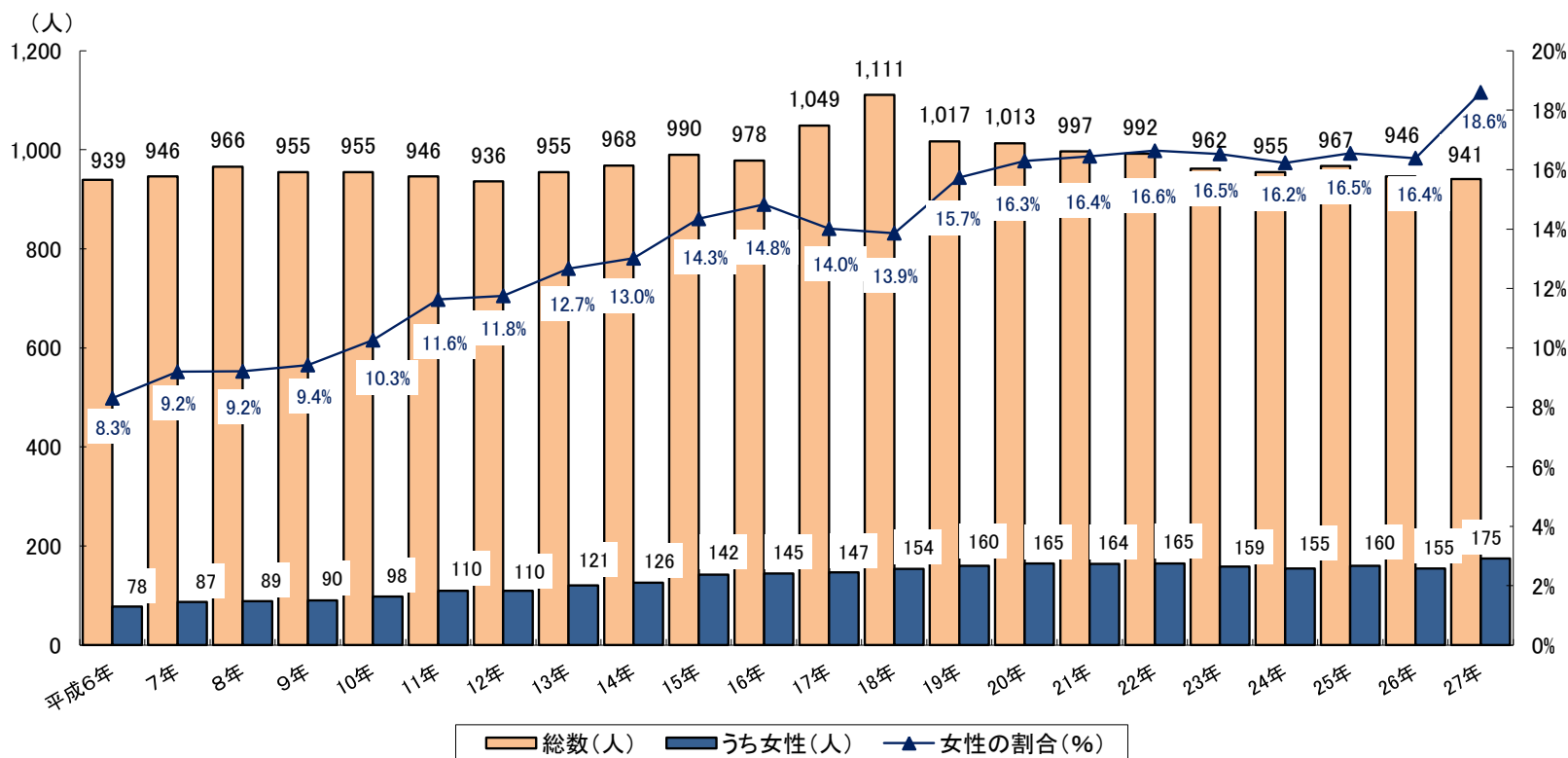
全国の市議会における女性議員は、増加傾向にありますますがまだ低い水準にあります。千葉県は、全国と比較すると多少上回っていますが、依然2割を下回りまだ低い状況です。

図表19 全国市議会における女性議員割合の推移



資料出所:総務省(各年12月末現在)

図表20 千葉県の市議会における女性議員割合の推移

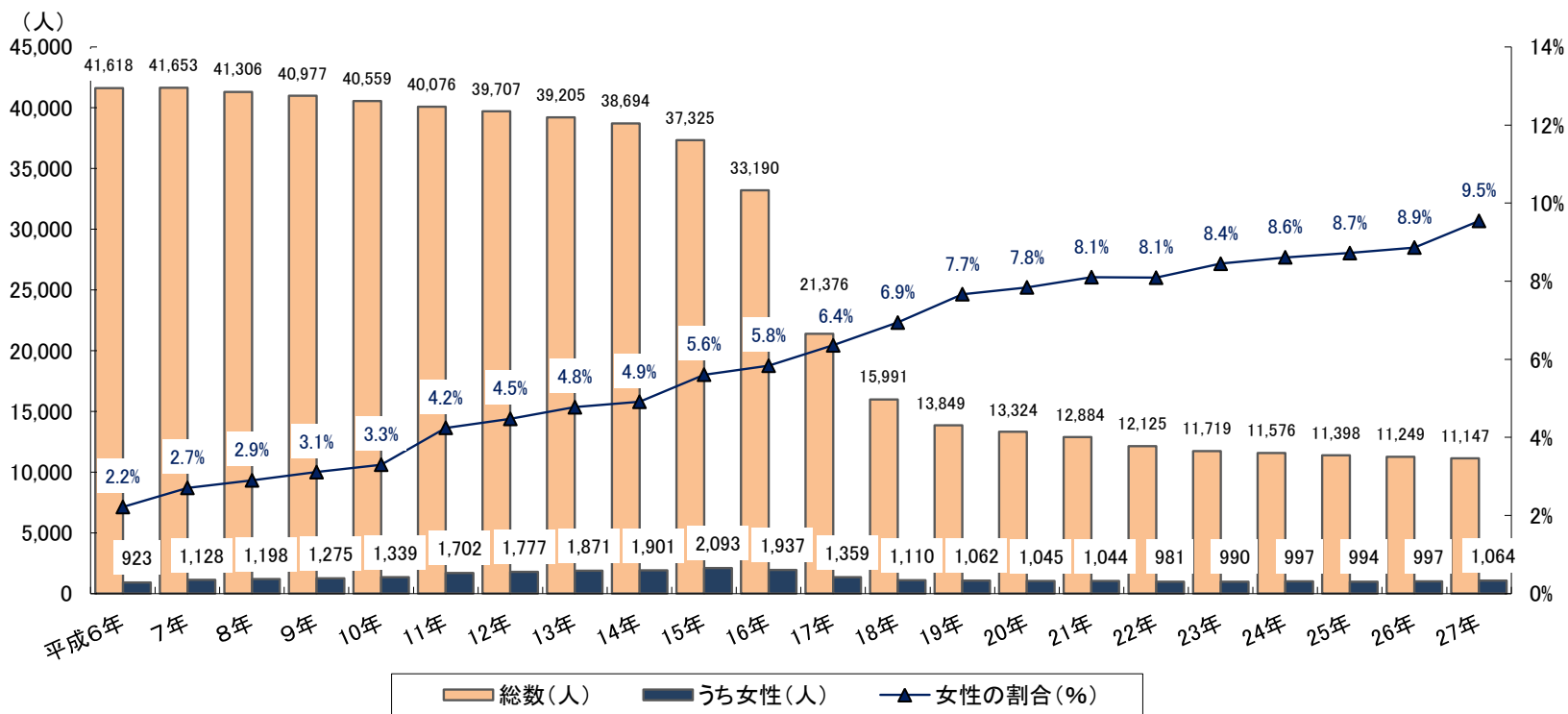


資料出所:千葉県市町村課「市町村資料集」(各年12月末現在)

(3) 町村議会における女性議員(全国・千葉県)

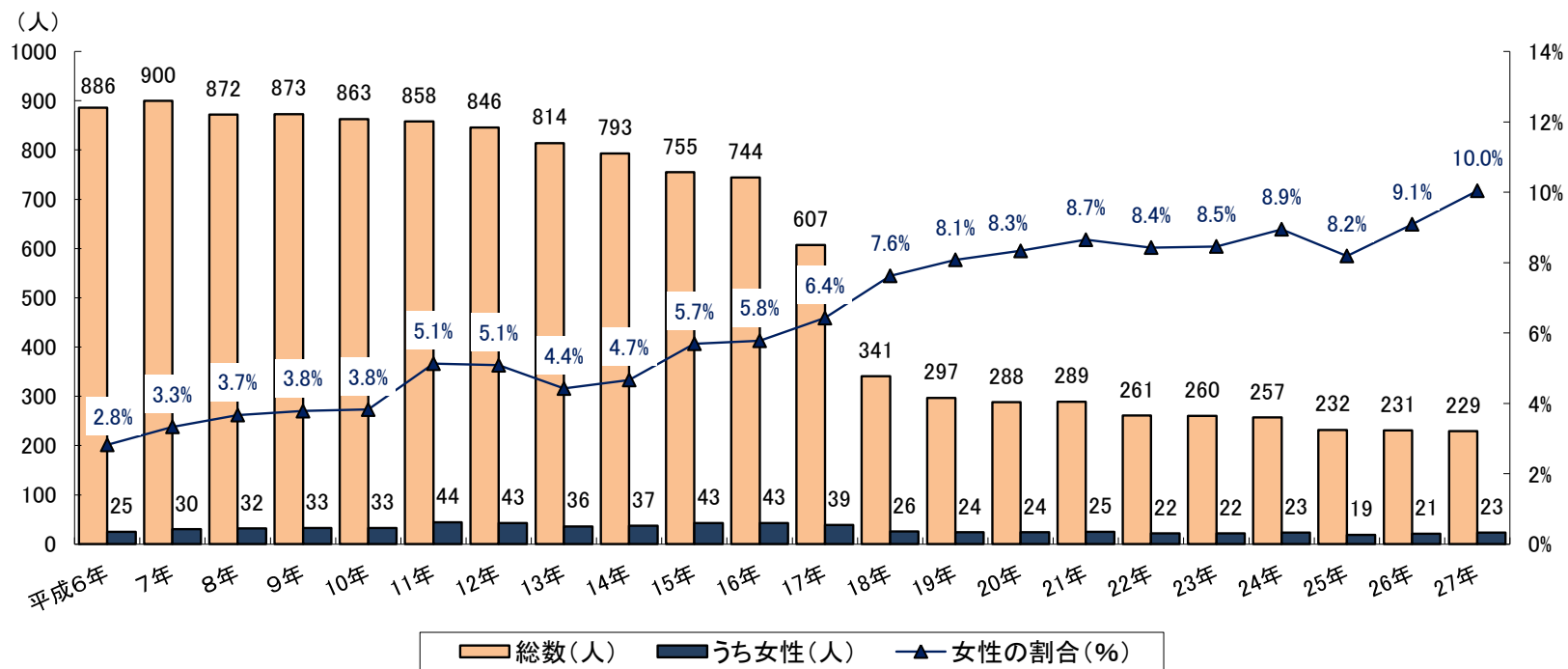
全国の町村議会における女性議員も毎年増加していますが、依然1割を下回り市議会と比べて低い水準にあります。平成27年12月末現在の千葉県の町村議会における女性議員は、前年より0.9ポイント増加したものの、1割に留まり全国と同様に低い状況にあります。

図21 全国町村議会における女性議員割合の推移



資料出所:総務省(各年12月末現在)

図表22 千葉県の町村議会における女性議員割合の推移



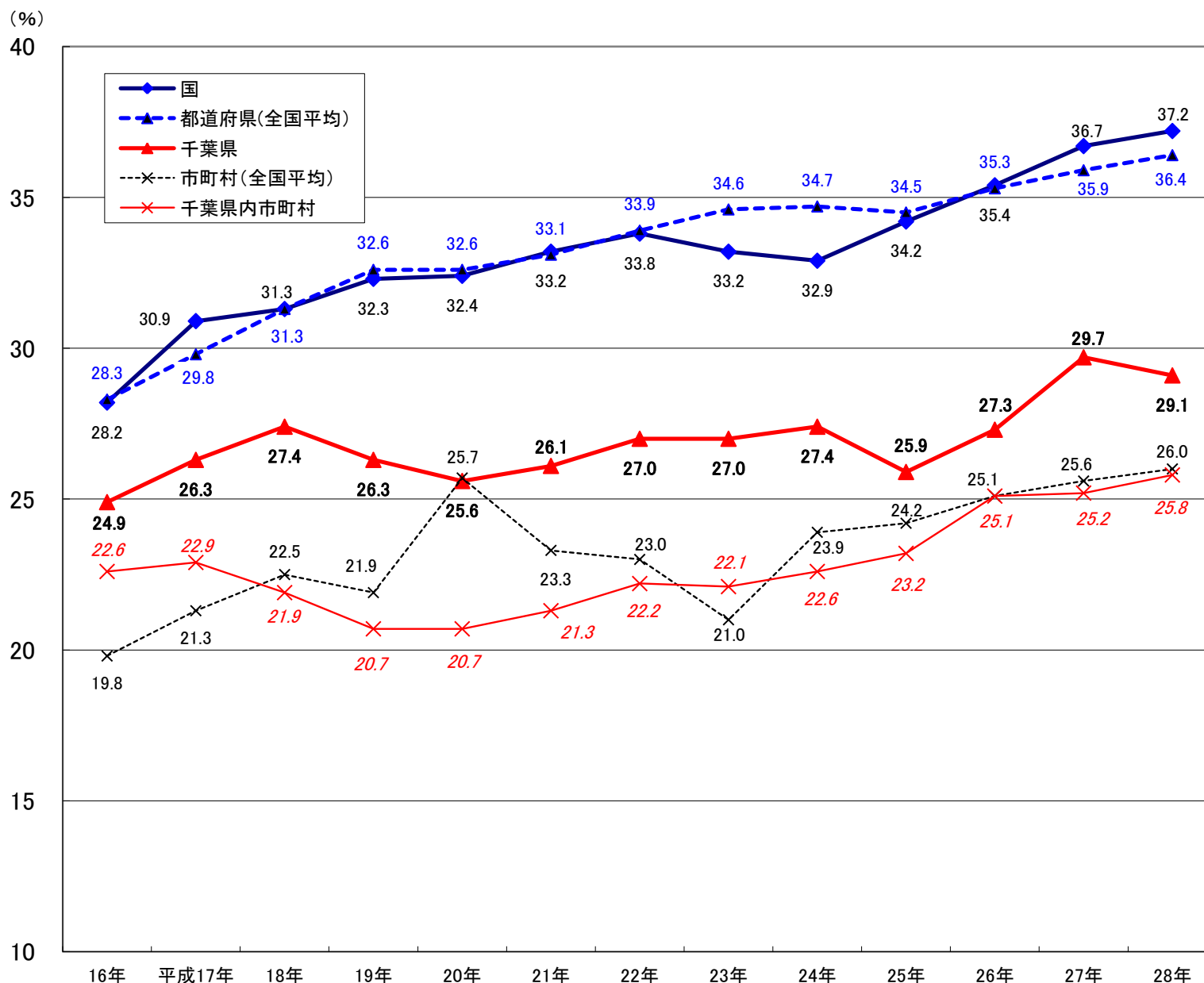
資料出所:千葉県市町村課「市町村資料集」(各年12月末現在)

2 審議会等に占める女性の割合

千葉県では、政策・方針決定の場へ女性の参画を進めるため、県の審議会等への女性委員割合の目標を40%として取り組んでいます。全国平均と比べて低い状況です。

平成28年4月1日現在の県の審議会等への女性委員の登用率は29.1%（27年度は29.7%）であり、また、市町村の女性委員の登用率は、25.8%（27年度は25.2%）となっております。

図表23 国・千葉県・千葉県内市町村の審議会等における女性委員割合の推移



※国は各年9月30日現在、千葉県は平成16～17年は3月31日現在、平成18年からは4月1日現在、千葉県内市町村については、平成16年からは4月1日現在
 ※都道府県は、目標の対象である審議会等委員に対する女性登用の割合
 市町村は、法律又は政令により設置された審議会等委員に対する女性登用の割合を表示

資料出所：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」
 千葉県男女共同参画課

3 管理職等への女性の登用

(1) 県職員における女性管理職の状況

(ア) 千葉県の女性職員の職種別比率

平成28年4月1日現在の県職員数のうち女性職員は約4割です。
職種別にみると女性の割合が大きいものは、医療職、福祉職、教育職です。

図表24 職種別県職員数(千葉県)

(単位:人,%)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
総数	64,407	63,830	63,984	63,854	63,650	63,617	63,240	64,025	64,225	63,998
女性	25,557	25,469	25,864	25,970	26,081	26,226	26,141	26,787	26,965	27,006
比率	39.7	39.9	40.4	40.7	41.0	41.2	41.3	41.8	42.0	42.2
行政職	13,261	12,737	12,275	11,807	11,434	11,199	11,031	10,969	11,060	11,027
女性	4,146	4,087	4,035	3,946	3,900	3,871	3,867	3,863	3,916	3,915
比率	31.3	32.1	32.9	33.4	34.1	34.6	35.1	35.2	35.4	35.5
公安職	11,279	11,334	11,293	11,467	11,465	11,576	11,607	11,692	11,703	11,664
女性	605	620	632	728	788	855	909	962	1,009	1,056
比率	5.4	5.5	5.6	6.3	6.9	7.4	7.8	8.2	8.6	9.1
教育職	36,302	36,196	36,867	37,041	37,185	37,289	37,122	37,872	38,013	37,883
女性	18,459	18,387	18,825	18,941	19,030	19,154	19,072	19,642	19,783	19,803
比率	50.8	50.8	51.1	51.1	51.2	51.4	51.4	51.9	52.0	52.3
研究職	487	463	442	431	433	429	423	416	415	418
女性	96	89	84	81	85	88	89	98	101	104
比率	19.7	19.2	19.0	18.8	19.6	20.5	21.0	23.6	24.3	24.9
医療職	2,846	2,882	2,891	2,889	2,912	2,907	2,845	2,859	2,817	2,795
女性	2,148	2,180	2,181	2,167	2,173	2,154	2,102	2,120	2,052	2,032
比率	75.5	75.6	75.4	75.0	74.6	74.1	73.9	74.2	72.8	72.7
海事職	95	81	80	81	79	75	71	70	69	69
女性	1	1	1	2	2	2	1	1	1	1
比率	1.1	1.2	1.3	2.5	2.5	2.7	1.4	1.4	1.4	1.4
福祉職	137	137	136	138	142	142	141	147	148	142
女性	102	105	106	105	103	102	101	101	103	95
比率	74.5	76.6	77.9	76.1	72.5	71.8	71.6	68.7	69.6	66.9

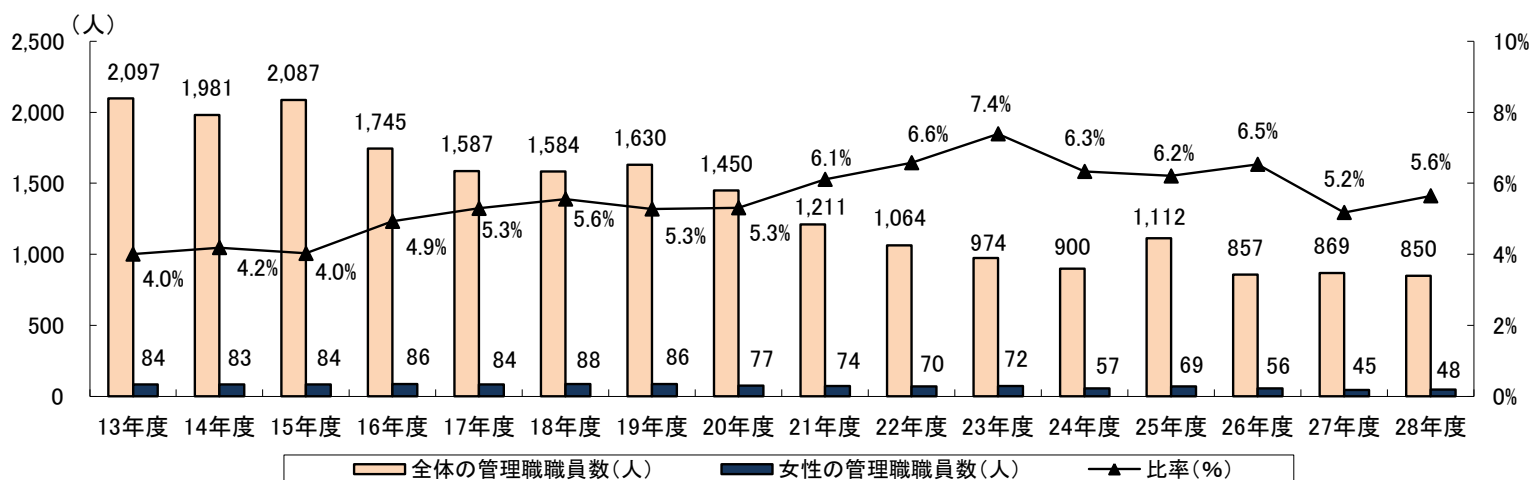
※県職員数(公営企業職員並びに市町村立学校職員給与負担法[昭和23年法律第135号]第1条及び第2条に規定する職員を含む)

資料出所:千葉県人事委員会(各年4月1日現在)

(イ) 女性職員の管理職への登用

千葉県職員における女性職員の管理職への登用率については、近年、5~6%台で推移しています。

図表25 千葉県職員における女性職員の管理職への登用率の推移



※課長及び課長相当職以上の職員を対象とする。

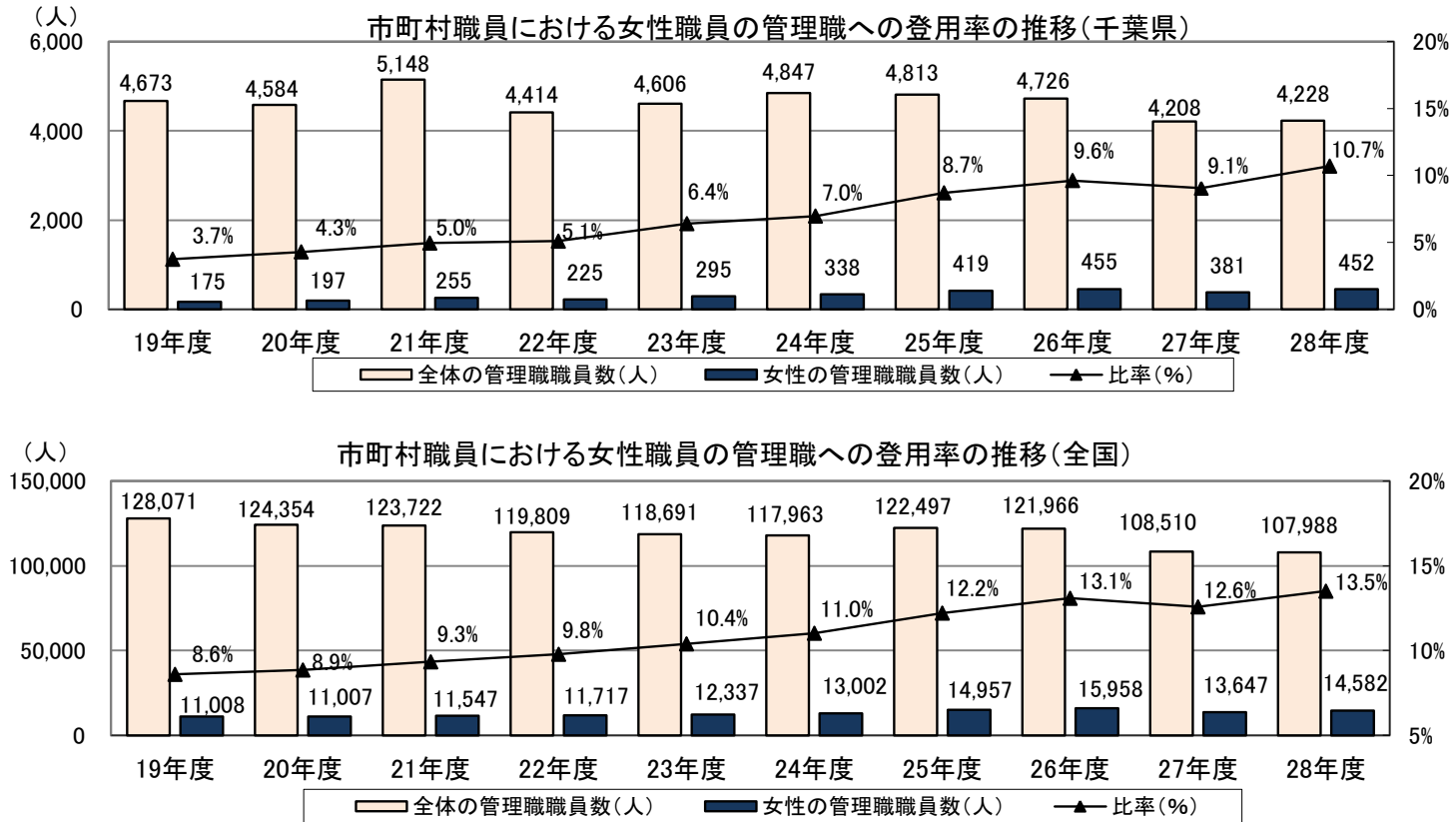
資料出所:内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

千葉県男女共同参画課

(2) 市町村職員における女性管理職の状況

市町村職員における女性職員の管理職への登用率については増加傾向にあり、平成28年4月1日現在10.7%となっています。

図表26 市町村職員における女性職員の管理職への登用率の推移(千葉県・全国)



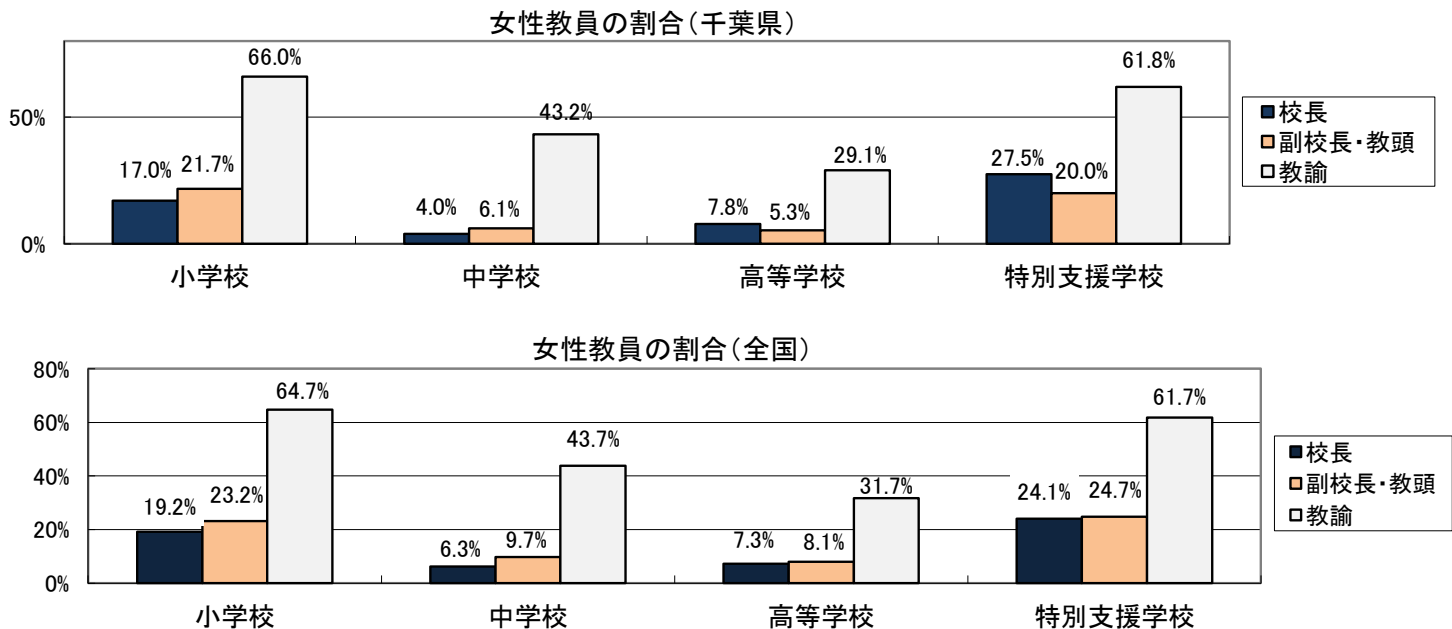
※課長及び課長相当職以上の職員を対象とする。

資料出所：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」
千葉県男女共同参画課

(3) 学校職員における女性管理職の状況

平成28年度の公立学校の女性の校長・副校長・教頭といった管理職の割合は、学校の種別によりやや差がありますが低い状況であることが分かります。

図表27 本務教員に占める女性教員の割合(千葉県・全国)



資料出所：文部科学省「学校基本調査」(平成28年)

(4) 企業団体等における女性管理職の状況

(ア) 女性役員、役職者の状況

平成22年の「国勢調査」(総務省)によると、千葉県における女性の役員割合は、平成17年に比べてほとんど変わらず、分野によって差はありますが、全体としてまだ約2割程度です。

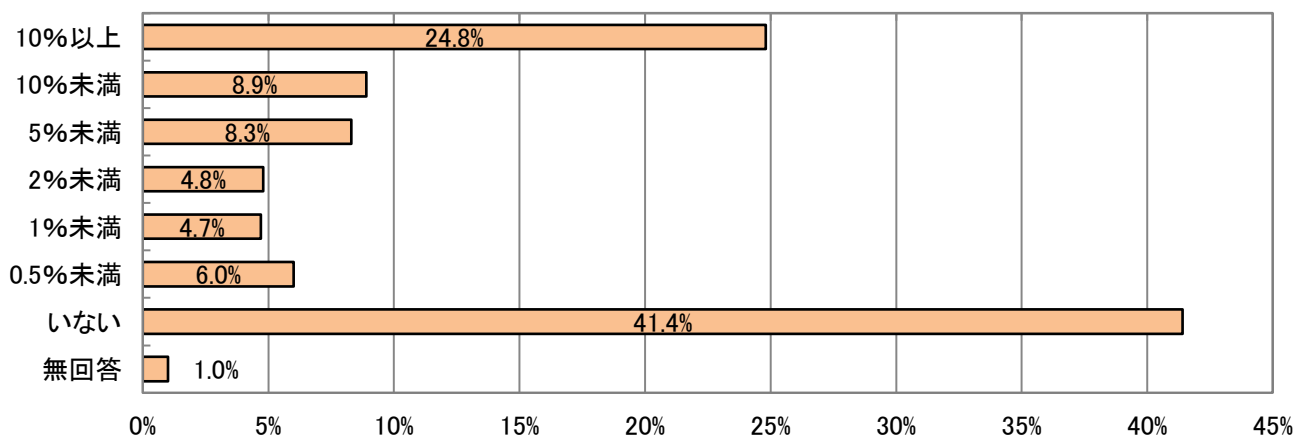
図表28 産業別男女別役員数の推移 (千葉県) (単位:人,%)

区分	平成17年				平成22年			
	女性	男性	合計	女性割合	女性	男性	合計	女性割合
総数	32,754	140,514	173,268	18.9%	29,200	117,404	146,604	19.9%
農業・林業	397	1,064	1,461	27.2%	298	1,017	1,315	22.7%
漁業	17	67	84	20.2%	22	76	98	22.4%
鉱業・採石業・砂利採取	14	129	143	9.8%	16	93	109	14.7%
建設業	5,828	28,950	34,778	16.8%	4,975	23,631	28,606	17.4%
製造業	3,907	20,803	24,710	15.8%	2,939	16,136	19,075	15.4%
電気・ガス・熱供給・水道業	-	169	169	0.0%	10	164	174	5.7%
情報通信業	861	7,717	8,578	10.0%	731	6,380	7,111	10.3%
運輸業・郵便業	979	6,911	7,890	12.4%	905	5,310	6,215	14.6%
卸売業・小売業	8,560	32,264	40,824	21.0%	7,416	26,103	33,519	22.1%
金融業・保険業	548	3,060	3,608	15.2%	413	2,603	3,016	13.7%
不動産業・物品賃貸業	2,802	8,395	11,197	25.0%	3,021	7,235	10,256	29.5%
学術研究、専門・技術サービス業	1,709	8,799	10,508	16.3%	1,521	8,464	9,985	15.2%
宿泊業・飲食サービス業	1,707	3,754	5,461	31.3%	1,317	3,094	4,411	29.9%
生活関連サービス業・娯楽業	1,302	3,809	5,111	25.5%	1,245	2,865	4,110	30.3%
教育・学習支援業	511	1,479	1,990	25.7%	549	1,391	1,940	28.3%
医療・福祉	1,298	2,346	3,644	35.6%	1,627	2,759	4,386	37.1%
複合サービス事業	24	294	318	7.5%	7	163	170	4.1%
その他サービス業	1,844	8,890	10,734	17.2%	1,758	8,603	10,361	17.0%
公務	-	-	-	-	-	-	-	-
分類不能の産業	446	1,614	2,060	21.7%	430	1,317	1,747	24.6%

資料出所：総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)
 ※表中の「-」は該当数字がないものを示す。
 ※ここでいう「役員」とは、会社の社長・取締役・監査役、団体の理事・監事、公団や事業団の総裁・理事・監事などを指す。
 ※「公務」とは、他に分類されないもの。
 ※平成17年の値は、新産業分類特別集計の数値。

(イ) 事業所あたりの女性管理職の割合

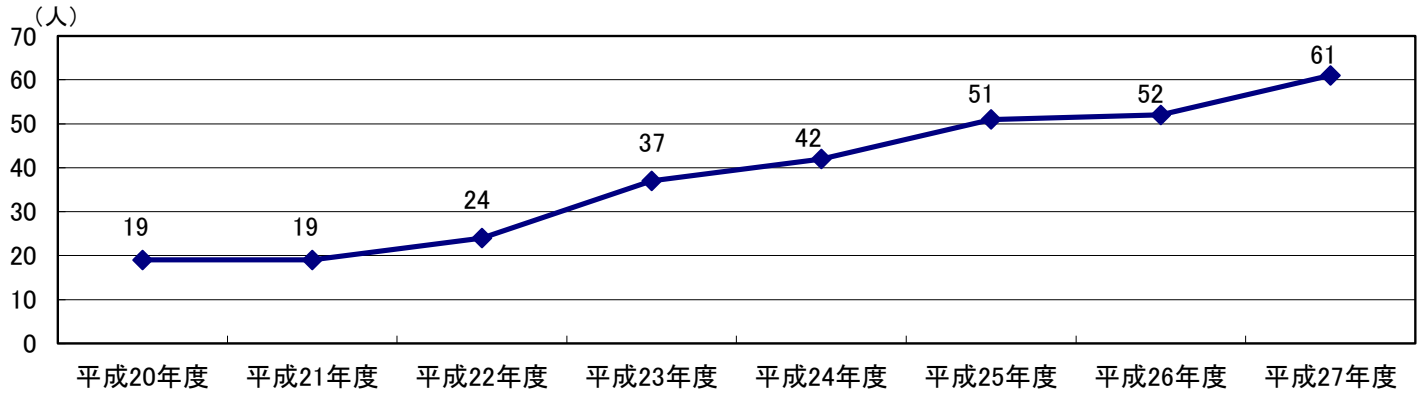
図表29 一事業所あたりの女性管理職の割合(千葉県)



資料出所：千葉県雇用労働課「ワーク・ライフ・バランス取組状況調査」(平成28年1月)

(5) 農業委員における女性委員の状況

図表30 女性農業委員数の推移(千葉県)



資料出所:千葉県農地・農村振興課「農業委員会実態調査」(各年10月1日時点)

図表31 農協・漁協における女性役員数とその推移(千葉県)

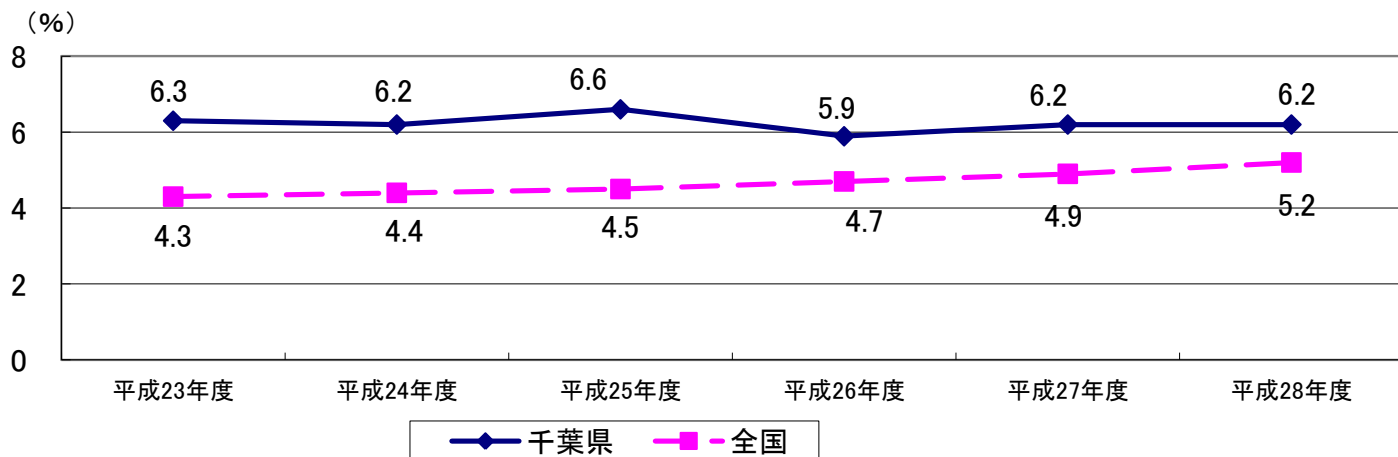
(単位:人, %)

事業年度	農協役員数			漁協役員数		
	総数	うち女性役員数	女性割合	総数	うち女性役員数	女性割合
平成13年度	963	0	0.0%	451	1	0.2%
平成14年度	805	0	0.0%	443	2	0.5%
平成15年度	783	0	0.0%	434	2	0.5%
平成16年度	721	1	0.1%	433	2	0.5%
平成17年度	685	6	0.9%	424	2	0.5%
平成18年度	677	6	0.9%	417	2	0.5%
平成19年度	668	10	1.5%	415	2	0.5%
平成20年度	635	10	1.6%	406	2	0.5%
平成21年度	602	10	1.7%	394	1	0.3%
平成22年度	574	10	1.7%	330	1	0.3%
平成23年度	573	10	1.7%	325	1	0.3%
平成24年度	573	20	3.5%	323	1	0.3%
平成25年度	581	25	4.3%	325	1	0.3%
平成26年度	587	34	5.8%	313	1	0.3%
平成27年度	589	37	6.3%	314	1	0.3%

資料出所:千葉県団体指導課「農業協同組合要覧」,「水産業協同組合要覧」(各組合事業年度末時点)

(6) 自治会における女性会長の状況

図表32 自治会長に占める女性の割合(千葉県・全国)



資料出所:内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」
千葉県男女共同参画課

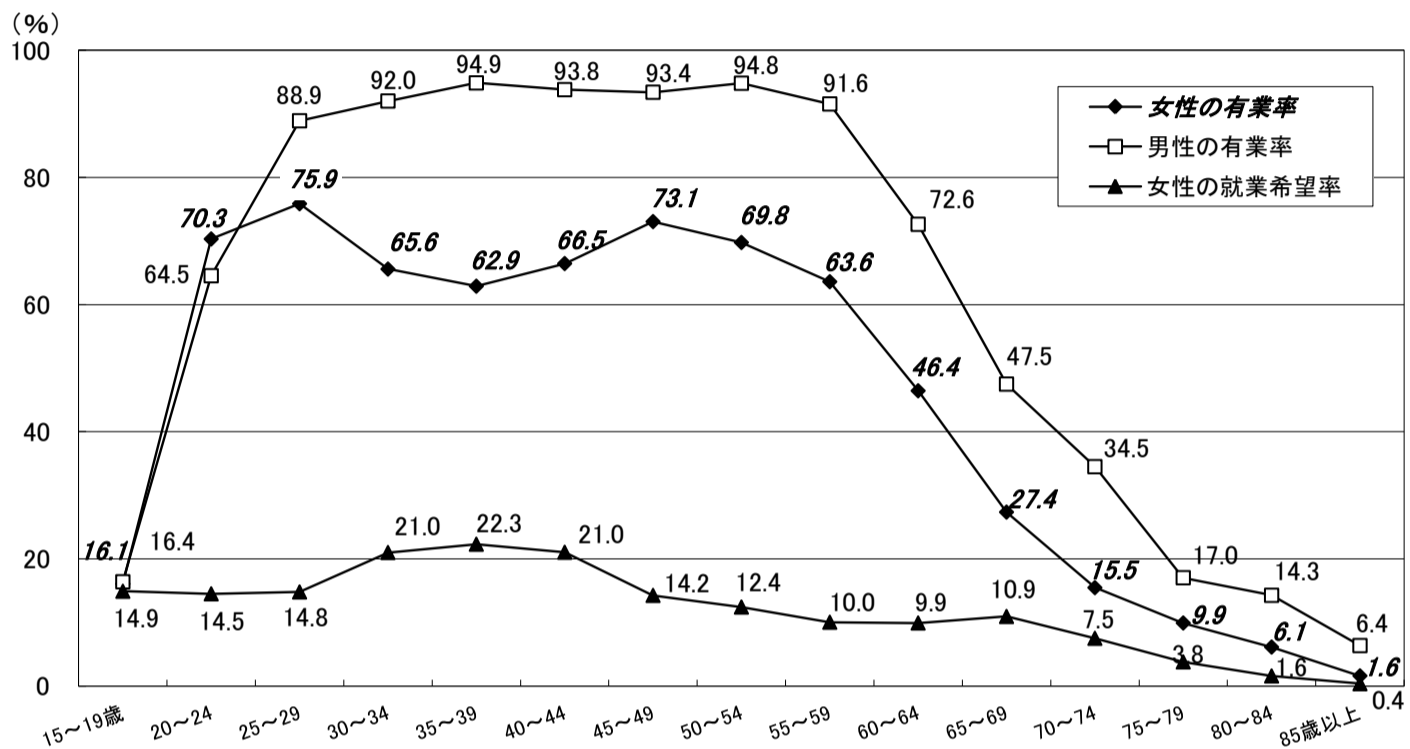
IV 労働

1 労働力率

(1) 男女別労働力率の推移

女性は30代で有業率が下がり、いわゆる「M字カーブ*」を描いています。一方、女性の就業希望率は30歳代から40歳代前半で高くなっています。
 男性は20歳代後半から50歳代までほぼ変わりません。

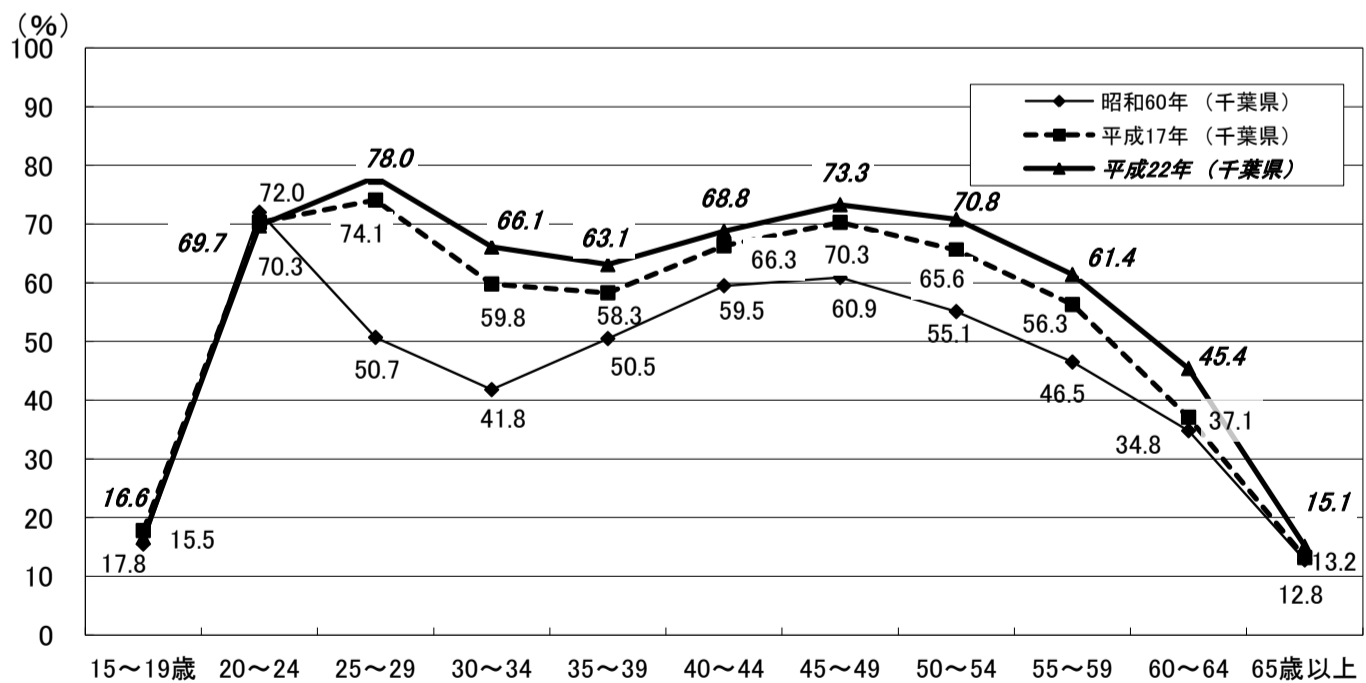
図表33 年齢階級別男女別有業率及び就業希望率(千葉県)



資料出所:総務省「平成24年就業構造基本調査」(平成24年10月1日現在)

* 日本の女性労働力人口比率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になり、アルファベットのMのような形になる。

図表34 年齢5歳階級別労働力率*の推移(千葉県 女性)

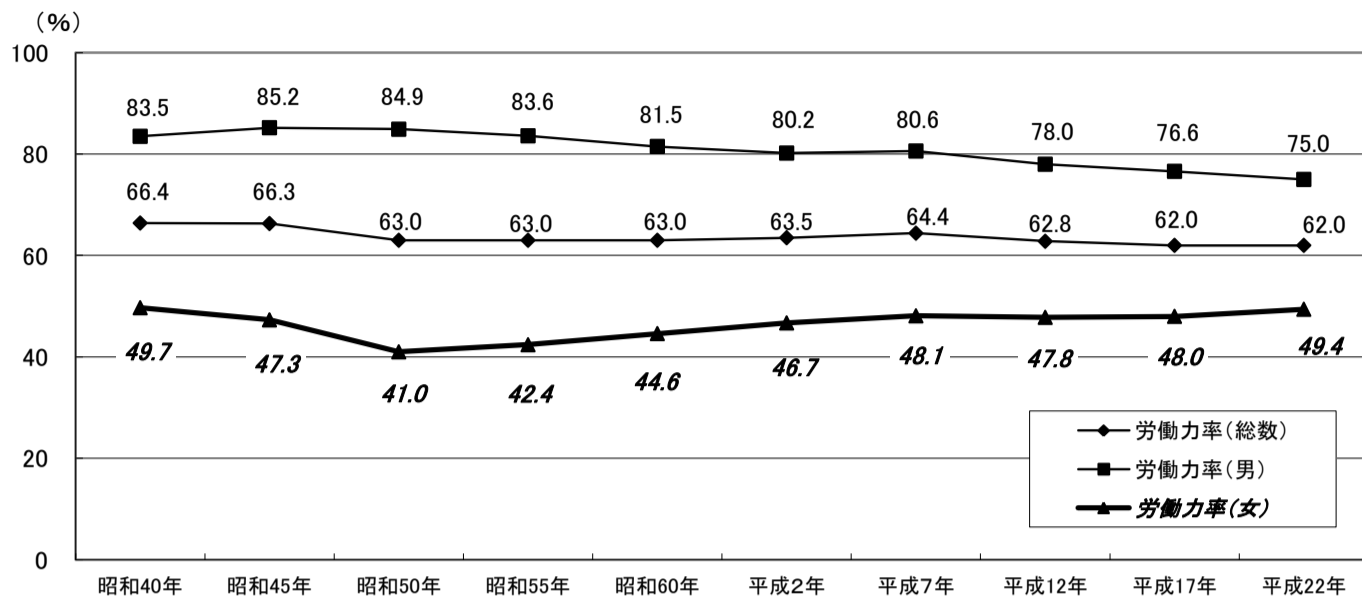


資料出所:総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

* 15歳以上人口に占める労働力人口の割合(分母から労働力状態「不詳」の数を除いて算出している。)

※労働力人口:満15歳以上の人口のうち、労働の意思と能力をもつ者の人口。就業者(休業者も含む。)と完全失業者(仕事についておらず、仕事があればすぐつくことができ、仕事を探す活動をしていた者)の合計

図表35 労働力率の推移(千葉県)

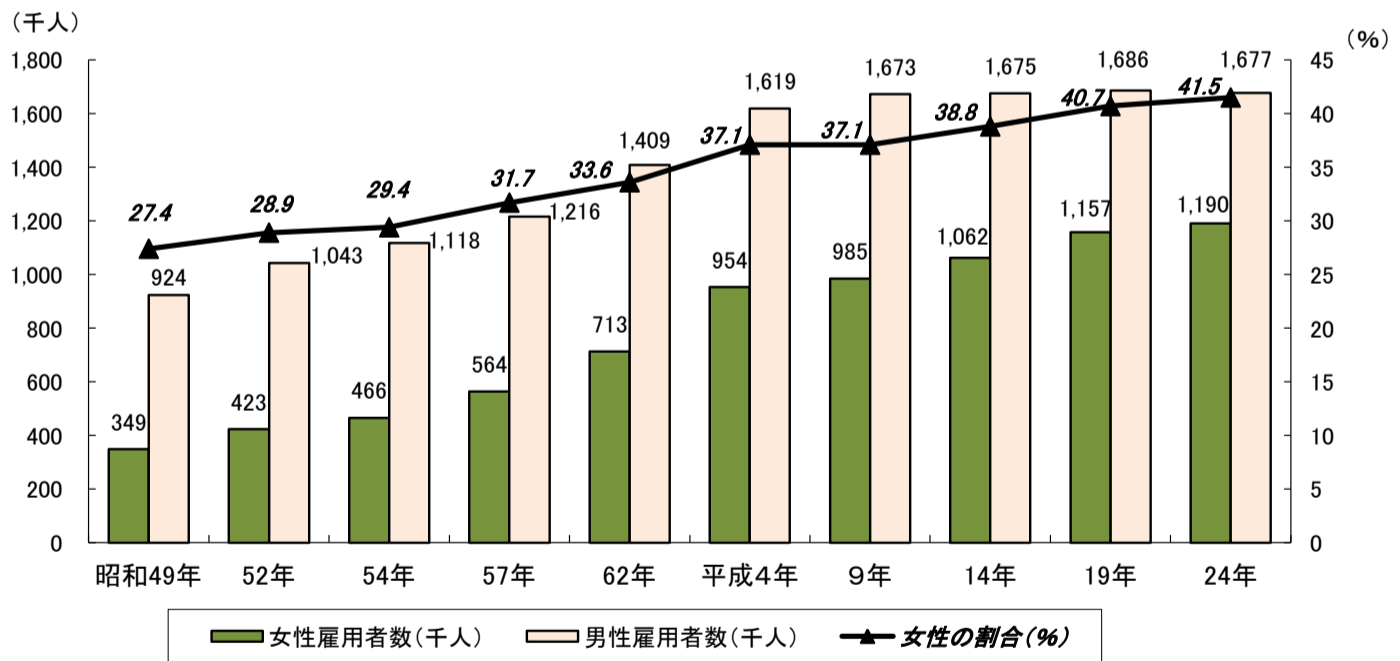


資料出所:総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

(2)雇用者数の推移

女性の雇用者数は、年々増加しています。
また、雇用者総数に占める女性の割合も、年々増加しています。

図表36 雇用者数の推移(千葉県)

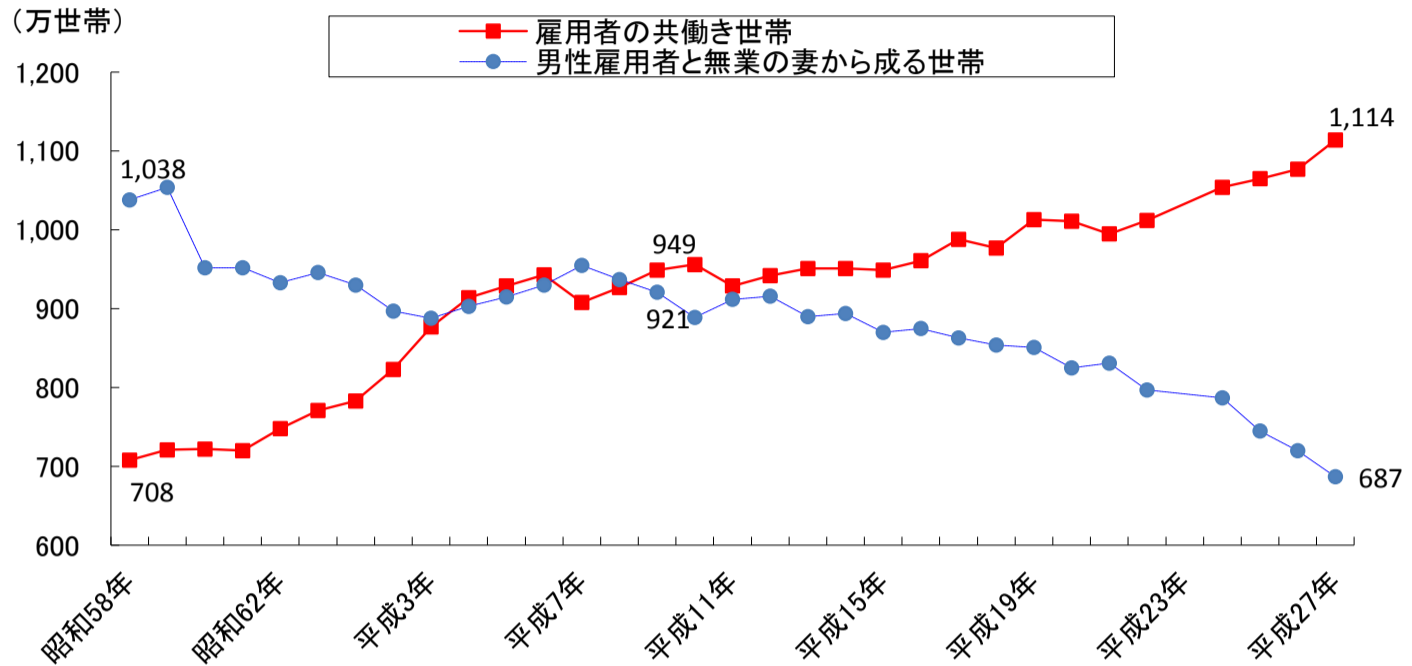


資料出所:総務省「就業構造基本調査」(平成24年10月1日現在)

(3) 共働き世帯数

平成9年以降、共働き世帯数は夫のみ就業世帯数を上回り、その後も徐々に増加しています。

図表37 共働き等世帯数の推移(全国)



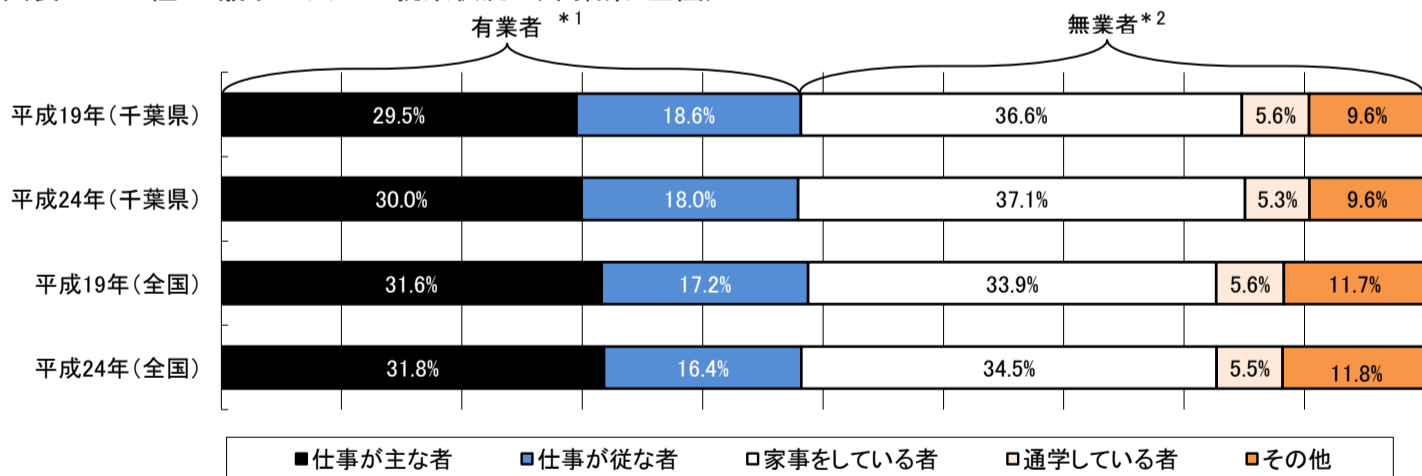
資料出所:総務省「労働力調査」(各年平均)

2 労働者の状況

(1) 女性の有業率, 無業率

女性の有業率(15歳以上人口に占める有業者の割合)は平成19年と比べて大きな変化はありません。千葉県, 全国ともに無業率が有業率を若干上回っています。

図表38 女性15歳以上人口の就業状況(千葉県・全国)



*1 有業者: ふだん収入を得ることを目的として仕事をしており, 調査日以降もしていくことになっている者, 及び仕事は持っているが, 現在は休んでいる者。なお, 家族従業者は, 収入を得ていなくても, ふだんの状態として仕事をしていれば有業者としている。

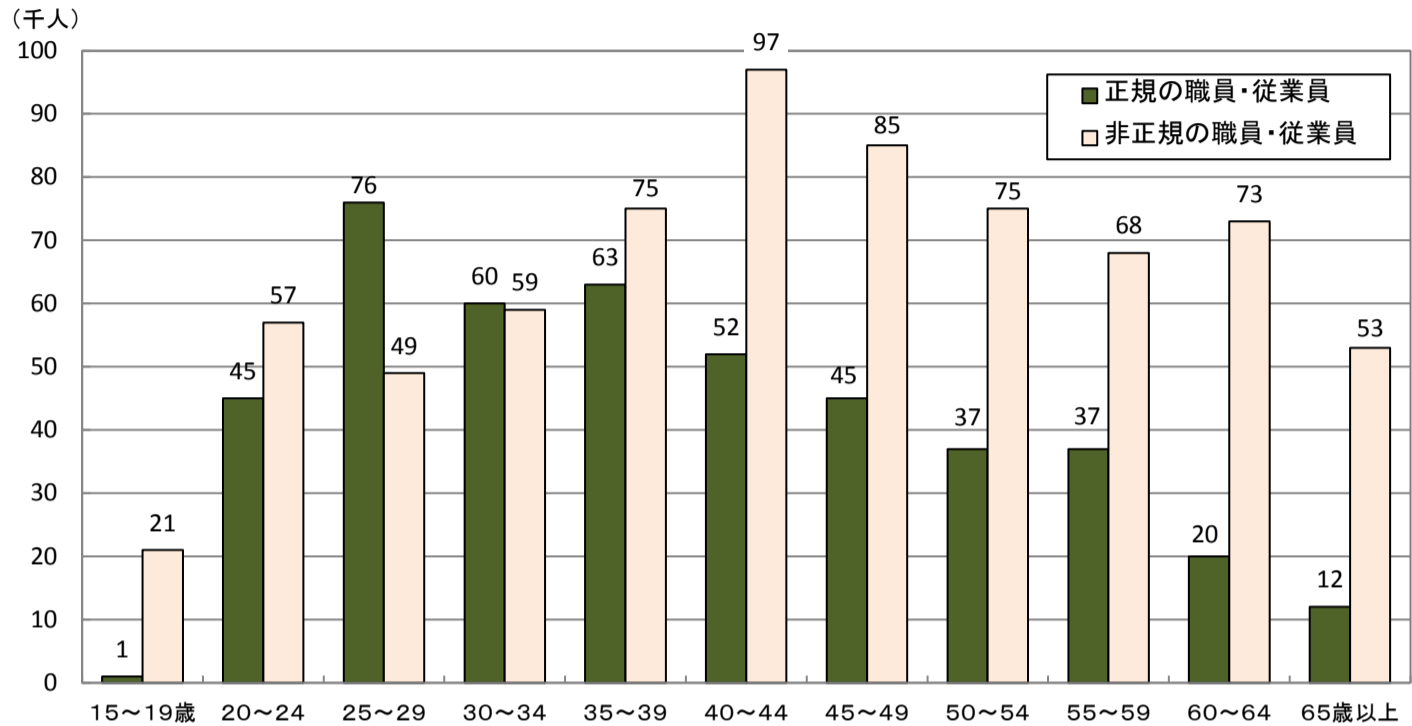
*2 無業者: ふだん収入を得ることを目的として仕事をしていない者, すなわち, ふだん全く仕事をしていない者及び時々臨時的にしか仕事をしていない者。

資料出所:総務省「就業構造基本調査」(各年10月1日現在)

(2)雇用形態別女性雇用者数

女性の雇用形態としては、30歳代の前半までは正規の職員・従業員が多くなっていますが、30歳代後半からは非正規の職員・従業員が正規の職員・従業員を上回っています。

図表39 年齢階級別・雇用形態別雇用者数(千葉県 女性)

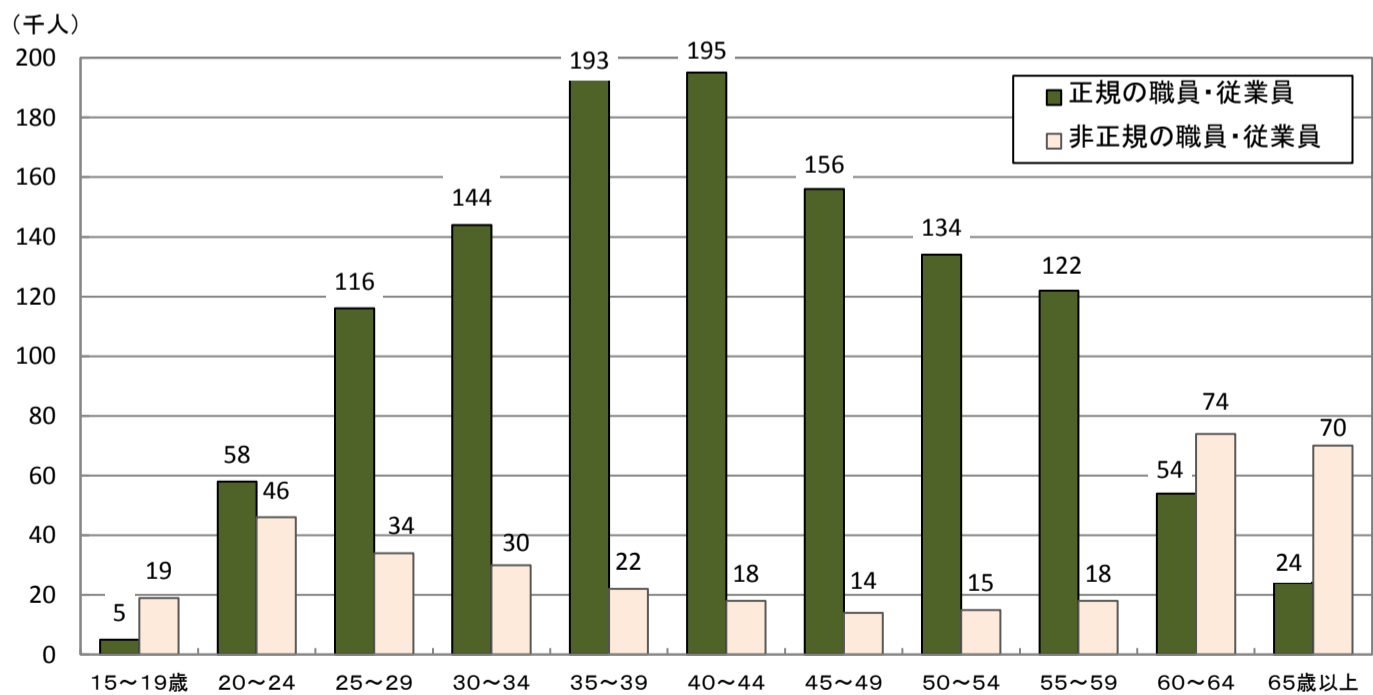


資料出所:総務省「平成24年就業構造基本調査」(平成24年10月1日現在)

(3)雇用形態別男性雇用者数

男性については、50歳代までは正規の職員・従業員が圧倒的に多く、女性との雇用形態の違いが明らかです。

図表40 年齢階級別・雇用形態別雇用者数(千葉県 男性)



資料出所:総務省「平成24年就業構造基本調査」(平成24年10月1日現在)

(4) 女性の従業上の地位

「国勢調査」によると、千葉県内の女性の就業者の従業上の地位は男性に比べて自営業主、役員が少なく、家族従業者、雇用者が多くなっています。

図表41 従業上の地位別・男女別就業者数の推移（千葉県） (単位:人, %)

	平成17年					平成22年				
	女性	割合	男性	割合	計	女性	割合	男性	割合	計
自営業主	51,496	4.4	203,656	11.5	255,152	46,686	4.1	165,695	10.1	212,381
役員	31,369	2.7	123,039	6.9	154,408	29,200	2.6	117,404	7.1	146,604
家族従業者	92,523	7.9	25,854	1.5	118,377	68,232	6.0	19,691	1.2	87,923
雇用者	994,430	84.6	1,419,845	80.1	2,414,275	997,067	87.1	1,342,831	81.6	2,339,898
家庭内職者	5,404	0.5	540	0.0	5,944	3,433	0.3	401	0.0	3,834
就業者計*	1,175,222	100.0	1,772,934	100.0	2,948,156	1,144,618	100.0	1,646,022	100.0	2,790,640

資料出所:総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

*従業上の地位「不詳」を除く。

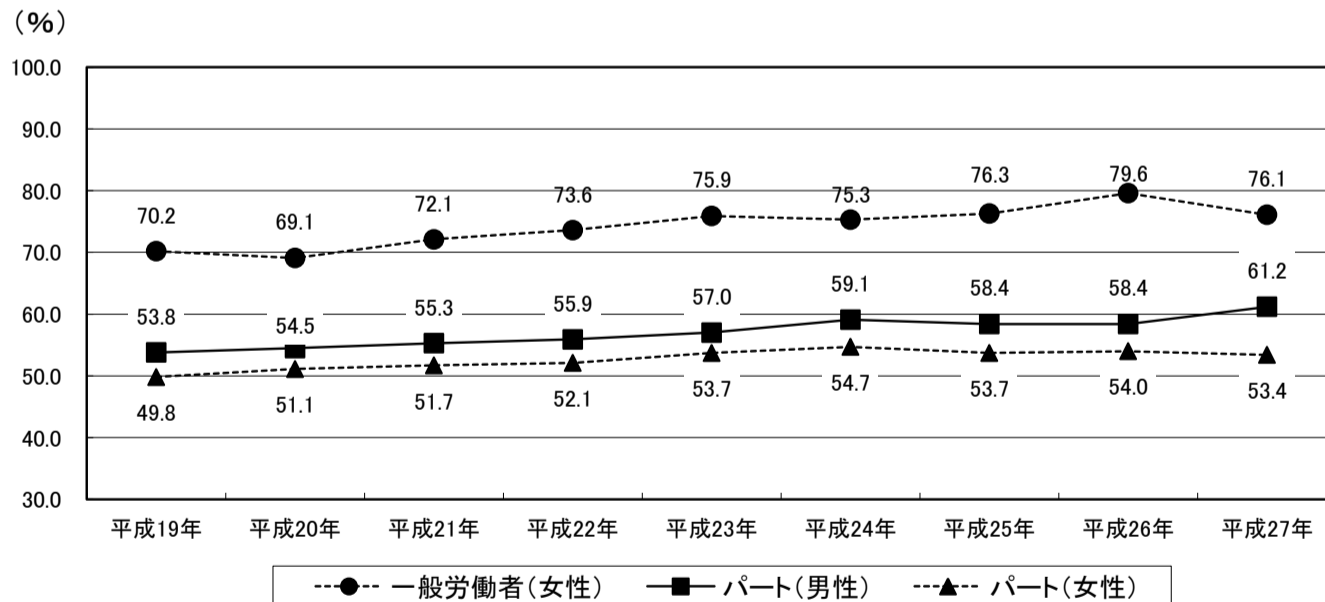
4 労働条件

(1)賃金

パートタイム(短時間)労働者を除く女性一般労働者の所定内給与額は、男性の約8割を下回っており依然低い状況です。

また、パートタイム(短時間)労働者間においても男性と比べて、女性の方が低くなっています。

図表42 男女労働者の1時間あたり平均所定内給与額格差(千葉県)



※給与の指数は、男性一般労働者の1時間あたり平均所定額を100として、各区分の1時間あたりの平均所定内給与額の水準を算出したもの。

資料出所:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成27年)

図表43 男女雇用者の給与額の推移と賃金格差の推移(千葉県)

	女性		男性		賃金の男女 間格差*
	平均年齢	所定内給与額(千円)	平均年齢	所定内給与額(千円)	
平成9年	37.4	232.2	40.3	342.7	67.8
平成11年	37.2	229.5	40.2	339.7	67.6
平成13年	37.6	243.6	40.7	345.0	70.6
平成15年	39.1	241.2	41.4	343.3	70.3
平成17年	39.4	239.2	41.9	353.9	67.6
平成19年	39.0	232.2	41.4	340.9	68.1
平成21年	41.0	229.4	41.6	323.9	70.8
平成22年	40.3	237.1	41.7	328	72.3
平成23年	39.9	241.5	42.1	324.3	74.5
平成24年	40.6	235.3	42.2	320.2	73.5
平成25年	40.4	240.7	42.3	323.2	74.5
平成26年	41.1	248.9	43.0	322.3	77.2
平成27年	41.6	247.3	42.8	333.1	74.2

※賃金の男女間格差は、男性を100とした場合の女性の割合。

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成27年)

(2) 育児休業制度の状況

県の調査によると、事業所において育児休業を取得する従業員は、近年、女性は90%を超える取得率ですが、男性はまだ少ない状況です。

図表44 事業所において、本人または配偶者が出産した従業員数と育児休業を取得した従業員数(千葉県)

		本人または配偶者が 出産した従業員数	そのうち育児休業を 取得した従業員数	育児休業取得率
女性	平成20年3月	624人	621人	99.5%
	平成22年3月	677人	597人	88.2%
	平成24年3月	1,239人	1,164人	93.9%
	平成26年1月	1,623人	1,493人	92.0%
	平成28年1月	1,328人	1,195人	90.0%
男性	平成20年3月	1,021人	17人	1.7%
	平成22年3月	1,155人	25人	2.2%
	平成24年3月	2,240人	85人	3.8%
	平成26年1月	2,555人	98人	3.8%
	平成28年1月	1,768人	92人	5.2%

資料出所：千葉県雇用労働課「出産・子育て期における男女労働実態フォロー調査(中間)」(平成20年3月)

千葉県雇用労働課「出産・子育て期における男女労働実態フォロー調査(最終)」(平成22年3月)

千葉県雇用労働課「ワーク・ライフ・バランス取組状況調査」(平成24年3月)

千葉県雇用労働課「ワーク・ライフ・バランス取組状況調査」(平成26年1月)

千葉県雇用労働課「ワーク・ライフ・バランス取組状況調査」(平成28年1月)

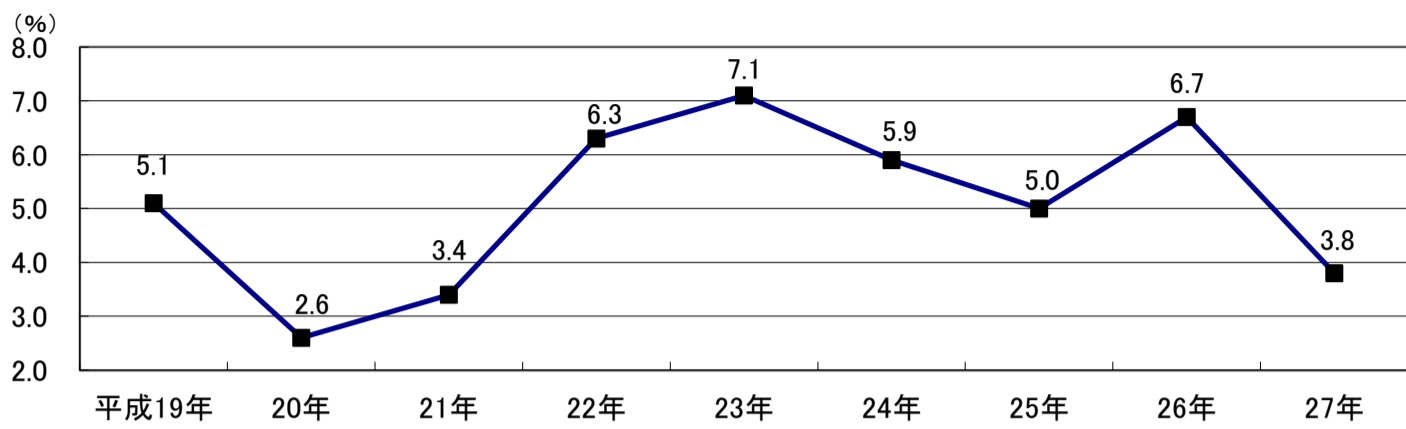
図表45 男女別育児休業取得率(全国)

	本人または配偶者が 出産した従業員の 育児休業取得率	H23※	H24	H25	H26	H27
女性	出産した者に占める割合	[87.8%]	83.6%	83.0%	86.6%	81.5%
男性	配偶者が出産した者に占める割合	[2.63%]	1.89%	2.03%	2.30%	2.65%

※平成23年度の[]内比率は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

資料出所：厚生労働省「平成27年度雇用均等基本調査」

図表46 県職員における男性の育児休業取得率(千葉県(知事部局))



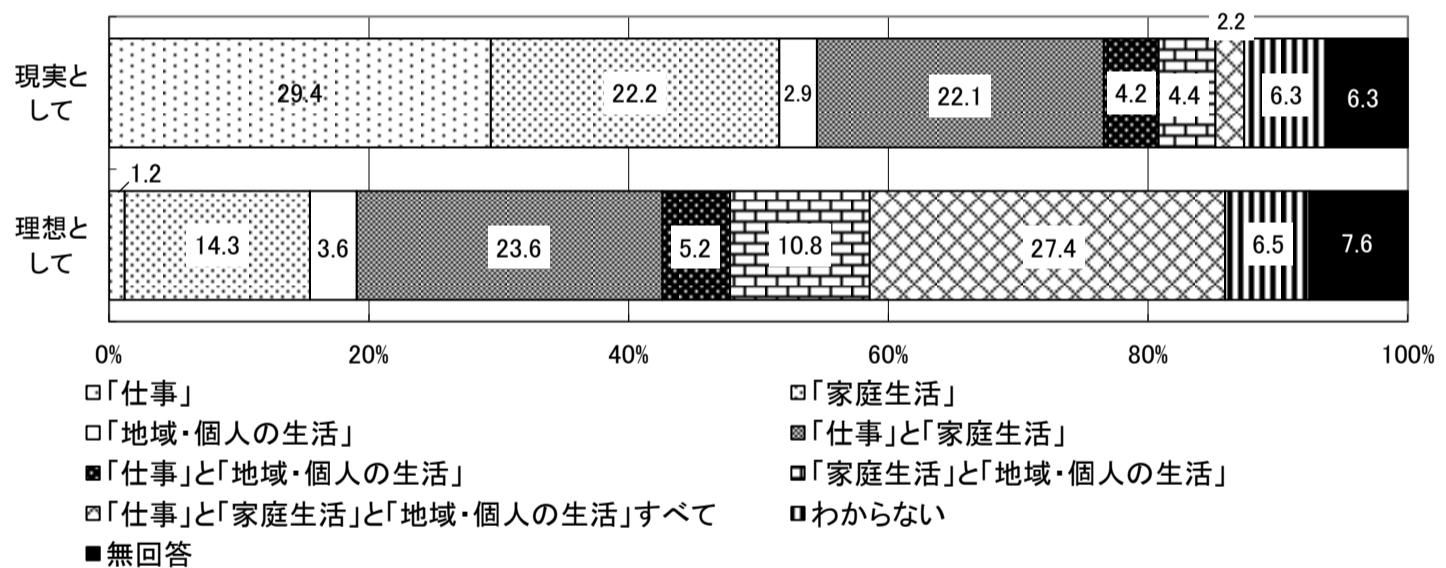
資料出所:千葉県総務課

5 各世代での望ましい働き方

(1) 仕事と生活の調和の理想と現実(千葉県)

生活の中の「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度について聞いたところ、現実として<「仕事」を優先> (29.4%) が約3割、理想として<「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」すべて> (27.4%) が約3割となっています。

図表47 「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」優先度

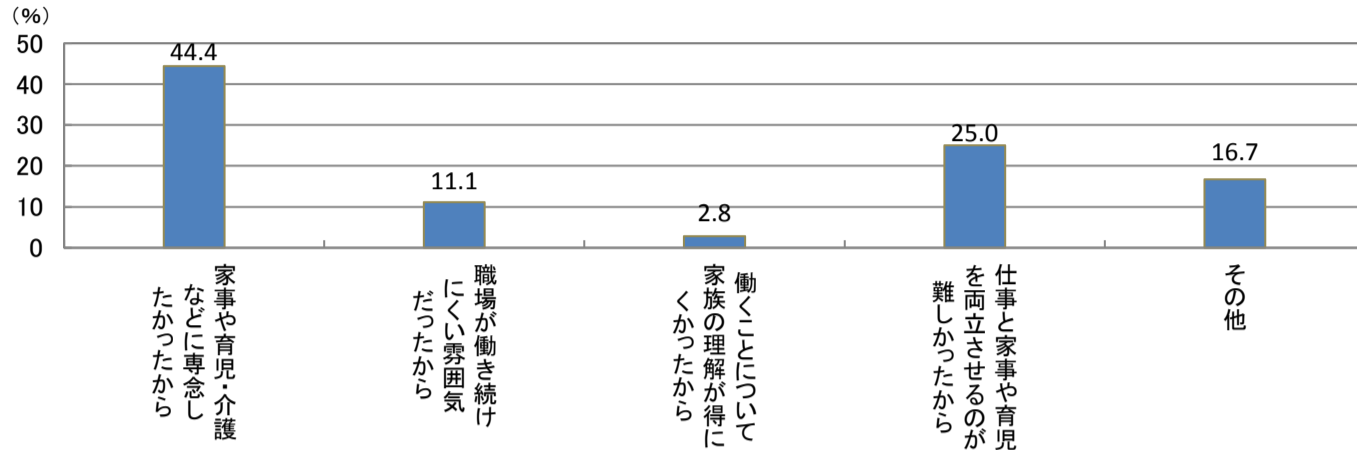


資料出所:千葉県報道広報課「第45回県政に関する世論調査」(平成24年度)

(2) 仕事を持っていない理由

「ワーク・ライフ・バランス県民意識調査」(平成22年3月)によれば、家庭の事情で退職した者の具体的な退職理由を見ると、「家事や育児・介護などに専念したかったから」が44.4%と最も高く、次いで「仕事と家事や育児を両立させるのが難しかったから」(25.0%)となっています。

図表48 家庭の事情での退職の具体的な理由(千葉県)



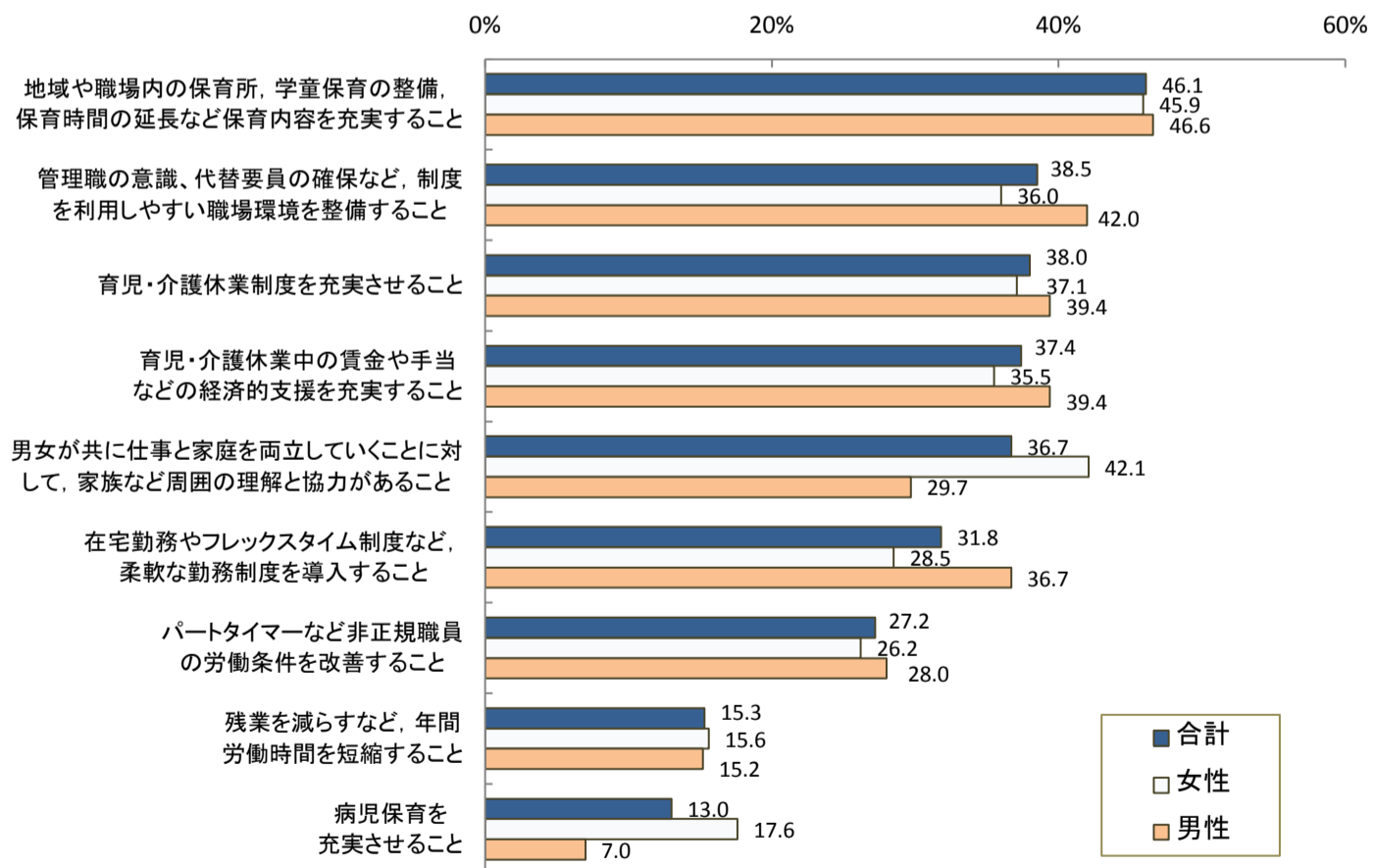
資料出所:千葉県雇用労働課「ワーク・ライフ・バランス県民意識調査」(平成22年3月)

6 ワーク・ライフ・バランスの実現(働き方の見直し)

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進に必要な環境整備

県民意識調査によると、男女が仕事と家庭を両立していくために必要な環境整備については、「保育所等の整備・充実」や「管理職の意識、代替要員の確保など、制度を利用しやすい職場環境を整備すること」が最も多く望まれています。

図表49 仕事と家庭生活の両立のために必要な環境整備(千葉県)

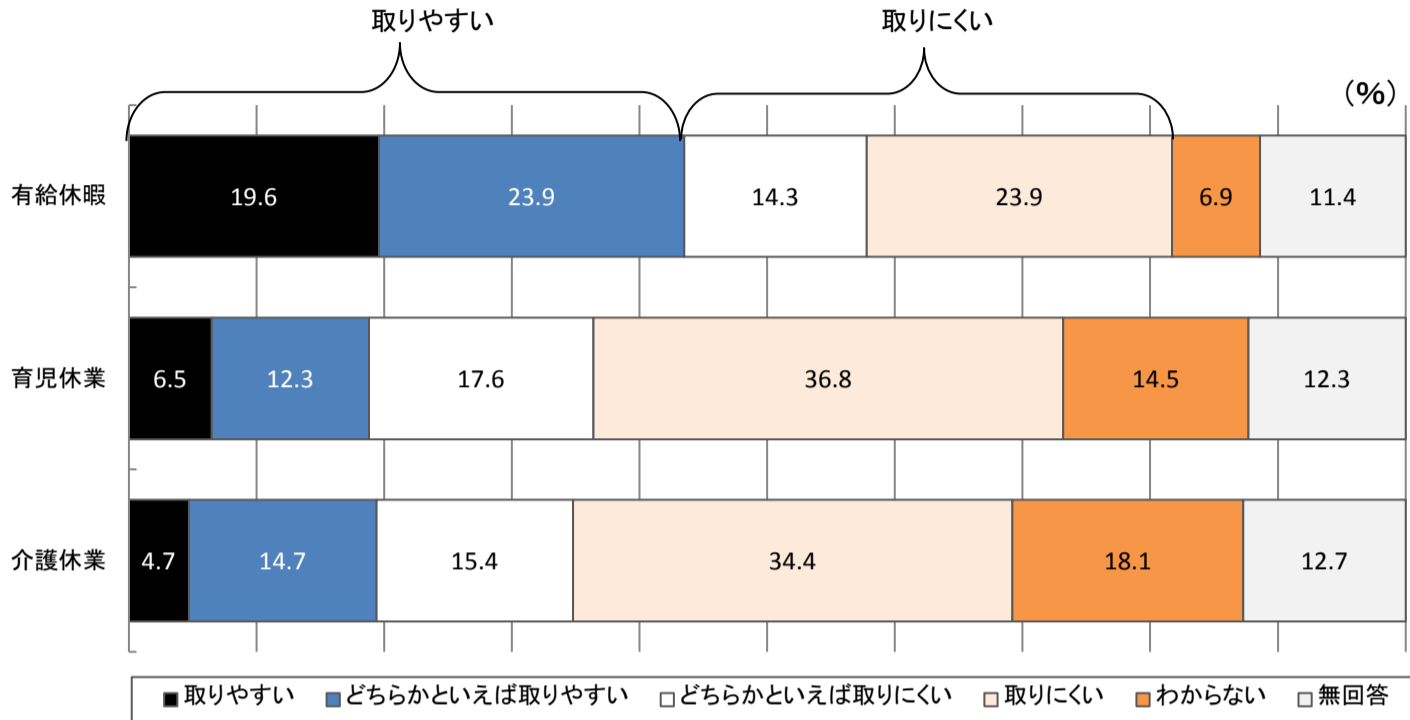


資料出所:千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」(平成26年10月)

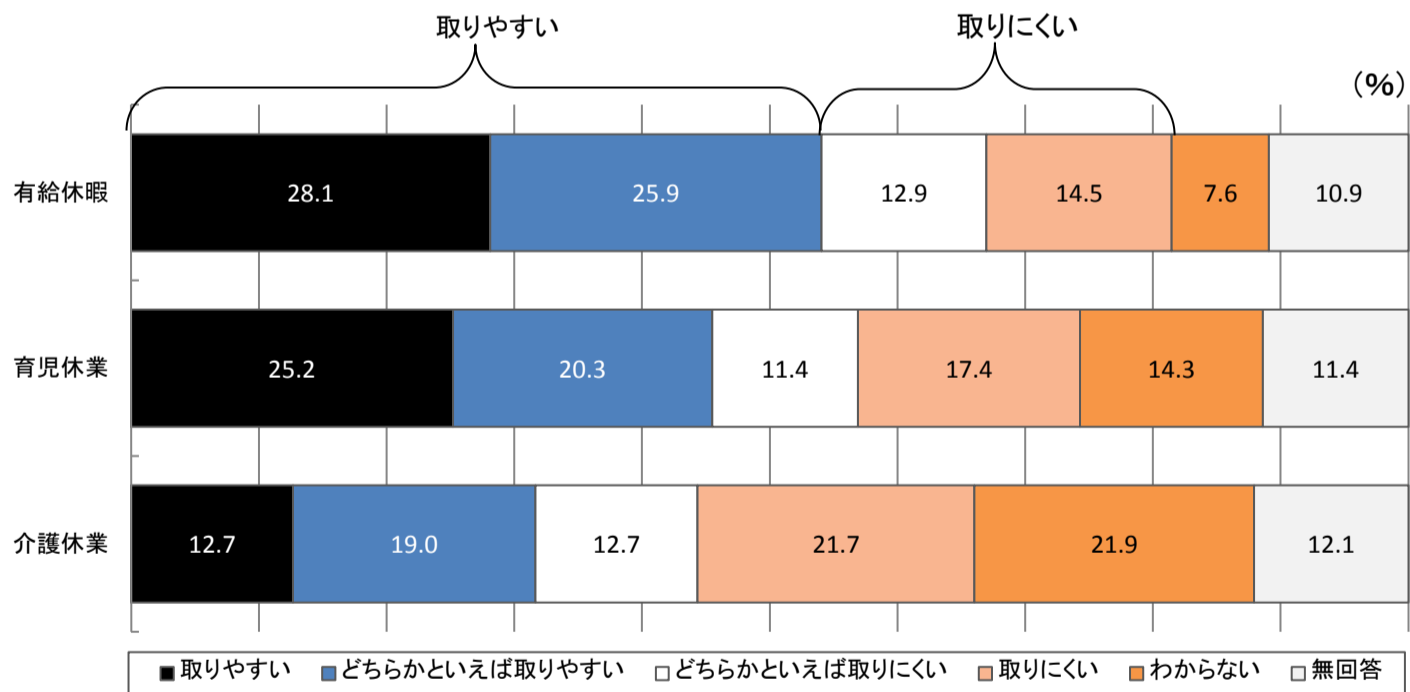
職場における休暇の取りやすさについては、男女とも「有給休暇」が一番高く、「育児休業」に関しては男女にかなり違いがあります。

図表50 有給休暇、育児・介護休業の取りやすさ(千葉県)

【男性職員】



【女性職員】

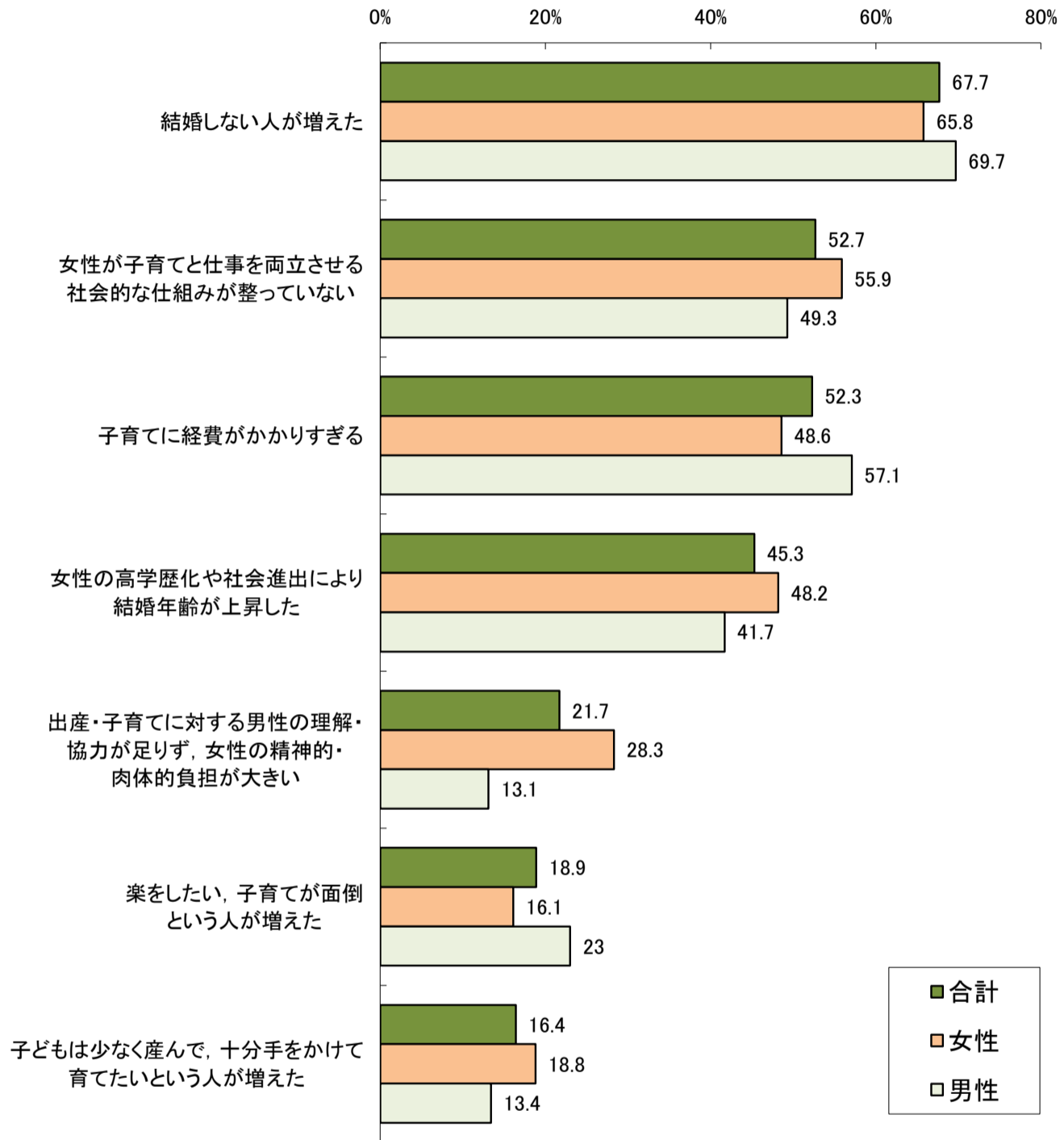


資料出所：千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」(平成26年10月)

(2) ワーク・ライフ・バランスと少子高齢化

県の調査において、出生率が低下している原因を尋ねた結果については以下のとおりです。結婚しない人が増えたためと感じている人が最も多く、どちらも6割を上回っています。

図表51 出生率低下の原因



資料出所：千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」(平成26年10月)

7 自営業者, 家族従業者, 起業家等に対する支援

(1) 家族経営協定締結数の推移

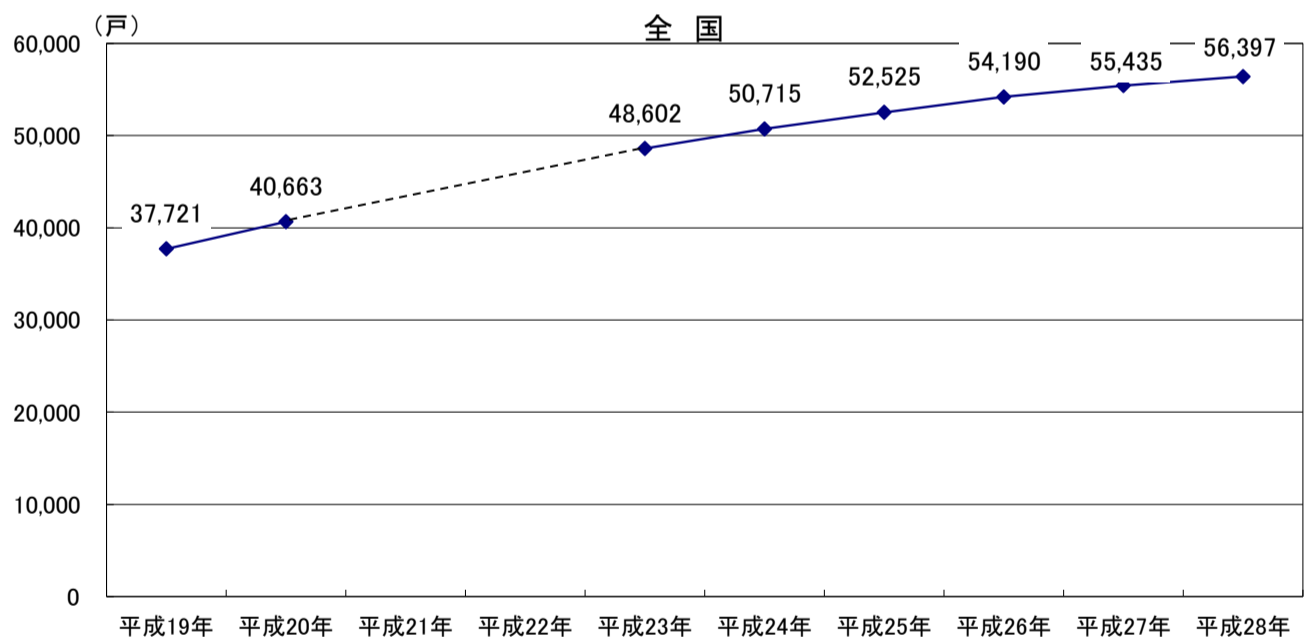
千葉県の家族経営協定*締結数は、年々増加しています。

*家族で取り組む農業・漁業経営において、家族の話し合いに基づき経営方針や役割分担、就業条件、就業環境（労働時間、報酬等）などについて取り決めたもの

図表52 家族経営協定締結数の推移(千葉県・全国)



資料出所:千葉県担い手支援課(各年3月31日現在)



※平成19年度までは実態調査として実施してきたが、調査方法・内容などの見直しを行ったことに伴い、平成20年度、21年度は全国調査を行っていない。

資料出所:農林水産省「家族経営協定に関する実態調査」(各年3月31日現在)

(2) 経営者数及び女性起業数

「2015年農林業センサス」によると、千葉県の農業経営者に占める女性の割合は6.5%（全国6.7%）となっています。

また、担い手支援課の調査によると、地域産物を利用した加工品づくりや直売所での販売、農家レストラン経営などの農林漁業関連起業活動で、女性が主たる経営を担っている経営体は、高齢化等による活動休止等のため減少していますが、個人での取組を中心に新たに起業を始める動きがあります。

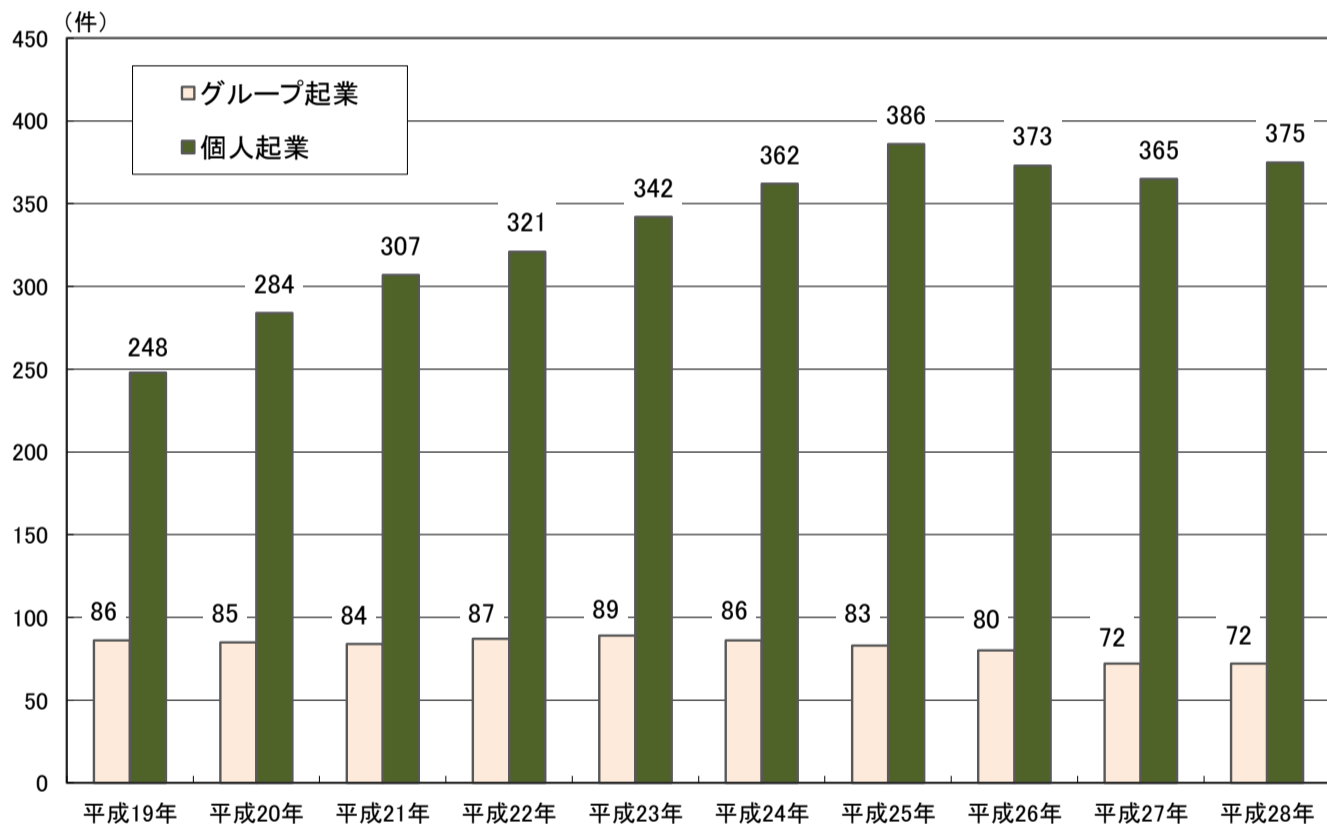
図表53 男女別農業経営者数(千葉県・全国)

(単位:人, %)

	総数	女性	男性	女性割合
千葉県	44,039	2,869	41,170	6.5
全国	1,329,591	88,632	1,240,959	6.7

資料出所:農林水産省「2015年農林業センサス」(平成27年2月1日現在)

図表54 農林漁業関連起業活動において女性が主たる経営を担っている経営体数の推移(千葉県)



資料出所:千葉県担い手支援課(各年3月31日現在)

8 女性の起業に関する考え方

女性の起業についての考え方を聞いたところ、最も『そう思う※1』とした回答した割合が高かったのは「女性の潜在労働力を活かすことができ、雇用の拡大や社会の活力に資する」で、女性(60.6%)、男性(69.1%)で、特に男性で『そう思う※1』とした回答した割合が高くなっています。

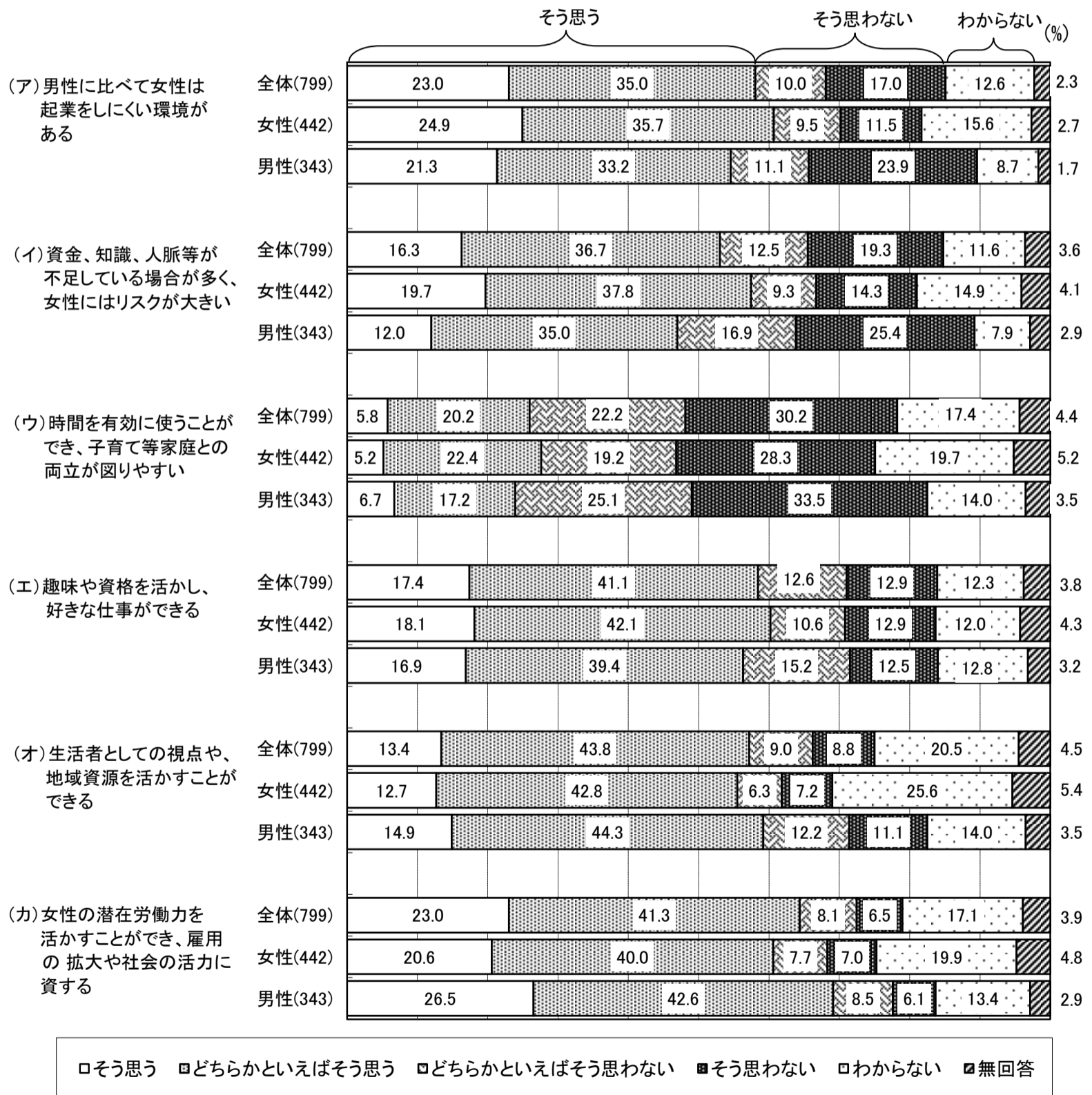
女性では、「男性に比べて女性は起業しにくい環境がある」についても『そう思う※1』(60.6%)、『そう思う※1』と回答した割合は男性(54.5%)に比べ6.1ポイント高くなっています。

一方、最も『そう思わない※2』という回答の割合が高かったのは、「時間を有効に使うことができ、子育て等家庭との両立が図りやすい」で、男女双方とも『そう思う※1』(女性27.6%、男性23.9%)より、『そう思わない※2』(女性47.5%、男性58.6%)と回答した割合が高くなっています。

※1 ここでいう「そう思う」は、「どちらかといえばそう思う」を含む。

※2 ここでいう「そう思わない」は、「どちらかといえばそう思わない」を含む。

図表55 女性の起業に関する考え方(千葉県)



資料出所:千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査(平成26年10月)」

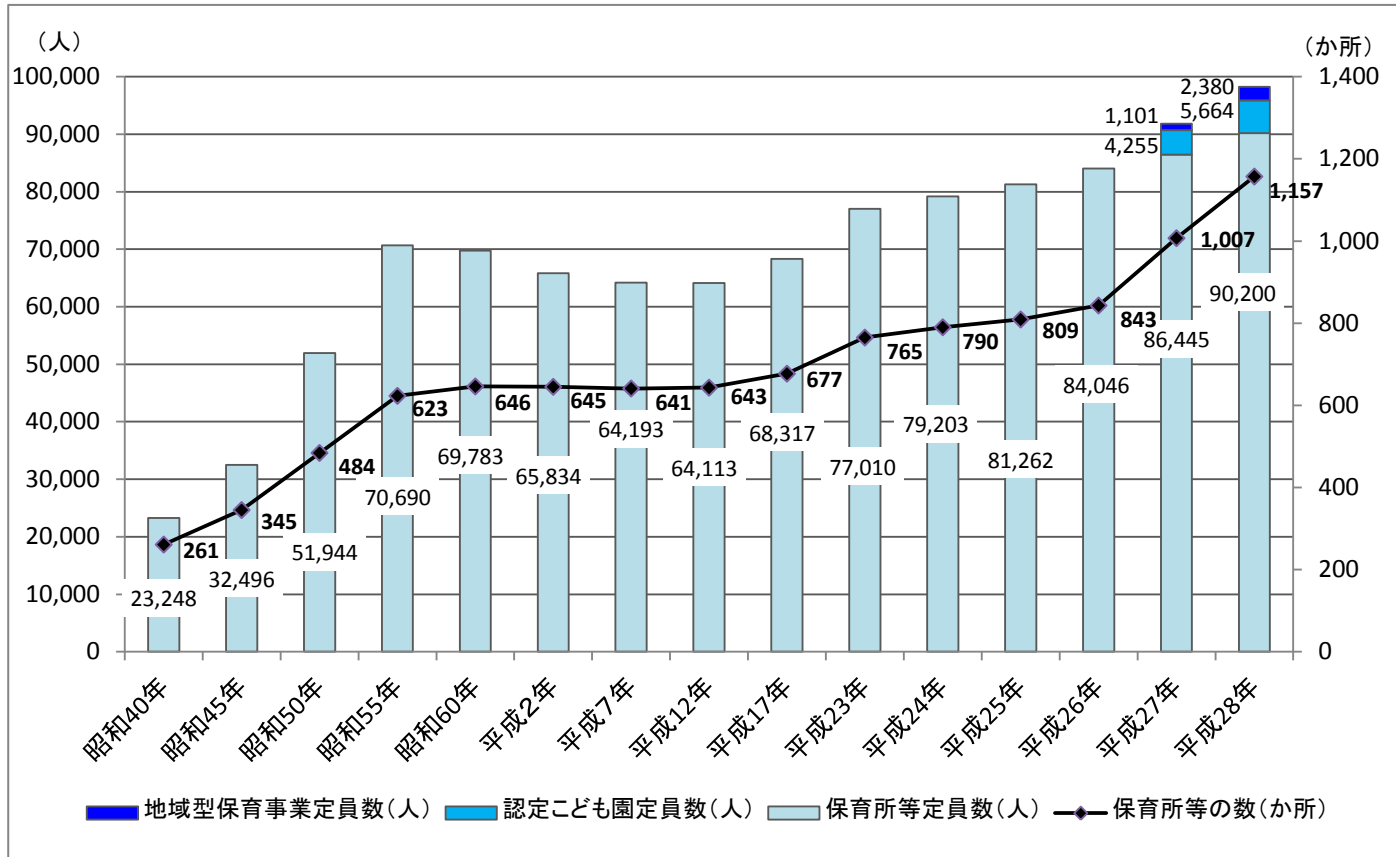
V 福祉

1 社会全体での子育て、介護支援の促進

(1) 保育所等の数と定員数

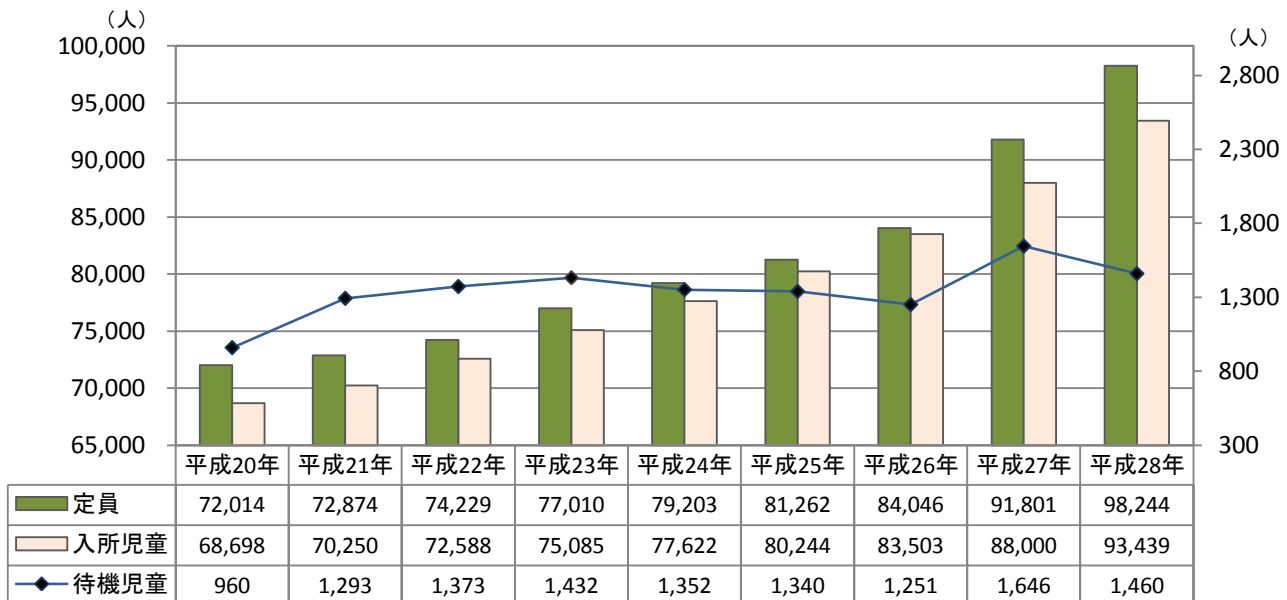
保育所等の数、定員数とも近年大幅に増加しています。しかしながら、入所を希望する児童数も増加し、待機児童数については1,460人と昨年より減少しましたが、都市部を中心に依然高い水準にあります。

図表56 保育所等の数と定員数の推移(千葉県)



資料出所:千葉県子育て支援課「福祉行政報告例」(各年4月1日) ※H27から幼保連携型認定こども園(2・3号)を含む
「保育所等利用待機児童数調査」(各年4月1日)※H27から地域型保育事業を含む

図表57 保育所等の定員と入所児童と待機児童数(千葉県)



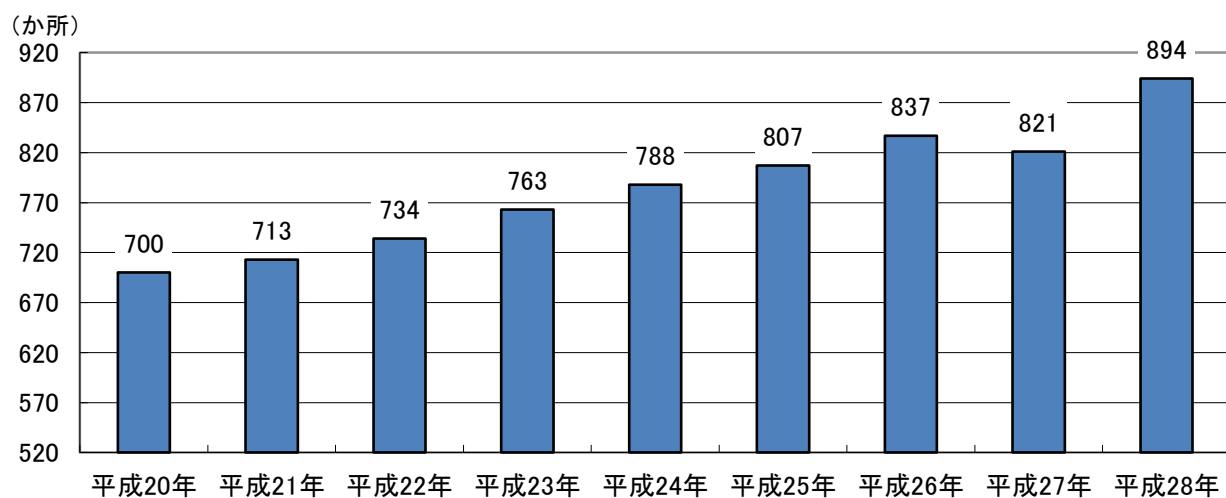
資料出所:千葉県子育て支援課「福祉行政報告例」 ※H27から幼保連携型認定こども園(2・3号)を含む
「保育所入所待機児童数調査(H26まで)」「保育所等利用待機児童数調査(H27から)」
(各年4月1日)※H27から地域型保育事業を含む

(2) 延長保育の状況

延長保育*を実施している保育所等の数は増加傾向にあります。

*保護者の就労と子育ての両立を支援するため、保育所等で設定する利用時間を超えて児童を預かること。

図表58 延長保育を実施している保育所等の数の推移(千葉県)



資料出所:千葉県子育て支援課「市町村保育状況調査」(各年4月1日)

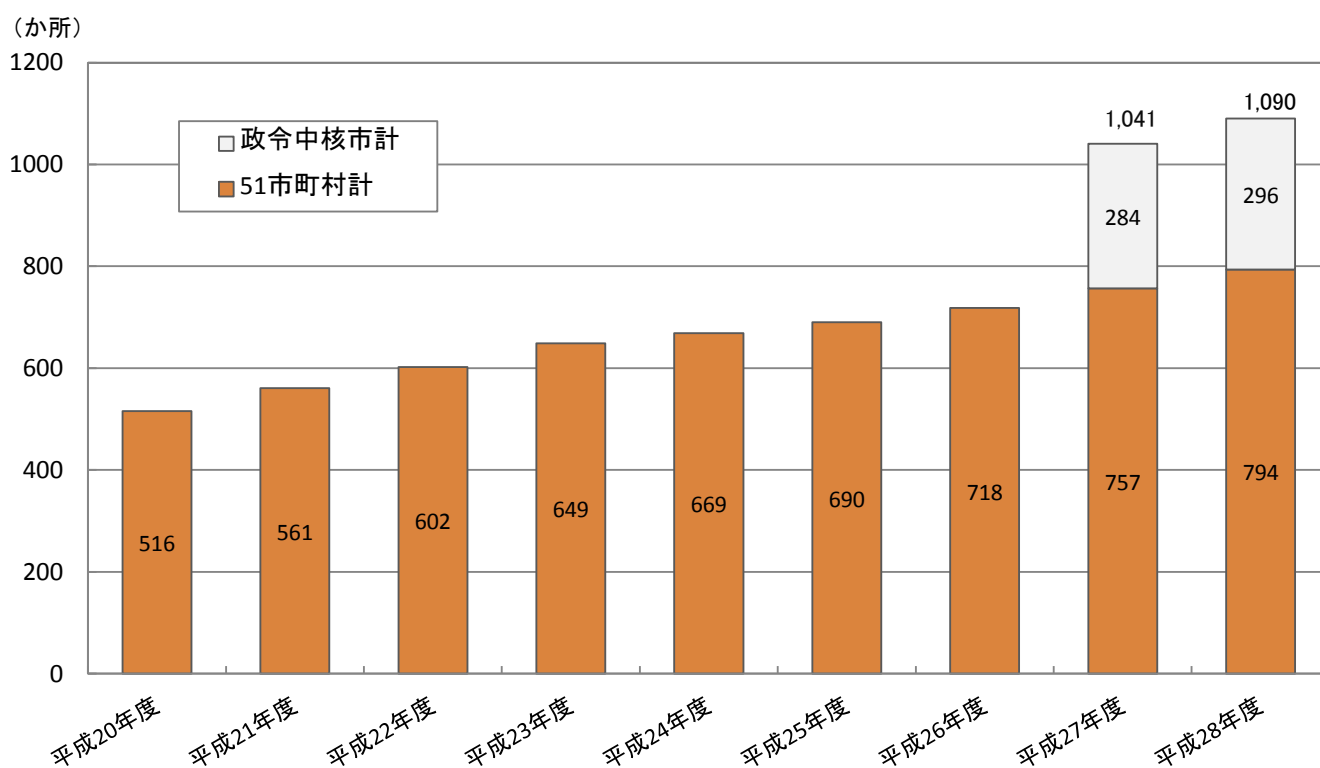
※H27から幼保連携型認定こども園(2・3号)を含む

(3) 放課後児童クラブの状況

千葉県の放課後児童クラブ*の総数は、年々増加しています。

*市町村を実施主体とし、昼間保護者のいない家庭の小学校の児童等について、遊びを主体とした支援を行う組織で、学校の空き教室や児童館、保育所、団地の集会所など身近な既存の施設を活用し、放課後児童支援員等を中心に運営されている。

図表59 放課後児童クラブの設置状況(千葉県)



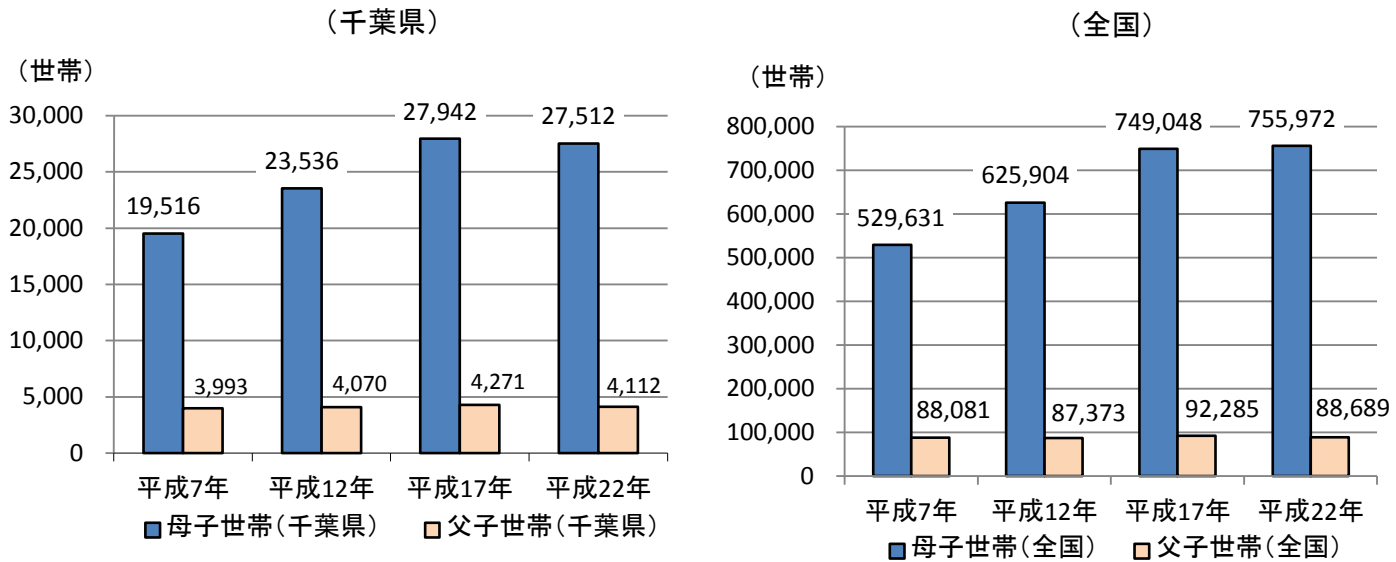
※平成27年度から千葉市、船橋市、柏市を含む。

資料出所:千葉県子育て支援課、厚生労働省「放課後児童健全育成事業実施状況調査」(各年5月1日)

2 ひとり親家庭等の状況

国勢調査によると千葉県と全国の母子世帯、父子世帯は平成17年までは増加していましたが、平成22年の調査では、ほぼ横ばい状態です。

図表60 母子世帯数・父子世帯数の推移(千葉県・全国)



資料出所:総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

3 高齢者への生活の支援

(1) 家族形態別に見た高齢者のいる一般世帯割合

国勢調査によると平成27年の千葉県の65歳以上の者のいる一般世帯は、以下のとおりです。全国と比較すると高齢者のいる世帯割合が増加していることから、高齢化が進んでいることが分かります。

図表61 65歳以上のいる一般世帯数・構成割合(千葉県・全国)

年次	総数	65歳以上の者のいる一般世帯	単独世帯		核家族世帯		三世代世帯	その他		
			女性	男性	夫婦のみの世帯	その他				
世帯数(単位:千世帯)										
平成17年	2,304	716	136	91	45	385	208	177	145	48
平成22年	2,512	875	191	125	65	500	270	230	129	54
平成27年	2,604	1,028	258	161	96	605	327	278	109	54
構成割合(単位:%)										
平成17年	100.0	31.1	5.9	4.0	2.0	16.7	9.1	7.7	6.3	2.1
平成22年	100.0	34.9	7.6	5.0	2.6	19.9	10.8	9.2	5.1	2.2
平成27年	100.0	39.5	9.9	6.2	3.7	23.3	12.6	10.7	4.2	2.1

資料出所:総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)をもとに作成

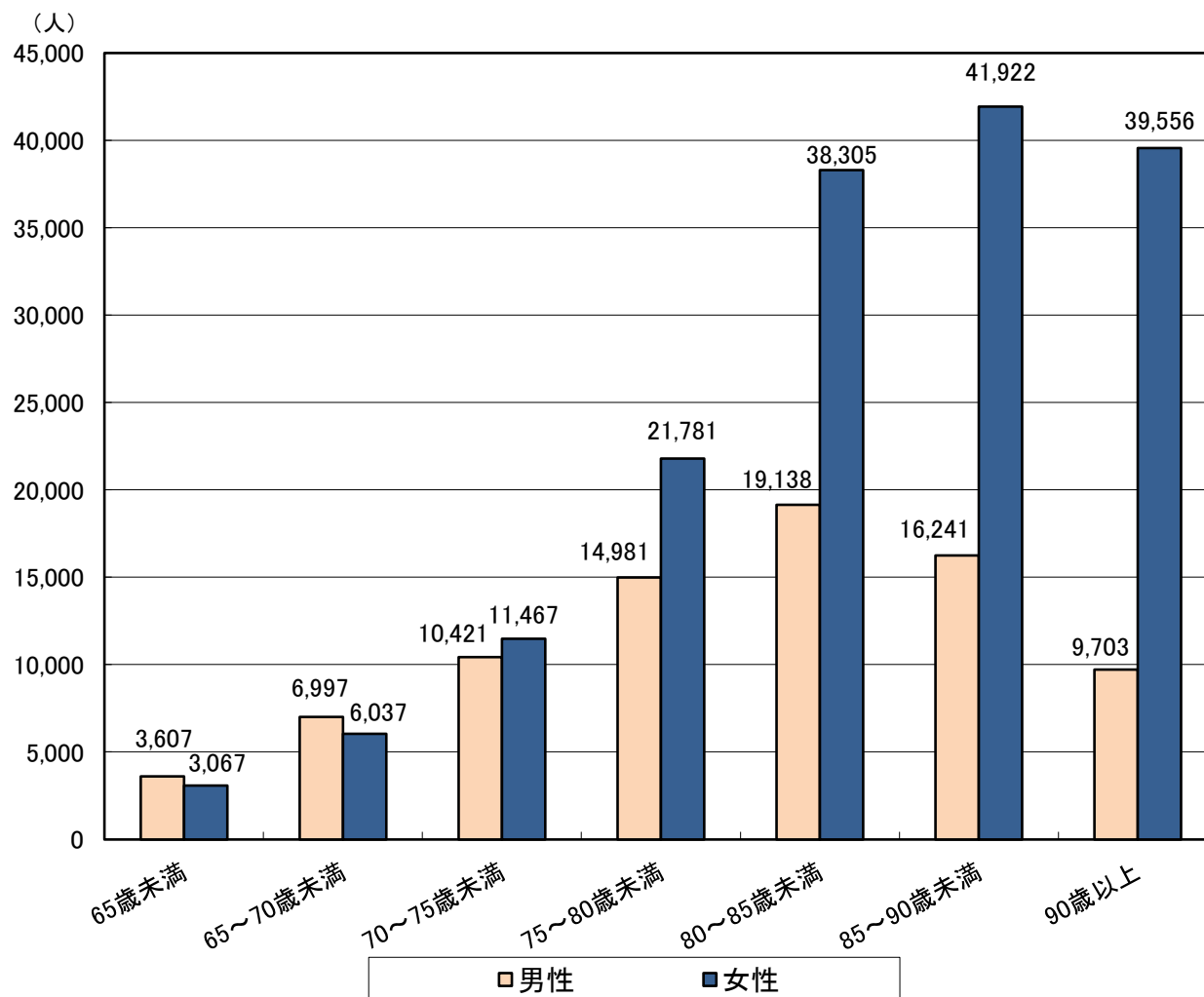
年次	総数	65歳以上の者のいる一般世帯	単独世帯		核家族世帯		三世代世帯	その他		
			女性	男性	夫婦のみの世帯	その他				
世帯数(単位:千世帯)										
平成17年	49,062	17,204	3,864	2,813	1,051	8,414	4,779	3,635	3,647	1,277
平成22年	51,842	19,337	4,790	3,405	1,385	10,011	5,525	4,486	3,174	1,360
平成27年	53,331	21,713	5,927	4,003	1,924	11,740	6,420	5,320	2,701	1,344
構成割合(単位:%)										
平成17年	100.0	35.1	7.9	5.7	2.1	17.2	9.7	7.4	7.4	2.6
平成22年	100.0	37.3	9.2	6.6	2.7	19.3	10.7	8.7	6.1	2.6
平成27年	100.0	40.7	11.1	7.5	3.6	22.0	12.0	10.0	5.1	2.5

資料出所:総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)をもとに作成

(2) 年齢階級別の要支援・要介護認定者数

平成28年3月末の県内の要支援・要介護認定者数は、以下のとおりです。75歳以上になると男性に比べて女性の増加が目立ち、また男性は80歳代前半をピークに減少に転じるのに対し、女性では80歳代後半まで増え続け、90歳代になると減少していきます。

図表62 要支援・要介護認定者の状況(千葉県)



資料出所:厚生労働省「介護保険事業状況報告 月報」(平成28年3月末現在)

VI 人権

1 DV

(1)千葉県における相談、一時保護の状況

○相談件数及び一時保護件数の年次推移

千葉県における相談件数は2万件を超えています。そのうちDVについての相談は約5千件あり、相談件数全体の約2.5割を占めています。

図表63 県における相談受理件数

区分	女性サポートセンター (婦人相談所)※1		男女共同参画センター ()はうち男性件数※2		健康福祉センター		合 計		
	総数	うちDV	総数	うちDV	総数	うちDV	総数	うちDV	DV相談の割合
23年度	8,378	2,422	6,760 (383)	1,217 (18)	2,454	1,937	17,592	5,576	31.7%
24年度	9,107	2,745	6,812 (414)	1,204 (11)	2,600	1,990	18,519	5,939	32.1%
25年度	10,838	2,788	6,810 (462)	1,241 (24)	2,516	1,852	20,164	5,881	29.2%
26年度	12,112	2,781	6,542 (458)	1,048 (39)	2,359	1,710	21,013	5,539	26.4%
27年度	11,345	2,400	7,306 (509)	1,117 (27)	2,276	1,827	20,927	5,344	25.5%

資料出所:千葉県男女共同参画課

※1 平成24年度以降、女性サポートセンターの相談受理件数は専門相談も含む。

※2 男性のDV相談件数は被害者のみ。

図表64 27年度相談形態別件数及び割合

		相談形態				合計	
		電話相談	うちDV	面接相談	うちDV	総数	うちDV
女性サポートセンター (婦人相談所)※	件数	11,274	2,331	71	69	11,345	2,400
	割合	99.4%	97.1%	0.6%	2.9%	100%	100%
男女共同参画センター	件数	6,382	656	924	461	7,306	1,117
	割合	87.4%	58.7%	12.6%	41.3%	100%	100%
健康福祉センター	件数	1,774	1,349	502	478	2,276	1,827
	割合	77.9%	73.8%	22.1%	26.2%	100%	100%
合 計	件数	19,430	4,336	1,497	1,008	20,927	5,344
	割合	92.8%	81.1%	7.2%	18.9%	100%	100%

資料出所:千葉県男女共同参画課

※相談件数については、男性女性を含む。

※女性サポートセンターの相談については、専門相談を含み、女性のみ。

図表65 専門相談件数

(単位:件)

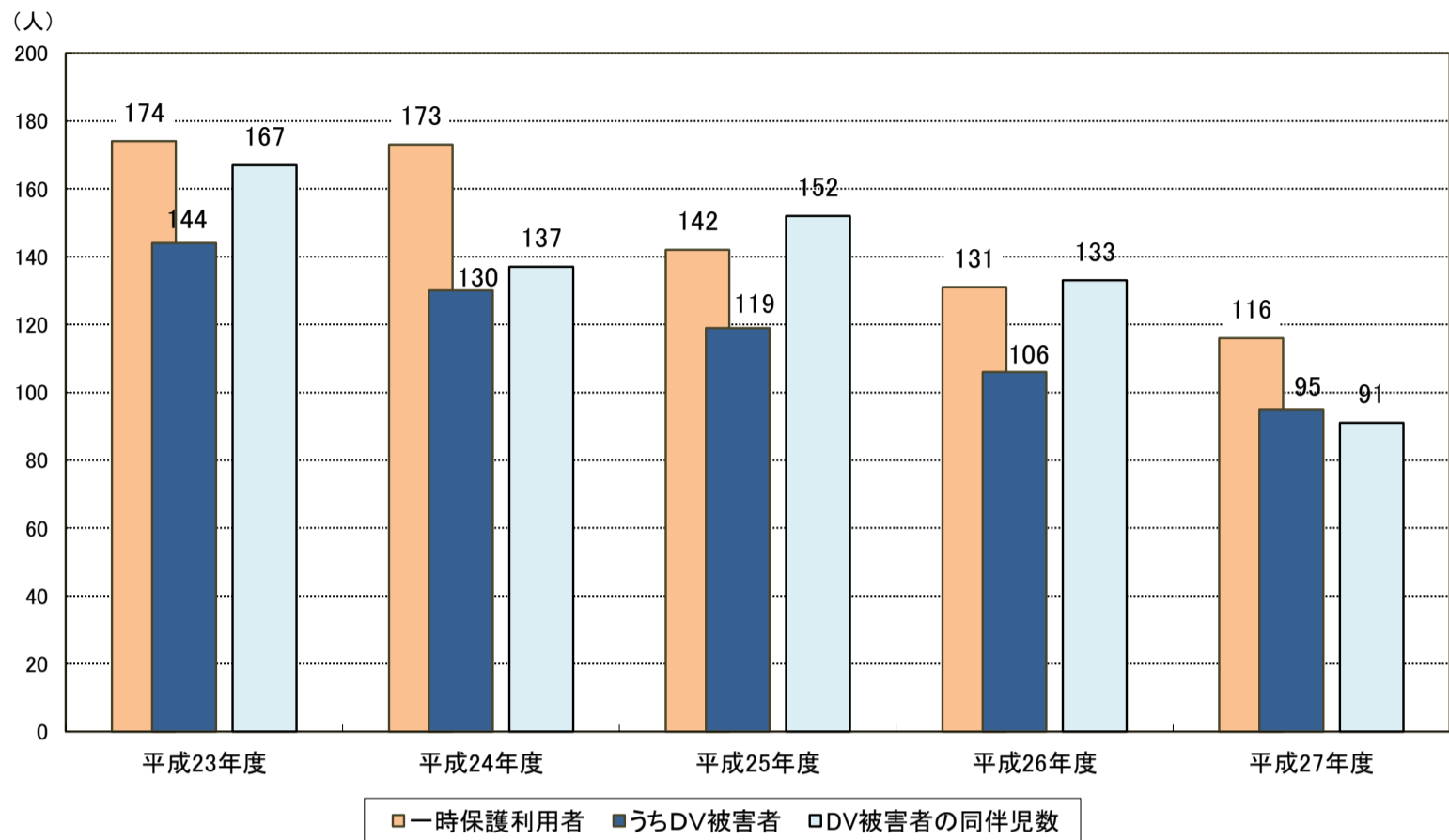
	法律 相談	うちDV	心とからだの 健康 相談	うちDV	カウンセリング	うちDV	こころの 相談	うちDV
平成23年度	127	92	9	2	925	379	30	15
平成24年度	126	106	8	6	771	337	26	16
平成25年度	113	89	3	1	695	301	33	20
平成26年度	89	74	1	1	496	181	32	16
平成27年度	111	102	0	0	513	185	34	14

資料出所:千葉県男女共同参画課

※カウンセリングの件数については、男性女性を含む。

専門相談は、男女共同参画センター(23年度までは県民共生センター)、女性サポートセンターで実施

図表66 一時保護件数の年次推移



資料出所:千葉県男女共同参画課

(2)市町村におけるDV相談受理状況

平成28年4月現在、54市町村全てにおいてDV相談窓口を整備しています。また、市町村では、相談窓口以外でもDV相談を受け付けており、DV相談の総数は増加しています。

図表67 市町村におけるDV相談受理状況

(単位:件)

年度	総数	相談方法		処理状況				
		電話	来所	相談情報提供のみ	庁内機関処理	他機関への引継		
						婦人相談所	警察	その他
23年度	5,769	2,420 (41.9%)	3,349 (58.1%)	4,942 (85.7%)	538 (9.3%)	117 (2.0%)	31 (0.6%)	141 (2.4%)
24年度	6,860	3,163 (46.1%)	3,697 (53.9%)	5,894 (85.9%)	582 (8.5%)	136 (2.0%)	72 (1.0%)	176 (2.6%)
25年度	8,017	3,580 (44.7%)	4,437 (55.3%)	6,954 (86.8%)	730 (9.1%)	92 (1.1%)	56 (0.7%)	185 (2.3%)
26年度	9,648	4,756 (49.3%)	4,892 (50.7%)	8,463 (87.7%)	766 (7.9%)	102 (1.1%)	64 (0.7%)	253 (2.6%)
27年度	9,375	4,939 (52.7%)	4,436 (47.3%)	7,872 (84.0%)	1,154 (12.3%)	71 (0.8%)	69 (0.7%)	209 (2.2%)

資料出所:千葉県男女共同参画課

(3)千葉県警察におけるDV事案の取扱状況

千葉県警察における平成27年のDV事案の相談件数は2,727件で、前年と比べ増加しています。そのうち加害者と婚姻関係（元婚姻関係を含む。）にあるものが約8割であり、被害者は女性が多くなっています。

また、防犯指導、加害者への指導警告等の措置件数についても増加しています。

図表68 千葉県警察におけるDV事案の相談受理状況 (単位:件)

年	総数(対応票作成件数)	加害者との関係			被害者の性別		
		婚姻	内縁	その他	女性	男性	その他
21年	1,225	婚姻	1,066	87.0%	女性	1,207	98.5%
		内縁	159	13.0%	男性	18	1.5%
22年	1,156	婚姻	986	85.3%	女性	1,139	98.5%
		内縁	170	14.7%	男性	17	1.5%
23年	1,178	婚姻	1,034	87.8%	女性	1,155	98.0%
		内縁	144	12.2%	男性	23	2.0%
24年	2,235	婚姻	1,939	86.8%	女性	2,079	93.0%
		内縁	296	13.2%	男性	156	7.0%
25年	1,894	婚姻	1,681	88.8%	女性	1,787	94.4%
		内縁	213	11.2%	男性	107	5.6%
26年	2,354	婚姻	1,860	79.0%	女性	2,155	91.5%
		内縁	494	21.0%	男性	199	8.5%
27年	2,727	婚姻	2,176	79.8%	女性	2,389	87.6%
		内縁	551	20.2%	男性	338	12.4%

資料出所:千葉県警察本部

※26年以降は、内縁の件数に、同棲関係にある件数を含む(26年にDV防止法が一部改正され、同棲関係にある相手からの暴力がDV事案の対象となったため)。

図表69 千葉県警察における措置状況(複数計上) (単位:件)

年	事件化	防犯指導	加害者への指導警告	他機関引継	保護命令制度教示	援助	その他	計
21年	43	969	323	190	819	205	348	2,897
22年	62	938	344	142	661	241	267	2,655
23年	42	988	314	153	602	314	359	2,772
24年	240	1,925	1,017	227	1,212	541	611	5,773
25年	163	1,861	851	173	832	490	606	4,976
26年	242	2,336	1,176	228	980	587	579	6,128
27年	238	2,717	1,509	777	800	560	530	7,131

資料出所:千葉県警察本部

(4)保護命令の発令状況

平成13年10月の「DV防止法」の施行により、被害者の安全確保のため、裁判所は、被害者の申立てにより加害者を被害者から引き離す「保護命令」が出せることになりました。

平成13年10月～28年3月までの千葉地方裁判所管内の保護命令の発令件数は、1,019件で全国第4位となっています。

図表70 保護命令の発令状況 (単位:件)

順位	地方裁判所管内	保護命令発令件数
1	大阪	3,419
2	東京	1,561
3	神戸	1,542
4	千葉	1,019
5	仙台	959

資料出所:最高裁判所事務総局民事局(千葉県男女共同参画課)

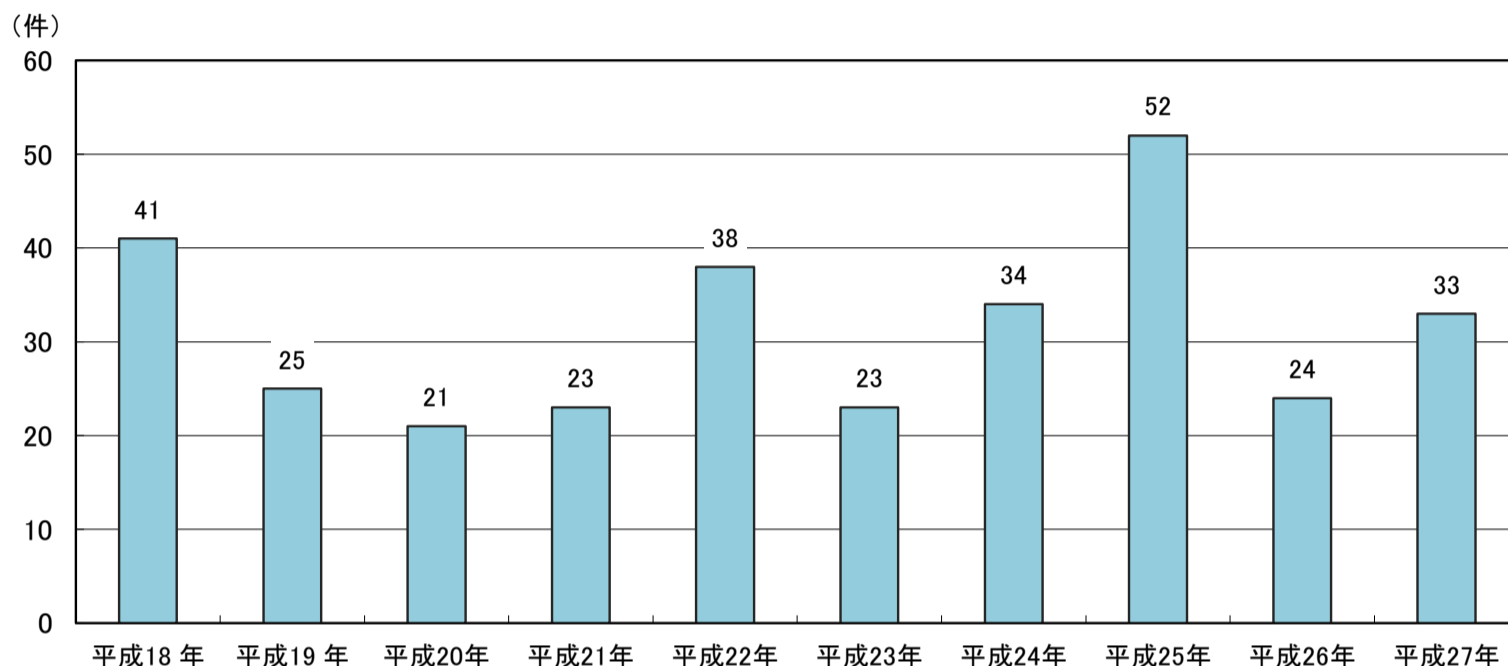
※DV防止法施行から平成28年3月までの累計

2 性犯罪(女性に対する性的暴行事案等)

(1) 相談件数

千葉県警察本部相談サポートコーナーで受理した性犯罪の相談件数は、下のグラフのとおりです。
 性犯罪は、犯罪被害者の心理的ダメージが大きく、他人に相談しにくいことから相談をためらうなど、潜在性が高いといわれています。

図表71 千葉県警察本部相談サポートコーナーで受理した性犯罪の相談件数の推移

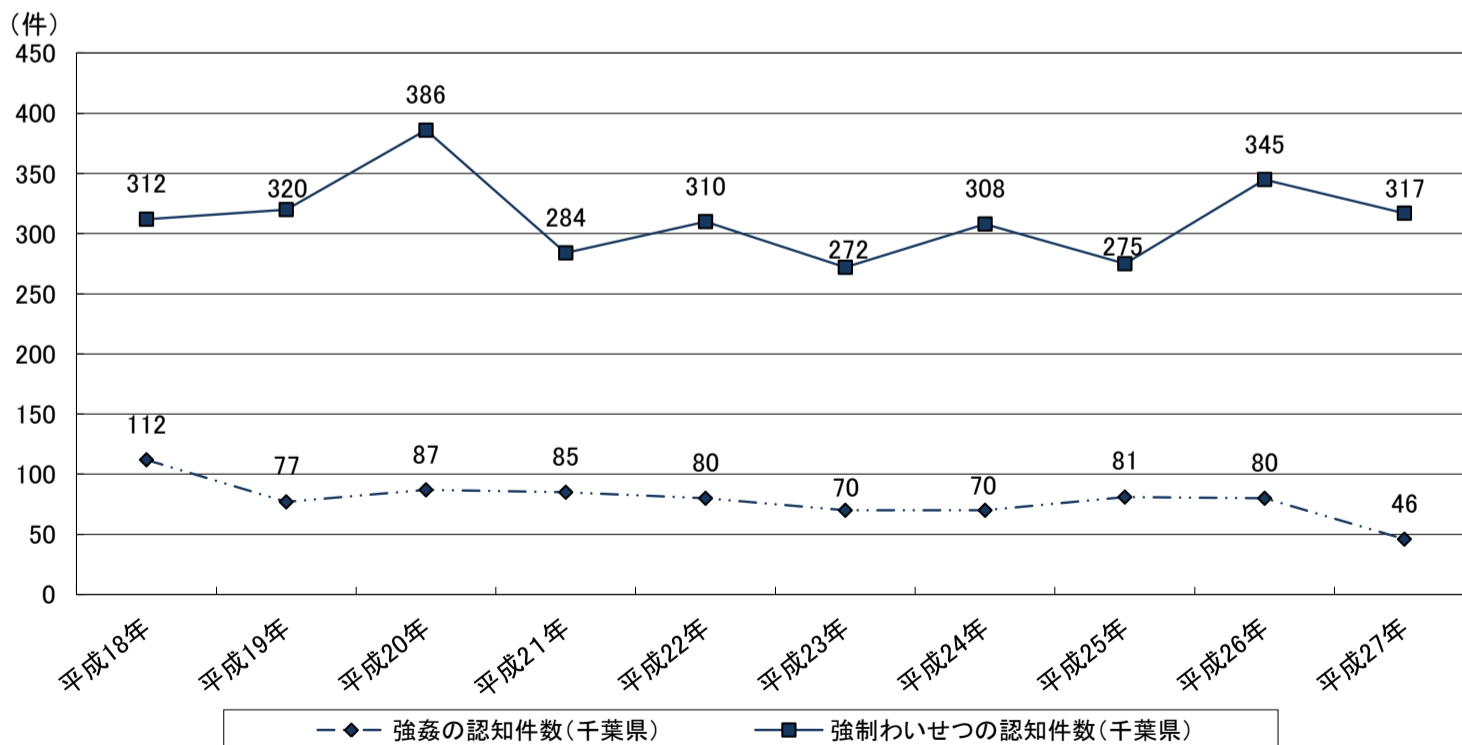


資料出所: 千葉県警察本部

(2) 性犯罪の認知件数

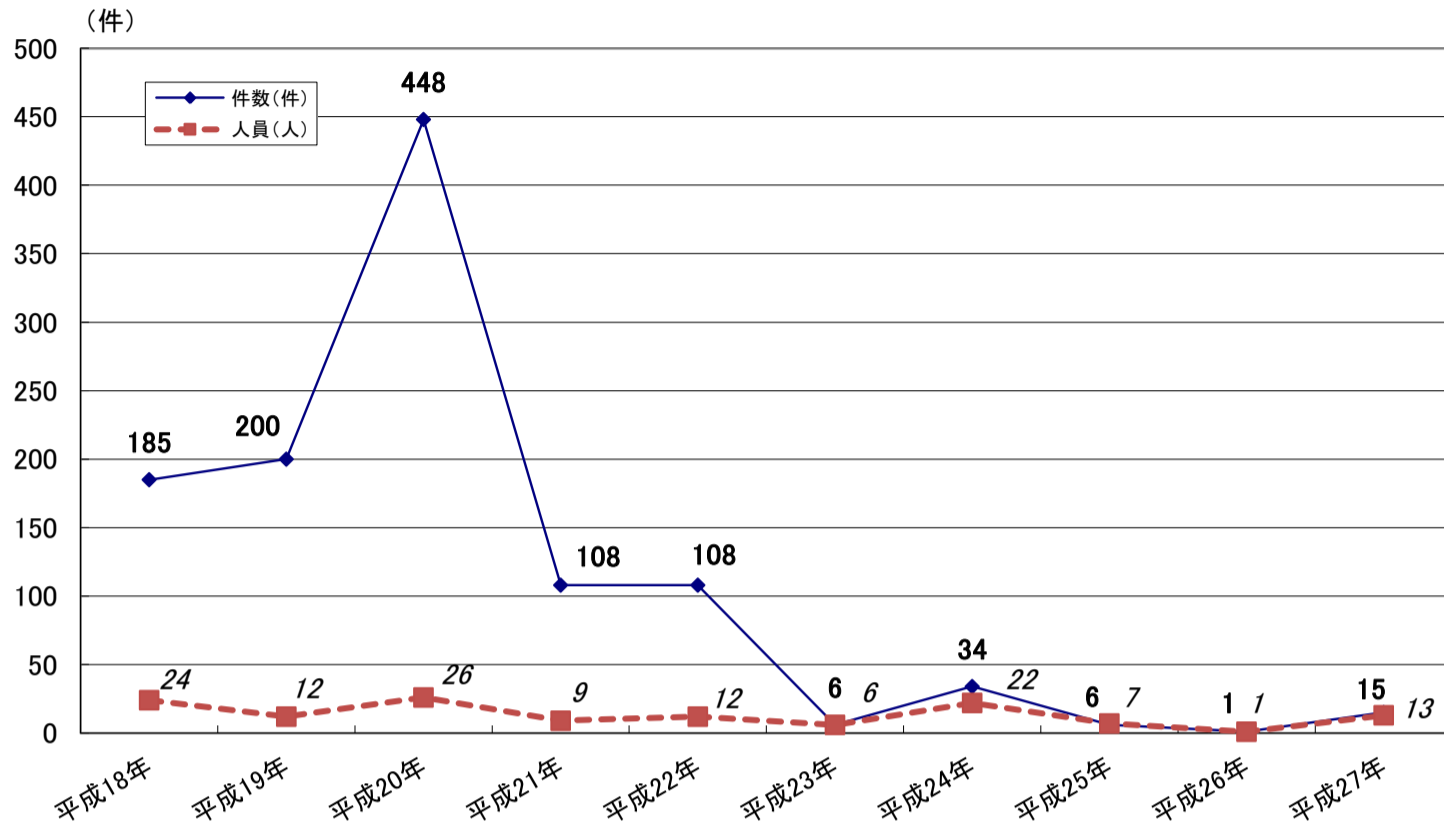
千葉県における平成27年の強姦の認知件数は46件で、強制わいせつの認知件数は317件であり、いずれも前年と比べ減少しています。

図表72 強姦・強制わいせつの認知件数(千葉県)



資料出所: 千葉県警察本部

図表73 売春防止法違反の送致状況(千葉県)



資料出所:千葉県警察本部

3 ストーカー

千葉県における平成27年のストーカー事案の認知件数は529件であり、前年と比べ減少しています。また、検挙件数は増加し、行政措置等の件数は減少しています。

図表74 ストーカー事案の認知件数及び措置状況(千葉県)

(単位:件)

	認知件数	検 挙			ストーカー規制法による行政措置 (警告・援助)	ストーカー規制法によらない措置 (防犯指導・警ら等)
		計	ストーカー規制法	他法令		
平成21年	760	48	6	42	100	399
平成22年	643	69	8	61	84	848
平成23年	456	42	1	41	43	552
平成24年	971	124	18	106	159	1140
平成25年	550	110	31	79	115	677
平成26年	600	80	24	56	157	916
平成27年	529	87	29	58	140	847

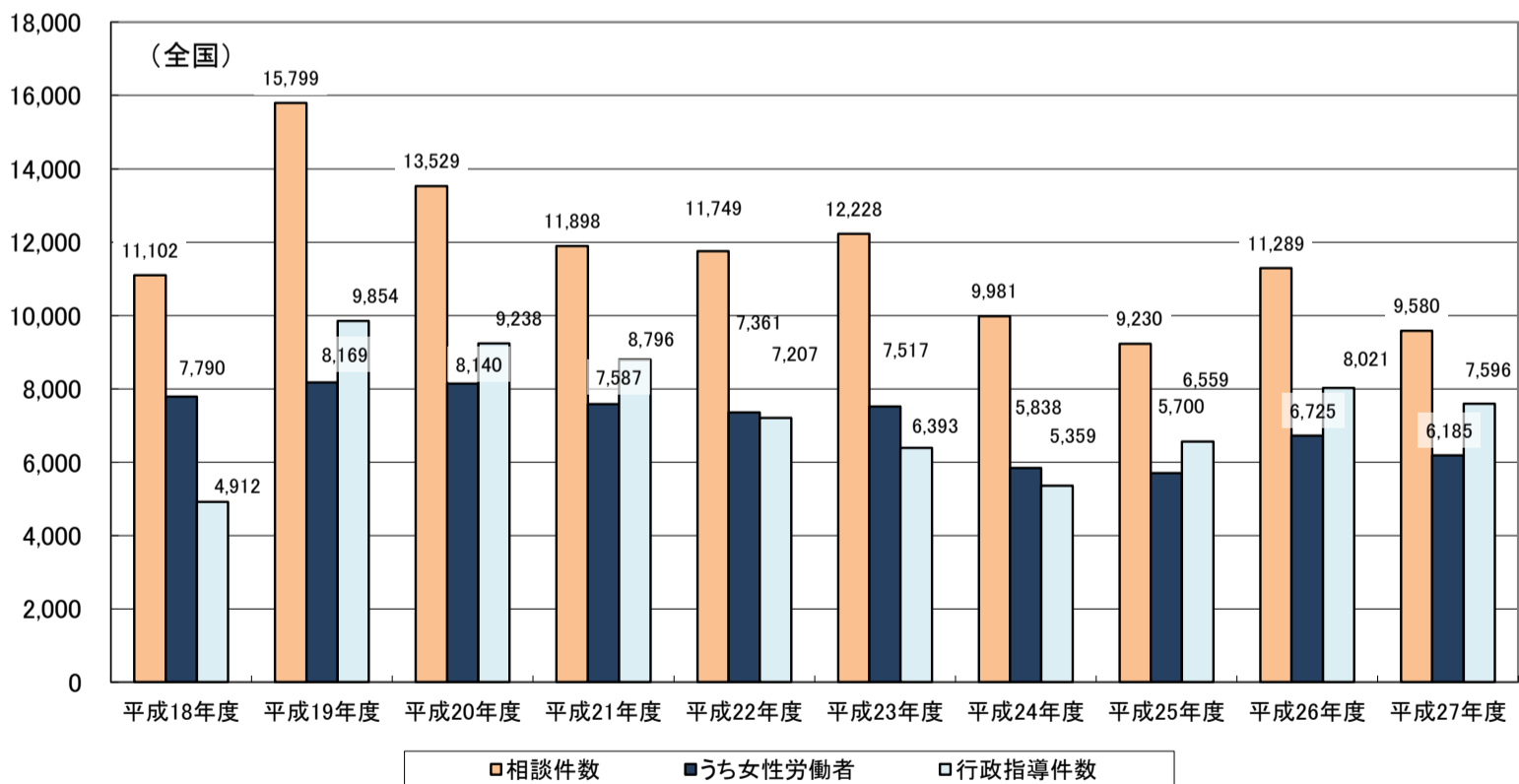
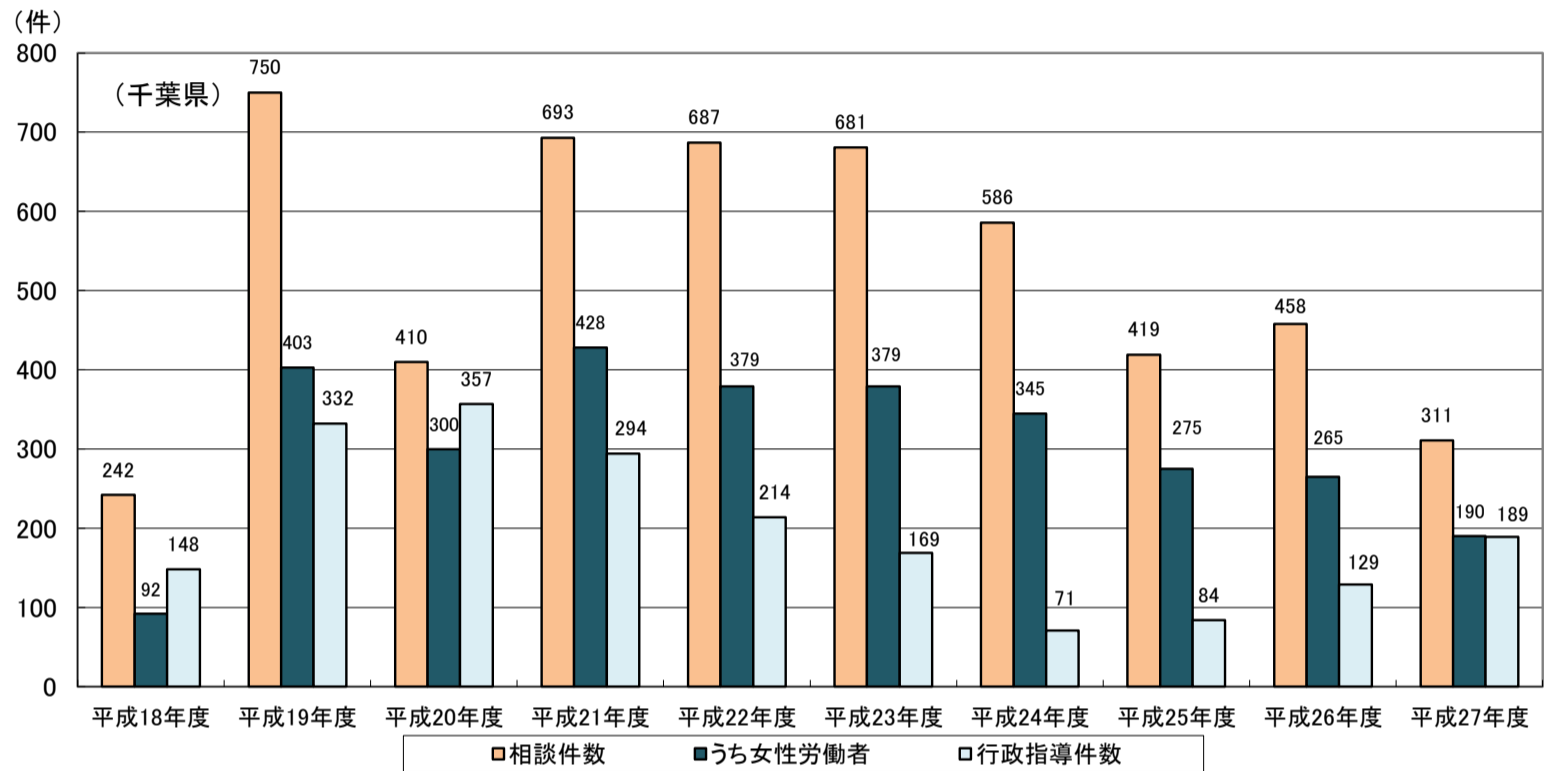
資料出所:千葉県警察本部

※ストーカー規制法によらない措置は、複数計上である。

4 セクシュアル・ハラスメント

平成19年4月1日に改正男女雇用機会均等法が施行され、事業主に義務づけられてきた職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関して雇用管理上必要な措置が拡充されるとともに、紛争解決の援助制度が利用できるようになりました。そのため、平成19年度に相談件数が急増し、その後は減少傾向にあります。

図表75 千葉労働局におけるセクシュアル・ハラスメントの相談件数の推移(千葉県・全国)

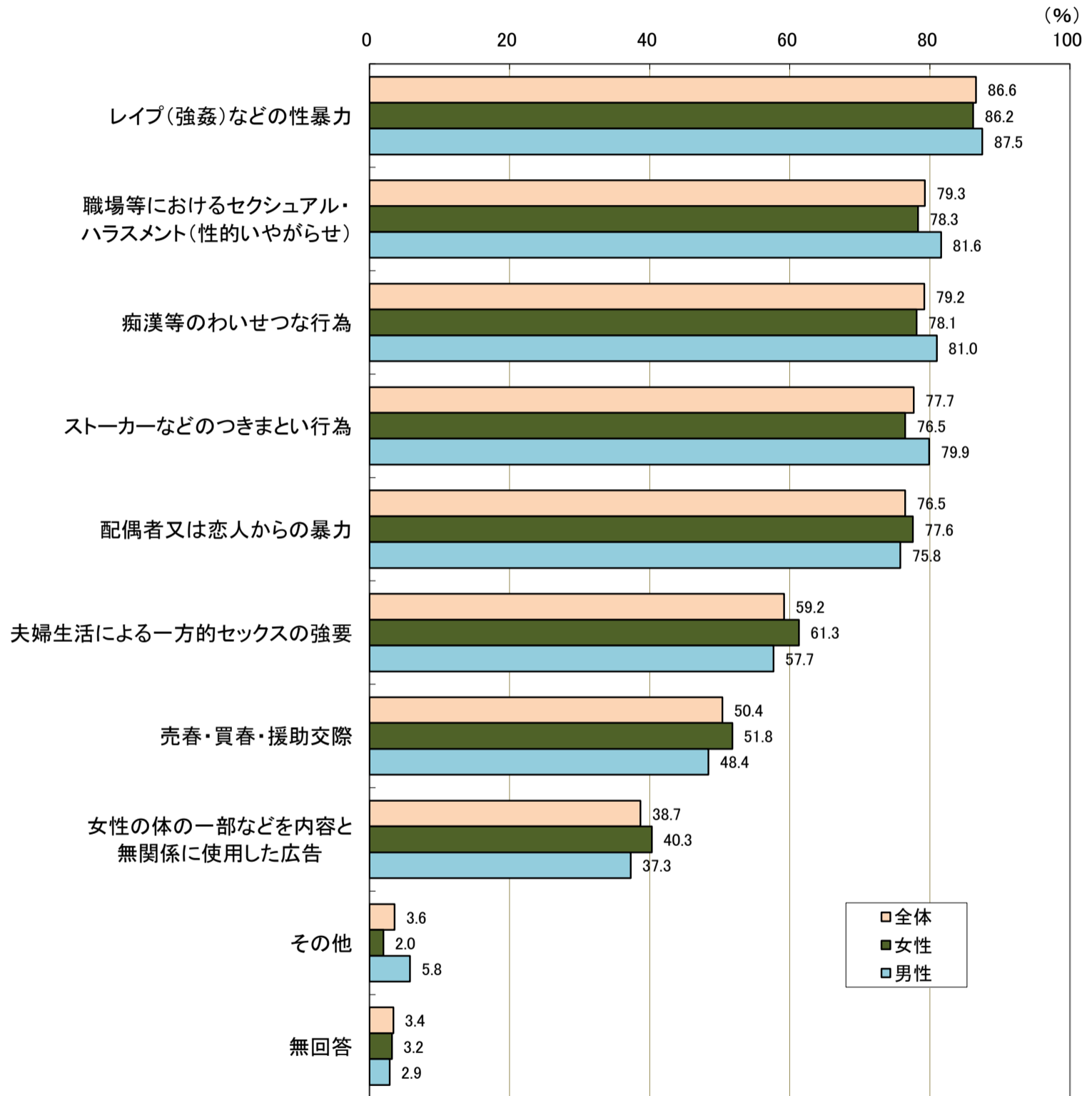


資料出所: 千葉労働局雇用環境・均等室

5 女性の人権が侵害されていると感じること

「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査（平成26年）」において、女性の人権が侵害されていると感じるのはどのようなことかを聞いたところ、男女とも「レイプ（強姦）などの性暴力」と回答している割合が最も高く、次いで「職場等におけるセクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）」となっています。

図表76 女性の人権が侵害されていると感じること(千葉県)



資料出所:千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」(平成26年10月)

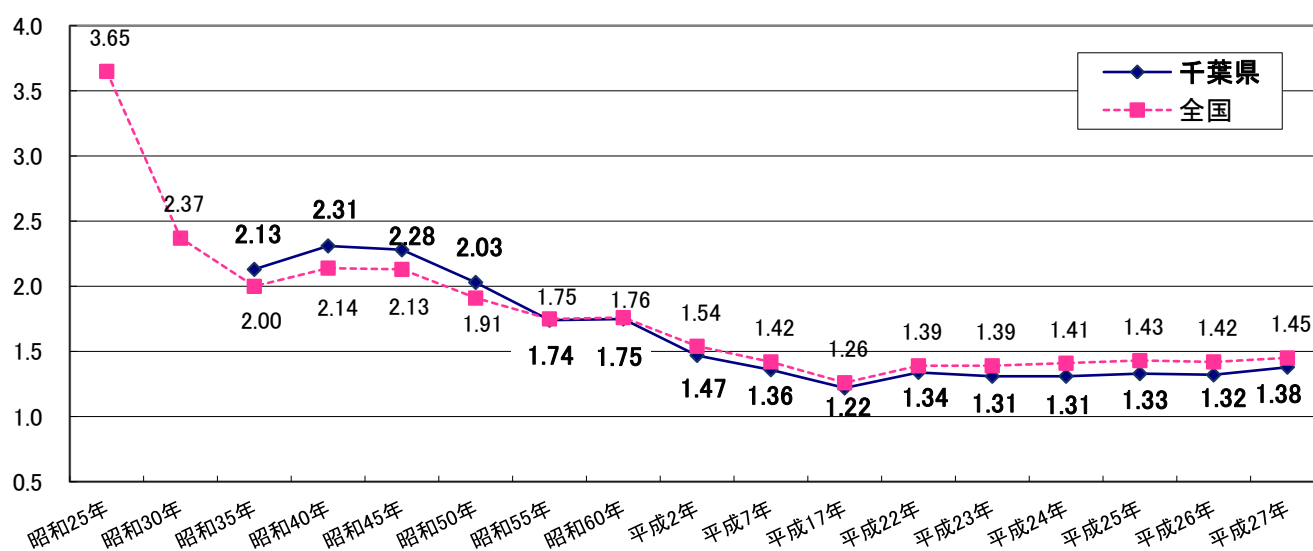
Ⅶ 健康

1 出産等に関する状況

(1) 合計特殊出生率の推移

「人口動態統計」によると、千葉県における合計特殊出生率(一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当)は平成22年以降ほぼ横ばいの状況でしたが、平成27年は1.38とわずかに増加しました。

図表77 合計特殊出生率の推移(千葉県・全国)



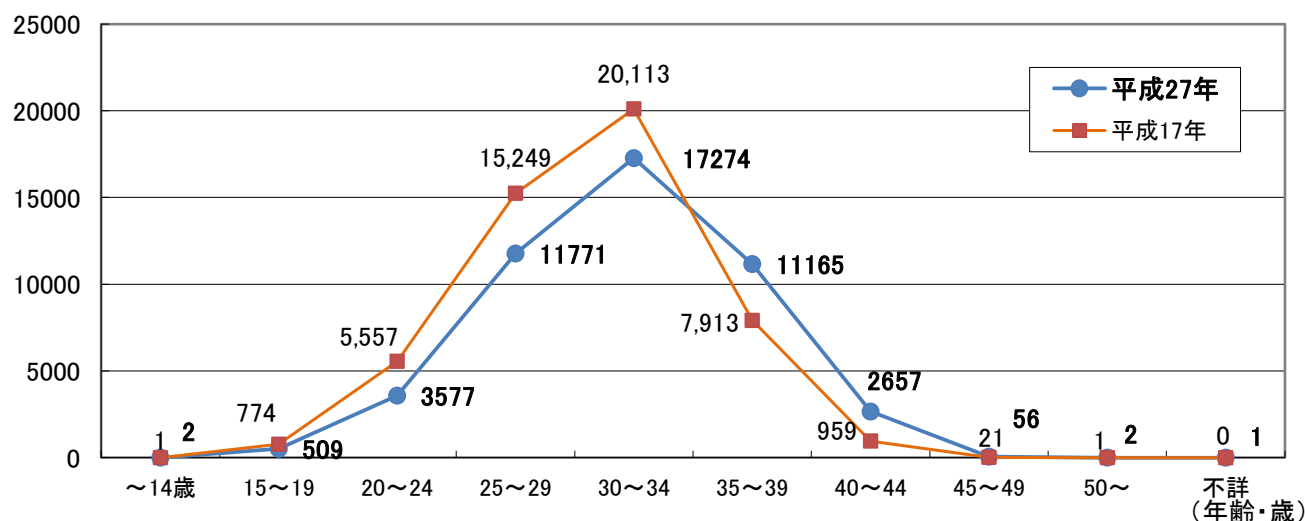
資料出所:厚生労働省「人口動態統計」

(2) 母の年齢階級別出生数の推移

母親の出産年齢と出生数について10年前と比較したところ、平成17年、27年とも30歳から34歳の階級が最も多くなっておりますが、平成27年は20歳～34歳の階級で減少している一方、35歳から44歳の階級が増加しており、出産年齢が上がっていることが分かります。

図表78 母の年齢階級別出生数の推移(千葉県)

(出生数・人)

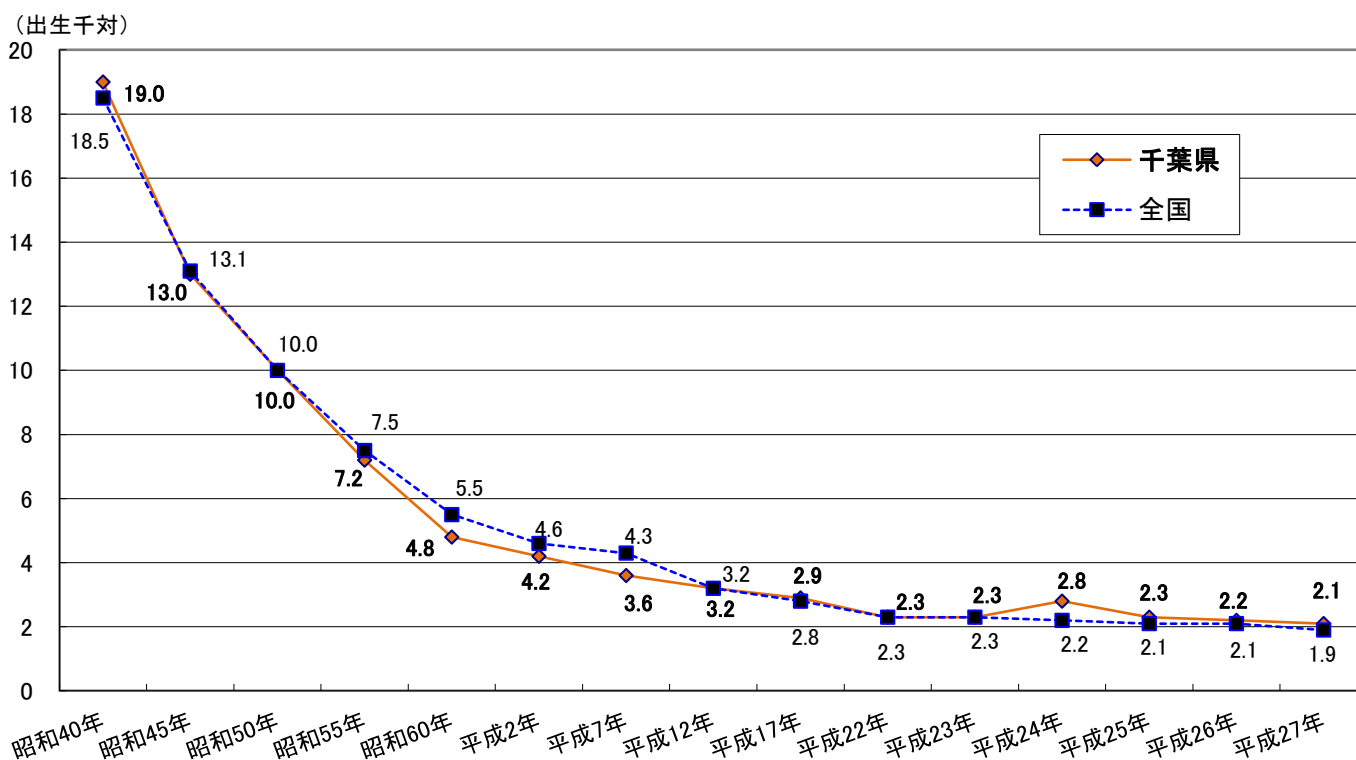


資料出所:厚生労働省「人口動態統計」

(3) 乳児・新生児死亡率の推移

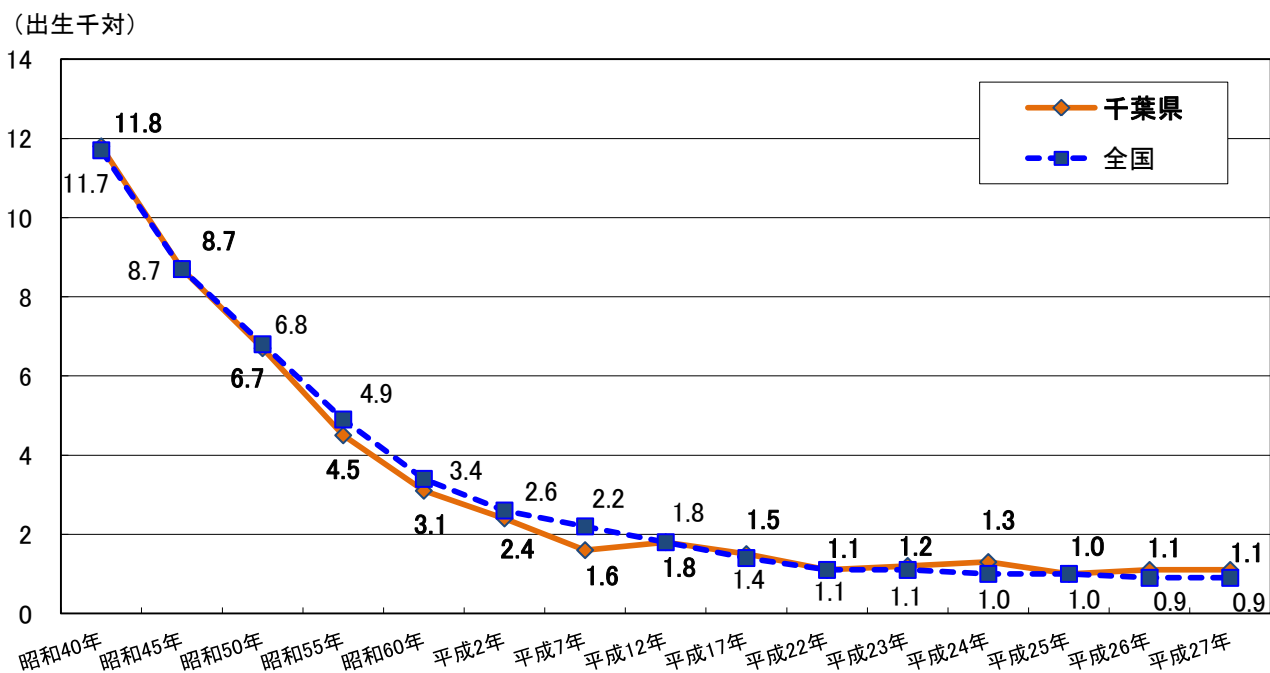
「人口動態統計」によると、昭和50年ごろまで千葉県の乳児死亡率と新生児死亡率はともに急速に低下し、乳児死亡率は平成25年からは2.1～2.3で、新生児死亡率は平成22年から1.0～1.3で推移しています。

図表79 乳児死亡率*の推移(千葉県・全国)



* 乳児死亡: 生後1年未満の死亡
資料出所: 厚生労働省「人口動態統計」

図表80 新生児死亡率*の推移(千葉県・全国)

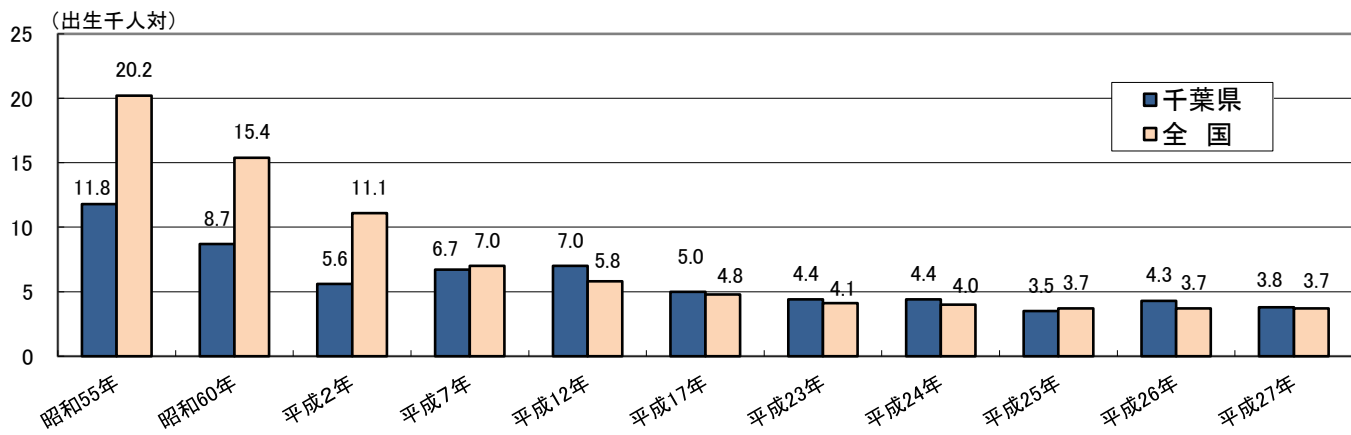


* 新生児死亡: 生後4週間未満の死亡
資料出所: 厚生労働省「人口動態統計」

(4) 周産期死亡率の推移

平成27年の「人口動態統計」によると、千葉県の周産期死亡率は3.8であり、ここ数年はほぼ横ばいです。

図表81 周産期死亡率*の推移(千葉県・全国)

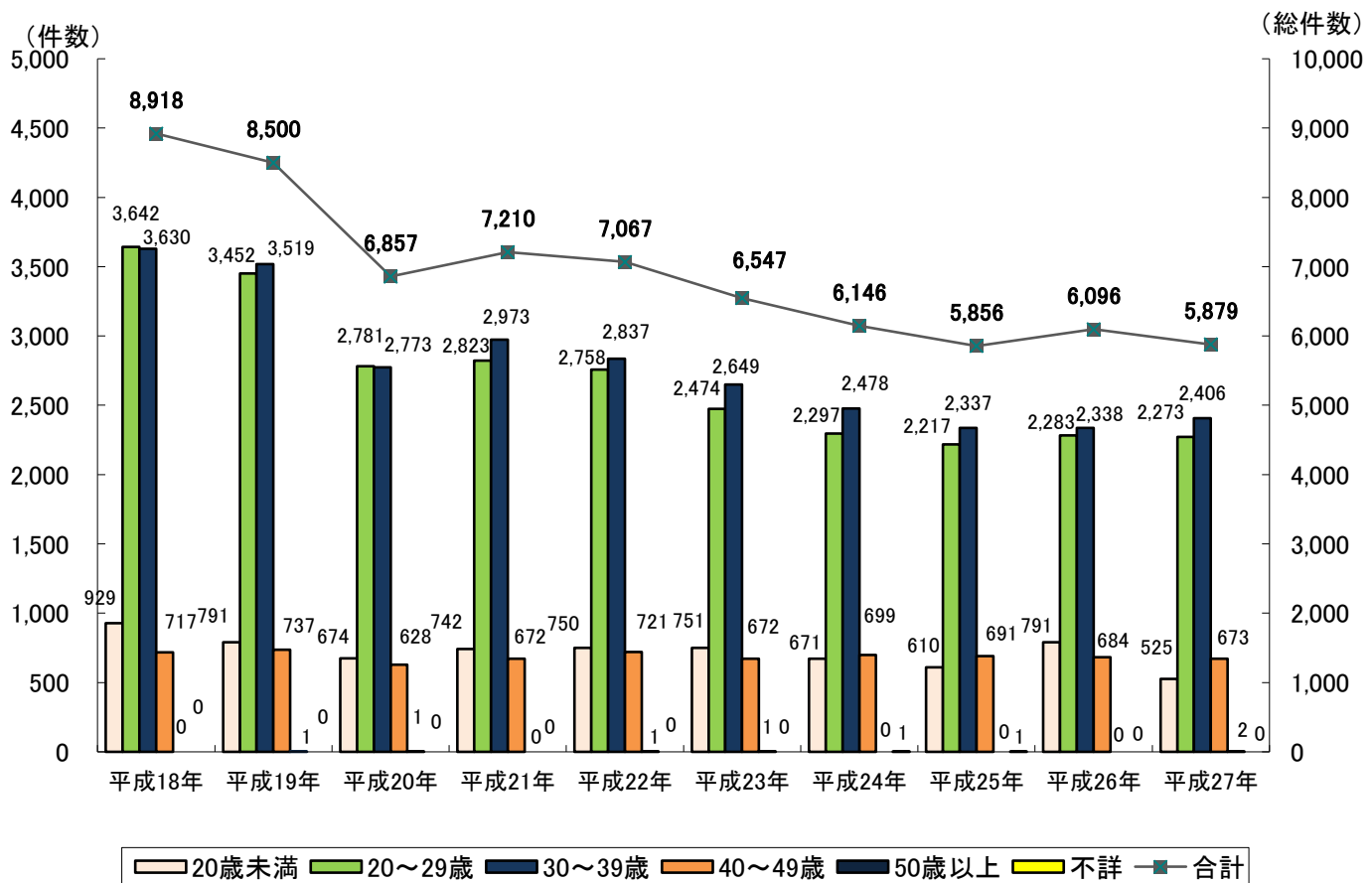


* 周産期死亡率:【年間周産期死亡数】÷【年間出産数(出生数+妊娠満22週以降の死産数)】×1,000
 出産1000に対する周産期死亡(妊娠22週以後の死産数に早期新生児死亡を加えたもの)の割合で、国又は地方の産科医療の水準を表す指標の一つとされている。
 資料出所:厚生労働省「人口動態統計」

(5) 人工妊娠中絶の状況

「衛生行政報告例」により、千葉県における年齢階級別人工妊娠中絶の状況をみると、平成21年から減少し、平成25年からはほぼ横ばいで推移しています。

図表82 年齢階級別人工妊娠中絶の状況(千葉県)



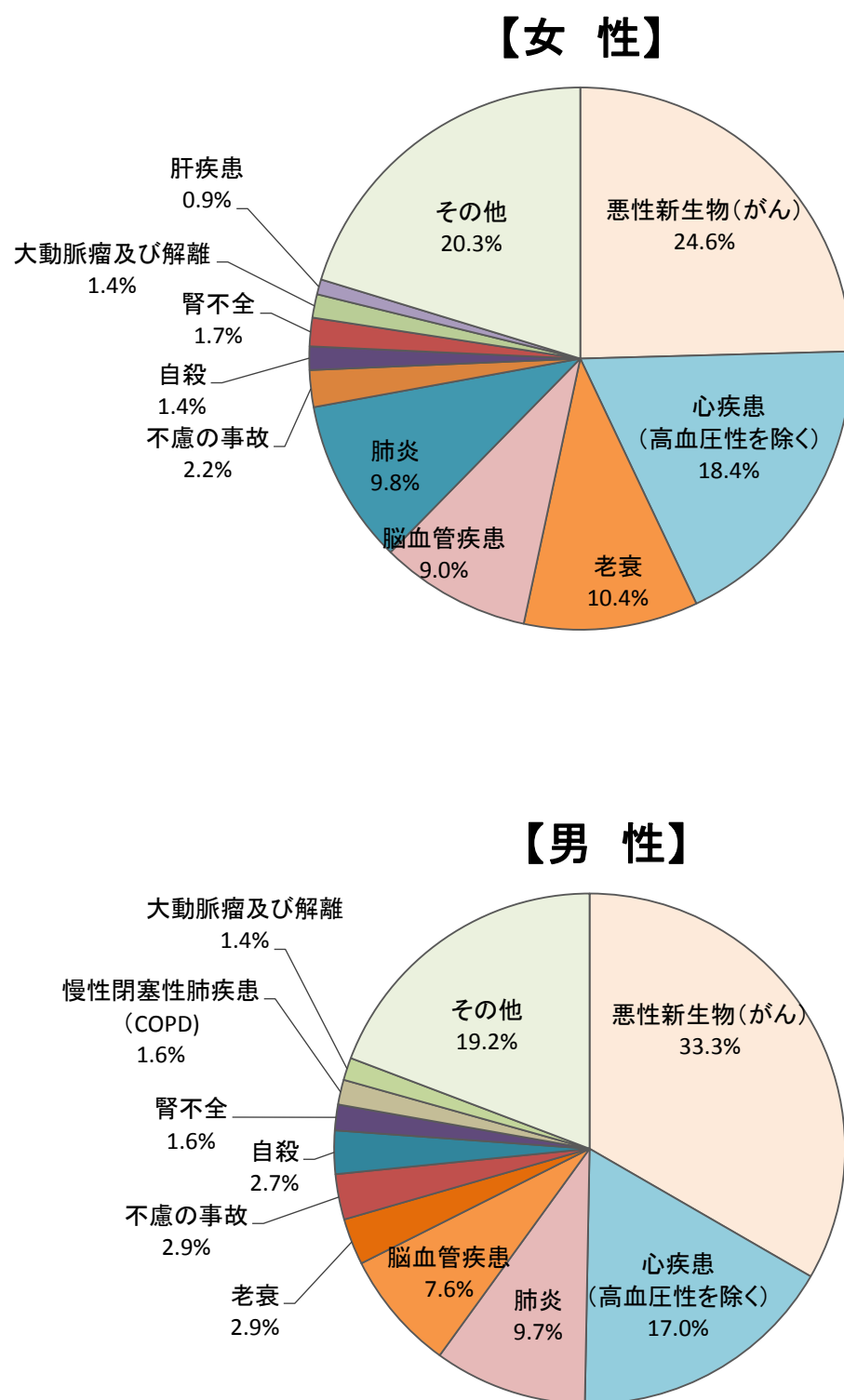
資料出所:厚生労働省「衛生行政報告例」

2 こころとからだの健康

(1) 主な死因の構成割合

平成27年の男女別の死因をみると、男女ともに「悪性新生物（がん）」「心疾患」による死亡が多くなっており、特に男性でその傾向が強くなっています。

図表83 千葉県における主要死因の構成割合(女性・男性別)



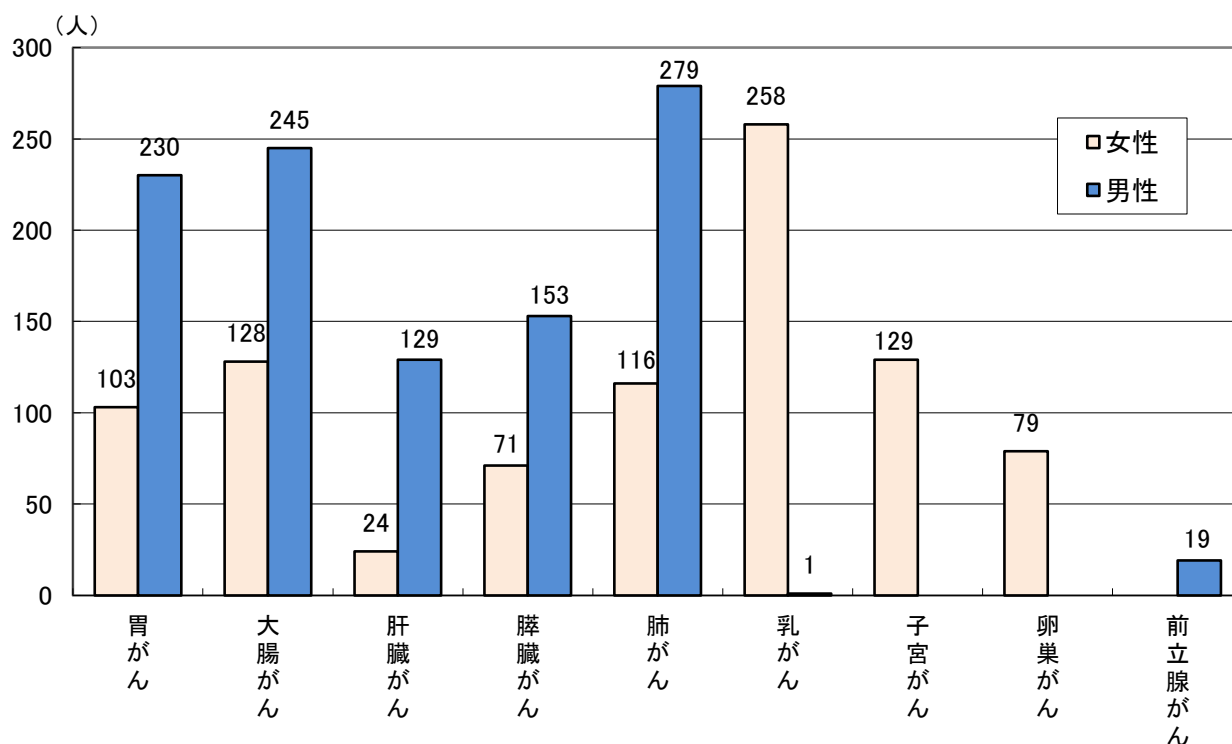
資料出所:厚生労働省「人口動態統計」(平成27年)

(2) 各がんの早世死亡数等

がんについて、平成27年の早世死亡の件数（65歳未満の死亡数）と早世係数（あるがんの全死亡に占める早世の比率）を男女で比較すると、女性は、乳がんが件数において最も多く、子宮がん、卵巣がんとともに女性に特有ながんでは早世係数が他のがんと比較して、高くなっています。

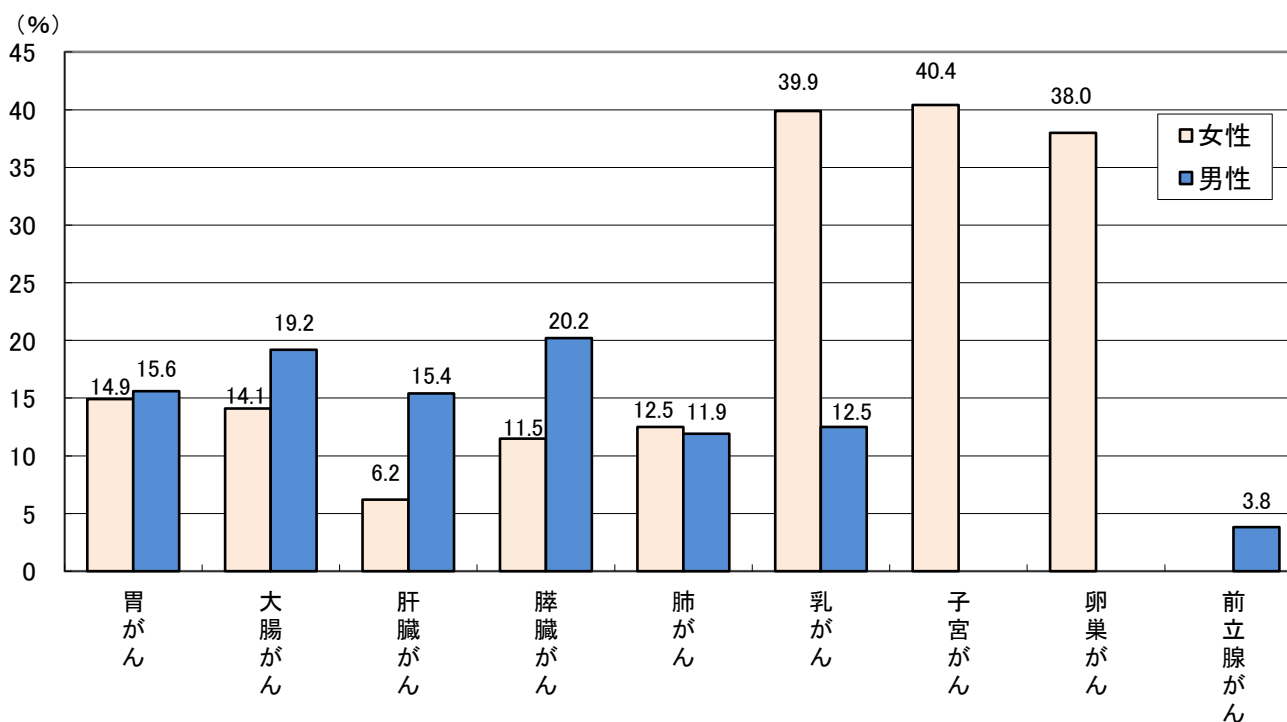
一方、男性では、女性に比べ肝臓がん、膵臓がんが件数及び早世係数のいずれにおいても上回っており、胃がん、大腸がん、肺がんについては早世死亡の件数が多いものの、早世係数に大きな男女差はみられません。

図表84 各がんの早世の件数の男女比較(千葉県)



資料出所: 厚生労働省「人口動態統計」(平成27年)

図表85 各がんの早世係数の男女比較(千葉県)

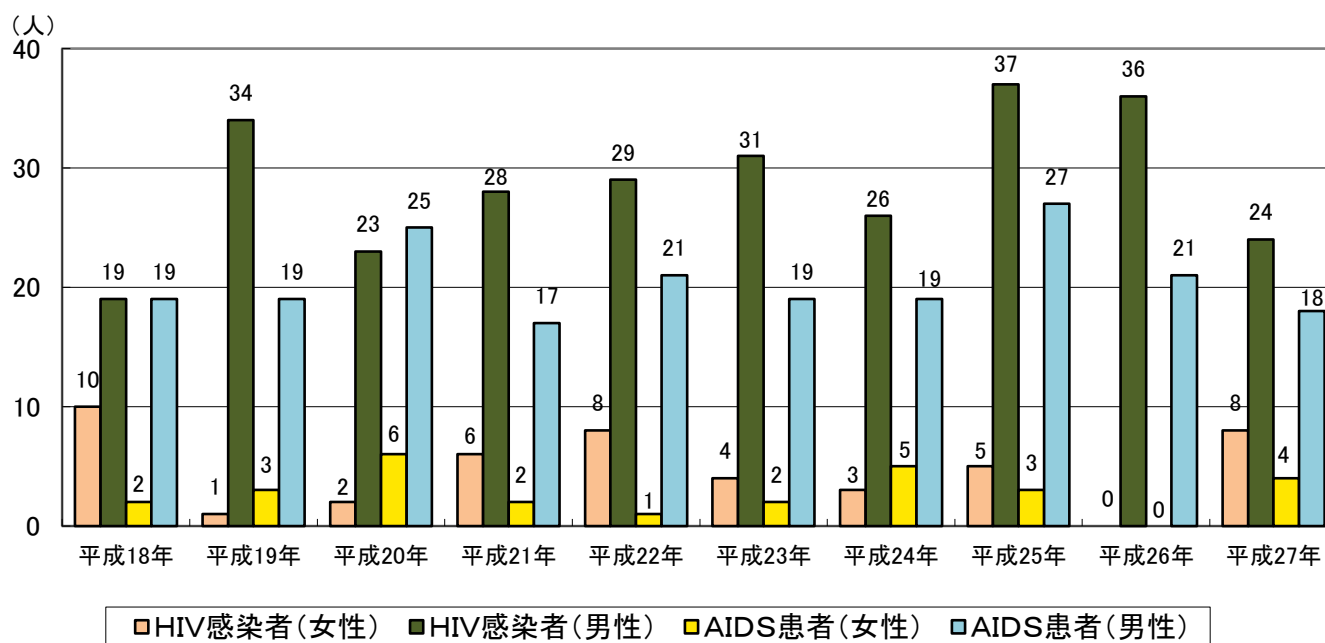


資料出所: 厚生労働省「人口動態統計」(平成27年)

(3) HIV感染者・AIDS患者の数

H I V感染者・A I D S患者の新規届出の約80%を男性が占めています。

図表86 男女別HIV感染者・AIDS患者届出状況(千葉県)

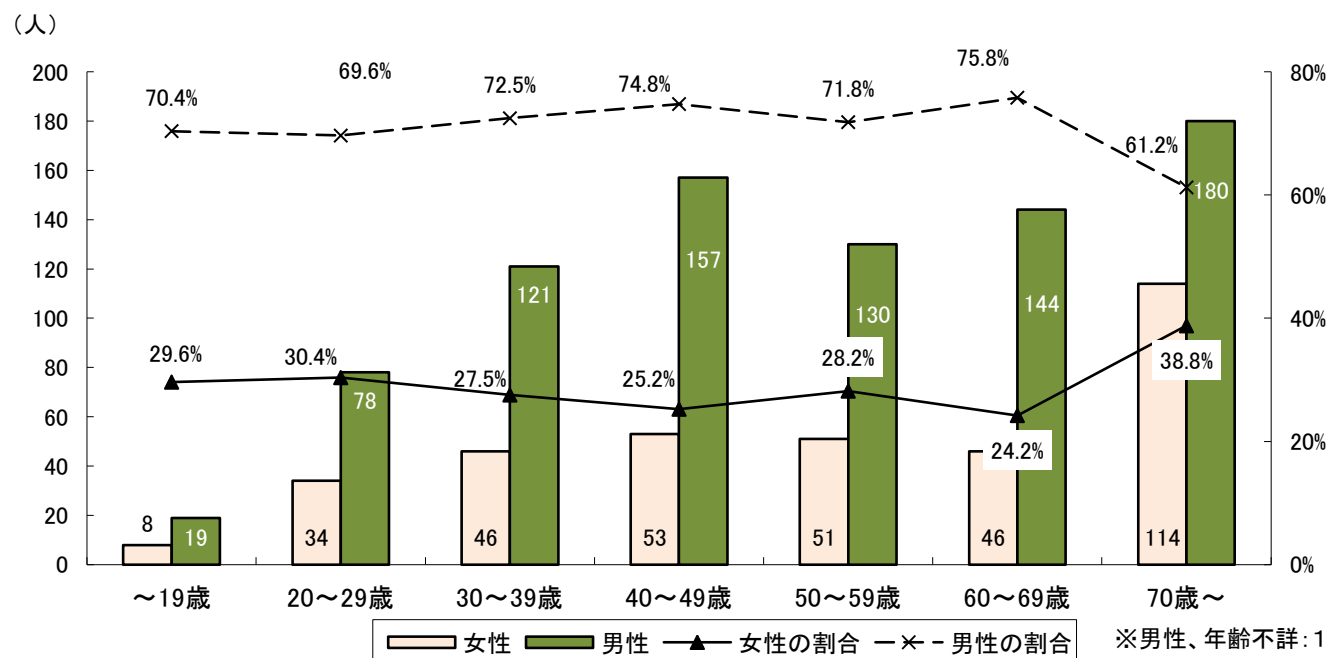


資料出所:千葉県疾病対策課

(4) 自殺者の年齢階級別推移

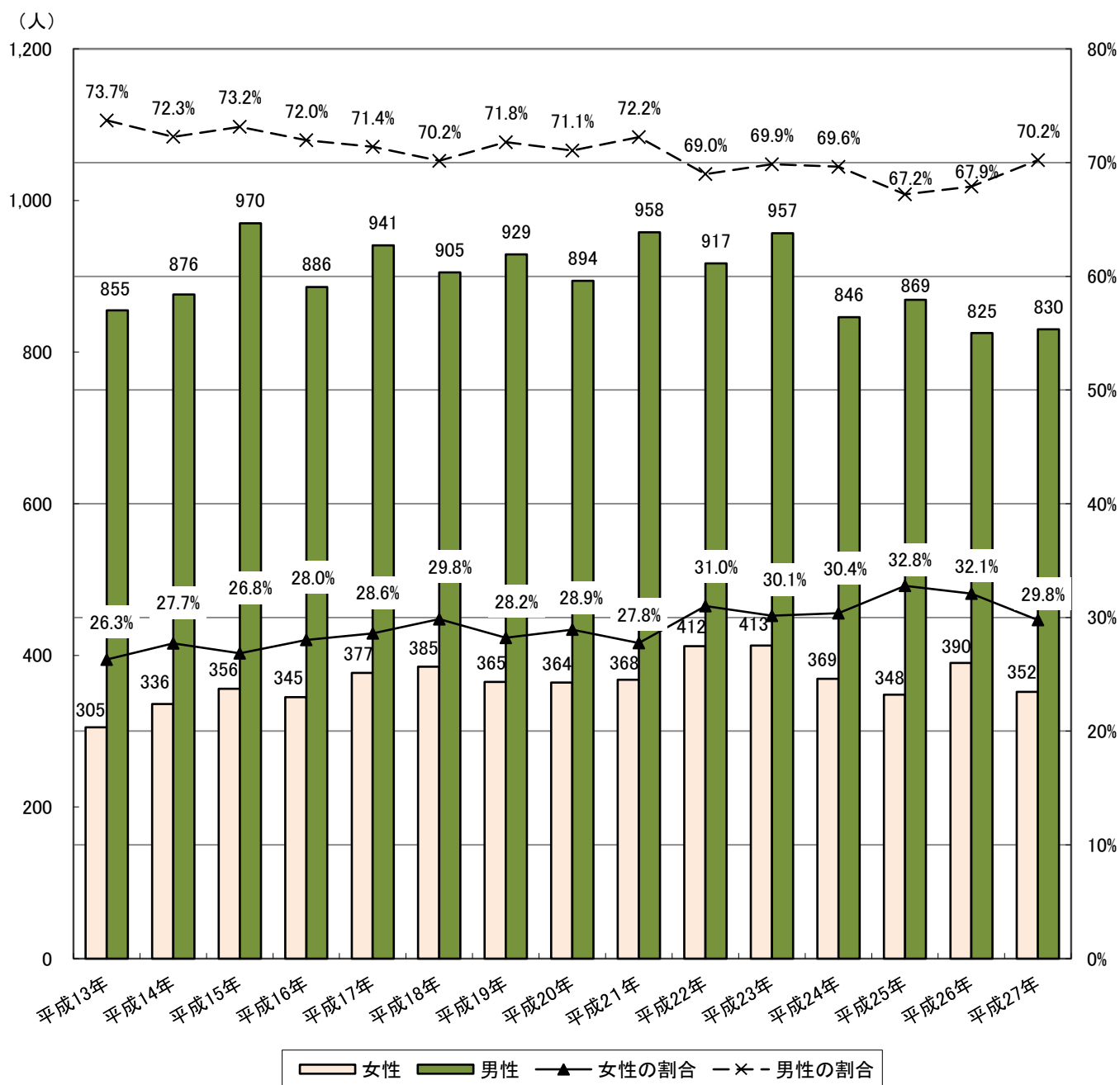
自殺者を男女別にみると、すべての年代で男性の割合が高くなっています。また、自殺者総数の推移をみると、平成24年以降横ばいの傾向にあります。

図表87 男女別、年齢別自殺者数(千葉県)



資料出所:厚生労働省「人口動態統計」(平成27年)

図表88 自殺者数の推移(千葉県)



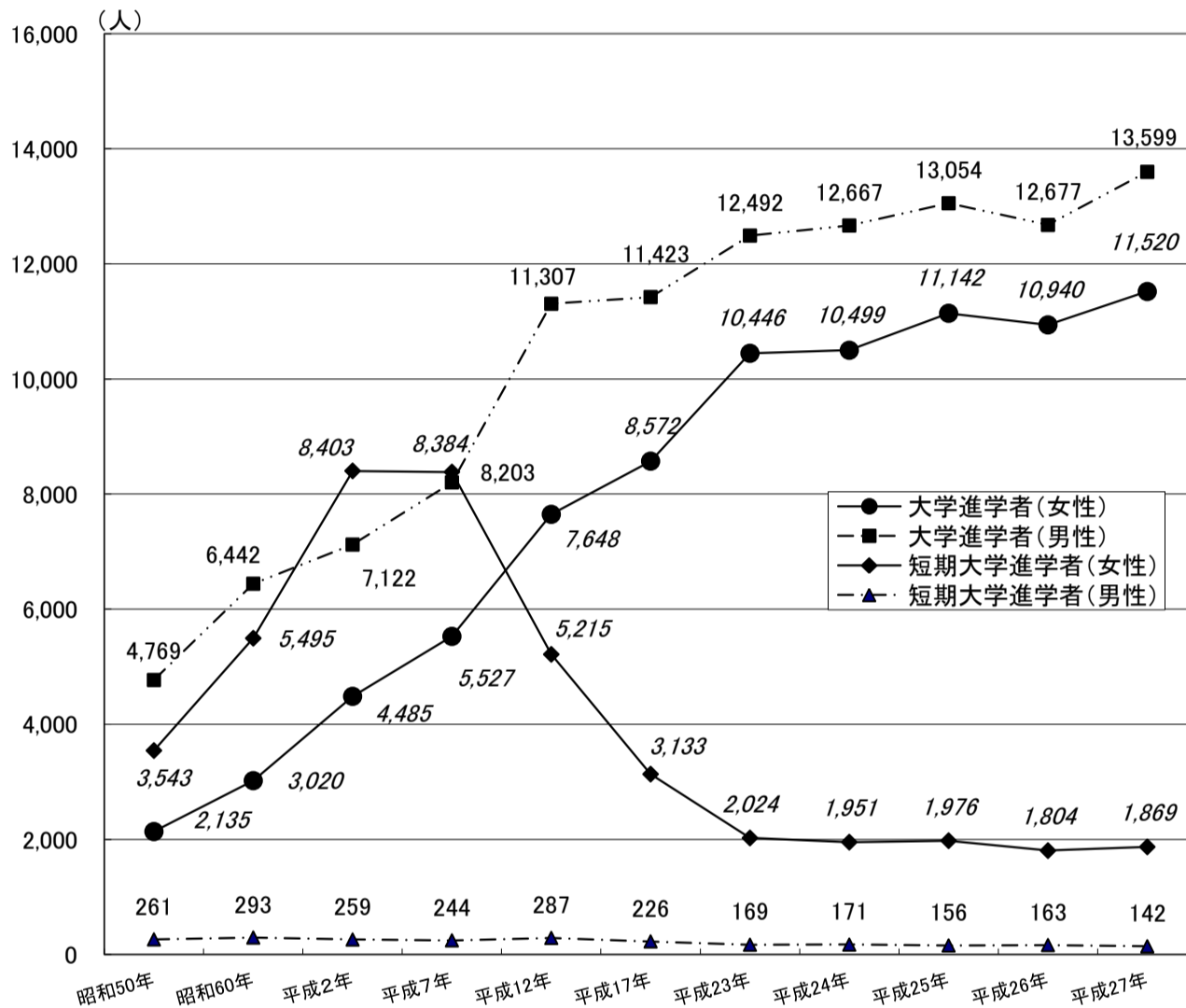
資料出所:厚生労働省「人口動態統計」

VIII 教育

1 大学等への進学状況

近年、大学への進学者数は上昇しており、特に女性の進学者数が増えています。

図表89 高等学校卒業者の大学・短大への進学者数の推移(千葉県)

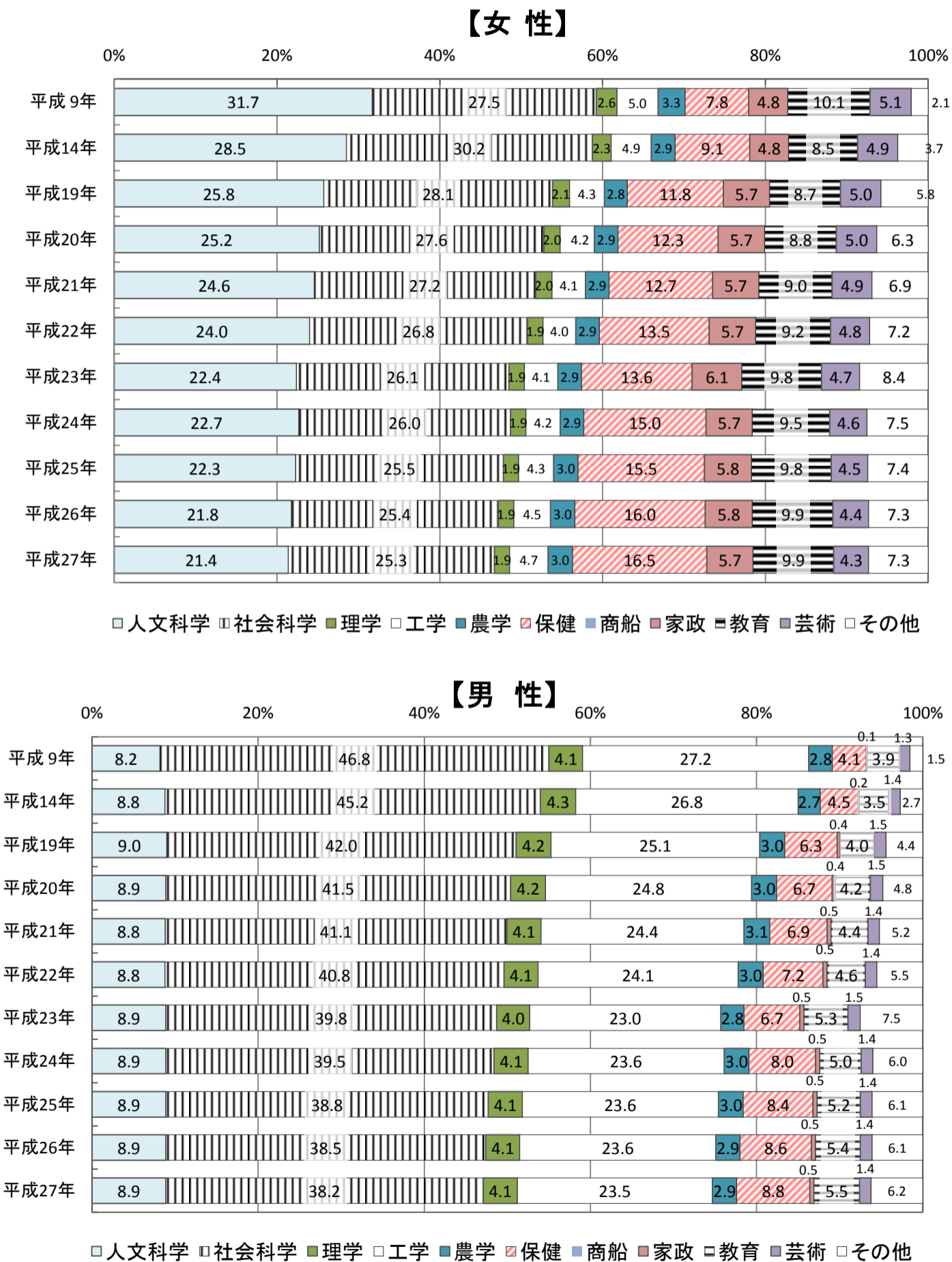


資料出所:文部科学省「学校基本調査」(各年3月)

2 専攻分野の状況

大学進学の特攻分野別にみた学生数の推移をみると、女性は保健分野が増加しています。男性については平成4年以降、保健分野が増加し、社会科学分野が緩やかに減少しています。

図表90 大学における専攻分野別に見た学生数の推移(全国)



資料出所：文部科学省「学校基本調査(高等教育機関)」(各年3月)

IX 国際

1 政策方針決定過程への女性の参画

スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が独自に算定した男女格差を図る指数G G I（ジェンダーギャップ指数*）では、2016年日本は144か国中111位であり、特に経済及び政治の分野において、遅れが目立っています。

就業の分野では、就業者の女性割合は他国と比べほぼ同じ水準ですが、管理的職業従事者の女性割合は、他国が3～4割に対し、日本と韓国は1割程度に留まっています。

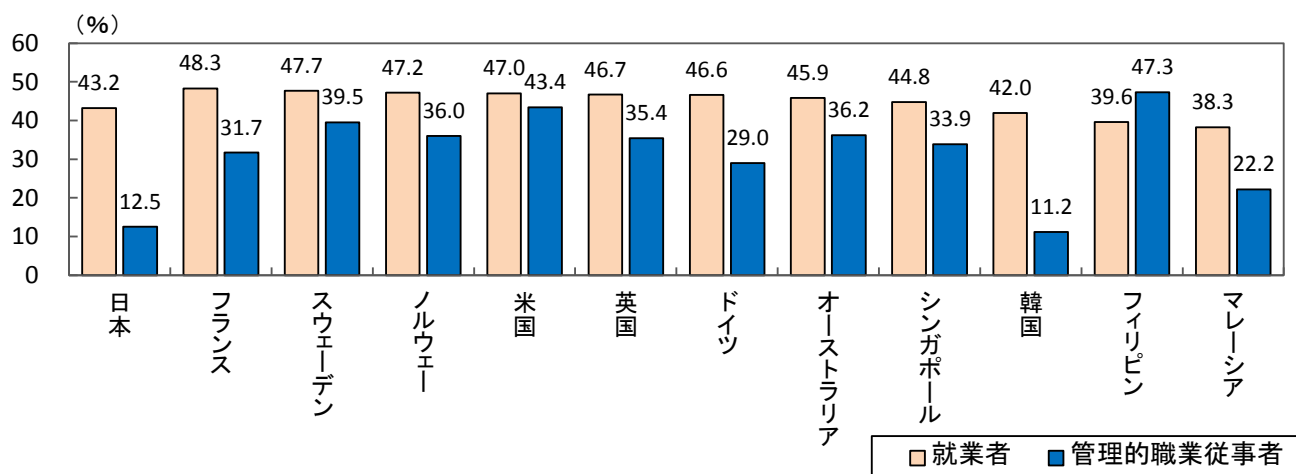
図表91 ジェンダーギャップ指数

2016年の順位	国名	総合スコア	経済	教育	健康	政治	2015年の順位
1	アイスランド	0.874	0.806	1.000	0.970	0.719	1
2	フィンランド	0.845	0.794	1.000	0.980	0.607	3
3	ノルウェー	0.842	0.818	1.000	0.974	0.576	2
4	スウェーデン	0.815	0.802	0.999	0.974	0.486	4
5	ルワンダ	0.800	0.817	0.958	0.972	0.452	6
6	アイルランド	0.797	0.709	1.000	0.979	0.502	5
7	フィリピン	0.786	0.780	1.000	0.980	0.386	7
8	スロベニア	0.786	0.784	1.000	0.973	0.385	9
9	ニュージーランド	0.781	0.765	0.999	0.970	0.390	10
10	ニカラグア	0.780	0.632	1.000	0.980	0.506	12
11	スイス	0.776	0.745	0.993	0.974	0.391	8
13	ドイツ	0.766	0.691	0.966	0.979	0.428	11
17	フランス	0.755	0.676	1.000	0.980	0.365	15
20	イギリス	0.752	0.700	0.999	0.974	0.335	18
45	アメリカ	0.722	0.752	1.000	0.975	0.162	28
46	オーストラリア	0.721	0.719	1.000	0.974	0.193	36
52	オーストリア	0.716	0.650	0.987	0.980	0.246	37
55	シンガポール	0.712	0.793	0.975	0.967	0.111	54
99	中国	0.676	0.656	0.967	0.919	0.162	91
111	日本	0.660	0.569	0.990	0.979	0.103	101
116	韓国	0.649	0.537	0.964	0.973	0.120	115

資料出所：世界経済フォーラム「The Gender Gap Report 2016」

* 経済分野、教育分野、健康分野及び政治分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を意味する。

図表92 就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合



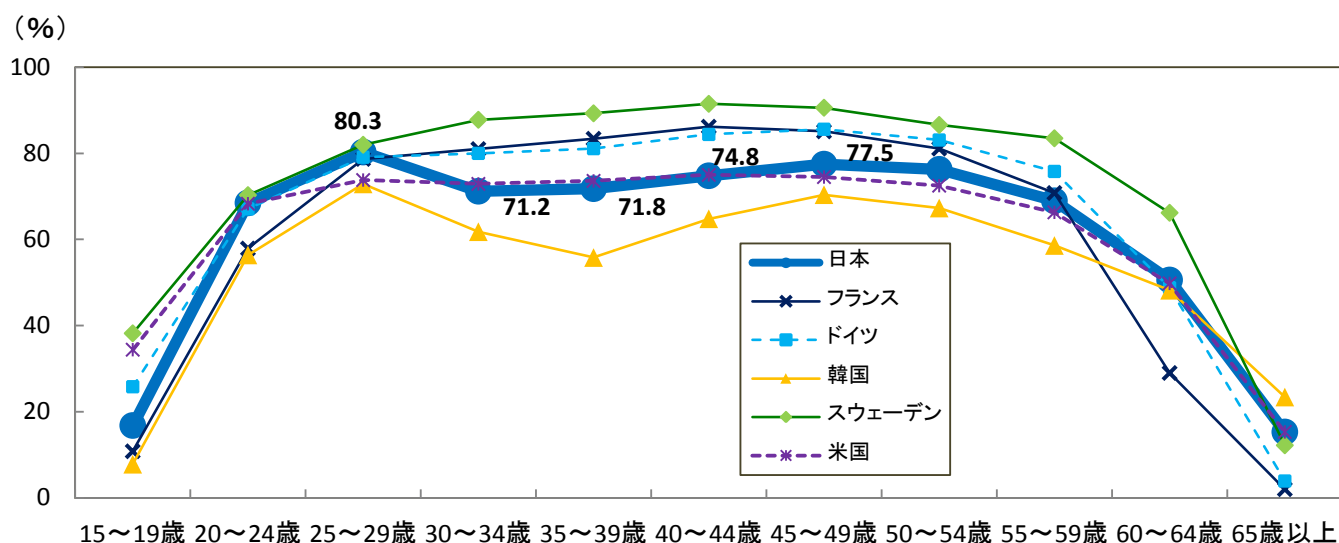
資料出所：内閣府「男女共同参画白書」(平成28年6月)

- (備考) 1. 総務省「労働力調査(基本集計)」(平成27年)、その他の国はILO「ILOSTAT」より作成。
 2. 日本、フランス、スウェーデン、ノルウェー及び英国は2015(平成27)年、米国は2013(平成25)年、その他の国は2014(平成26)年の値。
 3. 総務省「労働力調査」では、「管理的職業従事者」とは、就業者のうち、会社役員、企業の課長相当職以上、管理的公務員等。また、「管理的職業従事者」の定義は国によって異なる。

2 就業の分野における男女共同参画

日本では依然として結婚，出産，子育て期に就業を中断する女性が多くおり，これをいわゆる「M字カーブ*」といいます。同様のM字カーブが見られる国は韓国以外にはありません。

図表93 女性の年齢階級別労働力率の国際比較



資料出所: 内閣府男女共同参画局(平成28年6月)

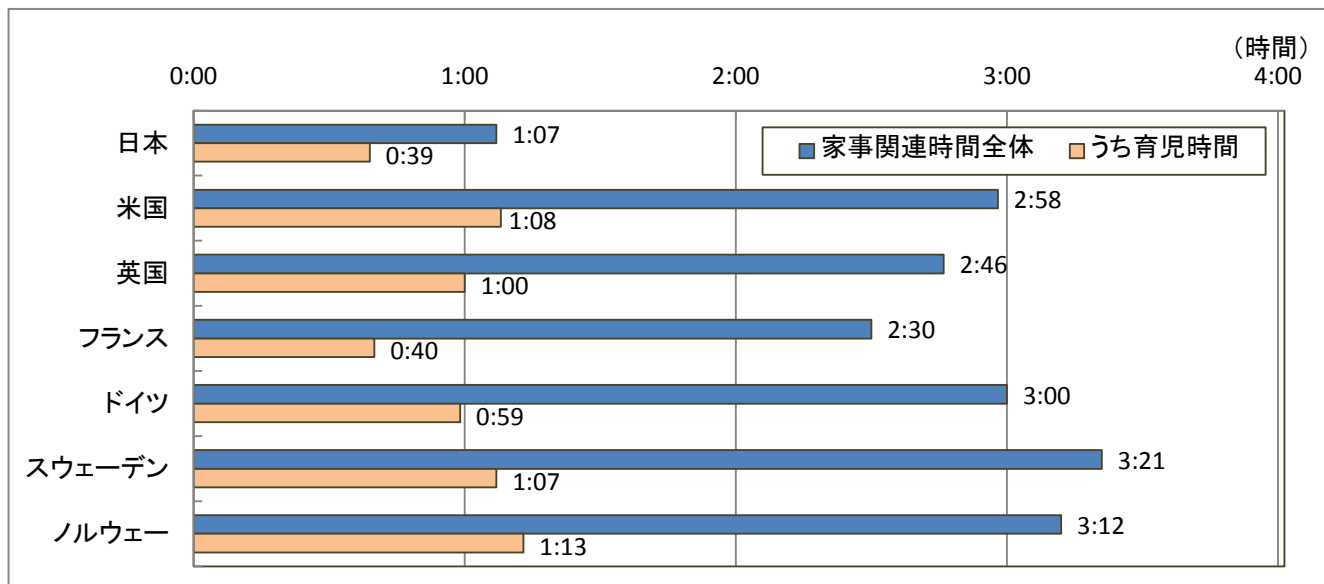
- (備考) 1. 日本は総務省「労働力調査(基本集計)」(平成27年), その他の国はILO「ILOSTAT」より作成。
 2. 労働力率は, 「労働力人口(就業者+完全失業者)」/「15歳以上人口」×100。
 3. 日本, フランス, 韓国, 及び米国は2015(平成27)年値, その他の国は2014(平成26)年値。
 4. 米国の15～19歳の値は, 16～19歳の値。

* 日本の女性労働力人口比率を年齢階級別にグラフ化したとき, 30歳代を谷とし, 20歳代後半と40歳代後半が山になり, アルファベットのMのような形になる。

3 家庭における男女共同参画

我が国の男性が家事や育児に費やす時間は, 世界的にみても最低の水準です。

図表94 6歳未満の子どもを持つ夫の1日あたり家事・育児時間の国際比較



資料出所: 内閣府男女共同参画局

- (備考) 1. Eurostat「How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men」(2004), Bureau of Labor Statistics of the U.S.「American Time-Use Survey」(2014)及び総務省「社会生活基本調査」(平成23年)より作成。
 2. 日本の数値は, 「夫婦と子供の世帯」に限定した夫の1日当たりの「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」の合計時間(週全体平均)である。

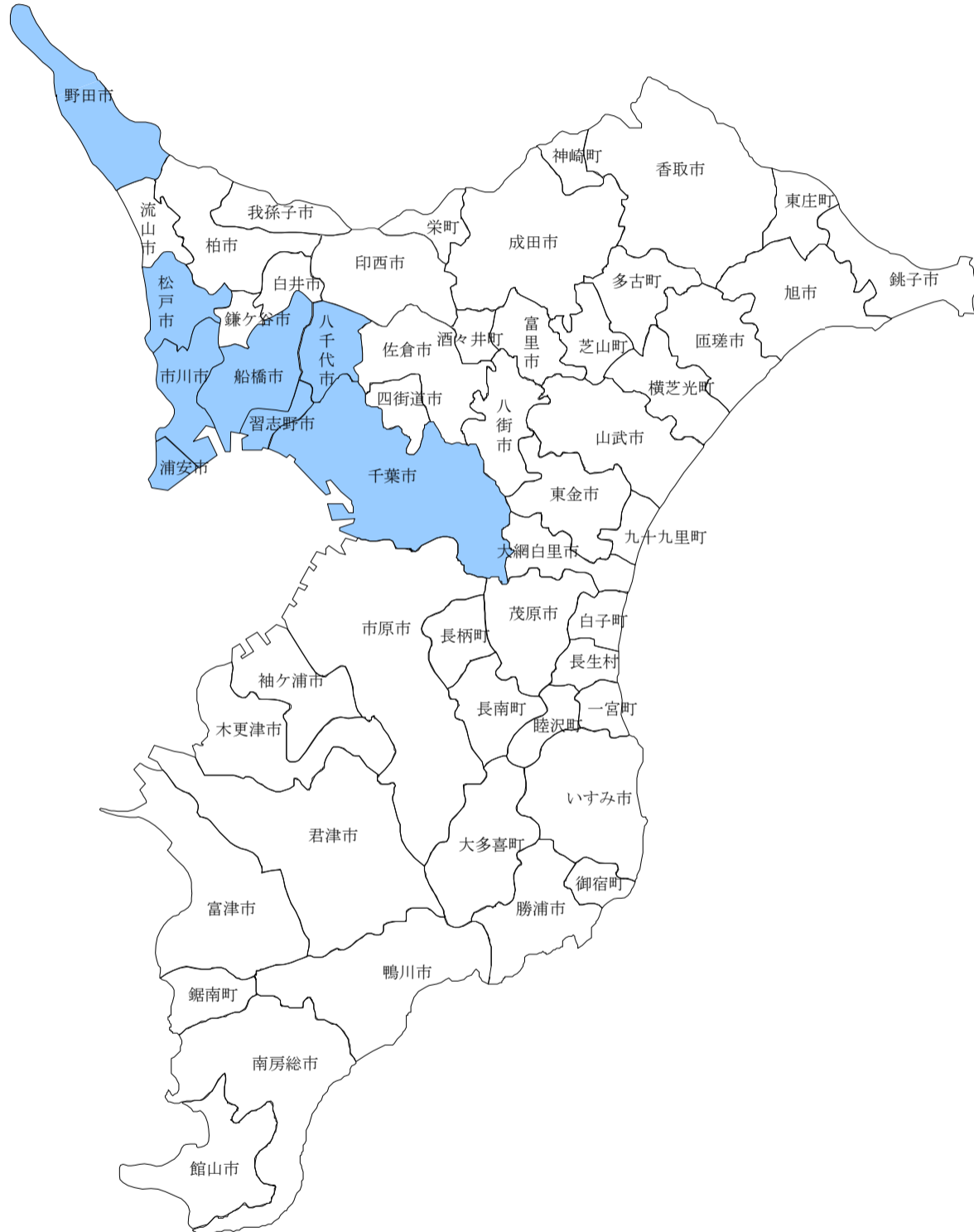
県内市町村における 男女共同参画の状況

市町村の状況

平成28年度 市町村推進体制

平成28年4月1日現在

- ① 男女共同参画・女性等を名称に冠した男女共同参画業務担当課設置 8市
- ② 上記以外で男女共同参画の担当部署が組織上位置付けられている 46市町村



県内市町村における男女共同参画の状況

平成28年度 千葉県市町村男女共同参画担当課

(H28.4.1現在)※柏市のみH28.5.16時点

市町村名	担当課名	住所	TEL
千葉市	市民局生活文化スポーツ部 男女共同参画課	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1	043-245-5060
銚子市	政策企画部 企画課 企画政策班	〒288-8601 銚子市若宮町1-1	0479-24-8904
市川市	総務部 男女共同参画課	〒272-0034 市川市市川1-24-2	047-322-6700
船橋市	市民生活部 男女共同参画センター	〒273-0003 船橋市宮本2-1-4	047-423-0757
館山市	総合政策部 企画課	〒294-8601 館山市北条1145-1	0470-22-3147直
木更津市	企画部 企画課	〒292-8501 木更津市富士見1-2-1 スパークルシティ木更津8階	0438-23-7485
松戸市	総務部 男女共同参画課	〒271-0091 松戸市本町14-10	047-364-8778
野田市	児童家庭部 人権・男女共同参画推進課	〒278-8550 野田市鶴奉7-1	04-7125-1111代
茂原市	企画財政部 企画政策課 男女共同・国際化係	〒297-8511 茂原市道表1	0475-20-1516
成田市	市民生活部 市民協働課 男女共同参画係	〒286-8585 成田市花崎町760	0476-20-1507
佐倉市	市民部自治人権推進課 人権・男女平等参画推進班	〒285-8501 佐倉市海隣寺町97	043-484-1948直
東金市	企画政策部 企画課	〒283-8511 東金市東岩崎1-1	0475-50-1122
旭市	市民生活課 市民生活支援班	〒289-2595 旭市ニの1920	0479-62-5396
習志野市	協働経済部 男女共同参画センター	〒275-0016 習志野市津田沼5-12-12 サンロード津田沼5F	047-453-9307
柏市	地域づくり推進部 協働推進課 男女共同参画室	〒277-0005 柏市柏1-7-1-301 DayOneタワー3階パレット柏内	04-7167-1127直
勝浦市	企画課	〒299-5292 勝浦市新官1343-1	0470-73-6656
市原市	企画部 人権・国際課	〒290-8501 市原市国分寺台中央1-1-1	0436-23-9826
流山市	総合政策部 企画政策課 男女共同参画室	〒270-0192 流山市平和台1-1-1	04-7150-6064
八千代市	生涯学習部 男女共同参画課	〒276-0033 八千代市八千代台南1-11-6	047-485-7088
我孫子市	総務部 秘書広報課 男女共同参画室	〒270-1192 我孫子市我孫子1858	04-7185-1752
鴨川市	企画政策課 政策推進係	〒296-8601 鴨川市横渚1450	04-7093-7828
鎌ヶ谷市	市民活動推進課 男女共同参画室	〒273-0195 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1	047-445-1277直
君津市	市民環境部 市民生活課	〒299-1192 君津市久保2-13-1	0439-56-1483
富津市	総務部 企画課	〒293-8506 富津市下飯野2443	0439-80-1223
浦安市	企画部 男女共同参画センター	〒279-8501 浦安市猫実1-1-1	047-351-1111
四街道市	経営企画部 政策推進課	〒284-8555 四街道市鹿渡無番地	043-421-6161
袖ヶ浦市	市民健康部 市民活動支援課	〒299-0292 袖ヶ浦市坂戸市場1-1	0438-62-3102

県内市町村における男女共同参画の状況

市町村名	担当課名	住所	TEL
八街市	総務部 企画政策課 企画政策班	〒289-1192 八街市八街ほ35-29	043-443-1114
印西市	市民部 市民活動推進課	〒270-1396 印西市大森2364-2	0476-42-5111
白井市	総務部 企画政策課 男女共同参画室	〒270-1492 白井市復1123	047-492-1111
富里市	総務部 企画課	〒286-0292 富里市七栄652-1	0476-93-1118
南房総市	市民生活部 市民課	〒299-2492 南房総市富浦町青木28	0470-33-1005
匝瑳市	企画課 企画調整班	〒289-2198 匝瑳市八日市場ハ793-2	0479-73-0081
香取市	生活経済部 市民協働課 市民協働班 人権・市民相談班	〒287-8501 香取市佐原口2127	0478-50-1261 0478-54-1138
山武市	総務部 企画政策課 企画係	〒289-1392 山武市殿台296	0475-80-1131
いすみ市	企画政策課	〒298-8501 いすみ市大原7400-1	0470-62-1382
大網白里市	地域づくり課 市民協働推進班	〒299-3292 大網白里市大網115-2	0475-70-0342
酒々井町	住民協働課 活動推進班	〒285-8510 酒々井町中央台4-11	043-496-1171 (内)362
栄町	住民活動推進課 協働推進班	〒270-1592 栄町安食台1-2	0476-33-7705直
神崎町	まちづくり課	〒289-0292 神崎町神崎本宿163	0478-72-2114
多古町	企画空港政策課 企画政策係	〒289-2292 多古町多古584	0479-76-5409
東庄町	総務課 庶務係	〒289-0692 東庄町笹川ⅴ4713-131	0478-86-6082
九十九里町	企画財政課 企画係	〒283-0195 九十九里町片貝4099	0475-70-3121
芝山町	総務課 企画政策係	〒289-1692 芝山町小池992	0479-77-3921
横芝光町	企画財政課	〒289-1793 横芝光町宮川 11902	0479-84-1218
一宮町	まちづくり推進課	〒299-4396 一宮町一宮2457	0475-42-2113
睦沢町	総務課 総務班	〒299-4492 睦沢町下之郷1650-1	0475-44-2500
長生村	総務課 庶務係	〒299-4394 長生村本郷1-77	0475-32-2111
白子町	総務課 情報統計係	〒299-4292 白子町関5074-2	0475-33-2110
長柄町	総務課 庶務秘書係	〒297-0298 長柄町桜谷712	0475-35-2111
長南町	企画政策課 広報統計係	〒297-0192 長南町長南2110	0475-46-2113
大多喜町	生涯学習課 社会教育係	〒298-0216 大多喜町大多喜486-10	0470-82-3188
御宿町	企画財政課 企画係	〒299-5192 御宿町須賀1522	0470-68-2512
鋸南町	総務企画課 企画財政室	〒299-2192 鋸南町下佐久間3458	0470-55-4801

平成28年度 男女共同参画に係る計画策定・条例制定状況

1 市町村における男女共同参画計画策定状況

計画策定市町村 37市町(策定率68.5%)
 女性活躍推進計画策定市町村 9市町(策定率16.7%) (平成28年4月1日現在)

	市町村名	計画名	計画期間	女性活躍推進計画の有無
1	千葉市	ちば男女共同参画基本計画 第4次ハーモニープラン	平成28年度～平成33年度	○
2	銚子市	銚子市男女共同参画計画(第2次)	平成25年度～平成29年度	
3	市川市	市川市男女共同参画基本計画	平成14年度～平成37年度	
4	船橋市	第2次船橋市男女共同参画計画	平成24年度～平成28年度	
5	館山市	第3期館山市男女共同参画推進プラン	平成25年度～平成29年度	
6	木更津市	木更津市男女共同参画計画(第3次)	平成24年度～平成28年度	
7	松戸市	松戸市男女共同参画プラン第4次実施計画	平成25年度～平成29年度	
8	野田市	第3次野田市男女共同参画計画	平成27年度～平成31年度	○
9	茂原市	男女ハートフル共生プラン ～茂原市男女共同参画計画(第3次)～	平成28年度～平成32年度	○
10	成田市	第3次成田市男女共同参画計画 成田市DV対策基本計画	平成28年度～平成32年度	
11	佐倉市	佐倉市男女平等参画基本計画(第3期)	平成21年度～平成30年度	
12	東金市	第2次東金市男女共同参画プラン	平成28年度～平成32年度	○
13	旭市	旭市男女共同参画計画	平成26年度～平成30年度	
14	習志野市	習志野市第2次男女共同参画基本計画	平成26年度～平成31年度	
15	柏市	第3次柏市男女共同参画推進計画	平成28年度～平成38年度	
16	勝浦市	勝浦市男女共同参画計画	平成20年度～平成29年度	
17	市原市	いちほら男女共同参画社会づくりプラン	平成19年度～平成28年度	
18	流山市	流山市第3次男女共同参画プラン	平成27年度～平成31年度	
19	八千代市	やちよ男女共同参画プラン	平成23年度～平成32年度	
20	我孫子市	我孫子市男女共同参画プラン(第2次)	平成21年度～平成30年度	
21	鴨川市	第2次鴨川市男女共同参画計画	平成28年度～平成32年度	○
22	鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市男女共同参画推進計画	平成23年度～平成32年度	
23	君津市	君津市男女共同参画計画(第3次)	平成25年度～平成29年度	
24	浦安市	第2次うらやす男女共同参画プラン	平成24年度～平成33年度	
25	四街道市	第3次四街道市男女共同参画推進計画	平成26年度～平成33年度	
26	袖ヶ浦市	袖ヶ浦市男女共同参画計画(第3次)	平成26年度～平成30年度	
27	八街市	第2次八街市男女共同参画計画	平成28年度～平成33年度	○
28	印西市	第2次印西市男女共同参画プラン	平成26年度～平成30年度	
29	白井市	白井市男女平等推進行動計画(2016-2025)	平成28年度～平成37年度	○
30	富里市	富里市男女共同参画計画(第2次)	平成25年度～平成34年度	
31	南房総市	第2次南房総市男女共同参画推進計画	平成26年度～平成30年度	
32	香取市	香取市男女共同参画計画	平成22年度～平成31年度	
33	山武市	第2次山武市男女共同参画計画	平成26年度～平成30年度	
34	いすみ市	いすみ男女共同参画プラン	平成24年度～平成28年度	
35	大網白里市	大網白里市男女共同参画計画	平成28年度～平成32年度	○
36	東庄町	東庄町男女共同参画計画	平成28年度～平成32年度	○
37	横芝光町	横芝光町男女共同参画計画	平成21年度～平成30年度	




2 市町村における男女共同参画条例制定状況

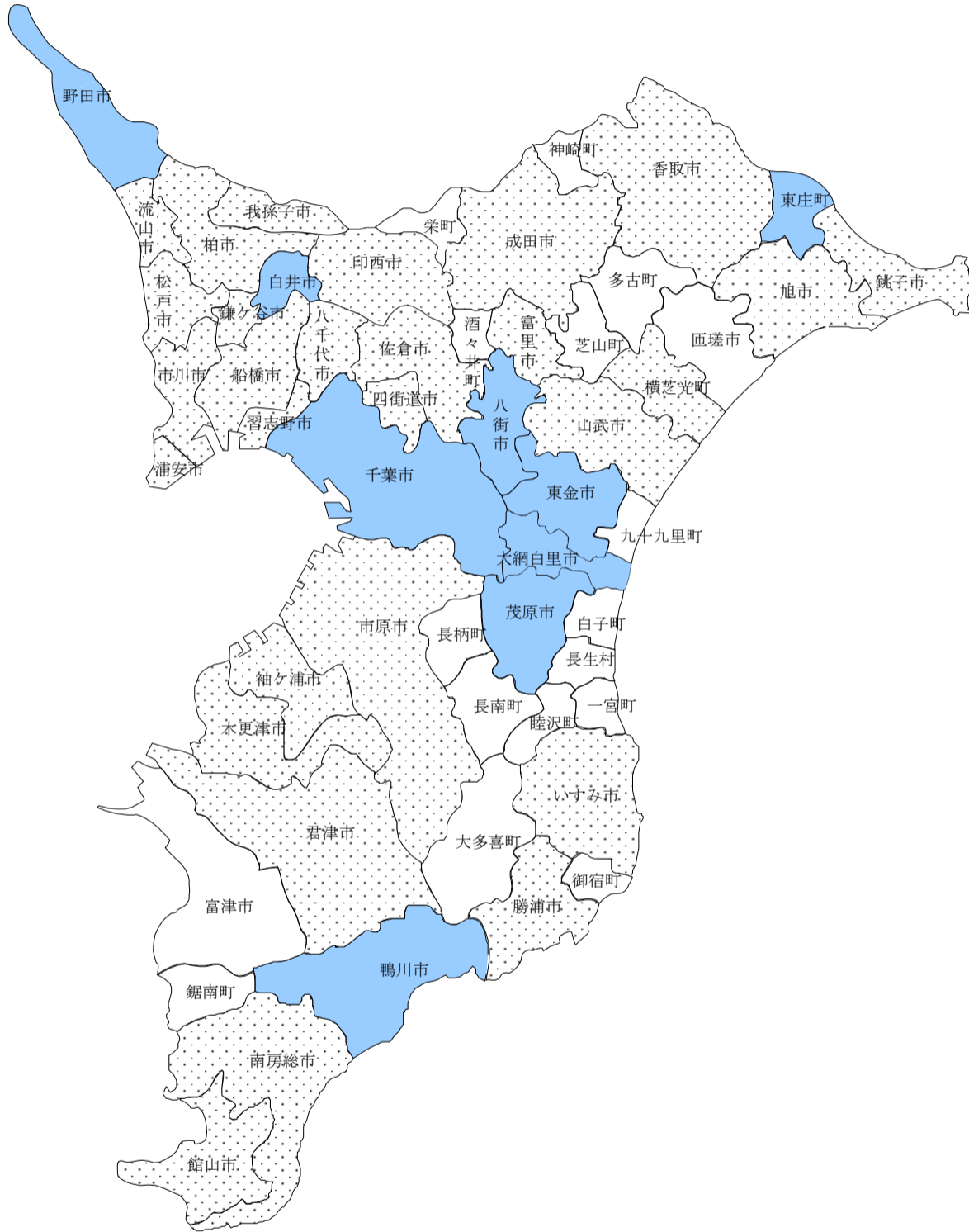
条例制定市町村 7市(制定率13.0%) (平成28年4月1日現在)

	市町村名	条例名称	施行日
1	千葉市	千葉市男女共同参画ハーモニー条例	平成15年4月1日
2	市川市	市川市男女共同参画社会基本条例	平成19年4月1日
3	佐倉市	佐倉市男女平等参画推進条例	平成15年4月1日
4	習志野市	習志野市男女共同参画推進条例	平成16年7月1日
5	市原市	市原市男女共同参画社会づくり条例	平成17年4月1日
6	我孫子市	我孫子市男女共同参画条例	平成18年7月1日
7	富津市	富津市男女共同参画のまちづくり条例	平成21年4月1日

平成28年度 男女共同参画に係る計画策定状況

平成28年4月1日現在

- ①  男女共同参画計画策定市町村 37市町
- ②  ①のうち女性活躍推進計画策定市町村 9市町
- ③  男女共同参画計画未策定市町村 17市町村



平成28年度 男女共同参画のための総合的な施設設置状況

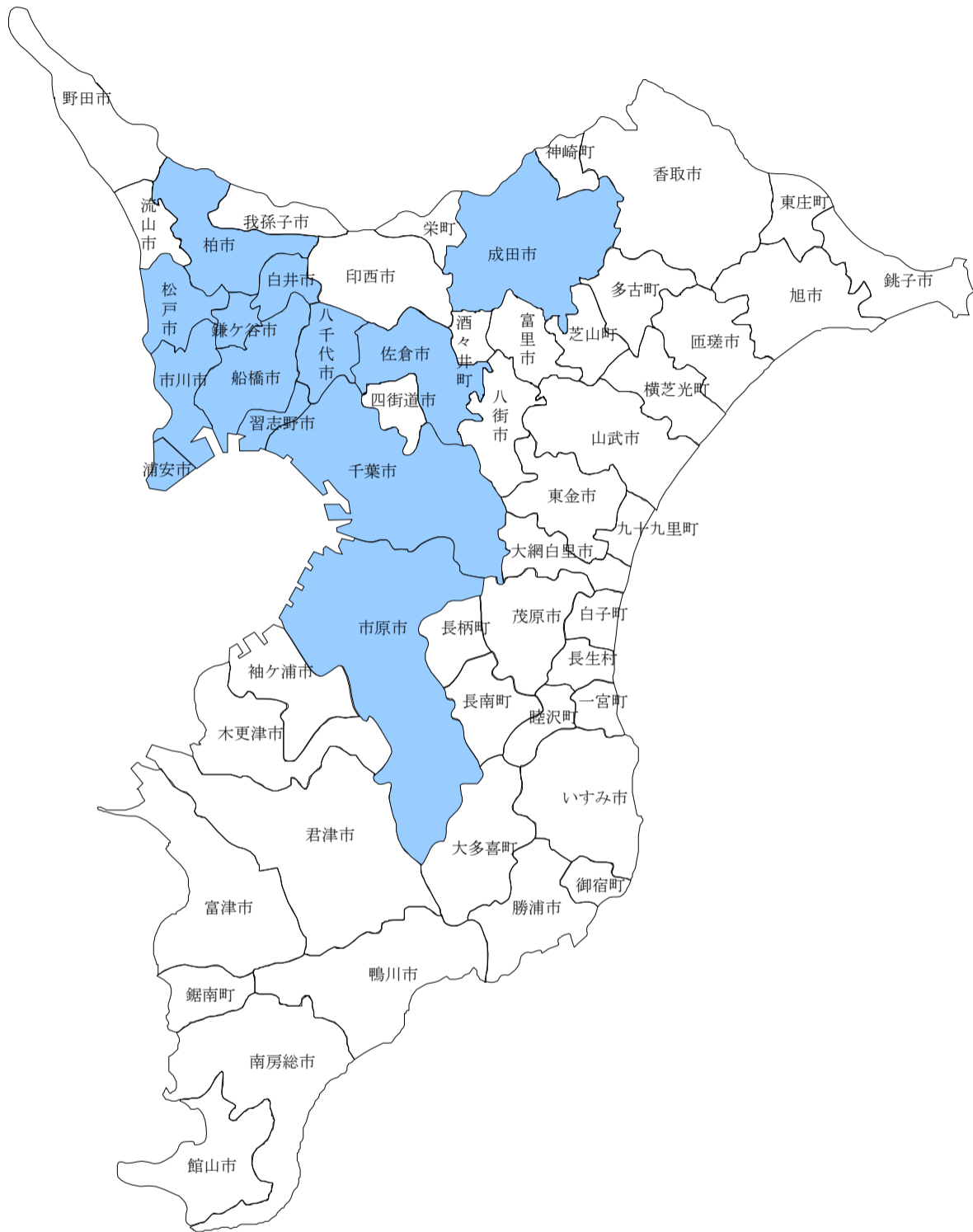
(平成28年4月1日現在) ※柏市のみ平成28年5月16日時点

市町村名	名称 (愛称・通称)	所在地等		
		郵便番号 住所	電話番号 FAX番号	ホームページ
千葉市	千葉市男女共同参画センター	260-0844 千葉市中央区千葉寺町1208-2	043-209-8771 043-209-8776	http://www.chp.or.jp/danjo/index.html
市川市	市川市男女共同参画センター(ウイズ)	272-0034 市川市市川1-24-2	047-322-6700 047-322-6888	http://www.city.ichikawa.lg.jp/gen05/1111000001.html
船橋市	船橋市男女共同参画センター	273-0003 船橋市宮本2-1-4	047-423-0757 047-423-3007	http://www.city.funabashi.lg.jp/shisetsu/shiminkatsudo/0002/0003/0001/p011270.html
松戸市	松戸市女性センター(ゆうまつど)	271-0091 松戸市本町14-10	047-364-8778 047-364-7888	http://www.city.matsudo.chiba.jp/shisetsu-guide/kaikan_hole/yuu_matsudo/index.html
佐倉市	佐倉市男女平等参画推進センター(ミウズ)	285-0837 佐倉市王子台1-23	043-460-2580 043-460-2582	http://mews.shiteikanri-sakura.jp
習志野市	習志野市男女共同参画センター(ステップならしの)	275-0016 習志野市津田沼5-12-12サンロード津田沼5階	047-453-9307 047-453-9327	http://www.city.narashino.lg.jp/
柏市	柏市男女共同参画センター	277-0005 柏市柏1-7-1-301 DayOneタワー3階パレット柏内	04-7167-1127 04-7165-7323	http://www.city.kashiwa.lg.jp/sankakueye/
市原市	市原市男女共同参画センター	290-0081 市原市五井中央西2-22-4	0436-20-3100 0436-20-3113	http://www.ichihara-shakyo.or.jp/07_sst_05.html
八千代市	八千代市男女共同参画センター	276-0033 八千代市八千代台南1-11-6	047-485-6505 047-485-7398	http://www.city.yachiyo.chiba.jp/102502/index.html
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市男女共同参画推進センター	273-0101 鎌ヶ谷市富岡1-1-3	047-401-0891 047-401-0892	www.city.kamagaya.chiba.jp/danjo.center/
浦安市	浦安市男女共同参画センター(ルピナス)	279-0004 浦安市猫実1-1-2(浦安市文化会館2階)	047-351-1111 047-353-1145	http://www.city.urayasu.lg.jp/todo_kede/danjo/index.html
白井市	白井市青少年女性センター	270-1415 白井市清戸766-1	047-492-2022 047-492-2021	http://www.shiroisyakyo.jp/contents/business-guide/welfare-center/
成田市	成田市男女共同参画センター	286-0017 成田市赤坂2-1-14(ボンベルタ成田アネックス館B棟2階)	0476-36-5569 0476-20-6143	https://www.city.narita.chiba.jp/si-sei/sosiki/kyodo/std0109.html

平成28年度 男女共同参画のための総合的な施設設置状況

施設設置市町村 13市

平成28年4月1日現在
※柏市のみ平成28年5月16日時点



平成28年度 審議会等における女性委員の登用状況

地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況

平成28年4月1日現在

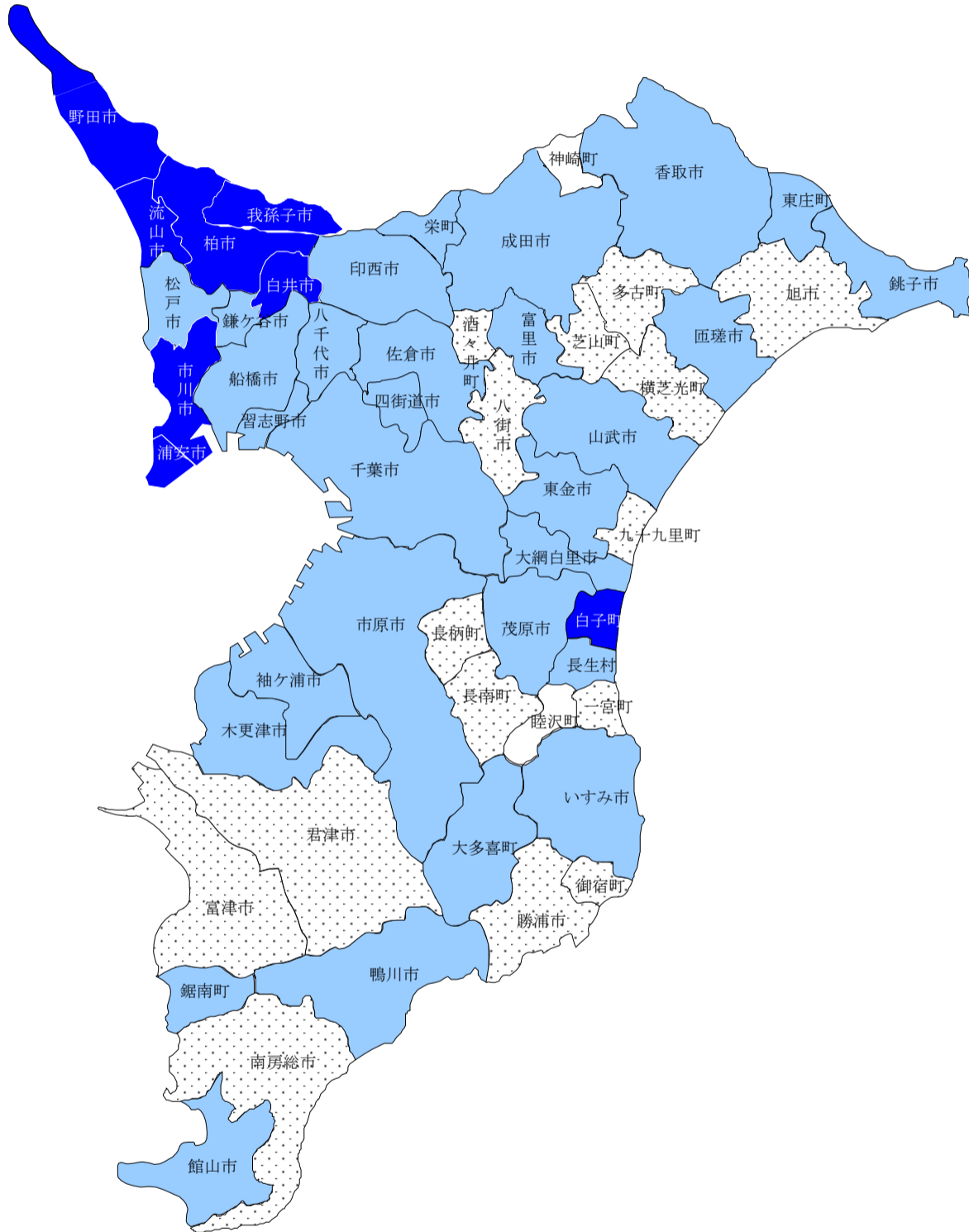
市町村名	審議会等 数	うち 女性委員 を含む数	総委員数	うち 女性委員 等数	女性比率 (%)
千葉市	101	90	1437	389	27.1
銚子市	20	13	274	64	23.4
市川市	51	48	769	243	31.6
船橋市	44	38	764	214	28.0
館山市	35	35	422	116	27.5
木更津市	41	35	563	142	25.2
松戸市	59	54	918	262	28.5
野田市	46	44	724	320	44.2
茂原市	31	24	444	98	22.1
成田市	42	37	521	141	27.1
佐倉市	38	37	522	152	29.1
東金市	27	23	328	70	21.3
旭市	23	16	267	48	18.0
習志野市	37	36	499	146	29.3
柏市	55	41	724	257	35.5
勝浦市	16	15	148	25	16.9
市原市	57	45	748	174	23.3
流山市	36	33	527	185	35.1
八千代市	40	37	556	165	29.7
我孫子市	41	40	436	142	32.6
鴨川市	30	16	210	48	22.9
鎌ヶ谷市	30	24	339	87	25.7
君津市	37	27	470	93	19.8
富津市	23	15	283	45	15.9
浦安市	14	14	203	67	33.0
四街道市	28	25	342	87	25.4
袖ヶ浦市	30	29	435	117	26.9
八街市	32	20	344	62	18.0
印西市	38	33	467	101	21.6
白井市	58	53	605	190	31.4
富里市	29	23	309	81	26.2
南房総市	32	15	392	43	11.0
匝瑳市	30	22	399	87	21.8
香取市	26	20	397	82	20.7
山武市	27	25	339	82	24.2
いすみ市	22	13	270	56	20.7
大網白里市	25	20	417	107	25.7
酒々井町	14	11	156	28	17.9
栄町	23	20	210	58	27.6
神崎町	7	2	60	4	6.7
多古町	22	19	263	47	17.9
東庄町	17	15	184	45	24.5
九十九里町	20	15	238	39	16.4
芝山町	15	8	142	16	11.3
横芝光町	16	14	216	38	17.6
一宮町	14	9	172	28	16.3
睦沢町	8	3	85	7	8.2
長生村	22	16	274	64	23.4
白子町	8	5	106	36	34.0
長柄町	22	14	251	33	13.1
長南町	17	14	178	27	15.2
大多喜町	21	17	178	45	25.3
御宿町	15	10	161	28	17.4
鋸南町	21	13	172	38	22.1
	1,633	1,340	20,858	5,369	25.7

資料出所:内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

平成28年度 審議会等における女性委員の登用状況

平成28年4月1日現在

- ① 女性比率30%以上 8市町
- ② 女性比率20%～30%未満 29市町村
- ③ 女性比率10%～20%未満 15市町
- ④ 女性比率10%未満 2町



平成28年度 市町村職員における女性管理職の在職状況

平成28年4月1日現在

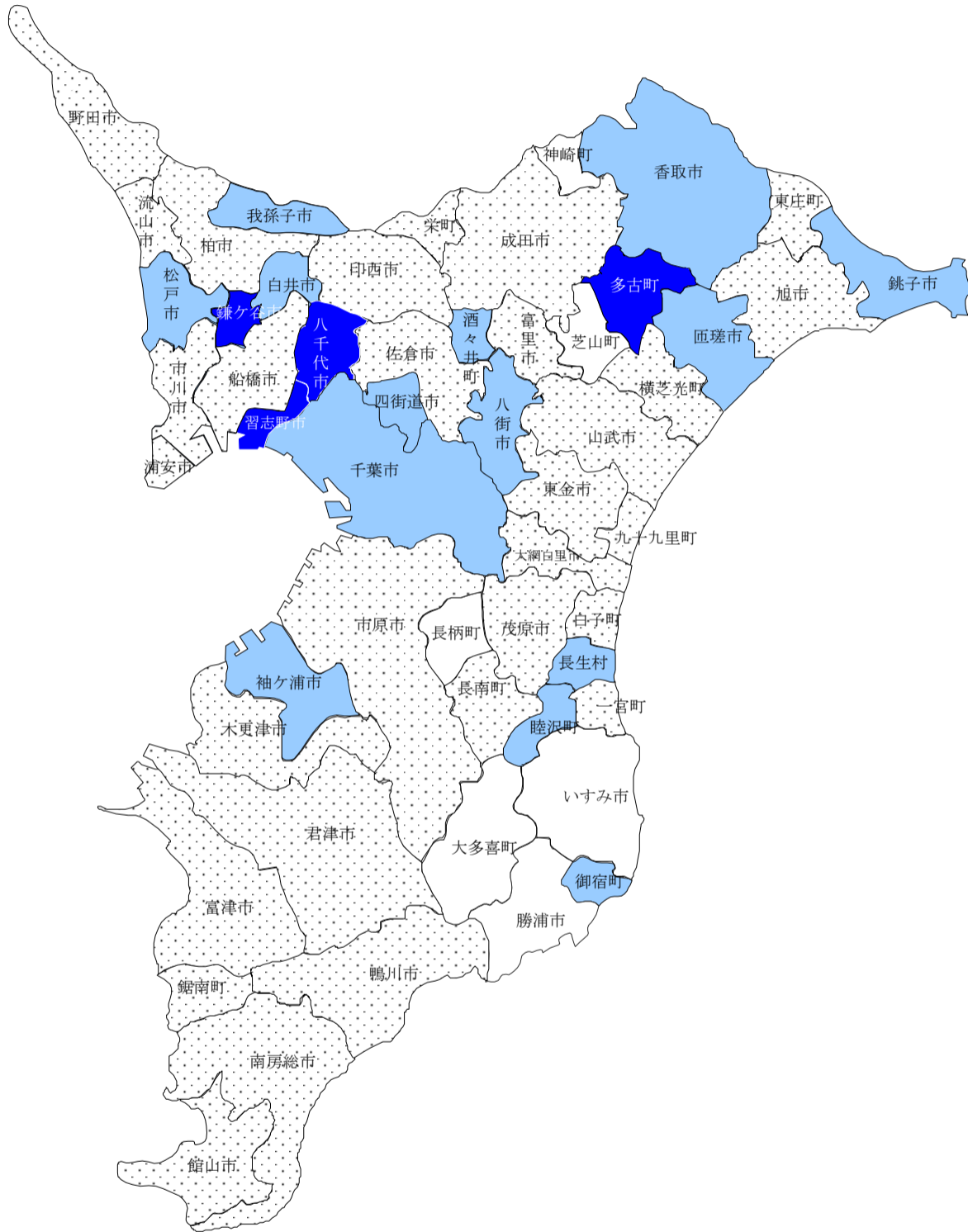
市町村名	管理職の在職状況					
	管理職 総数	うち女性 管理職数	女性比率(%)	うち一般行政職		
				管理職 総数	うち女性 管理職数	女性比率 (%)
千葉市	459	48	10.5	350	32	9.1
銚子市	40	4	10.0	34	4	11.8
市川市	216	18	8.3	185	16	8.6
船橋市	207	15	7.2	152	11	7.2
館山市	41	1	2.4	39	1	2.6
木更津市	148	12	8.1	110	8	7.3
松戸市	353	48	13.6	183	17	9.3
野田市	97	3	3.1	78	2	2.6
茂原市	56	2	3.6	47	1	2.1
成田市	96	5	5.2	74	5	6.8
佐倉市	104	10	9.6	87	8	9.2
東金市	49	2	4.1	45	2	4.4
旭市	30	2	6.7	25	2	8.0
習志野市	248	69	27.8	118	17	14.4
柏市	200	13	6.5	103	7	6.8
勝浦市	17	0	0.0	14	0	0.0
市原市	152	8	5.3	126	8	6.3
流山市	84	3	3.6	65	2	3.1
八千代市	132	29	22.0	82	12	14.6
我孫子市	103	11	10.7	86	11	12.8
鴨川市	31	2	6.5	25	1	4.0
鎌ヶ谷市	100	28	28.0	71	16	22.5
君津市	81	4	4.9	60	3	5.0
富津市	54	1	1.9	43	1	2.3
浦安市	136	13	9.6	117	13	11.1
四街道市	122	13	10.7	90	7	7.8
袖ヶ浦市	106	14	13.2	69	7	10.1
八街市	40	5	12.5	36	5	13.9
印西市	89	7	7.9	83	7	8.4
白井市	52	6	11.5	52	6	11.5
富里市	55	3	5.5	43	1	2.3
南房総市	52	5	9.6	45	3	6.7
匝瑳市	34	6	17.6	22	2	9.1
香取市	45	5	11.1	45	5	11.1
山武市	44	4	9.1	44	4	9.1
いすみ市	30	0	0.0	26	0	0.0
大網白里市	45	4	8.9	25	0	0.0
酒々井町	24	3	12.5	18	1	5.6
栄町	21	2	9.5	19	2	10.5
神崎町	11	0	0.0	11	0	0.0
多古町	39	11	28.2	16	0	0.0
東庄町	14	1	7.1	14	1	7.1
九十九里町	18	1	5.6	15	1	6.7
芝山町	12	0	0.0	12	0	0.0
横芝光町	15	1	6.7	15	1	6.7
一宮町	15	1	6.7	12	0	0.0
睦沢町	12	2	16.7	12	2	16.7
長生村	14	2	14.3	14	2	14.3
白子町	17	1	5.9	13	1	7.7
長柄町	9	0	0.0	8	0	0.0
長南町	14	1	7.1	14	1	7.1
大多喜町	13	0	0.0	11	0	0.0
御宿町	12	2	16.7	11	2	18.2
鋸南町	20	1	5.0	20	1	5.0
	4,228	452	10.7	3,134	262	8.4

資料出所：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

平成28年度 女性管理職の登用状況

平成28年4月1日現在

- ① 女性比率20%以上 4市町
- ② 女性比率10%~20%未満 14市町村
- ③ 女性比率1%~10%未満 30市町
- ④ 女性管理職なし 6市町



第3次 千葉県男女共同参画 計画の概要

第2部

1 計画策定の趣旨

千葉県男女共同参画計画（第2次）策定から5年が経過し、本格的な人口減少社会の到来、世界同時不況による経済の低迷と閉塞感の高まりなど、近年の社会情勢は大きく変化しており、非正規労働者の増加や貧困・格差の拡大など新たに対応していかなければならない課題が生じている。また、女性の労働市場への参画促進や多様なライフスタイルの実現などに重点的に取り組む必要がある。

さらに、地域社会（地域コミュニティ）においても、人間関係の希薄化、未婚の増加等による単身世帯の増加が進む中、地域を支えるネットワーク力が弱まっている。

本県では、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、さらにこれらの新たな課題や社会状況の変化に対応するため、第3次千葉県男女共同参画計画を策定した。

2 計画の位置付け

- (1) 「男女共同参画社会基本法」に基づく法定計画。
- (2) 「千葉県総合計画」や県の関連諸計画との整合性を図る。

3 計画の期間

- 基本計画：平成37年（2025年）までの15年間
- 事業計画：平成23年度（2011年度）から平成27年度（2015年度）までの5年間

男女共同参画社会とは

男性と女性が、お互いを尊重し、責任も分かち合い、能力や得意分野を
発揮しあって生き生きと活躍できる社会。

【家庭では】

- 介護・家事などを分担し合い、よく会話し、信頼し合っています。



【学校では】

- 個性や能力が伸び伸びと育まれ、自由な進路選択がなされています。



【職場では】

- 仕事の成果や能力が適正に評価され、仕事と生活を両立できる環境が整っています。



【地域では】

- 一人ひとりが地域との関わりを大切に考え、共助の精神が根付いています。

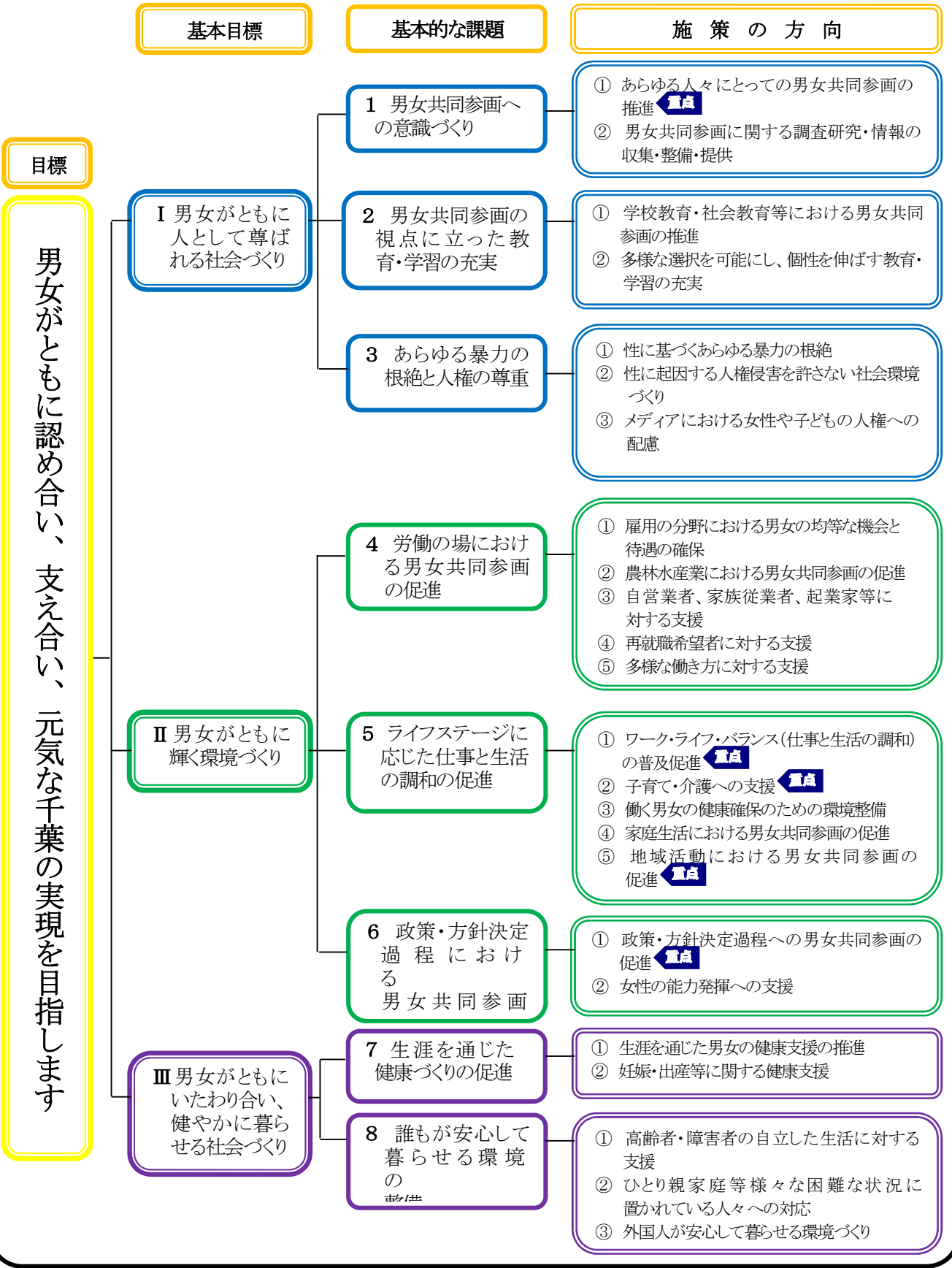


計画の体系

【基本理念】

日本国憲法（個人の尊重と法の下での平等）

男女共同参画社会基本法の5つの基本理念（「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行についての配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際協調」）

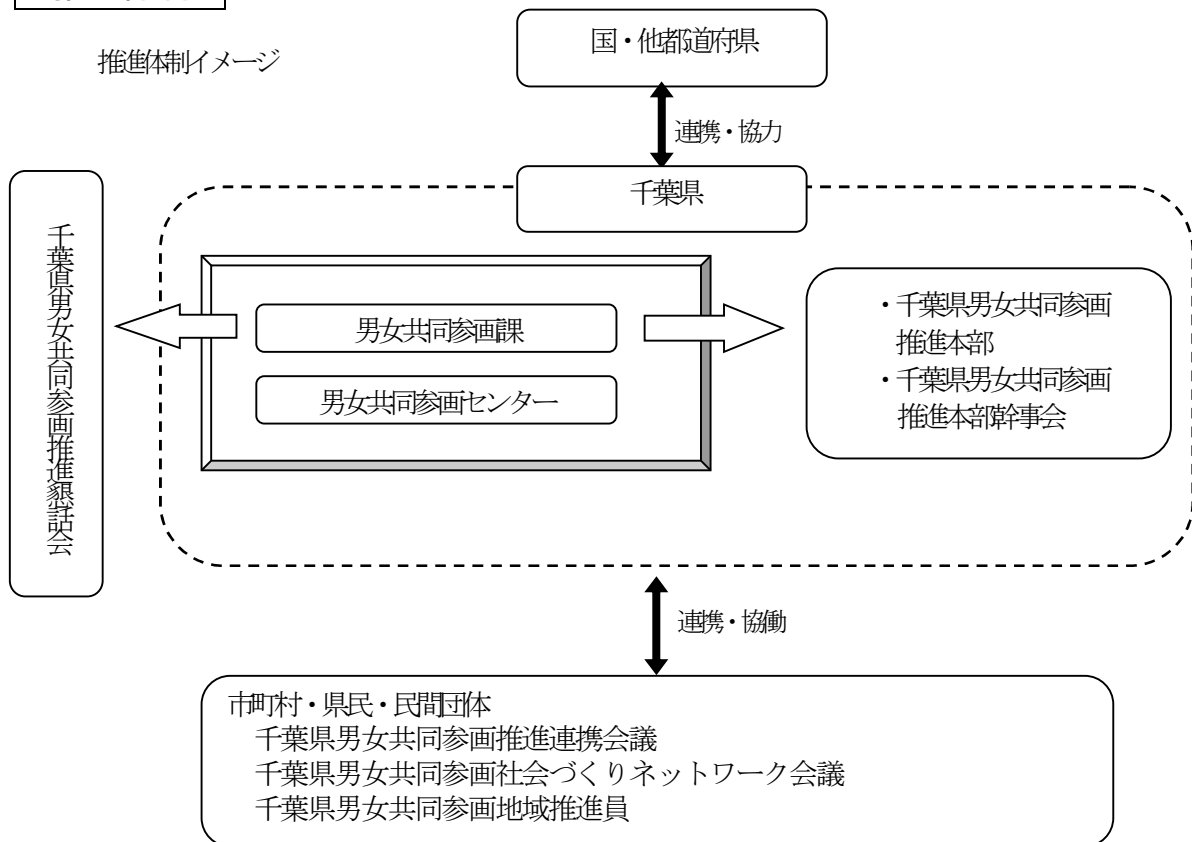


重点的取組

- (1) あらゆる人々にとっての男女共同参画の推進
男女共同参画が、女性、男性、高齢者、若者、子ども等あらゆる人々にとって必要であることを理解してもらうため積極的に広報啓発活動を推進します。
- (2) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の促進（子育て・介護への支援を含む）
男女ともに仕事と子育て・介護などが両立できるためのワーク・ライフ・バランスを促進します。
- (3) 地域活動における男女共同参画の促進
誰もが出番と居場所のある地域社会を形成していくための、男女双方の積極的な地域活動の参画を促進します。
- (4) 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進
県の審議会等における女性委員の積極的登用など、政策・方針決定過程への男女共同参画を促進します。

推進体制

推進体制イメージ



第3次千葉県男女共同参画 計画に係る事業の実績

第3次千葉県男女共同参画計画 施策進行管理票

NO.	重点	施策名 【事業担当課】	平成27年度		
			事業の実施予定	事業の実施結果	当初予算(千円)
					決算(千円)
目標Ⅰ 男女がともに人として尊ばれる社会づくり					
基本的な課題Ⅰ 男女共同参画への意識づくり					
施策の方向① あらゆる人々にとっての男女共同参画の推進					
1	○	男女共同参画センターにおけるフェスティバルの開催、情報誌の発行 【男女共同参画課】	【フェスティバル&ネットワーク会議】 フェスティバルと男女共同参画社会づくりネットワーク会議を合同で開催し、男女共同参画についての啓発と県民の交流を図る。 【情報誌】 情報誌eパートナーちばを9月と3月の年2回(各12,000部)発行する。センター事業や各地域での取組等さまざまなテーマを切り口とした内容の情報を広報することで、多くの人に男女共同参画の意識を持つことの重要性を認識してもらい、男女共同参画社会づくりの推進を図る。	【フェスティバル&ネットワーク会議】 フェスティバルと男女共同参画社会づくりネットワーク会議を合同で開催した。(8/2 参加者数460名) 【情報誌】 情報誌eパートナーちばを9月と3月の年2回(各12,000部)発行した。	2,275
					1,989
2	○	各種講座・研修会の開催 【男女共同参画課】	男女共同参画の意識啓発のためのパネルディスカッション、人材育成セミナー及び関係機関と連携した専門的講座を開催する。 ○男女共同参画シンポジウム ○女性リーダー養成講座 ○男女共同参画に関する専門講座 ・大学等との連携・専門講座 ・地域団体等との連携・専門講座	○男女共同参画シンポジウム 9/13 66人(託児8人) ○男女共同参画に関する専門講座 ・千葉大学との共催セミナー 2/29, 63人(託児なし) ・社会福祉協議会との共催セミナー 1/22, 308人(託児なし) ○女性リーダー養成講座 計延べ40名(託児2名)	1,034
					658
3	○	ホームページ、メールマガジン等による情報発信 【男女共同参画課】	「ちばの男女共同参画情報マガジン」を毎月2回発行する。また市町村が開催するイベント等を男女共同参画課ホームページに掲載する。	登録者約1,300人に対し、メールマガジンを月2回発行した。	0
					0
4	○	関係機関等が行う研修会等の取組に対する支援 【男女共同参画課】	市町村及び関係機関等が行う男女共同参画に関する研修会において、講師派遣の依頼があれば講師を派遣する。	市町村や関係各機関から依頼を受け、当課職員を講師として派遣。警察本部や教育庁、市町村など、計5回222名が受講した。	0
					0
5	○	あらゆる人々への意識啓発の展開 【男女共同参画課】	男女共同参画計画未策定の町村を対象に県内2箇所で開催予定。また、男女共同参画啓発パネルを男女共同参画週間事業や市町村のロビー・公民館、市町村でのイベント会場等で展示予定。	・計画未策定の町において、住民を対象とした講演会を実施した。(多古町、大多喜町) ・男女共同参画啓発パネル貸出7市町8回(睦沢町、多古町、松戸市、大多喜町、九十九里町、大網白里市、茂原市)	432
					351
6	○	男女共同参画センターにおける相談事業の実施 【男女共同参画課】	女性及び男性のための総合相談(一般相談・専門相談)を実施する。	女性及び男性のための総合相談(一般相談・専門相談)を実施した。 7,306件(うちDV相談件数1,233件)	19,719
					18,622
7	○	男女共同参画苦情処理制度の活用 【男女共同参画課】	男女共同参画に関する県の施策に係る苦情申出があった場合、迅速に処理する。	平成27年度においては申し出なし	179
					24
8	○	千葉県男女共同参画推進連携会議の充実 【男女共同参画課】	職場、学校、地域、家庭など社会のあらゆる分野における男女共同参画の自主的な取組を推進する。	○地域・教育合同部会1回 実施日:平成27年8月21日 ○全体会1回 実施日:平成28年1月29日 ○産業部会2回 (千葉県経営者協会、雇用労働課との共催) 実施日:平成27年8月27日/平成27年11月20日 ○地域部会1回 実施日:27年12月16日 ○教育部会1回 実施日:28年2月15日 合計 参加団体延べ68 参加者数272名	460
					289

NO.	重点	施策名 【事業担当課】	平成27年度		当初予算(千円) 決算(千円)
			事業の実施予定	事業の実施結果	
9	○	千葉県男女共同参画社会 づくりネットワーク会議の充 実 【男女共同参画課】	8月に男女共同参画センターフェスティ バルと同時開催する。	男女共同参画センターフェスティバルと 同時開催した。(8/2 参加者数109名)	0
					0
10	○	千葉県男女共同参画地域 推進員制度の充実 【男女共同参画課】	各市町村で活躍する地域推進員を増や す。 ・地域推進設置市町村数: 42市町村 68名(H27.4.1現在) ・県内6地域で推進員の企画によるフォー ラム等を実施予定 12事業程度	・地域推進員設置市町村数: 43市町村 69名(H28.3.31) ・県内6地域で地域推進員によるフォー ラム等を実施。14事業 参加者1,551名 (託児3名)	1,934
					1,551
施策の方向② 男女共同参画に関する調査研究、情報の収集・整備・提供					
11		男女共同参画社会の実現 に向けての県民意識調査 等による県民意識の実態 把握 【男女共同参画課】	平成27年度は実施せず	平成27年度は実施せず	0
					0
12		県政に関する世論調査及 びインターネットアンケート 調査等の活用 【男女共同参画課】	平成27年度は実施せず	平成27年度は実施せず	0
					0
13		ネットワークを活用した情 報収集、提供 【男女共同参画課】	男女共同参画関係団体等に対して、国や 国立女性教育会館、県等が主催するセミ ナーやフォーラム等の情報を収集し提供 するとともに、広報啓発活動に対する支援 を行う。 また、男女共同参画に関する書籍やDVD を購入、情報コーナーで貸出を実施し、県 民に対する意識啓発および団体等の活動 支援につなげる。	「男女共同参画関係団体・グループ情 報」の掲載団体等に対して、国や国立 女性教育会館、県等が主催するセミ ナーやフォーラム等の情報を収集し提 供した。 併せて、当該団体等の広報啓発活動 に対する支援を行った。 また、男女共同参画に関する書籍や DVDを購入、情報コーナーで貸出を実 施し、県民に対する意識啓発および団 体等の活動支援を行った。(図書等貸 出件数2,276件)	615
					553
基本的な課題2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実					
施策の方向① 学校教育・社会教育等における男女共同参画の推進					
14		啓発用ビデオの貸出し 【健康福祉政策課】	人権についての正しい知識と認識を深め てもらうため、人権啓発ビデオの貸出しを 行う。	人権についての正しい知識と理解を深 めてもらうため、人権啓発ビデオの貸 出しを行った。 115件(172本)	300
					259
15		人権啓発指導者養成講座 の開催 【健康福祉政策課】	人権啓発・教育に関し指導的な立場の人 を対象として、必要な知識と技能を修得す ることができるよう、人権啓発指導者養成 講座を開催する。	人権啓発・教育に関し指導的な立場の 人を主な対象として、必要な知識と技 能を修得することができるよう、人権啓 発指導者養成講座を10月に開催した。 (参加者 延べ957人)	2,228
					2,228
16		学校人権教育研究協議会 の開催 【(教)指導課】	教育事務所の人権教育担当者を対象とし た「担当指導主事協議会」を年6回、市町 村教育委員会の人権教育担当者を対象 とした「全体協議会」を年1回開催する。教 育事務所ごとに公立幼稚園、小中学校の 管理職を対象とする「地区別協議会」を開 催する。高等学校の管理職と人権教育担 当者を隔年で対象とする高等学校協議会 を年1回開催する。	教育事務所の人権教育担当者を対象 とした「担当指導主事協議会」を年6回 (のべ59名参加)、市町村教育委員会 の人権教育担当者を対象とした「全体 協議会」を年1回開催(62名参加)。教 育事務所ごとに公立幼稚園、小中学校 の人権教育担当者を対象として開催し た「地区別協議会」の参加者数は、全 地区合計で1,125名。高等学校協議会 は、管理職140名が参加した。	317
					284
17		学校人権教育推進校協議 会の開催 【(教)指導課】	推進校協議会を年5回実施予定(参加体 験型研修、先進校の授業参観を含む)。2 回は講演会を実施する。	推進校協議会を年5回実施し、のべ 125名の参加(参加体験型研修、先進 校の授業参観を含む)。2回は講演会 を実施した。	35
					33
18		学校人権教育指導資料の 刊行 【(教)指導課】	指導資料(リーフレット形式)を県内公立 幼、小、中、高、特別支援学校の全本務 教員に配付する(発行数45,000部)。	指導資料(リーフレット形式)を県内公 立幼、小、中、高、特別支援学校の全 本務教員に配付した(発行数45,000 部)。	400
					306

NO.	重点	施策名 【事業担当課】	平成27年度		当初予算(千円)	
			事業の実施予定	事業の実施結果		決算(千円)
19		学校人権教育研究指定校事業の実施【(教)指導課】	県立柏中央高校を研究校に指定。前年度の研究指定校だった県立船橋法典高校から研究成果報告書の提出を受ける。	県立柏中央高校から研究状況報告書の提出を受けた。	60	
					53	
20		セクシュアル・ハラスメントに関する実態調査の実施【(教)教職員課】	1月末までに、各県立学校全生徒、全職員を対象に、セクハラ防止をはかるために、セクハラに係るアンケートを実施し、結果をHP等で公表する。	11月に、公立学校全児童生徒、全職員を対象に、セクハラ防止をはかるために、アンケートを実施した。アンケート結果について県のHP等で公表している。	0	
					0	
21		セクシュアル・ハラスメント防止に関するリーフレットの配付【(教)教職員課】	平成26年度の配布したリーフレット「なくそう！セクハラ4」を活用した校内研修の実施を、各校長に依頼する。	12月に、わいせつ・セクハラ防止リーフレットを各学校に配付し、リーフレットを活用した校内研修を実施するよう通知した。	0	
					0	
22		子どもと親のサポートセンターにおける教育相談【(教)指導課】	不登校やいじめ等の問題に悩む児童生徒や保護者、教職員等の教育相談に応じる。	平成27年度の相談件数は電話、来所、メール、FAXを合わせて11,930件であった。	58,282	
					53,728	
23		スクールカウンセラー等の派遣【(教)指導課】	千葉県を除く県内全公立中学校326校と県立高等学校80校に加え、小学校70校にスクールカウンセラー等を配置し、教育相談の充実を図る。	千葉県を除く県内全公立中学校326校と県立高等学校80校に加え、小学校70校にスクールカウンセラー等を配置し、教育相談の充実を図った。	560,654	
					520,093	
24		社会人権教育指導者養成講座の開催【(教)生涯学習課】	人権に対する正しい理解と認識を深め、各市町村教育委員会の人権教育推進の中核として活躍できる資質を養うために、4回の講座を実施する。	人権に対する正しい理解と認識を深め、各市町村教育委員会の人権教育推進の中核として活躍できる資質を養うために、4回の講座を実施した。	167	
					167	

施策の方向② 多様な選択を可能にし、個性を伸ばす教育・学習の充実

25		高校生インターンシップの推進【(教)指導課】	高校生が、望ましい職業観、勤労観、及び職業に関する知識や技能を身に付けるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力、態度を育成するため、企業の現場などで、在学中の学習内容や進路などに関した就業体験(インターンシップ)を実施する。	高校生が、適切な職業観、勤労観、及び各職業に関する専門的知識や技能を身に付けるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力や態度を育成するため、企業の現場等で、在学中の学習内容や希望進路に関する就業体験(インターンシップ)を実施した。	0
					0
26		高等学校進路指導研究協議会の開催【(教)指導課】	5月と11月の年2回、公立高等学校及び私立高等学校の進路指導主事、又はこれに代わる者を対象として、高等学校進路指導の現状と課題について研究協議を行い、進路指導の在り方を探るとともに教職員の進路指導に関する指導力の向上を図る。千葉県労働局、商工労働部、生涯学習課、指導課人権教育室の協力のもと実施する。	予定通り5月と11月の年2回、高等学校進路指導の現状と課題について研究協議を行った。キャリア教育の推進についての講話や、3名の高等学校教諭による報告・講演を通して、教職員の進路指導に関する指導力の向上を図ることができた。	30
					10

基本的な課題3 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

施策の方向① 性に基づくあらゆる暴力の根絶

27		DV相談カード等の作成配布【男女共同参画課】	被害者への相談窓口の周知を図るため、DV相談カード、相談ステッカーを作成し、市町村や県の関係機関等に配布する。また、県内高等学校在学中の生徒(1年生)を対象にデートDV相談カードを配布する。その他、家庭に向けた啓発用パンフレットを作成・配布する。	被害者への相談窓口の周知を図るため、DV相談カード、相談ステッカーを作成し、市町村や県の関係機関等約7,340箇所に配置した。また、県内高等学校在学中の生徒(1年生)60,000人を対象にデートDV相談カードを配布した。その他、家庭に向けた啓発用パンフレット120,000部を作成・配布した。	1,291
					1,228
28		街頭キャンペーンの実施等による県民への意識啓発【男女共同参画課】	女性に対する暴力をなくす運動期間中に、啓発リーフレット等の配布や、街頭キャンペーンを実施する。	「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、以下の内容を実施した。 ・街頭キャンペーン開催(千葉県、習志野市) ・女性のための啓発セミナー(千葉県) ・DV防止啓発リーフレットを約92,500枚配布(街頭キャンペーン、各自治会の回覧板、市町村窓口等) ・DV防止ポスターを3,000部作成・配布	937
					910

NO.	重点	施策名 【事業担当課】	平成27年度		当初予算(千円)
			事業の実施予定	事業の実施結果	決算(千円)
29		セミナーの開催等によるDV予防教育の推進【男女共同参画課】	DV予防教育の一環として、「若者のためのDV予防セミナー」を県内の高等学校等のうち参加を希望した学校に対して実施する。	「若者のためのDV予防セミナー」に参加を希望した県内高等学校及び大学に40回実施した。参加人数は13,660人。	1,200
					1,200
30		配偶者暴力相談支援センターにおける相談【男女共同参画課】	県内15カ所の配偶者暴力相談支援センターにおける電話及び面接相談を実施するとともに、引き続き女性サポートセンター、男女共同参画センターにおいて専門相談を実施する。	県内15カ所の配偶者暴力相談支援センターにおいて年々多様化するDV被害者の相談に対応した。また、女性サポートセンター、男女共同参画センターでは、法律相談などの専門相談も実施した。(総相談件数 20,927件)	31,653
					31,281
31		女性サポートセンターにおける一時保護【男女共同参画課】	DV被害者である女性及び同伴者の安全確保のため、被害者の状況に応じた一時保護を実施する。	DV被害者である女性及び同伴者の状況に応じ、一時保護を実施した。また学習指導員を配置し、同伴児童に対する学習支援の充実を図った。(一時保護件数116件)	121,719
					114,160
32		DV職務関係者への研修【男女共同参画課】	DV相談等を担当する市町村等の職員に対し研修を行い、適切な支援、対応方法を身につけさせる。4月、6月、9月に各2回実施予定	5月から7月に「DV・児童虐待相談新任研修(新任・応用)」を4回、9月に「DV・児童虐待相談担当者研修(経験者)」を2回実施した。	354
					180
33		DV被害者の生活再建支援【男女共同参画課】	一時保護を受けたDV被害者が、退所後に裁判所や役所、病院等へ行く際の同行及び転宅先での環境整備の手伝い等並びに支援にあたるサポーターの資質向上のための研修を民間支援団体に委託して実施する。 また、DV被害者の孤立感の解消や生き方を見直すきっかけづくりのため、自立に向けた法律や就労など実践的内容の講座や、被害者への支援者や仲間との出会いの場を提供する。	一時保護を受けたDV被害者が、退所後に裁判所や役所、病院等へ行く際の同行や、転宅先での環境整備の手伝い等を民間支援団体に委託して実施。また、支援にあたるサポーターに対する研修を実施した。 コーディネイト業務:11件 同行支援:9回 研修:1回 DV被害者の自立に向け、法律や就労など実践的内容の講座を開催した。 自立支援講座:10回 グループワーク:3回	1,723
					1,395
34		DV被害者の身辺保護の徹底【(警)子ども女性安全対策課】	○配偶者暴力等の被害者に対し、被害防止のための助言・指導を行うほか、一時保護のための関係機関への引継ぎを適切に行います。また、被害者等の二次的被害の防止や被害者の親族等を含む保護措置の徹底を図ります。	・配偶者暴力等の被害者に対し、被害を自ら防止するための各種制度の情報提供や防犯機器等の貸出を行い、それらを含む防犯指導を実施した(実施件数2,727件)。 ・他の都道府県に関係する事案が発生した場合には、当該都道府県に連絡の上、被害者等の二次的被害の防止を図るなど、保護対策の徹底を図った。 ・外国人が関係する配偶者暴力事案に的確に対応するため、被害防止方法等を記載した6か国語(タガログ語、北京語、スペイン語、英語、韓国語及びポルトガル語)による外国人向けリーフレットを作成し、各警察署、交番、駐在所等に備え付けるとともに、県警ホームページに掲載した。(平成27年中)	1,537 (ストーリー 予算含む)
					1,077 (ストーリー 予算含む)
35		児童相談所虐待防止体制の強化【児童家庭課】	児童虐待等電話相談、携帯電話による連絡体制の整備、保護者不在児童等健康診断料、児童虐待家庭支援専門員の配置、一時保護所に心理療法担当職員を配置、被虐待児等訪問心理療法等事業、被虐待児等へのグループ指導事業、保護者へのカウンセリング指導、家族関係支援事業、ふれあい心の友訪問事業	児童虐待等電話相談、携帯電話による連絡体制の整備、保護者不在児童等健康診断料、児童虐待家庭支援専門員の配置、一時保護所に心理療法担当職員を配置、被虐待児等訪問心理療法等事業、被虐待児等へのグループ指導事業、保護者へのカウンセリング指導、家族関係支援事業、ふれあい心の友訪問事業	86,226
					75,270
36		児童相談所専門機能の強化【児童家庭課】	アドバイザー養成研修、児童相談所職員派遣研修、児童相談所専門性強化研修、児童虐待対応法律アドバイザーの設置、児童虐待対応専門委員の設置、児童虐待対応協力医師設置	アドバイザー養成研修(2回)、児童相談所職員派遣研修(38名派遣)、児童相談所専門性強化研修、児童虐待対応法律アドバイザーの設置(194回助言)、児童虐待対応専門委員の設置(68回助言)、児童虐待対応協力医師設置(42回助言)	14,063
					7,563

NO.	重点	施策名 【事業担当課】	平成27年度		当初予算(千円) 決算(千円)
			事業の実施予定	事業の実施結果	
37		児童虐待対策関係機関の強化 【児童家庭課】	児童虐待防止対策担当管理職研修、DV・児童虐待相談職員研修(新任向け、経験者向け)、母子保健担当者研修、児童虐待対応地域リーダー養成研修	児童虐待防止対策担当管理職研修(2回)、DV・児童虐待相談職員研修(新任向け4回、経験者向け2回)、母子保健担当者研修(5回)、児童虐待対応地域リーダー養成研修	2,479
				児童虐待未然防止のため、オレンジリボンキャンペーンの実施	児童虐待未然防止のため、オレンジリボンキャンペーンの実施
38		子ども虐待防止地域力の強化 【児童家庭課】	児童虐待未然防止のため、オレンジリボンキャンペーンの実施	児童虐待未然防止のため、オレンジリボンキャンペーンの実施(県内1カ所2回) 啓発ステッカー、リーフレット・カードの作成配布(ステッカー850部、リーフレット132,300部、カード139,000部)、児童虐待防止啓発ラジオCM(11/1～11/30放送)	9,169
				児童相談業務の負担軽減や情報共有のため、児童相談所支援システムの運用管理及びマイナンバー対応等のための改修を実施する。(通年)	児童相談業務の負担軽減や情報共有のため、児童相談所支援システムの運用管理及びマイナンバー対応等のための改修を実施した。(通年)
39		児童相談所支援システムの充実 【児童家庭課】	児童相談業務の負担軽減や情報共有のため、児童相談所支援システムの運用管理及びマイナンバー対応等のための改修を実施する。(通年)	児童相談業務の負担軽減や情報共有のため、児童相談所支援システムの運用管理及びマイナンバー対応等のための改修を実施した。(通年)	8,583
				児童福祉法に基づき、児童虐待の防止及び社会的養護に関する知事の諮問事項の審議、被措置児童等虐待の防止等に関する審議を行う。	児童福祉法に基づき、児童虐待の防止及び社会的養護に関する知事の諮問事項の審議、被措置児童等虐待の防止等に関する審議を行った。
40		社会福祉審議会社会的養護検討部会の開催 【児童家庭課】	児童福祉法に基づき、児童虐待の防止及び社会的養護に関する知事の諮問事項の審議、被措置児童等虐待の防止等に関する審議を行う。	児童福祉法に基づき、児童虐待の防止及び社会的養護に関する知事の諮問事項の審議、被措置児童等虐待の防止等に関する審議を行った。	1,900
				家庭等における暴力対策ネットワーク会議の開催 【男女共同参画課】	家庭等における弱い立場の者に対する暴力の防止等を図るため、関係機関・団体による相互の連携強化を図る。9月に1回実施予定
41		市町村DV担当課長会議の開催 【男女共同参画課】	市町村のDV基本計画の策定及び配暴センター整備にかかる働きかけを行う等の目的で、DV担当課長等会議を県内4地域で開催する。	市町村のDV基本計画の策定及び配暴センター整備にかかる働きかけを行う等の目的で、DV担当課長等会議を県内4地域で開催した。	0
				市町村の要保護児童対策地域協議会等の機能強化等を図るため、必要に応じ専門家を派遣する。	市町村の要保護児童対策地域協議会等の機能強化等を図るため、必要に応じ専門家を派遣した。(8回派遣)
42		市町村児童虐待防止ネットワーク機能の強化 【児童家庭課】	市町村の要保護児童対策地域協議会等の機能強化等を図るため、必要に応じ専門家を派遣する。	市町村の要保護児童対策地域協議会等の機能強化等を図るため、必要に応じ専門家を派遣した。(8回派遣)	645
				千葉県要保護児童対策協議会の開催 【児童家庭課】	協議会の開催(2回)
43		千葉県要保護児童対策協議会の開催 【児童家庭課】	協議会の開催(2回)	協議会の開催(1回)	30
				犯罪被害者等からの相談等の充実 【くらし安全推進課】	・犯罪被害者支援員養成講座、相談担当職員研修会、犯罪被害者週間啓発キャンペーン、性犯罪被害者支援に関する講演会等の実施
44		民間被害者支援団体への相談業務委託 【(警)警務課】	○公益社団法人千葉犯罪被害者支援センターに被害者支援業務(電話相談業務)を委託し、適切な相談対応を図るほか、同センターと連携して、カウンセリング、病院・裁判所等への付き添い支援、被害者支援に関する広報啓発活動等を推進します。	公益社団法人千葉犯罪被害者支援センターに被害者支援業務(電話相談業務)を委託し、適切な相談対応を図るとともに、同センターと連携して、カウンセリングや病院・裁判所等への付き添い支援等を実施しました(実施回数1,590回(公益社団法人千葉犯罪被害者支援センターでの電話相談件数を含む。))。 (平成27年度中)	2,305
				社会全体で犯罪被害者を支える意識を醸成するための広報活動等の推進 【(警)警務課】	○中学校、高等学校、大学のほか、警察署犯罪被害者支援連絡協議会等において犯罪被害者遺族等による講演会を開催し、被害者支援に関する理解や配慮、協力意識の醸成を図ります。また、社会全体で犯罪被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくりを推進するための広報啓発活動を推進します。
45		民間被害者支援団体への相談業務委託 【(警)警務課】	○公益社団法人千葉犯罪被害者支援センターに被害者支援業務(電話相談業務)を委託し、適切な相談対応を図るほか、同センターと連携して、カウンセリング、病院・裁判所等への付き添い支援、被害者支援に関する広報啓発活動等を推進します。	県内の中学校、高校及び警察署犯罪被害者支援連絡協議会において犯罪被害者遺族等による講演会を開催した。(開催回数9回、聴講者数約3,600人) (平成27年度中)	124
				社会全体で犯罪被害者を支える意識を醸成するための広報活動等の推進 【(警)警務課】	○中学校、高等学校、大学のほか、警察署犯罪被害者支援連絡協議会等において犯罪被害者遺族等による講演会を開催し、被害者支援に関する理解や配慮、協力意識の醸成を図ります。また、社会全体で犯罪被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくりを推進するための広報啓発活動を推進します。

NO.	重点	施策名 【事業担当課】	平成27年度		当初予算(千円)	
			事業の実施予定	事業の実施結果		決算(千円)
施策の方向② 性に起因する人権侵害を許さない社会環境づくり						
48		人権問題講演会やメディア等による啓発活動【健康福祉政策課】	差別意識や偏見をもたない「心のバリアフリー」を達成するため、講演会・研修会の主催や、マスメディアの活用等により啓発を行う。	差別意識や偏見をもたない「心のバリアフリー」を達成するため、人権問題講演会や「ちば・ハートフルヒューマンフェスタ2015」の開催、雑誌への人権広告掲載、Jリーグと連携・協力した啓発、モノレール車内広告、人権啓発ラジオCMの放送を行った。	18,331	
					13,450	
49		風俗環境の浄化及び違法風俗営業店の排除【(警)風俗保安課】	○引き続き、違法風俗店等の指導・取締りを推進し、風俗環境の浄化に努めます。	県内の繁華街・歓楽街において違法風俗店の取締りを徹底し、無許可風俗店や悪質な客引き行為等に対する取締りを行い、風俗環境の浄化を図った。(平成27年中)	0	
					0	
50		人身取引(トラフィッキング)対策【(警)風俗保安課】	○引き続き、人身取引事犯の的確な把握、被害者の保護及び取締りを推進するとともに、啓発資料等を活用して潜在化している人身取引事犯の発見に努め、被害者の早期保護を図ります。	・人身取引事犯の認知はなかった。 ・女性や子供に対する重大な人権侵害である人身取引事犯に関し、ポスター、リーフレット等を活用して、人身取引の撲滅に関する啓発活動と潜在化する人身取引事犯の情報提供の呼び掛けを行った。(平成27年中)	0	
					0	
51		書店・コンビニエンスストア・自動販売機等への立入調査の実施【県民生活・文化課】	条例に基づく携帯電話等販売店、書店、カラオケボックス、インターネットカフェ等への立入調査を実施する。	携帯電話等販売店70、書店52、インターネットカフェ等19、カラオケボックス45、合計188店舗について立入調査	80	
					18	
52		フィルタリングの利用促進に向けた広報・啓発の強化【県民生活・文化課】	ポスター1,000部、リーフレット25,000部	ポスター1,000部 リーフレット35,000部	245	
					165	
53		青少年を取り巻く有害環境の浄化【(警)少年課】	○引き続き、少年警察ボランティア、サイバーボランティア等と連携して、青少年を取り巻く有害環境浄化活動を推進します。	・少年警察ボランティア(少年補導員・少年指導委員)により、有害環境浄化活動を13回、街頭補導活動を1,010回、広報啓発活動を213回実施し、有害環境の浄化を図った。 ・サイバーボランティアにより、サイバーパトロール活動を実施し、有害情報を利用する少年への指導等を行った。(実施回数211回)(平成27年度中)	4,764	
					4,596	
54		性的被害を中心とした福祉犯罪の取締り強化【(警)少年課】	○インターネット利用に起因する児童買春、児童ポルノ等の児童の性的搾取事犯の取締りを強化します。	少年の福祉を害する犯罪の検挙活動を推進した。(検挙件数346件、検挙人員396人、被害児童数371人)(平成27年中)	109	
					99	
55		青少年相談員活動費補助【県民生活・文化課】	青少年相談員活動費補助	各市町村において計203,106人の参加があった。	21,773	
					21,708	
56		青少年相談員の研修会等の開催【県民生活・文化課】	青少年相談員の資質向上を図るため、課題研修会・全体会を行う。	各地区(11地区)の課題研修会に705人、全体会に154人が参加した。	480	
					121	
57		各地区青少年のつどい大会の運営【県民生活・文化課】	各地区青少年のつどい大会の運営	各地区(9地区)のつどい大会に1,958人が参加した。(2地区は天候不良により中止)	308	
					308	
58		非行防止リーフレットの作成【県民生活・文化課】	新中学生の保護者と新高校生全員に配布する非行防止リーフレットを作成する。	新高校生向け65,000部 新中学生の保護者向け65,000部	892	
					848	

NO.	重点	施策名 【事業担当課】	平成27年度		当初予算(千円)
			事業の実施予定	事業の実施結果	決算(千円)
59		学校における非行防止教室の開催等による非行防止・立ち直り支援活動の推進 【(警)少年課】	○学校における非行防止教室の開催や少年警察ボランティア等と連携した各種体験活動など、保護者や関係機関・団体と連携した非行防止・立ち直り支援活動を推進します。	・少年の健全な育成を図るため、非行防止教室を開催した。(開催回数436回、聴講児童生徒数107,855人) 【内訳】 小学校 255回 42,202人 中学校 110回 34,528人 高校 50回 23,731人 その他 21回 7,394人 ・少年センターにおける補導活動等を実施した。(補導少年総数399人) ・非行少年を生まない社会づくりを推進するため、支援対象少年84人に対し、立ち直り支援活動として、少年警察ボランティア等と連携した農業体験活動を実施した。(実施回数5回)(平成27年中)	394
					223
60		交番等の整備による相談しやすい環境づくり 【(警)地域課】	相談しやすい環境づくりを目的として、交番等の建て替えによる施設整備を4か所実施します。(交番2か所、駐在所2か所) その他、平成26年度に入札不調となった2か所の交番等の施設整備についても実施します。	交番及び駐在所の建て替えによる施設整備を実施し(6か所)、相談しやすい環境づくりを推進した。(交番1か所の建て替えについては移転補償)	94,477 ※ 53,416 (※は、平成26年度に実施予定であった分の繰越分)
					89,699 ※55,283 (※は、平成26年度に実施予定であった分の決算額)
61		企業向けセミナーでセクシュアル・ハラスメント対策の周知 【雇用労働課】	企業向けにハラスメント防止セミナーを開催するとともに、企業の人事労務担当者や一般県民を対象に、「労働大学講座」の一科目として、職場のハラスメント対策講座を実施し、そのなかでセクシャルハラスメントについても扱う。	企業向けにハラスメント防止セミナーを開催するとともに企業の人事労務担当者や一般県民を対象に「労働大学講座」の一科目として、職場のハラスメント対策講座を実施し、その中でセクシャルハラスメントについても扱った。	82
					76
62		県職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止 【総務課】	セクハラ相談業務	セクハラ相談業務	520
		【(教)教育総務課】 【(教)教職員課】	県教育委員会では、セクハラ防止に関する要綱の制定、相談員の配置等、セクハラ防止に努めているところであるが、今後とも職場におけるセクハラを防止し、職員がその能力を十分発揮できるような良好な職場環境を確保していく。 ・ハラスメント相談窓口の配置(専門の臨床心理士を配置)	・ハラスメント相談窓口を継続配置した。 (専門の臨床心理士を配置)	499
			450		
		○各種教養や研修等を実施し、セクハラ防止対策を推進します。 ○各所属における女性職員間や所属長との意見交換会を推進し、相談しやすい職場環境づくりに努めます。	・全所属の幹部職員を対象としたハラスメント防止対策等に関する研修を実施した。(実施日:平成27年8月20日及び21日、対象者:93人) ・ハラスメントに対する正しい理解の浸透のため、ハラスメント防止対策旬間を実施し、各所属において研修等を行った。(平成27年8月24日(月)から9月2日(水)まで) ・各所属等に対し、県本部ハラスメント防止対策担当者によるハラスメント防止教養を実施した。(教養実施回数48回、受講者数約1,300人) ・各所属とも、女性職員意見交換会を積極的に推進しているほか、県本部ハラスメント防止対策担当者が13所属の意見交換会に参加し、事例を通じて教養するなど、相談しやすい職場環境づくりに努めた。(平成27年度中)	0	
0					
		【(警)警務課】			

NO.	重点	施策名 【事業担当課】	平成27年度		当初予算(千円) 決算(千円)
			事業の実施予定	事業の実施結果	
施策の方向③ メディアにおける女性や子どもの人権への配慮					
63		インターネット上の違法情報に関する取締りの強化 【(警)サイバー犯罪対策課】	○サイバー犯罪に対する取締りを推進するとともに、サイバー犯罪の抑止に向けた官民一体となった取組を推進します。また、インターネット上の違法・有害情報の排除対策を推進します。	・民間企業が主催する研修会に参加するなどして、捜査能力の向上を図ったほか、戦略的な取締りを推進した。(検挙件数276件、検挙人員261人)	292
				・サイバー犯罪の未然防止等を図るため、産・学・官の情報共有ネットワークである「サイバー防犯ネットワーク」(金融機関、学校、自治体等で構成されている。)や各種メディアを活用した広報啓発活動を推進した。 ・学校、企業、自治体、地域住民等を対象としたネット安全教室を実施して、ネットリテラシーの向上を図った。(実施回数972回) (平成27年中)	
64		教育用コンピュータ整備の推進 【(教)指導課】	普通科の県立高等学校のコンピュータ教室、校内LANサーバの更新や整備を行う予定。	普通科の県立高等学校のコンピュータ教室、校内LANサーバの更新や整備を行った。	239,191
					233,979
65		教育情報ネットワーク事業の推進 【(教)指導課】	千葉県学校教育情報ネットワークの管理運用及び産業系県立高等学校の校内LANサーバの更新や整備を行う予定。	統合した千葉県学校教育情報ネットワークの管理運用及び産業系県立高等学校の校内LANサーバの更新や整備を行った。	307,166
					306,197
目標Ⅱ 男女がともに輝く環境づくり					
基本的な課題4 労働の場における男女共同参画の促進					
施策の方向① 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保					
66		ポジティブ・アクション推進セミナーの開催 【雇用労働課】	「ワーク・ライフ・バランスセミナー」の一環として企業の人事労務担当者や県民を対象として、「女性の活躍促進セミナー」を1回実施予定。 企業の人事労務担当者や一般県民を対象に、「労働大学講座」の一科目として、ワーク・ライフ・バランス講座を実施し、そのなかで女性の活躍の意義についても扱う。	「ワーク・ライフ・バランスセミナー」の一環として企業の人事労務担当者や県民を対象として、「女性の活躍促進セミナー」を1回実施した。 企業の人事労務担当者や一般県民を対象に、「労働大学講座」の一科目として、ワーク・ライフ・バランス講座を実施し、そのなかで女性の活躍の意義についても扱った。	ワーク・ライフ・バランス・セミナー: 施策コード69の予算を含む 労働大学講座: 施策コード61と同額
				ワーク・ライフ・バランス・セミナー: 施策コード69の予算を含む 労働大学講座: 施策コード61と同額	
67		労働相談の実施 【雇用労働課】	専門の相談員が労働問題全般について、労働問題解決に向け具体的なアドバイスを行う。	専門の相談員が労働問題全般について、労働問題解決に向け具体的なアドバイスをを行った。 労働相談実施 ○一般労働相談(1,663人) ○特別労働相談(37人) ・弁護士による特別労働相談 ・働く人のメンタルヘルス特別労働相談	8,420
				7,610	
68		“社員いきいき！元気な会社”宣言企業の募集と公表 【雇用労働課】	社員の仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組んでいる企業を募集し、県のホームページ等で“社員いきいき！元気な会社”宣言企業として広く紹介する。	社員の仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組んでいる企業を募集し、県のホームページ等で“社員いきいき！元気な会社”宣言企業として広く紹介した。 27年度宣言企業30社公表 延べ595社公表	284
				191	
69		事例発表会(セミナー)の開催 【雇用労働課】	ワーク・ライフ・バランスの有効性や、女性の活躍促進について普及・啓発を図るため、企業の人事労務担当者や県民等を対象としたセミナーを開催予定。	ワーク・ライフ・バランスの有効性や、企業における女性の活躍推進について普及・啓発を図るため、企業の人事担当者を対象としたセミナーを開催した。 ○ワーク・ライフ・バランスセミナー 社会保険労務士等の専門家の講演、企業の事例発表を含むセミナーを2回開催した。 ○女性の活躍促進セミナー 女性の活躍促進の施策において、先進的な団体から講師を招きセミナーを1回開催した。 ○パワハラ対策セミナー 職場のハラスメント対策について、専門家を講師に招きセミナーを1回開催した。	490
				368	

NO.	重点	施策名 【事業担当課】	平成27年度		当初予算(千円) 決算(千円)
			事業の実施予定	事業の実施結果	
施策の方向② 農林水産業における男女共同参画の促進					
70		農山漁村女性団体ネットワークの活動支援 【担い手支援課】	女性団体ネットワークのリーダー会議と、県との共催による交流会等を開催し、意識の向上と交流の推進を図る。また、女性団体ネットワークの構成団体の活動支援を通し、女性の社会参画を推進する。	農山漁村女性団体ネットワークの幹事会であるリーダー会議を3回開催し、会議の活動方針等を協議した。交流会には団体会員のほか関係機関など合計245名が参加し、食育活動を通じた農林水産業の活性化をテーマとした講演、活動事例紹介などで意識の向上を図った。また、農業委員改選予定のある16市町に、女性農業委員の登用要望書を提出した。	350
				300	
71		地域ごとに設置した推進組織の活動支援 【担い手支援課】	男女共同参画の推進に向けた環境整備を進めるための各種推進会議やセミナー等を各地区で開催する。	県内10農業事務所において農山漁村男女共同参画地区推進会議を合計14回、セミナーを9回開催した。セミナーでは、農業委員や団体役員等、地域で活躍している女性が事例発表や講演を行い、延べ234名が参加した。	620
				489	
72		農山漁村いきいきアドバイザーの活動支援 【担い手支援課】	アドバイザーの資質向上とアドバイザー間の情報交換を図るため、県域の研修会を開催する。また、国、団体等が開催する研修会等への派遣を行い、資質向上を図る。	アドバイザーの資質向上のため、県域の研修会を10月に開催し、53名が参加して各地区での活動内容の交換等を行った。また、地区での、関係機関等との連携活動を支援した。	133
				30	
73		経営参画及び女性リーダーの育成に向けた研修会の開催 【担い手支援課】	パートナーシップ型経営を目指す農業者に対し、いきいきアドバイザーや関係機関等と連携して労働生産性や生産販売管理能力向上を図るための研修を実施する。また、新たな起業家育成や起業家のレベルアップを図るため、研修を実施する。	女性農業者の経営参画促進及び起業家や起業志向者を対象とした技術向上研修等を各地区で合計20回の研修会を開催した。また、労働生産性向上のための作業環境等に関する研修会を各地区で16回、県域で2回、合計18回開催した。	1,558
				973	
74		次世代女性農業者育成のための研修会の開催 【担い手支援課】	若手女性農業者が共同経営者として経営に参画できるよう、経営能力及び技術向上につながる研修を実施する。また、地域活動等への参画意識を向上させるため、県域での交流会を開催する。	若手女性農業者を育成するため、各地域において合計58回開催し、経営参画するために必要な知識・技術の習得、情報交換等の交流を支援した。	604
				497	
75		女性リーダーによる参画推進活動への支援 【担い手支援課】	企画運営能力及び社会参画能力の向上を図るため、国、団体等が開催する研修会等に女性農業者等を派遣する。	国の主催する研修会に女性農業者4名を派遣した。また、女性農業者の社会参画を促進するため、講演会、フォーラム等を合計14回開催した。	135
				29	
76		林業関係女性活動グループの支援 【森林課】	林業女性グループによる、地域活動・生産活動等を支援する。(林業普及指導事業の一部)	2グループの作品づくりや研修等の活動について指導等の支援を行った。	60
				50	
77		指導的林業者育成支援 【森林課】	林業経営に関して他の模範となるような知識・技術を持ち、他の林業後継者の指導にも意欲のある女性を指導林家・林業士として認定する。また、林業技術の普及及び林業の向上のための支援を行う。(林業普及指導事業の一部)	林業女性グループに対し、林業技術に関する知識・技術の向上のための支援を行った。	140
				106	
78		漁村女性の起業・家族経営協定締結に向けての研修会の開催 【水産課】	男女共同参画研修会を開催(1回)	男女共同参画研修会を開催した。(1回)	44
				0	
79		女性漁業者の資質向上を図るための活動支援 【水産課】	女性漁業士交流会への参加支援(1回)	女性漁業士交流会へ女性漁業士が参加することに支援した。(1回)	100
				88	
施策の方向③ 自営業者、家族従業者、起業家等に対する支援					
80		中小企業者及び起業者に対する融資 【経営支援課】	金融機関、千葉県信用保証協会、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会等の関係機関と連携して随時実施。 施策実施にあたって県民だよりや千葉日報、ラジオCMを活用した定期的な広報を行う。	融資実績は、27,751件(前年比100.0%)、264,668百万円(前年比100.8%)であった。	190,000,000
				141,200,000	

NO.	重点	施策名 【事業担当課】	平成27年度		当初予算(千円) 決算(千円)
			事業の実施予定	事業の実施結果	
81		中小企業者及び起業家に対する経営相談の実施【経営支援課】	チャレンジ企業支援センターにおいて、公認会計士、中小企業診断士等の専門家及び職員による指導、助言を行う窓口相談を実施するとともに、経営課題解決のために民間専門家を派遣する事業を実施する。	中小企業者及び起業家に対する経営相談の場として、窓口相談等事業 2,346件 専門家派遣事業 494日行った。	23,631
					22,358
82		中小企業者及び起業家に対する創業、経営革新、事業継続計画及びITセミナーの開催【経営支援課】	チャレンジ企業支援センターにおいて、中小企業者が抱える経営上の課題等の解決のためのセミナーを開催する。(経営革新&BCPセミナー1回、創業セミナー1回、事業承継セミナー1回予定)	経営革新&BCPセミナー、創業セミナー、事業承継セミナーを各1回開催した。	660
					467
施策の方向④ 再就職希望者に対する支援					
83		個別相談の実施【雇用労働課】	千葉県ジョブサポートセンター事業の一環として女性の再就職相談を実施する。	千葉県ジョブサポートセンター事業の一環として女性の再就職相談を実施した。	35,738
					35,491
84		就業支援セミナーの開催【雇用労働課】	千葉県ジョブサポートセンター事業の一環として、男女共同参画センターにおいて託児付きの女性再就職集中支援プログラムを実施するほか、子育てお母さん再就職支援セミナーを市町村との共催で実施予定。	千葉県ジョブサポートセンター事業の一環として、男女共同参画センターにおいて託児付きの女性再就職集中支援プログラムを実施したほか、子育てお母さん再就職支援セミナーを市町村との共催で実施した。	施策コード83の 決算に含む
					施策コード83の 決算に含む
85		関連情報の提供【雇用労働課】	「チャレンジママの再就職支援ガイド」を配布し、「働きたい女性のための応援サイト」の内容を充実させる。	「働きたい女性のための応援サイト」により情報提供を行った。	0
					0
86		離職者等を対象とした職業訓練【産業人材課】	離職者等を対象とした職業訓練コース200コース 定員4100人	離職者等を対象とした職業訓練コース207コース 3528人	1,162,055
					772,373
施策の方向⑤ 多様な働き方に対する支援					
87		働き方ガイドブックの作成配布【雇用労働課】	シニア及びママ向けの働き方ガイドブックを配布する。	ホームページにより情報提供を行った。	0
					0
88		内職求人情報の提供【雇用労働課】	事業所からの内職求人情報のWebページ掲載申込みを受けて、情報を掲載するとともに電話等の問い合わせに対し情報を提供する。	事業所からの内職求人情報のWebページ掲載申込みを受けて、情報を掲載するとともに電話等の問い合わせに対し情報を提供した。	0
					0
89		ちば女性チャレンジサイトによる情報提供【雇用労働課】	「働きたい女性のための応援サイト」で、求職活動を始める準備段階の女性に向け、情報提供を行う。	「働きたい女性のための応援サイト」で、求職活動を始める準備段階の女性に向け、情報提供を行った。	0
					0
90		個別相談の実施【雇用労働課】	千葉県ジョブサポートセンター事業の一環としてシニアの再就職相談に応じる。市町村等との共催による出張相談も実施予定。	千葉県ジョブサポートセンター事業の一環としてシニアの再就職相談に応じた。市町村等との共催による出張相談も実施した。	施策コード83の 予算に含む
					施策コード83の 予算に含む
91		就業支援セミナーの開催【雇用労働課】	千葉県ジョブサポートセンター事業の一環として市町村等と共催で中高年向け再就職支援セミナーを開催する。シニアの多様な働き方をテーマにしたセミナーも開催予定。	千葉県ジョブサポートセンター事業の一環として市町村等と共催で中高年向け再就職支援セミナーを10回開催した。シニアの多様な働き方をテーマにしたセミナーも5回開催した。	施策コード83の 予算に含む
					施策コード83の 予算に含む
92		関連情報の提供【雇用労働課】	シニアの働き方ガイドブックの配布と市町村等の協力を得ながら、シニア向けホームページの充実を図る。	ホームページにより情報提供を行った。	0
					0

NO.	重点	施策名 【事業担当課】	平成27年度		当初予算(千円) 決算(千円)	
			事業の実施予定	事業の実施結果		
基本的な課題5 ライフステージに応じた仕事と生活の調和の促進						
施策の方向① ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及促進						
93	○	普及セミナーの開催 【雇用労働課】	ワーク・ライフ・バランスの有効性や、女性の活躍促進について普及・啓発を図るため、企業の人事労務担当者や県民等を対象としたセミナーを開催予定。	ワーク・ライフ・バランスの有効性や、企業における女性の活躍推進について普及・啓発を図るため、企業の人事担当者を対象としたセミナーを開催した。 ○ワーク・ライフ・バランスセミナー 社会保険労務士等の専門家の講演、企業の事例発表を含むセミナーを2回開催した。 ○女性の活躍促進セミナー 女性の活躍促進の施策において、先進的な団体から講師を招きセミナーを1回開催した。 ○パワハラ対策セミナー 職場のハラスメント対策について、専門家を講師に招きセミナーを1回開催した。	施策コード69の 予算に含む	施策コード69の 予算に含む
94	○	両立支援アドバイザーの 企業派遣 【雇用労働課】	企業に対する指導や助言・講演等を行うため、県が養成した両立支援アドバイザーを派遣する。	企業に対する指導や助言・講演等を行うため、県が養成した両立支援アドバイザーを派遣した。 助言・セミナー：5社(のべ7回)派遣	160	136
95	○	“社員いきいき！元気な会社”宣言企業の募集・公表 【雇用労働課】	社員の仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組んでいる企業を募集し、県のホームページ等で“社員いきいき！元気な会社”宣言企業として広く紹介する。	社員の仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組んでいる企業を募集し、県のホームページ等で“社員いきいき！元気な会社”宣言企業として広く紹介した。 27年度宣言企業30社公表 延べ595社公表	284	191
96	○	企業向けセミナーにおける 改正育児・介護休業法の 周知徹底 【雇用労働課】	「ワーク・ライフ・バランスセミナー」の一環として、企業の人事労務担当者や県民を対象にセミナーを実施し、改正育児介護休業法の周知を図る。	「ワーク・ライフ・バランスセミナー」の一環として、企業の人事労務担当者や県民を対象に、千葉労働局から改正育児介護休業法等の周知を図った。	0	0
97	○	県職場における男性職員の 育児参加の促進 【総務課】	研修等を通じて、男性職員の育児休業や連続休暇の取得率向上に向けたさらなる啓発や制度周知に努める。	新規採用職員研修や庁内「子育て応援ホームページ」及び職員向けに作成した「千葉県職員育児・看護のための両立支援ハンドブック」等により制度周知を行った。	0	0
	○	【(教)教育総務課】	県教育委員会における男性職員の育児参加を促進するため、制度の周知徹底を行い、育児参加の意識向上により一層努める。 子が生まれることが判明した男性職員に対し、所属から制度について説明を行う。	会議や研修会等の場を活用し制度説明をした他、出産のある男性職員には所属で制度説明をするよう呼びかけ、男性職員の育児休業制度について周知を図った。	0	0
	○	【(警)警務課】	○継続的に子育て支援に関する各種制度を県警ポータルサイト内に掲示するなどして、職員への周知徹底を図ります。 ○男性職員の育児参加を促進するため、職員の意識改革を推進します。	・県警職員用に、子育て支援に係る休暇制度を記載した一覧表や、具体的事例などを交えて休暇制度をよりわかりやすく紹介する「ファミリーサポートニュース」を発行し、県警ポータルサイト内に掲示している。 ・男性職員が積極的に家事・育児等に参加するイクメンとしての意識高揚を図るため、出産休暇中及び育児休業中の女性職員の配偶者を対象として、イクメン研修を実施した。(平成27年11月12日及び12月2日、出席者107人) ・他県警の女性幹部を招き、各所属の幹部職員を対象とした女性の活躍とワークライフバランスに関する研修を実施し、男性職員の育児のための休暇取得等の促進を図った。(平成27年10月20日、出席者239人)	0	0

NO.	重点	施策名 【事業担当課】	平成27年度		当初予算(千円) 決算(千円)
			事業の実施予定	事業の実施結果	
施策の方向② 子育て・介護への支援					
98	○	幼稚園における預かり保育の推進【学事課】	学校法人立等の幼稚園において、教育時間の前後や休業期間中(土日祝・長期休業中)に園児を幼稚園内で過ごさせる「預かり保育」に係る人件費を補助する。	通常預かり保育に対する人件費の補助・・・273園へ計223,492千円 長期休業日等預かり保育に対する補助・・・222園へ計36,292千円 合計273園へ259,784千円を交付	275,000 259,784
99	○	保育所施設整備の助成【子育て支援課】	待機児童の早期解消を図り、誰でも安心して子育てができる環境づくりを推進するため、保育所の施設整備を促進する。	102施設 4,272人の定員増	5,537,000 3,659,882
100	○	保育士拡充への助成【子育て支援課】	次代を担う子どもたちがすこやかに育成されるよう、今後も継続して多様な保育ニーズに対応する予定である。	34市町 274か所	72,000 335,829
101	○	放課後児童クラブの助成【子育て支援課】		54市町村 1,140か所	1,258,000 1,472,821
102	○	子どもの医療費助成の充実【児童家庭課】	子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、子どもの疾病に係る医療費について、市町村が行う医療費助成に要する経費を助成する。 ・助成対象 入院:中学校3年生まで 通院:小学校3年生まで ・自己負担 入院1日、通院1回につき300円 ・所得制限 児童手当に準拠 ・支給方法 現物給付	給付実績 ・延べ件数 7,420,617件 ・延べ日数 10,781,332日 (県基準)入院:中学校3年生まで、通院:小学校3年生まで ・所得制限 児童手当に準拠	6,700,000 5,910,248
103	○	障害児・者やその家族に対する支援【障害福祉課】	発達障害者支援センターにて、発達障害児(者)、家族からの相談に応じ、助言や関係機関との調整を行う。	発達障害者支援センターにて、発達障害児(者)、家族からの相談に応じ、助言や関係機関との調整を行った。(延べ支援件数2,678件)	48,000 47,990
施策の方向③ 働く男女の健康確保のための環境整備					
104		全国安全週間の実施の広報【雇用労働課】	全国安全週間に合わせて市町村及び県の関係機関に趣旨の周知と広報の協力を依頼する。千葉県産業安全衛生会議の関係機関と協力して広報している。	全国安全週間に合わせて市町村及び県の関係機関に趣旨の周知と広報の協力を依頼を行った。千葉県産業安全衛生会議の関係機関と協力して広報を行った。	0 0
105		労働安全衛生に係る意識高揚の促進【雇用労働課】	全国労働衛生週間に合わせて市町村及び県の関係機関に趣旨の周知と広報の協力を依頼する。千葉県産業安全衛生会議の関係機関と協力して活動している。	全国労働衛生週間に合わせて市町村及び県の関係機関に趣旨の周知と広報の協力を依頼した。千葉県産業安全衛生会議の関係機関と協力して周知徹底を図った。	0 0
106		働く人のメンタルヘルス特別相談の実施【雇用労働課】	労働者の不安やストレスなどの心の健康に関する相談に、メンタルヘルスの専門家が対応する。	労働者の不安やストレスなどの心の健康に関する相談に、メンタルヘルスの専門家が対応した。(相談件数16件)	施策コード67の予算に含む 施策コード67の予算に含む
107		関係機関と連携した自殺対策のための体制整備【健康づくり支援課】	・連絡会議等自殺対策推進事業 自殺対策連絡会議を開催し、計画の進捗状況や各団体の取組状況等について協議する。 ・うつ病等の早期発見・早期治療のための研修事業 県医師会に一般診療科医師に対するうつ病等の研修を委託して開催する。 ・利用しやすい相談窓口の開設 夜間や休日に対面相談を受けることができる窓口を船橋駅前に開設する。 ・自殺対策普及啓発事業 自殺防止の啓発を図るため、広告のほか啓発品やパンフレット等を作成配布する。 ・相談支援に当たる人材の育成事業 保健所、市町村、各機関の相談対応者への研修を実施する。 ・市町村団体等補助 市町村及び民間団体が行う自殺対策事業に対して補助金を交付する。	・連絡会議等自殺対策推進事業 自殺対策連絡会議を開催し、計画の進捗状況や各団体の取組状況等について協議した。 ・うつ病等の早期発見・早期治療のための研修事業 県医師会に一般診療科医師に対するうつ病等の研修を委託して開催した。 ・利用しやすい相談窓口の開設 夜間や休日に対面相談を受けることができる窓口を船橋駅前に開設した。 ・自殺対策普及啓発事業 自殺防止の啓発を図るため、広告のほか啓発品やパンフレット等を作成配布した。 ・相談支援に当たる人材の育成事業 保健所、市町村、各機関の相談対応者への研修を実施した。 ・市町村団体等補助 市町村及び民間団体が行う自殺対策事業に対して補助金を交付した。	102,518 43,261

NO.	重点	施策名 【事業担当課】	平成27年度		当初予算(千円) 決算(千円)
			事業の実施予定	事業の実施結果	
施策の方向④ 家庭生活における男女共同参画の促進					
108		子育て支援講座、親子講座の開催 【(教)生涯学習課】	さわやかちば県民プラザで3講座47回開催予定。 内訳 「子育て広場すくすく」24回 「おはなし夢空間」11回 「子ども科学教室」12回	さわやかちば県民プラザで3講座46回実施。 内訳 「子育て広場すくすく」24回 「おはなし夢空間」11回 「子ども科学教室」11回	62
					52
施策の方向⑤ 地域活動における男女共同参画の促進					
109	○	千葉県男女共同参画地域推進員制度の充実[再掲] 【男女共同参画課】	各市町村で活躍する地域推進員を増やす。 ・地域推進設置市町村数: 42市町村 68名(H27.4.1現在) ・県内6地域で推進員の企画によるフォーラム等を実施予定 12事業程度	・地域推進員設置市町村数: 43市町村 69名(H28.3.31) ・県内6地域で地域推進員によるフォーラム等を実施。14事業 参加者1,551名(託児3名)	1,934
					1,551
110	○	ちばNPO月間(11/23~12/23)の実施 【県民生活・文化課】	NPO・ボランティア活動に対する県民の理解と参加を促進するため、NPO法施行日である12月1日の前後1か月(11/23~12/23)を「ちば県民活動PR月間」とし、県民にNPO・ボランティア活動を知ってもらい、活動への参加につながるようなイベントを実施する。	①ちば県民活動フェスティバル2015の開催。参加者:2,300人 ②ちば県民活動PR月間賛同行事として期間中に開催される市町村・市民活動団体の普及啓発イベントで広報支援を行った。 賛同市町村・市民活動団体(16市町村・5団体)	1,065
					1,030
111	○	ホームページ、ニュースレター(月刊誌)、メールマガジンを活用した広報啓発 【県民生活・文化課】	ホームページ、メールマガジンを活用した広報啓発	・ニュースレター発行12回 ・メールマガジン発行24回	0
					0
112	○	県民NPO講座・出前説明会の開催 【県民生活・文化課】	県民や県内の市町村、企業、団体などが主催する研修会等に対して県職員が赴き、NPOやボランティアなどの県民活動に関する基礎知識、活動状況、法制度などについて説明することにより、県民活動の普及・啓発を図る。	年間7件開催、参加者合計139人(内訳) NPO法人設立関係 5件 NPOの基礎知識など 2件	0
					0
113	○	「民が民を支える地域資源循環システム」の普及促進 【県民生活・文化課】	民が民を支える仕組みの周知や活用促進を図る。	平成24年度に実施した県民活動促進事業により構築したウェブサイト等を活用するため、サイト等の使用を希望する団体に使用を許諾することで、民が民を支える仕組みの普及継続を図った。	0
					0
114	○	地域づくり情報広場における情報提供 【政策企画課】	インターネットを通じて、各地域で活動している地域づくり団体の特色ある取組を中心に地域活動等の情報提供を行う。	地域づくり情報広場に、特色ある地域活動団体を256団体掲載した。また、本サイトへの平成27年度のアクセス件数は90,268件となった。	0
					0
115	○	団塊の世代や高齢者等の地域活動への参画支援 【高齢者福祉課】	○学習について、地域活動に係る内容を主に行う。 ○指定管理者による運営協議会に出席し、管理運営について連携を図る。 ○指定管理者、市町村による市町村連絡会議の開催により、情報共有を図る。 ○各学園にコーディネーターを配置し、卒業生の地域活動の参加を支援する。 ○各学園に卒業生団体を組織化するよう努める。	○学習について、地域活動に係る内容を主に行った。 ○指定管理者による運営協議会に出席し、管理運営について連携を図った。 ○県、市町村、学園による意見交換会の開催により、情報共有を図った。 ○各学園にコーディネーターを配置し、卒業生の地域活動の参加を支援した。 ○各学園に卒業生団体を組織化するよう努めた。	267,428 (指定管理料)
					267,428
116	○	観光人材の育成支援 【観光企画課】	外国人観光客の増加が見込まれるため、外国人観光客にも満足いただけるような先進的なおもてなしについて情報を共有する研修「海外観光ゲストへのおもてなし力向上事業」及び外国語観光ボランティアガイドの養成講座「東京オリンピック・パラリンピックに向けた受入体制の整備事業」を実施します。	外国人観光客にも満足いただけるような先進的なおもてなしについて情報共有する研修「海外観光ゲストへのおもてなし力向上研修」(全6回受講者259名)及び外国人観光客の受入体制整備を図るための講座、「外国語観光ボランティア養成講座」(3地域各1回受講者161名)を実施した。	12,400
					6,792
117	○	商店街リーダーの育成支援 【経営支援課】	若手商業者の育成を目的とした講座「商い未来塾」の実施及び塾修了者による「商い倶楽部」の実施により、商業者相互のネットワークづくりを推進する取組に対し補助する。	若手商業者の育成を目的とした講座「商い未来塾」を年10回実施。また塾修了者による「商い倶楽部」を実施し、商業者相互のネットワークづくりを推進した。	1,700
					1,352

NO.	重点	施策名 【事業担当課】	平成27年度		当初予算(千円) 決算(千円)
			事業の実施予定	事業の実施結果	
118	○	男女共同参画の視点に 立った地域の防災対策の 促進 【防災政策課】	国が平成25年8月に策定した「避難行動 要支援者の避難行動支援に関する取組 指針」の内容等を踏まえ、関係課等の意 見を聞きながら、所要の見直しを行う。	「災害時における要配慮者及び避難行 動要支援者の避難支援の手引き」及 び「災害時における避難所運営の手引 き」の改正を行った。	0
					0
119	○	災害対策コーディネーター の養成・活動支援 【防災政策課】	○災害対策コーディネータースキルアップ 事業 広域的な連携・協力関係を築き、全体的 なレベルを底上げするため、専門的な講 座の開催や具体的な取組事例発表など により、より実践的な防災知識の習得を 目指す。 ※災害対策コーディネーター養成事業 県は27年度から新設した地域防災力向 上総合支援補助金により、災害対策コー ディネーターを養成するための講習会を 開催する市町村事業を支援することとし、 27年度以降は県事業としては実施しない。	災害対策コーディネータースキルアップ 講座を1回開催し、75名が受講した。	100
					193

基本的な課題6 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進

施策の方向① 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

120	○	県が設置する審議会等へ の女性登用促進 【男女共同参画課】	・委員の改選にあたって、事前協議を実施 し、女性の登用を働きかける。 ・意識を高めるため、個々の審議会等毎 の女性の登用状況、並びに女性登用率 の低い理由を県HPで公表する。	・個々の審議会等の状況に応じた事前 協議を実施した。(46件) ・改選4カ月前を目途に女性登用を促 すための通知文書を送付する他、女性 人材リストの活用を促すなどの働きか けを実施した。また、個々の審議会等 毎の女性の登用状況等を県HPで公表 した。	0
					0
121	○	県の女性人材リストの充実 【男女共同参画課】	平成26年度新規登録者以外の全ての掲 載者にデータ確認を依頼し、データの更 新を図る。 県の審議会等女性人材リストの積極的な 活用を働きかける。 庁内HPの改善を図る。	平成26年度以降の新規登録者以外の 全掲載者にデータ確認を依頼し、デー タの更新を図った。 県の審議会委員の改選時及び市町村 等に女性人材リストの利用を働きか け、積極的に情報を提供した。(掲載者 数357名)	2,267
					2,384
122	○	女性職員の役付登用の 促進 【総務課、関係各課】	平成27年度においても、女性職員の積 極的な登用を促進する。	平成28年4月の定期人事異動におい て、役付職員に占める女性の割合は 26.2%となり、昨年度より0.6ポイント増 加した。	0
					0
123	○	女性教職員の役付登用の 促進 【(教)教職員課】	県の施策を積極的に展開するため、職員 の意欲・能力等を十分考慮に入れた適材 適所の配置を基本に、男女区別のない登 用を促進する。 また、研修による意識改革や人材開発 に引き続き努めるとともに、管理職候補と なる主幹教諭を含めた主任層への女性職 員の積極的な登用について、校長会等 を通じて伝えていく。	校長・副校長・教頭の女性登用数は、 平成25年度361名、平成26年度377 名、平成27年度382名と毎年増加して きている。平成27年度の割合は 13.3%で前年比0.2ポイント増となっ たが、全国平均15.7%とは依然2.4ポ イントの差がある状況である。 H27年度末に主幹教諭として配置さ れた女性職員は45名で、前年度より12 名の増加となっている。今後の学校運 営への関わりに関わり大きな期待が寄せら れる。	0
					0
124	○	女性警察職員の役付登用 の促進 【(警)警務課】	○女性職員の昇任意欲の醸成を図るとと もに、能力・実績に応じた登用を拡大す るため、男性幹部等の意識改革も合わせ て推進します。	・平成28年4月1日現在、女性幹部は 366人(前年同期比+33人、産休・育休 含む。) ・女性職員の昇任意欲の醸成のほか、 能力・実績に応じた登用を拡大するた め、各所属に対する教養を実施した。 (教養実施回数36回、受講人数約 1,600人) ・県警察学校における研修や教養等 は、子育て等の一定の事由がある者 については、通学制度を導入し、実施 している。 (平成27年度中)	0
					0

NO.	重点	施策名 【事業担当課】	平成27年度		当初予算(千円) 決算(千円)
			事業の実施予定	事業の実施結果	
125	○	男女共同参画に積極的に取り組んでいる事業所の表彰【男女共同参画課】	労働の場における男女共同参画の促進のため、進んだ取り組みを行っている事業所を公募により募集、選考委員会の選考を経て知事が決定し表彰する。	3社を奨励賞として表彰。(受賞した企業は、平成28年度千葉県男女共同参画推進連携会議産業部会に於いて取組発表を行う予定。)	30
					38
126	○	ポジティブ・アクション推進セミナーの開催【雇用労働課】	「ワーク・ライフ・バランスセミナー」の一環として企業の人事労務担当者や県民を対象として、「女性の活躍促進セミナー」を1回実施予定。企業の人事労務担当者や一般県民を対象に、「労働大学講座」の一科目として、ワーク・ライフ・バランス講座を実施し、そのなかで女性の活躍の意義についても扱う。	「ワーク・ライフ・バランスセミナー」の一環として企業の人事労務担当者や県民を対象として、「女性の活躍促進セミナー」を1回実施した。企業の人事労務担当者や一般県民を対象に、「労働大学講座」の一科目として、ワーク・ライフ・バランス講座を実施し、そのなかで女性の活躍の意義についても扱った。	ワーク・ライフ・バランス・セミナー：施策コード69の予算に含む 労働大学講座：施策コード61と同額
					ワーク・ライフ・バランス・セミナー：施策コード69の予算に含む 労働大学講座：施策コード61と同額
127	○	農山漁村女性団体ネットワークの活動支援【担い手支援課】	女性団体ネットワークのリーダー会議と、県との共催による交流会等を開催し、意識の醸成と交流の推進を図る。また、女性団体ネットワークの構成団体の活動支援を通し、女性の社会参画を推進する。	農山漁村女性団体ネットワークの幹事会であるリーダー会議を3回開催し、会議の活動方針等を協議した。交流会には団体会員のほか関係機関など合計245名が参加し、食育活動を通じた農林水産業の活性化をテーマとした講演、活動事例紹介などで意識の向上を図った。また、農業委員改選予定のある16市町に、女性農業委員の登用要望書を提出した。	350
					300
128	○	地域ごとに設置した推進組織の活動支援【担い手支援課】	男女共同参画の推進に向けた環境整備を進めるための各種推進会議やセミナー等を各地区で開催する。	県内10農業事務所において農山漁村男女共同参画地区推進会議を合計14回、セミナーを9回開催した。セミナーでは、農業委員や団体役員等、地域で活躍している女性が事例発表や講演を行い、延べ234名が参加した。	620
					489
129	○	農山漁村いきいきアドバイザーの活動支援【担い手支援課】	アドバイザーの資質向上とアドバイザー間の情報交換を図るため、県域の研修会を開催する。また、国、団体等が開催する研修会等への派遣を行い、資質向上を図る。	アドバイザーの資質向上のため、県域の研修会を10月に開催し、53名が参加して各地区での活動内容の交換等を行った。また、地区での、関係機関等との連携活動を支援した。	133
					30
130	○	女性農業委員等の登用促進【農地・農村振興課 団体指導課】	農業委員会選挙実施予定の市町村長等への要請や各種会議において、女性の地域社会への一層の参画を図るために女性委員登用は不可欠であることを周知する等、関係団体と連携し、女性農業委員登用の機運を高める。また、農業協同組合の女性役員の登用について、検査やヒアリング等を通じて要請していく。	農業協同組合の女性役員の登用について、文書や直接要請、検査やヒアリング時における要請を行った。各種会議及び研修会において、女性委員の必要の意識涵養を行った。市町村長等に対する文書要請及び直接要請活動を行った。	0
					0
施策の方向② 女性の能力発揮への支援					
131		自己啓発・人材養成セミナーの開催【男女共同参画課】	男女共同参画センターで各種講座を開催する中で、自己開発・人材養成のためのセミナーを1セミナー開催する。 ・女性リーダー養成講座	・女性リーダー養成講座(全4回) 7/23~12/10、40名(延べ人数)	306
					190

NO.	重点	施策名 【事業担当課】	平成27年度		当初予算(千円) 決算(千円)
			事業の実施予定	事業の実施結果	
目標Ⅲ 男女がともにいたわり合い、健やかに暮らせる社会づくり					
基本的な課題7 生涯を通じた健康づくりの促進					
施策の方向① 生涯を通じた男女の健康支援の促進					
132	●	生涯を通じた健康づくりへの支援 【健康づくり支援課】	・特定健診・特定保健指導実施のための人材育成研修を10回実施予定。 ・企業、協会けんぽ、大学等と連携したイベント等で、野菜摂取量の増加やよりよい生活習慣の実践に向けた普及啓発を実施する。	・特定健診・特定保健指導実施のため の人材育成研修を10回実施した。 ・飲食店や大学生、健診受診者により よい食生活の実践に向けた普及啓発 のためリーフレット配付等を実施した。 (28,000部)	1,522
			・健康相談(男性・女性) ・健康教室 ・保健・医療従事者等研修会	・健康相談 (男性158人・女性286人) ・健康教室(13回)1,388人 ・保健・医療従事者等研修会 5回、183 人	776
			健康ちば推進県民大会を千葉市内の会 場で実施予定。	健康ちば推進県民大会を千葉市生涯 学習センターで実施した。(参加者:224 人)	519
					228
133		専門医師等による 個別相談の実施 【児童家庭課】	県健康福祉センター(保健所)において、 慢性疾患等にかかっていることにより、長 期にわたり療養を必要とする児童に対し、 医療や日常生活上の相談を実施する。 ・実施場所 県内4健康福祉センター ・内容 アレルギー相談、低身長相談、発 達相談等	2センター 15回 延43人	285
					286
134		喫煙防止等の健康教育の 実施 【児童家庭課】	県健康福祉センター(保健所)において、 思春期にある子どもや保護者、学校関係 者を対象とした喫煙防止等の健康教育を 実施する。	12センター 44回 延2923人	
135		思春期保健対策を推進す る関係者による連携会議 等の開催 【児童家庭課】	県健康福祉センター(保健所)において、 思春期保健対策を推進する関係者による 情報共有や研修、支援体制の構築を行う 連携会議等を実施する。	4センター 4回 延120人	2,715
136		思春期ピア・エデュケーシ ョンの推進 【児童家庭課】	実施予定なし	未実施	1,917
137		思春期健康教育スキル アップセミナーの開催 【児童家庭課】	実施予定なし	未実施	
138		講師による保健室経営の 全体研修の開催 【(教)学校安全保健課】	7月22日「保健室健康相談研修会」の第 一回として開催予定。参加者は養護教諭 100名の予定。	7月22日千葉県教育会館にて「保健室 健康相談研修会」の第一回として実施 した。参加者は養護教諭65名。事業の 効果により、家庭や地域におけ女性・ 男性の役割などにも変化を与えてい る。	113
					100
139		事例研究による班別協議 の実施 【(教)学校安全保健課】	12月15日「保健室健康相談研修会」の 第二回として開催予定。参加者は養護教 諭100名の予定。	12月15日県総合教育センターにて「保 健室健康相談研修会」第二回として開 催した。参加者は養護教諭61名。事業 の効果により、家庭や地域におけ女 性・男性の役割などにも変化を与えて いる。	20
					16

NO.	重点	施策名 【事業担当課】	平成27年度		当初予算(千円) 決算(千円)
			事業の実施予定	事業の実施結果	
			140	● 総合的な自殺対策の推進 【健康づくり支援課】	
141	● 総合的ながん対策の推進 【健康づくり支援課】	<ul style="list-style-type: none"> がん対策に係る普及啓発を中心に県民、医療・福祉関係者、民間企業、行政が協力しながら、総合的・計画的にがん対策を推進する。 ・がん予防展2回 ・がん講演会1回 ・がん検診推進員育成講習会6回 ・乳がん啓発ピンクリボンキャンペーン2回等 	<ul style="list-style-type: none"> がん対策に係る普及啓発を中心に県民、医療・福祉関係者、民間企業、行政が協力しながら、総合的・計画的にがん対策を推進した。 ・がん予防展2回(延5,796人来場)・がん講演会2回(175人参加) ・がん検診推進員育成講習会 6回(303名受講) ・市町村担当者会議1回(83名受講) ・乳がん啓発ピンクリボンキャンペーン2回等 	168,548 156,958	
142	青少年を中心とした講習会の開催 【疾病対策課】	保健所において、エイズ予防・性感染症等に関する講習会を開催し、正しい知識の普及を図る。27年度は78回開催予定	講習会 48回 開催受講者8,168人 資料 11,200部配布	1,200 1,148	
143	保健所及び休日街頭検査の実施 【疾病対策課】	保健所において、月に1～2回の頻度で、日中検査(13保健所)、夜間検査(9保健所)を実施。また、休日に街頭HIV検査を実施(平成27年度は4回実施予定)	保健所総検査数2,664件のうち陽性2件 休日街頭検査 年4回実施 総検査数618件のうち陽性7件	13,320 12,199	
144	情報誌の発行 【疾病対策課】	各保健所、各市町村、各医療機関、県関係課、教育機関(小・中・高・大学)、日赤に対し、エイズ予防啓発・HIV抗体検査・エイズ相談に関する広報を実施。平成27年度は2回発行予定(各3,000部)	エイズ情報No.78、79について各3000部配布	222 173	
145	県立病院における女性専用外来の実施 【病院局 経営管理課】	佐原病院において女性専用外来診療を実施する。	女性専用外来として、佐原病院に26人の受診があった。	2,184 2,228	
146	不正大麻けし撲滅運動 【薬務課】	5月1日から6月30日の運動期間に合わせ、ベイFMや報道発表を行うことによる広報活動とポスター掲示、リーフレット配布による啓発活動を行う。	5月1日から6月30日の運動期間に合わせ、ベイFMや報道発表を行うことによる広報活動とポスター掲示、リーフレット配布による啓発活動を行った。	0 0	
147	「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 【薬務課】	6月20日から7月19日の運動期間に合わせ、6月24日のそごう千葉店前を初め県内各地において啓発活動を行う。	6月20日から7月19日の運動期間に合わせ、6月24日のそごう千葉店前を初め県内各地において啓発活動を行った。	1,617 1,421	
148	麻薬覚せい剤乱用防止運動 【薬務課】	10月から11月の運動期間に合わせ、薬物乱用防止功労者表彰式及び講習会を行う予定。	10月から11月の運動期間に合わせ、薬物乱用防止功労者表彰式及び講習会を行った。	1,809 2,300	
149	千葉県薬物乱用防止広報強化月間の実施 【薬務課】	2月の強化月間にリーフレットの家庭回覧や薬物乱用問題関係機関会議を開催を予定している。	2月の強化月間にリーフレットの家庭回覧や薬物乱用問題関係機関会議を開催した。	686 716	

NO.	重点	施策名 【事業担当課】	平成27年度		当初予算(千円) 決算(千円)
			事業の実施予定	事業の実施結果	
150		薬物乱用防止教育研修会の開催 【(教)学校安全保健課】	7月28日習志野文化ホールにて薬物乱用防止教育研修会を実施予定。対象は県内公立学校等の教職員及び教育関係機関担当者。内容は講演、実践発表及び行政説明。実践発表は小学校と中学校を予定。	7月28日、習志野文化ホールにて薬物乱用防止教育研修会を実施。 参加人数は、1,363名で薬物防止教育に関する実践事例の発表、行政説明及び講演を行った。	0
					0
151		薬物乱用防止標語の募集 【(教)学校安全保健課】	県内小学5年6年、中学、高等学校から募集をし、優秀作品については表彰をする。募集期間4月14日から7月3日まで。	県内小中高合わせて534校から64,497点の作品の応募があった。教育庁内で審査を行い、優秀作品の受賞者に表彰を行った。	50
					36
152		薬物事犯に対する取締り強化 【(警)薬物銃器対策課】	○薬物需要の根絶に向けて薬物乱用者に対する検挙活動を推進するとともに、暴力団等が関与する薬物密輸・密売事犯の取締りを推進します。	・薬物需要の根絶に向けて取締りを推進した。(検挙人員739人、押収規制薬物約270キログラム) ・薬物供給の遮断に向けて関係機関との連携による水際対策を強化した。(密輸事犯の検挙件数50件、検挙人員45人、押収規制薬物約268キログラム)(平成27年中)	0
					0
153		若年層を重点とした広報啓発活動の推進 【(警)薬物銃器対策課】	○小・中・高校生や大学生等を対象とした薬物乱用防止教室を実施するほか、6月、7月の2か月間を「薬物乱用防止広報強化期間」とし、関係機関・団体と連携した積極的な広報啓発活動を推進します。	・小・中・高校生や大学生等に対する薬物乱用防止教室を開催した。(開催校数505校、開催回数525回、受講者数80,845人) ・民間企業や教育関係者に対する薬物乱用防止講習会を開催した。(実施回数40回、受講者数5,115人) ・駅頭を始め、商業施設やイベント会場において薬物乱用防止キャンペーンを実施した。(実施回数17回) ・6月、7月の2か月間を薬物乱用防止広報強化期間とし、関係機関と連携したキャンペーンを開催するなど、積極的な広報啓発活動を推進した。(平成27年中)	0
					0
154		エイズリーフレットの掲載 【(教)学校安全保健課】	県教育委員会ホームページに掲載されているエイズ教育用リーフレットの内容を更新する。	県教育委員会ホームページに掲載されているエイズ教育用リーフレットの内容を更新した。	0
					0
155		性教育研修会の実施 【(教)学校安全保健課】	8月19日習志野文化ホールにて性教育研修会を実施する予定。参加者は県内公立学校等の教職員及び教育関係機関担当者。内容は性に関する指導の在り方について講演と実践発表の予定。	8月19日習志野文化ホールにて性教育研修会を実施。 参加人数は、1,164名で性に関する指導の実践事例の発表、行政説明及び講演を行った。	670
					430
施策の方向② 妊娠・出産等に関する健康支援					
156		母子保健推進協議会、母子保健運営協議会の開催 【児童家庭課】	母子保健施策の効果的な推進のため、13健康福祉センターにおいて母子保健推進協議会を開催する。 児童家庭課における母子保健運営協議会は、適宜開催とする。	13センター 13回 延 316人	5,047
157		母子保健に関する研修会・講習会等の開催 【児童家庭課】	市町村・健康福祉センターの母子保健従事者を対象に母子保健に関する専門的な知識を習得するための研修会を実施する。また、健康福祉センターにおいて、管内の母子保健推進員や新生児妊産婦訪問従事者研修会を実施する。	児童家庭課分 母子保健指導者研修会 1回104人 センター分 母子保健推進員研修会10センター10回 延543人 新生児・妊産婦訪問指導員研修会6センター6回 延192人 乳幼児救急法講習会10センター10回 延393人 その他 3センター3回 延112人	2,805

NO.	重点	施策名 【事業担当課】	平成27年度		当初予算(千円)	
			事業の実施予定	事業の実施結果		決算(千円)
158		不妊相談センターにおける相談の実施【児童家庭課】	不妊に悩む夫婦等に、松戸、印旛、長生、君津健康福祉センターにおいて不妊治療に関する情報提供や医療面・精神面での相談を行う。	実施場所 ・4健康福祉センターで実施(松戸、印旛、長生、君津) 相談体制 ・産婦人科医師、助産師、保健師 相談延べ人員 ・146人 (電話54人、面接92人) 相談件数(322件) ・医療機関情報:211件 ・治療の悩み:89件 ・治療以外の悩み:22件	1,324	
				1,019		
159		特定不妊治療費に対する助成【児童家庭課】	不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる不妊治療費の一部を助成する。 ・対象治療 体外受精又は顕微授精 ・給付内容 1回の治療につき15万円まで(一部治療は7万5千円まで)、1年目のみ3回まで、2年目以降年2回まで、通算5年、通算10回(40歳未満の新規助成は通算6回まで(年間制限なし)) ・所得制限 前年の夫婦の合計所得が730万円未満	助成件数 ・実件数 2675件 ・延べ件数 4535件 <参考> ・1回の治療につき、15万円まで(一部治療は7万5千円まで)初回は30万円まで ・初回助成時に妻の年齢が40歳未満は通算6回まで、43歳未満は通算3回まで ・男性不妊治療は15万円まで ・前年度夫婦合計所得が730万円未満	704,575	
				620,463		
160		周産期母子医療センターの運営費及び医療機関の施設・設備に対する補助【医療整備課】	運営費補助:8病院 設備整備補助:なし	運営費補助:8病院 設備整備補助:0病院	692,705	
				278,147		
161		千葉県周産期医療審議会における検討【医療整備課】	周産期医療体制整備計画の一部改定を行う。	周産期医療審議会 1回開催	449	
				147		
162		母体搬送ネットワーク及び母体搬送コーディネートによる搬送体制の充実【医療整備課】	総合周産期母子医療センターにコーディネーターを配置し、母体搬送の円滑化を図る。	亀田総合病院(昼間)及び八千代医療センター(夜間)に委託した。	20,344	
				20,344		
基本的な課題8 誰もが安心して暮らせる環境の整備						
施策の方向① 高齢者・障害者の自立した生活に対する支援						
163		高齢者相談の実施【高齢者福祉課】	高齢者に関する虐待、介護、悩み事に対する電話相談に応じる。	高齢者に関する虐待、介護、悩み事に対する電話相談に応じた。相談件数351件。	4,635	
				4,297		
164		千葉県総合支援協議会の各専門部会による相談支援【障害福祉課】	相談支援専門部会 4回 権利擁護専門部会 4回 療育支援専門部会 4回 就労支援専門部会 4回 精神障害者地域移行推進部会 4回 入所・地域生活支援専門部会 4回	相談支援部会2回 権利擁護専門部会3回 療育支援専門部会3回 就労支援専門部会2回 精神障害者地域移行推進部会3回 入所・地域生活支援専門部会2回	788	
				258		
165		障害者就業・生活支援センターによる生活・就労支援【障害福祉課】	障害者就業・生活支援センターにおいて、障害者の就業に伴う生活上の相談に応じ、助言や関係機関との調整を行います。	障害者就業・生活支援センターにおいて、障害者の就業に伴う生活上の相談に応じ、助言や関係機関との調整を行った。	103,472	
				97,293		
166		障害者の態様に応じた多様な委託訓練【産業人材課】	知識・技能習得訓練コース 240人 実践能力習得訓練コース 80人 デュアル訓練コース 20人 e-ラーニングコース 10人 特別支援学校早期委託訓練コース 60人 在職者訓練 10人 合計 420人	知識・技能習得訓練コース 146人 実践能力習得訓練コース 35人 デュアル訓練コース 18人 e-ラーニングコース 2人 特別支援学校早期委託訓練コース 12人 合計 213人	83,813	
				47,972		

NO.	重点	施策名 【事業担当課】	平成27年度		当初予算(千円)	
			事業の実施予定	事業の実施結果		決算(千円)
167		交通安全リーダーの育成と自主的な交通安全活動の推進 【くらし安全推進課】	参加・体験型高齢者交通安全リーダー研修を年3回実施	参加・体験型高齢者交通安全リーダー研修を年3回実施した。(1回目は平成27年5月18日、2回目は9月15日、3回目は12月7日)	487	
					427	
168		歩道や自転車歩行者道のバリアフリー化の推進 【道路環境課】	工事及び用地買収・補償を進める	工事を実施	88,167	
					8,100	
169		高齢者・障害者が利用しやすい建築物の整備促進 【建築指導課】	千葉県福祉のまちづくり条例適合証(建築物に限る)を交付予定。	千葉県福祉のまちづくり条例適合証(建築物に限る)を8件交付した。	0	
					0	
170		ちばバリアフリーマップによる県内施設のバリアフリー情報の紹介 【健康福祉指導課】	「ちばバリアフリーマップ」の施設情報の追加・更新を行い、バリアフリー情報の充実を図る。対前年度で施設情報の掲載数の増加を図る。	「ちばバリアフリーマップ」の施設情報の追加・更新を行い、バリアフリー情報の充実を図った。情報掲載件数(累計):H27年度末 1,671件(56件追加、72件削除(施設閉鎖など))	1,452	
					1,407	
171		観光関連施設の整備・充実の促進 【観光企画課】	観光地の利便性を高め魅力向上を図るため、多くの観光客が利用する公衆トイレや駐車場、観光案内所等の設置・改修について、その経費の一部を助成する。	県内32市町村及び民間事業者が実施する観光公衆トイレ・駐車場・観光案内所・観光案内板等の整備に要する経費の一部を助成した。(整備箇所数:77箇所)	300,000	
					272,688	

施策の方向② ひとり親家庭等様々な困難な状況に置かれている人々への対応

172		児童扶養手当の支給 【児童家庭課】	支給人数(延月) 17,963人(見込み)	支給人数(延月) 17,953人	666,000
					660,178
173		母子寡婦福祉資金の貸付 【児童家庭課】	貸付件数(見込) 1,000件	貸付件数 232件	550,811
					134,565
174		ひとり親家庭等医療費の助成 【児童家庭課】	助成対象(見込) 32,007人	助成対象 31,884人	339,000
					333,325
175		母子家庭等就業・自立支援センターによる支援 【児童家庭課】	就業支援講習会4回(90名)託児料込み就業相談・養育費相談・面会交流支援	就業支援講習会5回(86名)託児料込み就業相談・養育費相談・面会交流支援	13,540
					9,823
176		母子家庭等自立支援給付金の支給 【児童家庭課】	町村分 自立支援教育訓練給付金2件 高等職業訓練促進給付金10件 修了支援給付金4件 市分未定	自立支援教育訓練給付金 22件(市22) 高等職業訓練促進給付金 114件(市102・町村12) 修了支援給付金 45件(市42・町村3)	10,555
					10,834
177		ひとり親家庭向けメールマガジンの発行 【児童家庭課】	実施予定なし	実施予定なし	—
					—
178		母子家庭の母等に対する職業訓練 【産業人材課】	—	—	—
					—
179		「ジョブカフェちば」における就職支援 【雇用労働課】	若年者の就業支援について、「ジョブカフェちば」を拠点として、適職診断、個別相談、就職セミナーから「ハローワーク船橋ヤングコーナー」等による職業紹介に至るまで総合的な就業支援サービスを展開するとともに、企業が若者に自社の魅力をアピールする場の提供などの中小企業の採用活動支援を併せて実施する。	若年者の就業支援について、「ジョブカフェちば」を拠点として、適職診断、個別相談、就職セミナーから「ハローワーク船橋ヤングコーナー」等による職業紹介に至るまで総合的な就業支援サービスを展開するとともに、企業が若者に自社の魅力をアピールする場の提供などの中小企業の採用活動支援を併せて実施した。年間利用者数:27,287人	136,851
					133,358
180		「ちば地域若者サポートステーション」における自立支援 【雇用労働課】	若年無業者(ニート等)を対象として、キャリアカウンセラーや臨床心理士による個別相談、職業的自立支援プログラム(セミナー等)を実施する。また、事業所において連続した就労体験を実施する。	若年無業者(ニート等)を対象として、キャリアカウンセラーや臨床心理士による個別相談、職業的自立支援プログラム(セミナー等)を実施した。また、事業所において連続した就労体験を実施した。年間相談件数:1,714件 年間プログラム参加者:延べ7,267人	7,605
					7,581

NO.	重点	施策名 【事業担当課】	平成27年度		当初予算(千円)	
			事業の実施予定	事業の実施結果		決算(千円)
181		県営住宅における入居の 優遇措置 【住宅課】	県営住宅の入居にあたって、ひとり親世帯及びDV被害者等を一般世帯より優遇する措置を講ずる。	■H27年度県営住宅入居状況 (H28.3.31)現在 ・母子世帯数→204世帯 ・父子世帯数→6世帯 ・DV被害者世帯数→0世帯 ・計210世帯	0	
					0	
182		高齢者虐待防止対策の 推進 【高齢者福祉課】	○高齢者虐待の相談・通報の受理、対応等を行う市町村及び地域包括支援センター等の職員を対象とした研修会を6回開催する。 ○困難事例について専門職が連携して助言を行う「高齢者虐待対応市町村支援事業」を実施する。 ○在宅介護サービス事業者を対象とした研修を実施する。	○市町村及び地域包括支援センター職員対象研修会の開催 6回 ○高齢者虐待対応市町村支援事業困難事例相談 6回 研修会講師派遣 6回 ○訪問介護事業所管理者を対象とした研修会 1回	2,114	
					1,504	
施策の方向③ 外国人が安心して暮らせる環境づくり						
183		多文化共生社会づくりの 推進 【国際課】	「国際交流・協力等ネットワーク会議」、 「多文化共生社会づくり連絡協議会」及び 「市町村国際化施策担当者会議」を各1回 開催する。	「国際交流・協力等ネットワーク会議」、 「多文化共生社会づくり連絡協議会」 及び「市町村国際化施策担当者会議」 を各1回開催した。	130	
					65	
184		外国人県民向けの情報 提供 【国際課】	外国人県民が安全で快適な生活が送れるよう「外国人テレホン相談」を実施するほか、外国人向けの情報を掲載した「ちば国際情報ひろば」の充実、外国語版メールマガジンの発行等を行う。	外国人県民が安全で快適な生活が送れるよう「外国人テレホン相談」(4言語)を常時開設し、993件の相談に応じた。また、外国人向けの情報を掲載した総合サイト「ちば国際情報ひろば」のページ更新(160回)及び外国語版メールマガジン(月2回)の発行、外国人向け生活ガイドブック「ハローちば」(7言語版)の改訂等を行った。	2,915	
					2,377	
185		外国語ホームページによる 情報提供 【報道広報課】	前年度に引き続き、外国人県民に対して県政に関する必要な情報が提供できるよう、英語、中国語、韓国語・朝鮮語版ホームページについて、よりよい内容の更新を行っている。 ・外国語ホームページ更新状況 →情報更新の都度随時更新(報道広報課、国際課等)	・外国人県民に対して県政に関する必要な情報が提供できるよう、英語、中国語、韓国語・朝鮮語のページの更新を行った。 ・平成27年度の外国語ホームページ更新状況→情報更新の都度随時更新(報道広報課・国際課等) ・平成27年度の外国語ホームページアクセス件数(公式ホームページ) 英語:92,649件 中国語:8,890件 韓国・朝鮮語:7,017件	3,495	
					2,541	
186		外国人集住地域総合対策 等の推進 【(警)組織犯罪対策課】	○外国人が多数在籍する学校・企業や外国人定住者に対する防犯・交通安全指導等を実施するほか、地域への帰属感の醸成を図ります。 ○各協議会等を通じて関係機関との情報交換を行い、外国人にも暮らしやすいまちづくりに貢献します。	・外国人集住地域の小学校等において、防犯、交通安全指導等を実施した。 ・「八千代市外国人集住地域総合対策連絡協議会」を開催するなど、関係機関等と情報交換を行い、外国人にも暮らしやすいまちづくりについて連携強化を図った。 (平成27年中)	0	
					0	
187		外国人児童生徒への教育 相談員の派遣 【(教)指導課】	派遣希望がある県立学校23校すべてに生徒の母語が理解できる外国人児童生徒等教育相談員として延べ44名を派遣する予定。	派遣希望がある県立学校23校すべてに生徒の母語が理解できる外国人児童生徒等教育相談員として延べ44名を派遣した。	9,142	
					7,668	
推進体制						
188		千葉県男女共同参画推進 本部・幹事会の開催 【男女共同参画課】	市町村担当者との合同研修会1回 幹事会2回、推進本部1回を開催予定	市町村担当者との合同研修会及び幹事会を1回開催した。	0	
					0	

NO.	重点	施策名 【事業担当課】	平成27年度		当初予算(千円) 決算(千円)
			事業の実施予定	事業の実施結果	
189		千葉県男女共同参画推進懇話会の開催 【男女共同参画課】	3回開催予定。第4次千葉県男女共同参画計画の策定にあたり、委員から意見を伺う。また、平成26年度の千葉県男女共同参画計画及び千葉県DV防止・被害者支援基本計画(第3次)の評価について報告する。	・9月・11月・3月の3回開催した。 ・第1回では、「千葉県男女共同参画計画(第4次)骨子案について」、第2回では「千葉県男女共同参画計画(第4次)計画原案について」、第3回では「第4次千葉県男女共同参画計画(案)について」及び「次期千葉県DV防止・被害者支援基本計画の策定について」委員の方から意見を伺った。	1,109
				804	
190		男女共同参画センターの機能強化 【男女共同参画課】	・女性リーダー養成講座の内容を拡充する。 ・フェスティバルとネットワーク会議を同時開催する。	・女性リーダー養成講座(全4回)を実施 H27.7.23~12.10 参加者40名(延べ人数) ・フェスティバル2015&ネットワーク会議を実施 H27.8.2 参加者 460名(延べ人数)	1,431
				1,165	
191		千葉県男女共同参画地域推進員制度の充実[再掲] 【男女共同参画課】	各市町村で活躍する地域推進員を増やす。 ・地域推進設置市町村数: 42市町村 68名(H27.4.1現在) ・県内6地域で推進員の企画によるフォーラム等を実施予定 12事業程度	・地域推進員設置市町村数: 43市町村 69名(H28.3.31) ・県内6地域で地域推進員によるフォーラム等を実施。14事業 参加者1,551名(託児3名)	1,934
				1,551	
192		市町村における推進体制づくりの支援 【男女共同参画課】	全市町村職員を対象とした研修会を年1回、県東部、県南部の市町村職員を対象とした研修会をそれぞれ1回ずつ開催する。 市町村からの要請に基づき講師を派遣する。	市町村職員を対象とした研修会を年2回開催した。 市町村からの要請に基づき講師を2回派遣し、研修会を実施した。(鴨川市、横芝光町)	85
				64	
193		市町村における男女共同参画計画策定の支援 【男女共同参画課】	男女共同参画計画・DV対策計画の未策定市町村を支援するため、アドバイザーを派遣する。 6市町村を予定。	市が実施する研修会等にアドバイザーを派遣した。5市町実施(東庄町、茂原市、白井市、東金市、八街市)。	210
				163	
194		千葉県男女共同参画推進連携会議の充実[再掲] 【男女共同参画課】	職場、学校、地域、家庭など社会のあらゆる分野における男女共同参画の自主的な取組を推進する。	○地域・教育合同部会1回 実施日:平成27年8月21日 ○全体会1回 実施日:平成28年1月29日 ○産業部会2回 (千葉県経営者協会、雇用労働課との共催) 実施日:平成27年8月27日/平成27年11月20日 ○地域部会1回 実施日:27年12月16日 ○教育部会1回 実施日:28年2月15日 合計 参加団体延べ68 参加者数272名	460
				289	
195		千葉県男女共同参画社会づくりネットワーク会議の充実[再掲] 【男女共同参画課】	8月に男女共同参画センターフェスティバルと同時開催する。	男女共同参画センターフェスティバルと同時開催した。(8/2 参加者数109名)	0
				0	
196		千葉県男女共同参画地域推進員制度の充実[再掲] 【男女共同参画課】	各市町村で活躍する地域推進員を増やす。 ・地域推進設置市町村数: 42市町村 68名(H27.4.1現在) ・県内6地域で推進員の企画によるフォーラム等を実施予定 12事業程度	・地域推進員設置市町村数: 43市町村 69名(H28.3.31) ・県内6地域で地域推進員によるフォーラム等を実施。14事業 参加者1,551名(託児3名)	1,934
				1,551	
197		国及び各都道府県との男女共同参画に関する情報交換 【男女共同参画課】	内閣府が開催する各種研修会等に積極的に参加する等により、国との情報共有・情報交換を図る。また、各都道府県との情報交換を積極的に行う。	内閣府が開催する各種研修会等に積極的に参加する等により、国との情報共有・情報交換を図った。都道府県との情報交換を積極的に行った。	0
				0	

第3次

千葉県男女共同参画計画の 評価について

第3次千葉県男女共同参画計画の評価について

第3次千葉県男女共同参画計画における平成27年度事業の評価方法

➤ 評価対象

原則として重点的取組

➤ 評価の観点

- ・男女共同参画の視点が施策に反映されているか
- ・男女共同参画の視点から施策の改善すべき点はないか

➤ 評価の流れ

自己評価	事業担当課が事業の実施結果について自己評価を行い、評価シートに記載
------	-----------------------------------



外部委員 意見	自己評価結果をもとに、評価委員と事業担当課による意見交換*を行い、男女共同参画の視点からの委員意見を評価シートに記載
------------	------------------------------------------------------------

※ 意見交換について

事業担当課の自己評価結果について、男女共同参画の視点から、改善に向けて良いアイデアがあるか等について、外部委員と事業担当課が意見交換を行う。



事業名	男女共同参画センターにおけるフェスティバルの開催、情報誌の発行
担当課	男女共同参画課(男女共同参画センター)

1 事業の概要

基本目標	I	基本的な課題	1	施策の方向	①	施策番号	1
当初予算額(千円)	2,275			決算額(千円)	1,989		
事業の概要・目的	<p>【フェスティバル2015&ネットワーク会議】 県民に男女共同参画への理解を深めていただくことを目的とした「千葉県男女共同参画センターフェスティバル」と、民間団体と県民の交流・学習の場を提供し、男女共同参画社会づくりに向けた機運を高めることを目的とした「ネットワーク会議」を併せて開催する。</p> <p>【情報誌】 情報誌として、「eパートナーちば」を9月末と3月末の年2回(各12,000部)発行する。センター事業や各地域での取り組み等さまざまなテーマを切り口とした内容の情報を広報することで、多くの人に男女共同参画の意識を持つことの重要性を認識してもらい、男女共同参画社会づくりの推進を図る。</p>						
数値目標など							
指標名等	-						
目標	-	実績	-				

2 事業の実施結果

【フェスティバル2015&ネットワーク会議】
 午前は、キャスター、千葉大学客員教授の木場弘子さんの講演会(男性36名、女性127名、不明1名 計164名)午後は、ワークショップ(8団体)(男性47名、女性140名 計187名)とネットワーク会議(男性23名、女性86名 計109名)を開催した。
 【情報誌】
 「eパートナーちば」を9月末と3月中旬の年2回(各12,000部)発行した。



3 評価

(1) 男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

No.	チェック項目	チェック	説明
1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか	○	
3	性に起因する問題に配慮したか(防災・健康分野に係るもの)		
★視点2 受益の公平性			
No.	チェック項目	チェック	説明
4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態(情報提供、時間帯、その他の配慮(育児・介護の便宜)等)となっているか	○	
5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか	○	
6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか	○	
★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
No.	チェック項目	チェック	説明
7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか	○	
8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか	○	
9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか		

(2)改善点等

【フェスティバル2015&ネットワーク会議】

チーバくんや学生ボランティアを導入し、子ども連れや若い世代の参加を促進した。今後も若い世代を含めた、あらゆる人が参加しやすくなるよう魅力ある講演会やワークショップの開催等、更なる工夫をしていく。

【情報誌】

ニーズに合わせた内容を掲載することにより、あらゆる人への参画を啓発することができた。今後も、より幅広い世代に読んでもらえるように、掲載内容や紙面構成をさらに工夫していく必要がある。

4 委員意見

フェスティバルについては、例年の事業として定着していることで評価できるが、県民全体の男女共同参画意識の向上を図るため、男性や幅広い年代の人が参加できる行事となるよう工夫していただきたい。そのためには参加者の性別、年齢層等の詳細を把握することが必要。若年層の参加を増やすため、若い人が興味を持てるような講演会を、目玉となるようなワークショップと連動して実施してはどうか。行事の周知に当たっては、市町村の広報紙等の更なる活用を検討願いたい。

なお、情報誌については、読者の反応も把握して、県民が求めていることを先取りした内容とするとともに、ホームページを活用することで読者を増やして欲しい。

事業名	各種講座・研修会の開催
担当課	男女共同参画課(男女共同参画センター)

1 事業の概要

基本目標	I	基本的な課題	1	施策の方向	①	施策番号	1
当初予算額(千円)	1,034			決算額(千円)	658		
事業の概要・目的	男女共同参画社会の実現を目指し、県民意識の醸成や人材の養成を図るため、県民ニーズに対応した各種講座を企画運営する。						
数値目標など							
指標名等	-						
目標	-	実績	-				

2 事業の実施結果

【男女共同参画シンポジウム】内閣府男女共同参画週間関連事業として実施
 少子化ジャーナリストの白河桃子さんによる講演会と、「私らしいワーク・ライフ・バランス」をテーマにパネルディスカッションを行った。(男性23名、女性43名 計66名)

【関係機関と連携した専門講座】
 ○千葉大学と共催し、美術鑑賞を題材に「考え方」の違いを体感し、多様な視点があることを知るきっかけづくりを目的としたワークショップを行った。(男性16名、女性47名 計63名)
 ○千葉県社会福祉協議会、千葉県民生委員児童委員協議会と連携して、夫婦関係・離婚等をめぐる問題について、弁護士による講演会や事例紹介を行った。(男性29名、女性279名 計308名)

【女性リーダー養成講座】
 地域活動の場などにおいて、リーダーとして活躍する人材育成を目的として講座を行った。(全4回)
 (男性4名、女性36名 計40名)

3 評価

(1)男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

★視点1 企画への参画			
No.	チェック項目	チェック	説明
1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
3	性に起因する問題に配慮したか(防災・健康分野に係るもの)		
★視点2 受益の公平性			
No.	チェック項目	チェック	説明
4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態(情報提供、時間帯、その他の配慮(育児・介護の便宜)等)となっているか	○	
5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか	○	
6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか	○	
★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
No.	チェック項目	チェック	説明
7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか	○	
8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか	○	
9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか		

(2)改善点等

<改善した点>

本県の男女共同参画施策の推進拠点である男女共同参画センターの学習研修事業を、高度・専門化するため、関係機関との連携した専門講座を充実させるとともに、「女性リーダー養成講座」は意欲のある女性に受講してもらえよう修了要件を緩和した。

<今後改善すべき点>

各種講座の参加者を更に増やすため、今後も講座内容や開催日等の見直し、広報の方法等を工夫する必要がある。

4 委員意見

参加者が少ない講座があり、広報を工夫するとともに、開催場所についても検討してもらいたい。

「女性リーダー養成講座」については、受講対象者が不明確。市町村による受講者の推薦方法や講義の内容については改善されている。講座の修了生の活用方法も検討して欲しい。

「女性についての法律講座」は、単年度で終わりにせず、テーマを変えて継続していただきたい。連続して受講した方に特典等があればより受講しやすいのではないかな。

「男女共同参画シンポジウム」は、テーマ、内容、ともに良かった。今後、企業経営者の視点からの女性活用についての講演なども企画してもらいたい。

男女共同参画の切り口は幅広く、大学や様々な分野の専門家と連携した講座をより充実させて欲しい。内容も聴く、話すだけでなく、感じる等の多様性のある講座を企画していただきたい。

事業名	ホームページ、メールマガジン等による情報発信
担当課	男女共同参画課

1 事業の概要

基本目標	I	基本的な課題	1	施策の方向	①	施策番号	1
当初予算額(千円)	0			決算額(千円)	0		
事業の概要・目的	「ちばの男女共同参画情報マガジン」を毎月2回発行する。また市町村が開催するイベント等を県のホームページに掲載する。						
数値目標など							
指標名等	メールマガジン配信回数						
目標	月2回発行	実績	月2回発行				

2 事業の実施結果

登録者約1,300人に対し、メールマガジンを月2回発行した。

3 評価

(1)男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
	3	性に起因する問題に配慮したか(防災・健康分野に係るもの)		
	★視点2 受益の公平性			
実施結果・効果	No.	チェック項目	チェック	説明
	4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態(情報提供、時間帯、その他の配慮(育児・介護の便宜)等)となっているか		
	5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか		
	6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか		
	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
	No.	チェック項目	チェック	説明
7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか	○	性差を認識し、相互の理解を促進させる新聞のコラム等を掲載した。	
8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか	○	ワーク・ライフ・バランスに関するイベントやニュース等を掲載した。	
9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか			

(2)改善点等

<p><改善した点> 千葉県内における男女共同参画に関する記事の掲載を増やす等、記事の充実を図った。</p> <p><課題・今後改善すべき点> 男女共同参画に関する情報を周知するために、ニュースの掲載の拡充等、読者の数を増やす取組が必要である。</p>

4 委員意見

<p>男女共同参画に関する情報誌として、登録者も増加しており評価できる。 性別・年代別等のデータを取り、読者層に合わせて、写真やイラストを入れるなど、読者が興味を持つ内容にして欲しい。</p>

事業名	関係機関等が行う研修会等の取組に対する支援
担当課	男女共同参画課

1 事業の概要

基本目標	I	基本的な課題	1	施策の方向	①	施策番号	1
当初予算額(千円)	0			決算額(千円)	0		
事業の概要・目的	男女共同参画について理解を深めるため、県職員・教職員に対する研修をはじめ、市町村や企業、各種団体などの依頼により、県職員を講師として派遣する。						
数値目標など							
指標名等	-						
目標	-	実績	-				

2 事業の実施結果

市町村や教育庁などから研究講師派遣の依頼を受け、当課職員を講師として派遣した。のべ5回、女性169名、男性44名に対し、男女共同参画についての講義を実施した。事後アンケートでは、『男性と女性が互いの意見を尊重し、固定的役割分担意識を変えていきたいと思う。』『「男だから」「女だから」という考えをなくし、お互いが得意なことで力を発揮できるように協力する。』等の感想が出された。

3 評価

(1) 男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
	3	性に起因する問題に配慮したか(防災・健康分野に係るもの)		
	★視点2 受益の公平性			
No.	チェック項目	チェック	説明	
4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態(情報提供、時間帯、その他の配慮(育児・介護の便宜)等)となっているか			
5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか	○		
6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか	○		
実施結果・効果	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか	○	
	8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか	○	
9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか			

(2) 改善点等

<改善した点>
 講義で使用するデータについては、常に最新のデータに更新するとともに、受講対象者の実態に合わせた講義(クイズ形式、新聞記事の紹介)を心がけた。

<課題・今後改善すべき点>
 事後アンケートから受講者のニーズ等を分析し、常に最新の情報を追加する必要がある。また、本事業の広報にも力を入れていく必要がある。

4 委員意見

男女共同参画意識の高揚に不可欠の事業であり、広報を積極的に行っていただきたい。また、過去の研修のアンケート結果等を生かし、テーマも提案していただきたい。
 なお、受講者は女性が圧倒的に多くなっているため、男性を増やすことを目指して欲しい。

事業名	あらゆる人々への意識啓発の展開
担当課	男女共同参画課

1 事業の概要

基本目標	I	基本的な課題	1	施策の方向	①	施策番号	1
当初予算額(千円)	432			決算額(千円)	351		
事業の概要・目的	女性だけでなく、男性、高齢者、若者、子ども等の視点からも男女共同参画を捉え、誰もが暮らしやすい地域づくりの取組を促進するため、市町村との共催により、家庭生活や地域活動等における男女共同参画の促進をテーマとした講演会等の開催。男女共同参画及びDV基本計画を未策定の市町村において、男女共同参画啓発及びDV防止用パネル貸出を行い、住民意識の向上を図るとともに、市町村における男女共同参画施策の推進を支援する。						
数値目標など							
指標名等	講演会開催回数						
目標	2箇所	実績	2箇所				

2 事業の実施結果

<ul style="list-style-type: none"> ・計画未策定の町において、住民を対象とした講演会を実施。(多古町・大多喜町) ①多古町：「女もイキイキ男もイキイキ～講談とで語る男女共同参画社会」 ②大多喜町：「楽しく快互(かいご)のすすめ」 ・市町村へのパネルの貸出 睦沢町、多古町、松戸市、大多喜町、九十九里町、大網白里市、茂原市(7市町8回)

3 評価

(1)男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
	3	性に起因する問題に配慮したか(防災・健康分野に係るもの)		
	★視点2 受益の公平性			
実施結果・効果	No.	チェック項目	チェック	説明
	4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態(情報提供、時間帯、その他の配慮(育児・介護の便宜)等)となっているか	○	
	5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか	○	
	6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか	○	
	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
	No.	チェック項目	チェック	説明
7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか	○		
8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか			
9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか			

(2)改善点等

<改善した点> 地域における男女共同参画施策の推進を支援するため、男女共同参画啓発及びDV防止用パネルを作成し、市町村へ貸出事業を始めた。また、男女共同参画週間事業としてそごう千葉店への展示を行った。
<課題・今後改善すべき点> 住民の意識向上を図るため、市町村に対し、貸出事業を周知する必要がある。

4 委員意見

講演会事業は27年度で終了するが、啓発用パネルの貸し出しなど、今後も地道な啓発を継続していただきたい。 県内市町村における男女共同参画計画の策定を促進するため、未策定市町村に向けた広報、周知等に努力して欲しい。

事業名	男女共同参画センターにおける相談事業の実施
担当課	男女共同参画課(男女共同参画センター)

1 事業の概要

基本目標	I	基本的な課題	1	施策の方向	①	施策番号	2
当初予算額(千円)	19,719			決算額(千円)	18,622		
事業の概要・目的	一人ひとりがそれぞれ自立し、自分らしく生きていけるように、女性及び男性の総合相談窓口として一般相談及び専門相談を実施する。また、配偶者暴力相談支援センターとして、DV被害女性の相談・カウンセリングに応じる。						
数値目標など							
指標名等	-						
目標	-	実績	-				

2 事業の実施結果

相談総件数は、7,306件(うちDV相談件数1,233件)あった。平成26年度の件数(総件数6,542件、DV件数1,234件)と比較すると総件数は増加し、DV相談件数は横ばいである。

3 評価

(1)男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
	3	性に起因する問題に配慮したか(防災・健康分野に係るもの)		
	★視点2 受益の公平性			
実施結果・効果	No.	チェック項目	チェック	説明
	4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態(情報提供、時間帯、その他の配慮(育児・介護の便宜)等)となっているか	○	
	5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか	○	
	6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか	○	
	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
	No.	チェック項目	チェック	説明
7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか			
8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか			
9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか			

(2)改善点等

<改善した点>
 経験の短い相談員を中心に、DV相談に関する研修等各種研修への参加を促し、相談員のスキル向上を図った。
 <課題・今後改善すべき点>
 DV相談件数が増加傾向にあることもあり、今後ともDV相談への適切な対応及び各種機関との連携を図る。また、引き続き研修等で相談員の専門性を高める。

4 委員意見

相談件数については、実態を正確に把握するため、総件数だけではなく実件数(同一人の複数回の相談は1回と数える)の把握が必要。相談内容をデータ化することで、その生の声を、講座の実施や施策にも反映して欲しい。
 なお、将来的には、ワンストップ支援の体制構築についても検討していただきたい。

事業名	男女共同参画苦情処理制度の活用
担当課	男女共同参画課

1 事業の概要

基本目標	I	基本的な課題	1	施策の方向	①	施策番号	2
当初予算額(千円)	179			決算額(千円)	24		
事業の概要・目的	男女共同参画社会基本法等の趣旨に則り、男女共同参画に関する県の施策について、県民等から苦情の申出があった場合、千葉県男女共同参画苦情処理委員が公正・中立な立場から調査を行い、適切かつ迅速に処理する。						
数値目標など							
指標名等	-						
目標	-	実績	-				

2 事業の実施結果

27年度については申し出がなかった。

3 評価

(1) 男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
実施結果・効果	3	性に起因する問題に配慮したか(防災・健康分野に係るもの)		
	★視点2 受益の公平性			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態(情報提供、時間帯、その他の配慮(育児・介護の便宜)等)となっているか	○	
	5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか	-	
	6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか	○	
★視点3 男女共同参画社会形成への貢献				
No.	チェック項目	チェック	説明	
7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか			
8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか			
9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか			

(2) 改善点等

<課題・今後改善すべき点>
 事業の内容について、一層の周知を図ることが必要である。各種会議等でパンフレットを配布するなど、制度の広報に努める。

4 委員意見

当制度の利用が長年にわたって無い状況である。
 利用についてわかりやすく周知する方法を工夫することが必要である。

事業名	千葉県男女共同参画推進連携会議の充実
担当課	男女共同参画課

1 事業の概要

基本目標	I	基本的な課題	1	施策の方向	①	施策番号	3
当初予算額(千円)	460			決算額(千円)	289		
事業の概要・目的	県と連携しながら民間における男女共同参画の自主的な取組を推進することを目的に、産業・地域・教育分野における県域組織で構成された男女共同参画推進連携会議により、県と団体・団体相互の意見・情報交換や研修会、講演会等を開催するとともに、団体及び参加団体へ幅広く働きかけを行う。						
数値目標など							
指標名等	—						
目標	全体会 1回 合同部会 1回 各部会 4回	実績	全体会 1回 合同部会 1回 各部会 4回				

2 事業の実施結果

地域コミュニティや女性の活躍推進、男性の育児参画等をテーマとして、全体会1回、産業部会2回、地域部会1回、教育部会1回、地域・教育合同部会1回を開催した。 各専門部会終了後、部会ごとに課題や解決策等の情報交換会を実施した。

3 評価

(1)男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

No.	チェック項目	チェック	説明
1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか	○	
3	性に起因する問題に配慮したか(防災・健康分野に係るもの)		
★視点2 受益の公平性			
4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態(情報提供、時間帯、その他の配慮(育児・介護の便宜)等)となっているか	○	
5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか	○	
6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか	○	
★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか		
8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか		
9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか		

(2)改善点等

<p><改善した点> 各部会が必要と感じている、「女性の活躍、登用促進」「地域で子育て」「男性・子どもにとっての男女共同参画」「防災分野における男女共同参画」等をテーマとして、取り上げ、加入団体の更なる意識啓発を図った。</p> <p><課題・今後改善すべき点> 各部会の参加者が少ない等、課題があるので、早めに企画をして、広報の期間を確保するように改善していく。また、加入団体を訪問して、参加を呼びかけるなど積極的に周知を行う。</p>

4 委員意見

<p>加入団体側からの提案に基づき共催事業を実施するなど、加入団体の自主的な活動もあり一定の成果が上がっていると評価できる。今後も加入団体の増加を図るなど、連携会議の一層の充実を図っていただきたい。</p> <p>なお、参加者が少ない部会があることは残念である。周知方法に関しては、誰もが参加しやすい工夫が求められる。</p>

事業名	千葉県男女共同参画社会づくりネットワーク会議の充実
担当課	男女共同参画課(男女共同参画センター)

1 事業の概要

基本目標	I	基本的な課題	1	施策の方向	①	施策番号	3
当初予算額(千円)	0			決算額(千円)	0		
事業の概要・目的	県内の男女共同参画社会を目指す各団体の組織力を高め、異分野で活動する団体が、協力し合いながら、男女共同参画社会づくりに関わる団体間のネットワークを構築する。						
数値目標など							
指標名等	-						
目標	-	実績	-				

2 事業の実施結果

男女共同参画センターフェスティバル2015&ネットワーク会議 実施日：平成27年8月2日(日) フェスティバルと同時開催とし、ワークショップ出展団体から実施結果を発表した後、フェスティバルのテーマ(「自分らしさ」を大切に!)について意見交換を行い、民間団体と県民の交流を図った。 コーディネーター：西山恵美子さん(独)国立女性教育会館客員研究員 参加者：109名(男性23名、女性86名)

3 評価

(1) 男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
	3	性に起因する問題に配慮したか(防災・健康分野に係るもの)		
	★視点2 受益の公平性			
実施結果・効果	No.	チェック項目	チェック	説明
	4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態(情報提供、時間帯、その他の配慮(育児・介護の便宜)等)となっているか	○	
	5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか	○	
	6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか		
	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
	No.	チェック項目	チェック	説明
7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか			
8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか			
9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか			

(2) 改善点等

<改善した点> フェスティバルと同時開催とし4年目となり参加者も定着しつつある。(H27年度109名、H26年度85名、H25年度84名、H24年度63名)また、センターフェスティバル全体のテーマを中心に意見交換を行ったことで、方向性がはっきりし充実した意見交換ができた。参加した大学生の発表もあり、幅広い世代の方々に参加してもらうことができた。

4 委員意見

参加者も増加しており、相応の効果があつたものと思われる。事業の活性化を図るため、男女共同参画センターフェスティバルと同時開催としたことは評価できる。 効果がすぐに見える事業ではないが、参加者が更に増加するよう、今後も工夫をしていって欲しい。

事業名	千葉県男女共同参画地域推進員制度の充実
担当課	男女共同参画課(男女共同参画センター)

1 事業の概要

基本目標	I	基本的な課題	1	施策の方向	①	施策番号	3
当初予算額(千円)	1,934			決算額(千円)	1,551		
事業の概要・目的	本県における男女共同参画への取組状況や課題は地域によって異なることから、男女共同参画社会づくりを効果的に推進するためには、それぞれの地域特性を踏まえた取組が不可欠であるため、地域における県民や行政とのパイプ役となり、地域に根ざした活動を行う「男女共同参画地域推進員(以下、「推進員」という。))」を、各市町村から推薦を受けて知事が委嘱することにより、県民、市町村、県が一体となった男女共同参画の推進を目指す。						
数値目標など							
指標名等	千葉県男女共同参画地域推進員設置市町村数						
目標	全市町村	実績	43市町村				

2 事業の実施結果

平成27年度末には、43市町村、69名の推進員を委嘱している。 【活動内容】 県内6地域で推進員の企画によるフォーラム等を実施(14事業 参加者数1,551名)

3 評価

(1)男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

★視点1 企画への参画			
No.	チェック項目	チェック	説明
1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか	○	
3	性に起因する問題に配慮したか(防災・健康分野に係るもの)		
★視点2 受益の公平性			
No.	チェック項目	チェック	説明
4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態(情報提供、時間帯、その他の配慮(育児・介護の便宜)等)となっているか	○	
5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか	○	
6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか	○	
★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
No.	チェック項目	チェック	説明
7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか		
8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか		
9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか		

(2)改善点等

<改善した点> 「幼稚園出前講座」や「中学校出前講座」、「落語と寸劇による講演」など幅広い世代をターゲットにした取組により有効な意識啓発ができた。 <課題・今後改善すべき点> 市町村からの推薦をもとに地域推進員を委嘱しているところであるが、H28.3.31現在、11市町において地域推進員が未設置である。 また、中高年の女性が多く、若年代や男性が少ないため、地域推進員未設置市町に対し、あらゆる機会を通して積極的な推薦を依頼していくことが必要である。

4 委員意見

男女共同参画社会の実現のために重要な事業である。地域ごとに工夫した事業が展開されていることは評価できる。県としても活発な事業が展開できるよう支えていただきたい。 11市町では、地域推進員が未設置なので、不在市町村への働きかけを継続し、早期に不在を無くして欲しい。

事業名	普及セミナーの開催
担当課	雇用労働課

1 事業の概要

基本目標	Ⅱ 基本的な課題	5	施策の方向	①	施策番号	1
当初予算額(千円)	施策コード69の予算に含む		決算額(千円)	施策コード69の予算に含む		
事業の概要・目的	企業の経営者や人事労務担当者に対し、両立支援のための雇用管理の改善やワーク・ライフ・バランスの推進についての具体的な取組方法や企業の取組事例を紹介し、働きやすい職場づくりや両立支援制度を利用しやすい取組を促進する。また、県民に対し、ワーク・ライフ・バランスの考え方を普及させるため、対象の世代ごとに視点を変えたセミナーを実施する。					
数値目標など						
指標名等	-					
目標	-	実績	-			

2 事業の実施結果

ワーク・ライフ・バランスの有効性や、企業における女性の活躍促進について普及・啓発を図るため、企業の人事担当者等を対象としたセミナーを開催した。

- ワーク・ライフ・バランスセミナー
社会保険労務士等の専門家の講演、企業の事例発表を主としたセミナーを2回開催した。
- ハラスメント防止セミナー
ハラスメント対策について専門家によるセミナーを開催した。
- 女性の活躍促進セミナー
女性の活躍促進の施策において、有識者を招き企業向けにセミナーを開催した。

3 評価

(1)男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
実施結果・効果	3	性に起因する問題に配慮したか(防災・健康分野に係るもの)		
	★視点2 受益の公平性			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態(情報提供、時間帯、その他の配慮(育児・介護の便宜)等)となっているか	○	ホームページ・メルマガ・各種媒体で情報提供を行った。
	5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか	○	参加者の男女別の集計を行った。
	6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか	○	ワーク・ライフ・バランスセミナーであり男女ともに、有益な情報提供である。
	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか	○	専門家の意見、事例発表等を通じて男女共同参画の啓発となった
	8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか	○	ワーク・ライフ・バランス推進のための意識啓発のセミナーとなった。
9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか			

(2)改善点等

<改善した点>
ワーク・ライフ・バランスセミナー及びハラスメント防止セミナー(セクハラ・マタハラ・パワハラ)においては、参加者の理解を深めるための実践的な研修方法として、ワークショップを導入した。

<課題・今後改善すべき点>
より多くの県民の意識啓発を図るため、効果的な広報を行いセミナー参加者の増加を目指す。

事業名	両立支援アドバイザーの企業派遣
担当課	雇用労働課

1 事業の概要

基本目標	Ⅱ	基本的な課題	5	施策の方向	①	施策番号	1
当初予算額(千円)	160			決算額(千円)	136		
事業の概要・目的	仕事と家庭の両立ができる雇用環境を整備しようとする中小企業に対し、県が労務管理の専門家(社会保険労務士等)を両立支援アドバイザーとして企業に派遣し、中小企業等における両立支援の推進を図ることを目的としている。(例・一般事業主行動計画策定の指導助言、就業規則や育児・介護休業法の改正に対する助言指導、出産・育児後等の女性の再就業制度の整備に対する指導助言、仕事と家庭が両立できる職場環境の整備に関する指導助言、ワーク・ライフ・バランスに関する講演 など)						
数値目標など							
指標名等	-						
目標	-	実績	-				

2 事業の実施結果

アドバイザー派遣要請のあった企業に対し下記のとおり派遣した。
両立支援に関する助言・指導及びセミナー5社7回派遣

3 評価

(1)男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか	○	性別を問わず、仕事と生活が両立できる職場環境を整備しようとする企業を支援するため、専門家(アドバイザー)を派遣しようとするものである。
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
	3	性に起因する問題に配慮したか(防災・健康分野に係るもの)		
		(任意記載)		
実施結果・効果	★視点2 受益の公平性			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態(情報提供、時間帯、その他の配慮(育児・介護の便宜)等)となっているか		
	5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか		
	6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか		
	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか	○	働き続けたい女性が仕事を続けられるよう、仕事とそれ以外の生活が両立できる職場環境の整備に関する指導・助言及びセミナーを実施した。
	8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか	○	育児介護休業制度の整備や多様な働き方に関する指導・助言を行った。
9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか			

(2)改善点等

<改善した点>
アドバイザーの選定にあたっては、派遣した企業から要望の多かった社員向けセミナーに対応するため、講演や講義経験のある者を含めたほか、具体的な業務の効率化等に一層効果的な指導・助言ができる中小企業診断士を含め選定した。
<課題・今後改善すべき点>
新たに社員いきいき!元気の会社宣言企業に登録した事業所を中心に派遣事業について個別に案内したが利用に結び付かなかつた。今後、各セミナー等の直接事業所に働きかけられる機会を利用し更なる広報を行うほか、アンケート項目等により支援を必要とする事業所の情報を収集する。

事業名	“社員いきいき！元気な会社”宣言企業の募集・公表
担当課	雇用労働課

1 事業の概要

基本目標	Ⅱ	基本的な課題	5	施策の方向	①	施策番号	1
当初予算額(千円)	284			決算額(千円)	191		
事業の概要・目的	労働者個人の価値観が多様化する中で、それぞれの企業においても、「多様な働き方」を選択できるよう、働き方を見直していくことなどの取組が求められている。 そこで、仕事と家庭が両立できる職場環境や仕事と仕事以外の両立支援に積極的に取り組んでいる企業を“社員いきいき！元気な会社”宣言企業として募集・公表し、県内企業の「仕事と生活の調和」が図れる社会づくりを目的とする。						
数値目標など							
指標名等	社員いきいき！元気な会社宣言会社数						
目標	800社	実績	595社				

2 事業の実施結果

社員の仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組んでいる企業を募集し、県のホームページ等で“社員いきいき！元気な会社”宣言企業として広く紹介した。 ・平成27年度新規登録事業所数 30社 ・平成27年度末時点で延べ595社

3 評価

(1)男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
	3	性に起因する問題に配慮したか(防災・健康分野に係るもの)		
		(任意記載)		
実施結果・効果	★視点2 受益の公平性			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態(情報提供、時間帯、その他の配慮(育児・介護の便宜)等)となっているか		
	5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか		
	6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか		
	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか	○	性別を問わず、仕事と生活の両立等誰もが働きやすい環境づくりを行っている企業を登録し、公表している。
	8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか	○	性別を問わず、仕事と生活の両立等誰もが働きやすい環境づくりを行っている企業を登録し、公表している。
9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか			

(2)改善点等

<改善した点> 要綱を改正し、女性の活躍推進に係る取組を実施している企業についても、登録対象を拡大した。 また、宣言企業を対象とした融資制度(協賛金融機関が実施しているもの)との連携を開始した。 <課題・今後改善すべき点> 県内企業が登録する意欲が高まるよう、引き続きメリットを増やす方策等を検討し、本事業の周知を積極的に図っていく。

事業名	企業向けセミナーにおける改正育児・介護休業法の周知徹底
担当課	雇用労働課

1 事業の概要

基本目標	Ⅱ	基本的な課題	5	施策の方向	①	施策番号	2
当初予算額(千円)	0			決算額(千円)	0		
事業の概要・目的	企業の経営者や人事労務担当者に対し、両立支援のための雇用管理の改善やワーク・ライフ・バランスの推進についての具体的な取組方法や企業の取組事例を紹介し、働きやすい職場づくりや両立支援制度を利用しやすい取組を促進する。						
数値目標など							
指標名等	-						
目標	-	実績	-				

2 事業の実施結果

ワーク・ライフ・バランスセミナーの中で、千葉労働局担当者より両立助成金の説明と併せて、改正育児・介護休業法について説明を行った。

3 評価

(1)男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
	3	性に起因する問題に配慮したか(防災・健康分野に係るもの)		
		(任意記載)		
実施結果・効果	★視点2 受益の公平性			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態(情報提供、時間帯、その他の配慮(育児・介護の便宜)等)となっているか	○	ホームページ、メルマガ、各種媒体で情報提供を行った。
	5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか	○	参加者の男女別の集計を行った。
	6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか	○	改正育児・介護休業法の情報提供は、男女ともに有益である。
	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか	○	専門家の意見、事例発表等を通じて意識の解消に向けた啓発となった。
	8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか	○	ワーク・ライフ・バランス推進のための意識啓発するセミナーとなった。
9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか			

(2)改善点等

<p><改善した点> ワーク・ライフ・バランスセミナーにおいては特に中小企業対象であることをテーマタイトルに盛り込み、国の両立支援助成金及び改正育児・介護休業法についての説明を行い特に小規模事業所への周知を強化した。</p> <p><課題・今後改善すべき点> セミナー等において引き続き、改正育児・介護休業法の周知に努め、基本的な法知識等の普及・啓発を図るとともに、実際の職場で適切に運用するための効果的な啓発を工夫する。</p>

事業名	県職場における男性職員の育児参加の促進
担当課	総務課

1 事業の概要

基本目標	Ⅱ	基本的な課題	5	施策の方向	①	施策番号	3
当初予算額(千円)	0			決算額(千円)	0		
事業の概要・目的	県職場における男性職員の育児参加を促進するため、育児休業や育児のための休暇等の制度周知に努めるとともに、職場及び職員の意識改革を進めます。						
数値目標など							
指標名等	育児休業取得率(男性職員)			子供が生まれる前後の期間の連続休暇取得率			
目標	50.0%	実績	3.8%	目標	80.0%	実績	64.9%

2 事業の実施結果

<ul style="list-style-type: none"> 各所属長に対して、男性職員の育児参加の促進に関する通知を发出 (H27.6) 新規採用職員研修において、「千葉県職員仕事・子育て両立支援プラン」及び育児のための休業・休暇等に関する制度を周知 (H27.4 対象職員約590名) 庁内職場学習講師派遣事業により、3所属で講座を実施 (H27.6及び8) 休暇及び休業制度等をまとめた両立支援のためのハンドブックを改訂し、男性職員が取得できる制度を周知 (H28.2)

3 評価

(1)男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか	○	研修、ハンドブックについては、全職員を対象とする内容とした。
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
	3	性に起因する問題に配慮したか(防災・健康分野に係るもの)		
		(任意記載)		
実施結果・効果	★視点2 受益の公平性			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態(情報提供、時間帯、その他の配慮(育児・介護の便宜)等)となっているか		
	5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか		
	6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか		
	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか	○	ハンドブックに男性職員のための子育て支援制度を掲載することにより、男女がともに子育てを担う意識の定着を図った。
	8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか	○	男性職員の休業・休暇取得促進により主に子育て期のワーク・ライフ・バランスの啓発に貢献した。
9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか			

(2)改善点等

<p><改善した点> ハンドブックにおいて、仕事と子育ての両立に関する支援制度の周知に加え、男性職員のための子育て支援制度を紹介し、男性職員が取得できる制度の周知に努めた。</p> <p><課題・今後改善すべき点> 研修等を通じて職員に対する制度の周知と意識改革を進め、職員が育児に参加しやすい職場環境づくりを推進する。</p>

事業名	県職場における男性職員の育児参加の促進(教育庁)
担当課	(教)教育総務課

1 事業の概要

基本目標	Ⅱ	基本的な課題	5	施策の方向	①	施策番号	3
当初予算額(千円)	0			決算額(千円)	0		
事業の概要・目的	県教育委員会における男性職員の育児参加を促進するため、制度の周知徹底と育児参加の意識向上により一層努める。						
数値目標など							
指標名等	育児休業取得率(男性職員)			子供が生まれる前後の期間の連続休暇取得率			
目標	—	実績	1.6%	目標	—	実績	42.9%

2 事業の実施結果

会議や研修会等の場を活用し、制度を説明したほか、配偶者が出産を控えた男性職員には所属で制度説明するよう呼びかけ、男性職員の育児休業制度について周知を図った。

3 評価

(1)男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

★視点1 企画への参画			
No.	チェック項目	チェック	説明
1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか	○	
2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
3	性に起因する問題に配慮したか(防災・健康分野に係るもの)		
	(任意記載)		
★視点2 受益の公平性			
No.	チェック項目	チェック	説明
4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態(情報提供、時間帯、その他の配慮(育児・介護の便宜)等)となっているか		
5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか		
6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか		
★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
No.	チェック項目	チェック	説明
7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか	○	
8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか	○	
9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか		

(2)改善点等

<改善した点>

男性育児休業の取得率がH26年の1.4%からH27年の1.6%と増になった。
子育てに関する休暇や支援制度をお知らせするための両立支援ハンドブックを改訂し、周知した。

<課題・今後改善すべき点>

男性の育児休業の取得率及び産前産後の連続休暇取得率の向上を図る。

事業名	幼稚園における預かり保育の推進
担当課	学事課

1 事業の概要

基本目標	Ⅱ	基本的な課題	5	施策の方向	②	施策番号	1
当初予算額(千円)	275,000			決算額(千円)	259,784		
事業の概要・目的	幼稚園の教育時間の前後や休業期間中(土日祝日・長期休業)に、園児を幼稚園内で過ごさせる「預かり保育」を実施する学校法人立等幼稚園に対し人件費を補助することにより、保護者の育児負担の軽減及び仕事と生活の調和の促進を図る。						
数値目標など							
指標名等	—						
目標	—	実績	—				

2 事業の実施結果

通常預かり保育に対する人件費の補助・・・273園へ計223,492千円 長期休業日等預かり保育に対する補助・・・222園へ計36,292千円 合計273園へ259,784千円を交付した。

3 評価

(1)男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
実施結果・効果	3	性に起因する問題に配慮したか(防災・健康分野に係るもの)		
		(任意記載)		
	★視点2 受益の公平性			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態(情報提供、時間帯、その他の配慮(育児・介護の便宜)等)となっているか		
	5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか		
	6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか		
	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか		
8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか	○		
9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか			

(2)改善点等

<p><課題・今後改善すべき点> 預かり保育の需要は年々増加傾向にある。また、平成27年度より「子ども・子育て支援新制度」の施行に伴い、より関係団体と連携や見直しを行い、さらなる補助の拡充や質の向上に努める。</p>

事業名	保育所施設整備の助成
担当課	子育て支援課

1 事業の概要

基本目標	Ⅱ	基本的な課題	5	施策の方向	②	施策番号	2
当初予算額(千円)	5,537,000			決算額(千円)	3,659,882		
事業の概要・目的	県内の保育所における入所待機児童の早期解消と新たな保育需要への対応及びより質の高い保育環境の整備のため、民間保育所の創設・増改築の促進を図る。						
数値目標など							
指標名等	子どもを生み育てやすいと感じる家庭の割合(子育てアンケート) 保育所の待機児童数が50人以上の市町村数						
目標	保育所整備により待機児童を減らす。	実績	5市(H27.4.1)				

2 事業の実施結果

施設整備補助により、保育所・認定こども園102施設、4,272人の定員増を図り、子育て家庭の支援を行った。

3 評価

(1)男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

★視点1 企画への参画			
No.	チェック項目	チェック	説明
1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
3	性に起因する問題に配慮したか(防災・健康分野に係るもの)		
	(任意記載)		
★視点2 受益の公平性			
No.	チェック項目	チェック	説明
4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態(情報提供、時間帯、その他の配慮(育児・介護の便宜)等)となっているか		
5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか		
6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか		
★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
No.	チェック項目	チェック	説明
7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか		
8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか	○	102施設、4,272人の定員増を図り、子育て家庭の支援を行った。
9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか		

(2)改善点等

<改善した点> 102施設、4,272人の定員増を図った。
<課題・今後改善すべき点> 保育所待機児童は、大きな社会問題であり、今後は保育所整備の促進と併せ、対象児童の年齢に合わせた整備として地域型保育事業等を活用し、待機児童の解消を図る。

事業名	保育士拡充への助成
担当課	子育て支援課

1 事業の概要

基本目標	Ⅱ	基本的な課題	5	施策の方向	②	施策番号	2
当初予算額(千円)	72,000			決算額(千円)	335,829		
事業の概要・目的	県内の保育所における入所待機児童の早期解消と新たな保育需要への対応及びより質の高い保育環境の整備のため、保育士の充実を図り、多様な保育ニーズに対応する。						
数値目標など							
指標名等	子どもを生み育てやすいと感じる家庭の割合(子育てアンケート) 保育所の待機児童数が50人以上の市町村数						
目標	保育所整備により待機児童を減らす	実績	5市(H27.4.1)				

2 事業の実施結果

<p>国の基準を超えて保育士を配置した保育所に対し、人件費を助成し、多様な保育ニーズに対応するための体制づくりを推進した。 平成27年度は、延べ361施設に対し、人件費を補助した。</p>

3 評価

(1)男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
実施結果・効果	3	性に起因する問題に配慮したか(防災・健康分野に係るもの)		
		(任意記載)		
	★視点2 受益の公平性			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態(情報提供、時間帯、その他の配慮(育児・介護の便宜)等)となっているか		
	5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか		
	6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか		
	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか		
8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか	○	延べ361施設に対し、人件費を補助。	
9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか			

(2)改善点等

<p><改善した点> 延べ361施設に対し、人件費を補助。</p> <p><課題・今後改善すべき点> 保育環境の整備と併せ、保育士の処遇改善等加算の加算率引き上げなど国へ要望するとともに、長く働くことができる職場を構築していく必要がある。</p>

事業名	放課後児童クラブの助成
担当課	子育て支援課

1 事業の概要

基本目標	Ⅱ	基本的な課題	5	施策の方向	②	施策番号	2
当初予算額(千円)	1,258,000			決算額(千円)	1,472,821		
事業の概要・目的	小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。						
数値目標など							
指標名等	子どもを生み育てやすいと感じる家庭の割合 (子育てアンケート)						
目標	割合を増やす。	実績	76.7%				

2 事業の実施結果

市町村が実施又は助成する放課後児童クラブの運営費について助成を行った。(平成27年度：54市町村、1,140か所)

3 評価

(1)男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
実施結果・効果	3	性に起因する問題に配慮したか(防災・健康分野に係るもの)		
		(任意記載)		
	★視点2 受益の公平性			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態(情報提供、時間帯、その他の配慮(育児・介護の便宜)等)となっているか		
	5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか		
	6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか		
	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか		
8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか	○	54市町村、1,140か所の放課後児童クラブの運営費を助成。	
9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか			

(2)改善点等

<改善した点>

平成27年4月1日より子ども・子育て支援新制度が始まり、放課後児童クラブの利用対象児童が「おおむね10歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」に拡大された。
また、助成制度の充実等により、利用しやすい制度となった。

<課題・今後改善すべき点>

放課後児童の健全育成事業を図るためには、補助基準額の引上げ等、助成額の更なる増加を図る必要がある。

事業名	子どもの医療費助成の充実
担当課	児童家庭課

1 事業の概要

基本目標	Ⅱ	基本的な課題	5	施策の方向	②	施策番号	3
当初予算額(千円)	6,700,000			決算額(千円)	5,910,248		
事業の概要・目的	子どもの保健施策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、子どもの疾病に係る医療費について、市町村が行う医療費助成に要する経費を助成する。						
数値目標など							
指標名等	—						
目標	—	実績	—				

2 事業の実施結果

給付実績
延べ件数 7,420,617 件
延べ日数 10,781,332 日

3 評価

(1)男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
	3	性に起因する問題に配慮したか(防災・健康分野に係るもの)		
	★視点2 受益の公平性			
実施結果・効果	No.	チェック項目	チェック	説明
	4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態(情報提供、時間帯、その他の配慮(育児・介護の便宜)等)となっているか		
	5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか		
	6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか	○	
	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
	No.	チェック項目	チェック	説明
7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか			
8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか	○		
9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか			

(2)改善点等

<改善した点> 特になし <課題・今後改善すべき点> 特になし

事業名	障害児・者やその家族に対する支援
担当課	障害福祉課

1 事業の概要

基本目標	Ⅱ	基本的な課題	5	施策の方向	②	施策番号	4
当初予算額(千円)	48,000			決算額(千円)	47,990		
事業の概要・目的	発達障害者支援センターにおいて、発達障害児(者)及びその家族の相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、普及・啓発や研修、関係機関等との調整を行う。						
数値目標など							
指標名等	相談者数						
目標	人	実績	人				

2 事業の実施結果

発達障害者支援センターにおいて、発達障害児(者)及びその家族からの相談に応じ、支援を行った。 (1) 相談支援・発達支援：796人 (2) 相談支援・就労支援：213人

3 評価

(1) 男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
実施結果・効果	3	性に起因する問題に配慮したか(防災・健康分野に係るもの)		
	★視点2 受益の公平性			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態(情報提供、時間帯、その他の配慮(育児・介護の便宜)等)となっているか	○	
	5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか	○	
	6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか	○	
★視点3 男女共同参画社会形成への貢献				
No.	チェック項目	チェック	説明	
7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか			
8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか			
9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか			

(2) 改善点等

<p><改善した点> 特になし</p> <p><課題・今後改善すべき点> 相談支援にあたっては、性別により区別することなく対応している。 また、今後の発達障害のある人への相談支援体制については、地域の相談支援機関による対応の推進及び、これと千葉県発達障害者支援センターとの連携を検討している。 なお、発達障害者支援センターの委託については、発達障害者支援法に基づき都府県知事の指定を受けた者に対して行うこととされており、県としては現在県内における指定事業者は社会福祉法人菜の花会だけである。</p>

事業名	千葉県男女共同参画地域推進員制度の充実
担当課	男女共同参画課

1 事業の概要

基本目標	Ⅱ	基本的な課題	5	施策の方向	⑤	施策番号	1
当初予算額(千円)	1,934			決算額(千円)	1,551		
事業の概要・目的	本県における男女共同参画への取組状況や課題は地域によって異なることから、男女共同参画社会づくりを効果的に推進するためには、それぞれの地域特性を踏まえた取組が不可欠であるため、地域における県民や行政とのパイプ役となり、地域に根ざした活動を行う「男女共同参画地域推進員(以下、「推進員」という。)」を、各市町村から推薦を受けて知事が委嘱することにより、県民、市町村、県が一体となった男女共同参画の推進を目指す。						
数値目標など							
指標名等	千葉県男女共同参画地域推進員設置市町村数						
目標	全市町村	実績	43市町村				

2 事業の実施結果

平成27年度末には、43市町村、69名の推進員を委嘱している。 【活動内容】県内6地域で推進員の企画によるフォーラム等を実施(14事業 参加者数1,551名)

3 評価

(1)男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか	○	
	3	性に起因する問題に配慮したか(防災・健康分野に係るもの)		
	★視点2 受益の公平性			
実施結果・効果	No.	チェック項目	チェック	説明
	4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態(情報提供、時間帯、その他の配慮(育児・介護の便宜)等)となっているか	○	
	5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか	○	
	6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか	○	
	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
	No.	チェック項目	チェック	説明
7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか			
8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか			
9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか			

(2)改善点等

<p><改善した点> 「幼稚園出前講座」や「中学校出前講座」、「落語と寸劇による講演」など幅広い世代をターゲットにした取組により有効な意識啓発ができた。</p> <p><課題・今後改善すべき点> 市町村からの推薦をもとに地域推進員を委嘱しているところであるが、H28.3.31現在、11市町において地域推進員が未設置である。 また、中高年の女性が多く、若年代や男性が少ないため、地域推進員未設置市町に対し、あらゆる機会を通して積極的な推薦を依頼していくことが必要である。</p>

4 委員意見

<p>男女共同参画社会の実現のために重要な事業である。地域ごとに工夫した事業が展開されていることは評価できる。県としても活発な事業が展開できるよう支えていただきたい。 11市町では、地域推進員が未設置なので、不在市町村への働きかけを継続し、早期に不在を無くして欲しい。</p>

重点(4) 地域活動における男女共同参画の促進

《第3次千葉県男女共同参画計画》平成27年度事業 評価シート

施策コード 110

事業名	ちばNPO月間(11/23~12/23)の実施 ※「ちば県民活動PR月間」と改称
担当課	県民生活・文化課

1 事業の概要

基本目標	Ⅱ	基本的な課題	5	施策の方向	⑤	施策番号	2
当初予算額(千円)	1,065			決算額(千円)	1,030		
事業の概要・目的	より多くの県民にNPOやボランティアのことを知っていただき、さらにNPO・ボランティア活動への参加につなげていくため、「ちば県民活動PR月間(11/23~12/23)」を設けて、この期間内に市町村やNPOと連携・協力して多様な普及啓発活動を県内各地域で集中的に展開する。						
数値目標など							
指標名等	県民活動フェスティバルへの参加人数						
目標	1,000人	実績	2,300人				

2 事業の実施結果

①ちば県民活動フェスティバル2015の開催。参加者:2,300人
②ちば県民活動PR月間賛同行事として期間中に開催される市町村・市民活動団体の普及啓発イベントで広報支援を行った。 賛同市町村・市民活動団体(16市町村・5団体)

3 評価

(1)男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか	○	協力を得た市民活動団体の構成員は男女双方とも含まれている。
	3	性に起因する問題に配慮したか(防災・健康分野に係るもの)		
	★視点2 受益の公平性			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態(情報提供、時間帯、その他の配慮(育児・介護の便宜)等)となっているか	○	土曜日の開催であり、双方とも参加しやすい日程とした。
	5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか	○	県が設置したブースへの参加割合は女性が上回った(約63%)。
6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか	○	不特定多数の一般県民を対象とした。	
実施結果・効果	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか		
	8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか		
	9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか		

(2)改善点等

<改善した点> 特になし。
<課題・今後改善すべき点> 男女公平な施策の受益について、引き続き配慮したものとしていきたい。

事業名	ホームページ、ニュースレター(月刊誌)、メールマガジンを活用した広報啓発
担当課	県民生活・文化課

1 事業の概要

基本目標	Ⅱ	基本的な課題	5	施策の方向	⑤	施策番号	2
当初予算額(千円)	0			決算額(千円)	0		
事業の概要・目的	県内のNPO・ボランティア団体の運営や活動を進めるうえで必要な情報を収集し、提供するとともに、県民が自主的な地域貢献活動に参加しやすくするため、NPOやボランティアに関する情報を「ちばNPO情報ネット」やニュースレター、メールマガジンにより発行・配信する。						
数値目標など							
指標名等	ニュースレター、メールマガジンの発行回数						
目標	月1回以上発行	実績	ニュースレター: 12回 メールマガジン: 24回				

2 事業の実施結果

千葉県NPO関連の事業や講座、協働事業や助成金、イベント、ボランティア募集の情報等を配信することにより、既にNPO・ボランティア活動に参加している人にも、これから参加したい人にも役立つものとした。 ニュースレター発行12回、メールマガジン発行24回

3 評価

(1)男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
	3	性に起因する問題に配慮したか(防災・健康分野に係るもの)		
	★視点2 受益の公平性			
実施結果・効果	No.	チェック項目	チェック	説明
	4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態(情報提供、時間帯、その他の配慮(育児・介護の便宜)等)となっているか		
	5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか		
	6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか		
	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
	No.	チェック項目	チェック	説明
7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか			
8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか			
9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか	○	女性、男性を問わず、希望者への情報提供となっている。	

(2)改善点等

<改善した点> 特になし。
<課題・今後改善すべき点> 男女公平な施策の受益について、引き続き配慮したものとしていきたい。

重点(4) 地域活動における男女共同参画の促進

《第3次千葉県男女共同参画計画》平成27年度事業 評価シート

施策コード 112

事業名	県民NPO講座・出前説明会の開催
担当課	県民生活・文化課

1 事業の概要

基本目標	Ⅱ	基本的な課題	5	施策の方向	⑤	施策番号	2
当初予算額(千円)	0			決算額(千円)	0		
事業の概要・目的	県民や県内の市町村、企業、団体などが主催する研修会等に対して県職員が赴き、NPOに関する基礎知識、活動状況、法制度などについて説明することにより、市民活動を普及・啓発することを目的とする。						
数値目標など							
指標名等	県民NPO講座・出前説明会の開催回数						
目標	12回	実績	7回				

2 事業の実施結果

年間7件開催、参加者合計139人 (内訳) NPO法人設立関係 5件 NPOの基礎知識など 2件

3 評価

(1)男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
3	性に起因する問題に配慮したか(防災・健康分野に係るもの)			
実施結果・効果	★視点2 受益の公平性			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態(情報提供、時間帯、その他の配慮(育児・介護の便宜)等)となっているか	—	要請に応じて実施する形態のため、特に把握していない。
	5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか	—	要請に応じて実施する形態のため、特に把握していない。
	6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか	○	女性、男性を問わず、要請に応じて実施している。
	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
No.	チェック項目	チェック	説明	
7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか			
8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか			
9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか	○	女性、男性を問わず、要請に応じて実施している。	

(2)改善点等

<p><改善した点> 特になし。</p> <p><課題・今後改善すべき点> 男女公平な施策の受益について、引き続き配慮したものとしていきたい。</p>

事業名	「民が民を支える地域資源循環システム」の普及促進
担当課	県民生活・文化課

1 事業の概要

基本目標	Ⅱ	基本的な課題	5	施策の方向	⑤	施策番号	2
当初予算額(千円)	0			決算額(千円)	0		
事業の概要・目的	県民、企業等が資金・物品・人材等の地域資源をNPOに提供する仕組みである「地域資源循環システム『ちばのWA!』」の活用を広く呼びかけ、当該システムを通じたNPOの情報発信や県民・企業等の資源提供を促進する。						
数値目標など							
指標名等	システムを活用して地域資源(物品)が提供された実績						
目標	—	実績	—				

2 事業の実施結果

平成24年度に実施した県民活動促進事業により構築したウェブサイト等を活用するため、サイト等の使用を希望する団体に使用を許諾することで、民が民を支える仕組みの普及継続を図った。

3 評価

(1) 男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
実施結果・効果	3	性に起因する問題に配慮したか(防災・健康分野に係るもの)		
	★視点2 受益の公平性			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態(情報提供、時間帯、その他の配慮(育児・介護の便宜)等)となっているか		
	5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか		
	6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか		
	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか		
8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか			
9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか	—		

(2) 改善点等

<改善した点>
特になし。

<課題・今後改善すべき点>
特になし。

事業名	地域づくり情報広場における情報提供
担当課	政策企画課

1 事業の概要

基本目標	Ⅱ	基本的な課題	5	施策の方向	⑤	施策番号	2
当初予算額(千円)	0			決算額(千円)	0		
事業の概要・目的	地域活力の向上を目的に、各地域で活動している地域づくり活動団体の特色ある取組を中心に、インターネットを通して情報提供することで、団体相互の交流・連携を促進するとともに、地域活動へ興味がある県民へ向けての紹介の場とすることで、県民の地域活動を活性化させることを目指す。						
数値目標など							
指標名等	-						
目標	-	実績	-				

2 事業の実施結果

地域づくり情報広場に、市町村からの推薦による各地で活躍している地域づくり活動団体を256組掲載した。また、本サイトへの平成27年度のアクセス件数は、90,268件となり、平成26年度に比べ、803件増加した。掲載団体については、別添のとおり。

3 評価

(1)男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
	3	性に起因する問題に配慮したか(防災・健康分野に係るもの)		
	★視点2 受益の公平性			
No.	チェック項目	チェック	説明	
4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態(情報提供、時間帯、その他の配慮(育児・介護の便宜)等)となっているか			
5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか	○	地域づくり活動団体の代表者の性別及び構成員の男女別人数について掲載している。	
6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか			
実施結果・効果	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか		
	8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか		
	9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか	○	男女の地域づくり活動への参画促進に寄与するため、地域づくり活動団体の代表者の性別及び構成員の男女別人数について掲載している

(2)改善点等

<改善した点>

地域づくり活動において、性別の偏りがない参画を促進するため、地域づくり活動団体の代表者の性別と構成員の男女別人数について引き続き掲載している。

<課題・今後改善すべき点>

女性・男性の参画を更に推進していくため、最新の情報に更新していくことが必要である。

事業名	団塊の世代や高齢者等の地域活動への参画支援
担当課	高齢者福祉課

1 事業の概要

基本目標	Ⅱ	基本的な課題	5	施策の方向	⑤	施策番号	3
当初予算額(千円)	267,428			決算額(千円)	267,428		
事業の概要・目的	団塊の世代や高齢者等の地域活動への参画支援						
数値目標など							
指標名等	-						
目標	-	実績	-				

2 事業の実施結果

卒業生等の地域活動を支援するため、9名のコーディネーターを各学園に配置し、市町村等からの求人情報の収集や卒業生の相談を実施した。また、高齢者が地域で活動していく上での知識や技術、ノウハウの習得についての支援を行うなど、地域活動への参加を後押しした。

3 評価

(1) 男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
	3	性に起因する問題に配慮したか(防災・健康分野に係るもの)		
	★視点2 受益の公平性			
実施結果・効果	No.	チェック項目	チェック	説明
	4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態(情報提供、時間帯、その他の配慮(育児・介護の便宜)等)となっているか		
	5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか	○	入学者データ上に存在する。
	6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか	○	男女の別なく入学者募集を行った。(H28年度入学生の男女比はほぼ5:)
	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
	No.	チェック項目	チェック	説明
7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか			
8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか			
9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか	○		

(2) 改善点等

<改善した点>
 平成28年度入学生の募集にあたり、より多くの方に参加いただけるよう土曜コースを設定した。また、調理や地域の伝統技能などの体験学習を取り入れ、地域活動につながる実践的な演習や実習の充実させるなど、学習内容を見直した。

<課題・今後改善すべき点>
 多様な高齢者ニーズに対応した学習内容への見直しと、地域との連携強化。

重点(4) 地域活動における男女共同参画の促進

《第3次千葉県男女共同参画計画》平成27年度事業 評価シート

施策コード 116

事業名	観光人材の育成支援
担当課	観光企画課

1 事業の概要

基本目標	Ⅱ	基本的な課題	5	施策の方向	⑤	施策番号	4
当初予算額(千円)	12,400			決算額(千円)	6,792		
事業の概要・目的	東京オリンピック・パラリンピックに向け、世界から多くの外国人の方が訪れることから、県内観光・宿泊施設の経営者や従業員を対象に研修会を開催し、オールちばでのおもてなし力の向上を図るとともに、近年ニーズが高まりつつある着地型観光・体験型観光において、重要な役割を担っている観光ボランティアガイドのスキルアップを図る。						
数値目標など							
指標名等	千葉県総合計画(研修受講者数)						
目標	105	実績	420人				

2 事業の実施結果

今後東京オリンピック・パラリンピックに向け、外国人観光客の更なる増加が見込まれるため、外国人観光客にも満足いただけるような先進的なおもてなしについて情報共有する研修「海外観光ゲストへのおもてなし力向上研修」を実施した。また、外国人観光客の受入体制整備を図るため、「外国語観光ボランティア養成講座」を実施した。【「海外観光ゲストへのおもてなし力向上研修」全6回受講者259名、「外国語観光ボランティア養成講座」3地域各1回受講者161名】

3 評価

(1)男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
3	性に起因する問題に配慮したか(防災・健康分野に係るもの)			
実施結果・効果	★視点2 受益の公平性			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態(情報提供、時間帯、その他の配慮(育児・介護の便宜)等)となっているか		
	5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか	○	
	6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか	○	
	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか		
	8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか		
9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか	○		

(2)改善点等

<改善した点>
 「外国語観光ボランティア養成講座」について、広く県民に周知し受講対象を拡げるため、県の広報紙による受講者募集を行った。

<課題・今後改善すべき点>
 特になし

事業名	商店街リーダーの育成支援
担当課	経営支援課

1 事業の概要

基本目標	Ⅱ	基本的な課題	5	施策の方向	⑤	施策番号	4
当初予算額(千円)	1,700			決算額(千円)	1,352		
事業の概要・目的	次代を担う若手事業者の養成を目的として、商業経営・商店街運営等に関する講座の開催及び塾修了者による「商い倶楽部」の実施により、事業者間のネットワークづくりを推進する取組に対し、事業費を補助する。						
数値目標など							
指標名等	講座回数						
目標	10回	実績	10回				

2 事業の実施結果

<p>若手事業者の育成を目的とした講座「商い未来塾」を10回開催した。女性7名、男性18名、計25名が参加し、女性3名、男性10名、計13名が修了(※)した。</p> <p>また、塾修了者による「商い倶楽部」を実施し、事業者間のネットワークづくりを推進した。</p> <p>※全10回の講座のうち、5割(5回)以上の出席者を修了者としている。</p>

3 評価

(1)男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

★視点1 企画への参画			
No.	チェック項目	チェック	説明
1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか	○	
2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
3	性に起因する問題に配慮したか(防災・健康分野に係るもの)		
★視点2 受益の公平性			
No.	チェック項目	チェック	説明
4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態(情報提供、時間帯、その他の配慮(育児・介護の便宜)等)となっているか		
5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか	○	
6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか	○	
★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
No.	チェック項目	チェック	説明
7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか		
8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか		
9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか	○	

(2)改善点等

<p><改善した点></p> <p>平成26年度に比べ、女性参加者及び修了者数が増えた点。</p> <p><課題・今後改善すべき点></p> <p>多くの若手事業者に参加いただくことが経済活性化にとって重要であることから、若手事業者に対する本事業の周知の方法を引き続き検討する必要がある。</p>

重点(4) 地域活動における男女共同参画の促進

《第3次千葉県男女共同参画計画》平成27年度事業 評価シート

施策コード 118

事業名	男女共同参画の視点に立った地域の防災対策の促進
担当課	防災政策課、消防課

1 事業の概要

基本目標	Ⅱ	基本的な課題	5	施策の方向	⑤	施策番号	5
当初予算額(千円)	0			決算額(千円)	0		
事業の概要・目的	地域コミュニティにおける日常の防災対策及び被災時において、女性への配慮が必要であることを、『千葉県地域防災計画』、『災害時における避難所運営の手引き』(平成21年度作成)等において位置づけ、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る。 消防団員教育						
数値目標など							
指標名等	—						
目標	—	実績	—				

2 事業の実施結果

平成27年度に「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き」及び「災害時における避難所運営の手引き」の改正を行った。

女性消防団員として、防災活動上必要な知識・技術を修得するため、組織制度・訓練礼式・消防操法・防火指導・救急などの科目を実施した。【12時間・女性消防団員22名参加】

3 評価

(1)男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか	○	防災政策課の担当として、男性1名、女性1名が参画した。
	3	性に起因する問題に配慮したか(防災・健康分野に係るもの)	○	「災害時における避難所運営の手引き」では、女性(妊産婦含む)への配慮に関する項目を設けた。
	★視点2 受益の公平性			
No.	チェック項目	チェック	説明	
4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態(情報提供、時間帯、その他の配慮(育児・介護の便宜)等)となっているか	○		
5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか	○		
6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか	○		
実施結果・効果	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか		
	8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか		
9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか			

(2)改善点等

<改善した点>
 指定避難所・福祉避難所の制度や基準の追記・修正
 「災害時要援護者」から「災害時における要配慮者」及び「避難行動要支援者」への用語の修正
 在宅避難者への配慮に関する記載の追記

<課題・今後改善すべき点>
 今後改訂の際には関係団体等幅広い意見を聴取していく必要があると思慮される。

事業名	災害対策コーディネーターの養成・活動支援
担当課	防災政策課

1 事業の概要

基本目標	Ⅱ	基本的な課題	5	施策の方向	⑤	施策番号	5
当初予算額(千円)	100			決算額(千円)	193		
事業の概要・目的	災害時にボランティア組織のとりまとめや、行政機関等との連絡調整役を担う災害対策コーディネーターを養成するとともに、災害対策コーディネーターが行う啓発活動を支援する。						
数値目標など							
指標名等	開催回数						
目標	2回	実績	4回(内市町村分3回)				

2 事業の実施結果

①災害対策コーディネーター養成事業 市町村事業として3回(市原市、木更津市、袖ヶ浦市)開催し、111人が新たに災害対策コーディネーターとして登録者され、うち女性登録者は17人であった。
②災害対策コーディネータースキルアップ事業 災害対策コーディネーター登録者を対象に千葉市内で開催し、75人の受講者のうち女性受講者は7人であった。

3 評価

(1)男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
	3	性に起因する問題に配慮したか(防災・健康分野に係るもの)		
	★視点2 受益の公平性			
実施結果・効果	No.	チェック項目	チェック	説明
	4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態(情報提供、時間帯、その他の配慮(育児・介護の便宜)等)となっているか	○	仕事をしている方も参加しやすいよう、土日を含む3日間で開催している。
	5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか	○	
	6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか	○	
	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
	No.	チェック項目	チェック	説明
7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか			
8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか			
9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか			

(2)改善点等

<p><改善した点> 県が平成27年度より新設した地域防災力向上総合支援補助金により、市町村が実施する災害対策コーディネーター養成講座に係る費用について支援を行っている。</p> <p><課題・今後改善すべき点> 平成27年度末における災害対策コーディネーターの登録者数は885名であり、このうち女性は約18%の159名という状況である。 今後も、地域防災力向上総合支援補助金の活用等による市町村での講座開催の増加を目指す。</p>

事業名	県が設置する審議会等への女性登用促進
担当課	男女共同参画課

1 事業の概要

基本目標	Ⅱ	基本的な課題	6	施策の方向	①	施策番号	1
当初予算額(千円)	0			決算額(千円)	0		
事業の概要・目的	政策決定過程において男女が共同して参画する機会が確保されていることは、男女共同参画社会の基盤を成すものであることを踏まえ、本県における審議会等女性登用率の目標40%の達成に向けて、委員選任の事前協議手続を周知徹底する等により庁内の取組を促進する。						
数値目標など							
指標名等	県の審議会等における女性委員割合						
目標	40%	実績	29.1% (H28.4.1)				

2 事業の実施結果

審議会等の委員改選時に事前協議(46件)を実施するとともに、女性人材リストの提供や関係団体における女性人材の発掘を促すこと等により、女性登用率の向上に努めた。
また、県のHPにおいて個々の審議会における女性委員の登用状況や、登用率の低い審議会について登用率が低い理由等を掲載することで、各審議会ごとの女性登用率向上に向けての取組を促した。

3 評価

(1)男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

★視点1 企画への参画			
No.	チェック項目	チェック	説明
1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
3	性に起因する問題に配慮したか(防災・健康分野に係るもの)		
★視点2 受益の公平性			
No.	チェック項目	チェック	説明
4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態(情報提供、時間帯、その他の配慮(育児・介護の便宜)等)となっているか		
5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか		
6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか		
★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
No.	チェック項目	チェック	説明
7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか		
8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか		
9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか	○	

(2)改善点等

<課題・今後改善すべき点>
審議会における女性登用率は前年度よりは向上したもののまだ低い状況が継続しているため、目標の達成に向け、個々の審議会の状況を踏まえつつも更に女性委員の登用を進めていく必要がある。

事業名	県の女性人材リストの充実
担当課	男女共同参画課

1 事業の概要

基本目標	Ⅱ	基本的な課題	6	施策の方向	①	施策番号	2
当初予算額(千円)	2,267			決算額(千円)	2,384		
事業の概要・目的	県の審議会等委員への女性登用指標を達成するうえで、必要な事項を定め、もって政策・方針決定過程への女性の参画の促進を図る。						
数値目標など							
指標名等	千葉県女性人材リスト掲載者数						
目標	600名	実績	357名				

2 事業の実施結果

県内外の各分野で活躍している女性人材情報を収集した女性人材リストの充実を図り、県及び市町村における審議会等委員の女性登用促進や男女共同参画施策を推進した。

3 評価

(1)男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
	3	性に起因する問題に配慮したか(防災・健康分野に係るもの)		
実施結果・効果	★視点2 受益の公平性			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態(情報提供、時間帯、その他の配慮(育児・介護の便宜)等)となっているか		
	5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか		
	6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか		
	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
No.	チェック項目	チェック	説明	
7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか			
8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか			
9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか	○		

(2)改善点等

<改善した点>
平成26年度以降の新規登録者以外の全掲載者にデータ確認を依頼し、データの更新を図った。

<課題・今後改善すべき点>
特に、女性人材が少ない分野である土木、建設、防災分野等の人材情報を充実させることが必要である。

事業名	女性職員の役付登用の促進
担当課	総務課、関係各課

1 事業の概要

基本目標	Ⅱ	基本的な課題	6	施策の方向	①	施策番号	3
当初予算額(千円)	0			決算額(千円)	0		
事業の概要・目的	県行政の政策・方針決定過程へ多様な視点の導入や新たな発想の取入れ等の観点から、女性職員の役付職員への登用を促進する。						
数値目標など							
指標名等	県職場の役付職員に占める女性の割合 (知事部局 係長・主査級以上)						
目標	—	実績	26.2%				

2 事業の実施結果

平成28年4月の定期人事異動において、県職場の役付職員(係長・主査級以上)に占める女性の割合は26.2%となった(前年度比+0.6ポイント)。
また、女性幹部職員の職域拡大を進め、組織の中核となるポストにも積極的に登用した。

3 評価

(1)男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

★視点1 企画への参画			
No.	チェック項目	チェック	説明
1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
3	性に起因する問題に配慮したか(防災・健康分野に係るもの)		
★視点2 受益の公平性			
No.	チェック項目	チェック	説明
4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態(情報提供、時間帯、その他の配慮(育児・介護の便宜)等)となっているか		
5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか		
6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか		
★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
No.	チェック項目	チェック	説明
7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか		
8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか		
9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか	○	役付職員については、適材適所を基本に男女の区別なく登用している。

(2)改善点等

<改善した点>
これまでと同様に、女性職員について、幅広い職域において多様な職務経験を積むことによる能力開発や、研修を通じた養成を行い、積極的な登用を図っている。

<課題・今後改善すべき点>
引き続き、職員意向調査等により、職員の個人的な事情を把握したうえで、任用や人事配置を図り、女性職員がやりがいを持って働くことのできる職場環境づくりを推進する。

事業名	女性教職員の役付登用の促進
担当課	(教)教職員課

1 事業の概要

基本目標	Ⅱ	基本的な課題	6	施策の方向	①	施策番号	3
当初予算額(千円)	0			決算額(千円)	0		
事業の概要・目的	県の施策を積極的に展開するため、職員の意欲能力等を十分考慮し、適材適所を基本に、男女の区別なく登用を図る。 また、研修による意識改革や人材開発に努めるとともに、積極的に女性を登用していく。 管理職候補となる主任層への女性職員の積極的な登用について校長会等を通じて伝えていく。						
数値目標など							
指標名等	—						
目標	—	実績	—				

2 事業の実施結果

校長・副校長・教頭の女性登用数は、平成25年度361名、平成26年度377名、平成27年度382名と毎年増加してきている。平成27年度の割合は13.3%で前年比0.2ポイント増となったが、全国平均15.7%とは依然2.4ポイントの差がある状況である。

H27年度末に主幹教諭として配置された女性職員は45名で、前年度より12名の増加となっている。今後の学校運営への関わりに大きな期待が寄せられる。

3 評価

(1)男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
	3	性に起因する問題に配慮したか(防災・健康分野に係るもの)		
	★視点2 受益の公平性			
実施結果・効果	No.	チェック項目	チェック	説明
	4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態(情報提供、時間帯、その他の配慮(育児・介護の便宜)等)となっているか		
	5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか		
	6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか		
	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
	No.	チェック項目	チェック	説明
7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか			
8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか			
9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか	○		

(2)改善点等

<課題・今後改善すべき点>

人事異動方針に明記している積極的な女性職員の管理職への登用を周知していくとともに、管理職希望を拡大するため、管理職への登用につながるミドルリーダーとして、主幹教諭を含めた主任層への女性の登用を推進し、積極的に校務運営に携わってもらうことで、管理職登用増加につながる取組を更に進めていく。

事業名	男女共同参画に積極的に取り組んでいる事業所の表彰
担当課	男女共同参画課

1 事業の概要

基本目標	Ⅱ	基本的な課題	6	施策の方向	①	施策番号	4
当初予算額(千円)	30			決算額(千円)	38		
事業の概要・目的	仕事と家庭の両立支援や女性の登用・職域拡大等に積極的に取り組んでいる県内の事業所を公募により募集し、表彰を行う。 また、受賞事業所については千葉県男女共同参画推進連携会議において取組の発表等を行い、県のホームページに掲載するなど広く周知を図る。						
数値目標など							
指標名等	—						
目標	—	実績	—				

2 事業の実施結果

6月から8月まで募集を行い、4つの事業所から応募を得た。外部委員を含む選考委員による選考会を経て、3事業所を奨励賞として表彰した。 千葉県男女共同参画推進連携会議産業部会において、受賞事業所の取組を発表する予定である。

3 評価

(1)男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
	3	性に起因する問題に配慮したか(防災・健康分野に係るもの)		
	★視点2 受益の公平性			
No.	チェック項目	チェック	説明	
4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態(情報提供、時間帯、その他の配慮(育児・介護の便宜)等)となっているか			
5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか			
6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか			
実施結果・効果	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか	○	
	8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか	○	
9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか	○		

(2)改善点等

<p><改善した点> 経済団体、加入団体等へのチラシ配布に加え、団体等に訪問し事業の説明をするなど積極的な周知を図った。</p> <p><課題・今後改善すべき点> 本年度は知事賞に値する事業所からの応募が無かったため、今後は、連携会議加入団体等への直接的な働きかけ等を行い、優れた取組をしている事業所の発掘を図る必要がある。</p>

事業名	ポジティブ・アクション推進セミナーの開催
担当課	雇用労働課

1 事業の概要

基本目標	Ⅱ	基本的な課題	6	施策の方向	①	施策番号	4
当初予算額(千円)	施策コード61・69の予算に含まれる			決算額(千円)	施策コード61・69の予算に含まれる		
事業の概要・目的	職場における実質的な男女の均等な待遇改善のため、一般県民、企業の人事労務担当者等を対象にセミナーを開催し、啓発に努める。						
数値目標など							
指標名等	-						
目標	-	実績	-				

2 事業の実施結果

<p>ワーク・ライフ・バランスセミナーの一環として県内の主要経済団体等と連携して男女共同参画課との共催で「女性の活躍促進セミナー」を1回開催した。</p> <p>労働大学講座の1講座として、ワーク・ライフ・バランス講座を実施し、その中で女性の両立支援についても扱った。</p>

3 評価

(1) 男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
	3	性に起因する問題に配慮したか(防災・健康分野に係るもの)		
	★視点2 受益の公平性			
実施結果・効果	No.	チェック項目	チェック	説明
	4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態(情報提供、時間帯、その他の配慮(育児・介護の便宜)等)となっているか	○	団体・事業者に広報を行った。労働大学講座は1講座のみの受講も可とした。
	5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか	○	参加者の男女別の集計を行った。
	6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか		
	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
	No.	チェック項目	チェック	説明
7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか	○	専門家、先進事例の講義により、女性の活躍の場の拡大の啓発となった。	
8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか	○	専門家、先進事例の講義により、ワーク・ライフ・バランス等の啓発となった。	
9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか	○	専門家、先進事例の講義により、男女参画の促進の啓発となった。	

(2) 改善点等

<p><改善した点></p> <p>参加者の理解をより深めるため、千葉県男女共同参画推進事業所表彰千葉県知事賞受賞企業による女性の活躍を促進する先駆的な取組についての事例発表を導入した。</p> <p><課題・今後改善すべき点></p> <p>広く一般を対象とすることで、女性活躍の意義を広める効果はあった。今後は、女性の活躍を実践できる立場にある経営者等に参加者を限定することで経営者として問題意識をもってもらうとともに、理解を浸透させ実践につなぐことができる内容を検討する。</p>

事業名	農山漁村女性団体ネットワークの活動支援
担当課	担い手支援課

1 事業の概要

基本目標	Ⅱ	基本的な課題	6	施策の方向	①	施策番号	4
当初予算額(千円)	3,400			決算額(千円)	2,318		
事業の概要・目的	農業・畜産・林業・水産業の様々な分野の女性団体によるネットワーク組織が、各分野や団体間の相互理解を深め、活動の充実を図るための研修会を開催する。						
数値目標など							
指標名等	家族経営協定締結数 農林水産業における女性による起業経営体数 女性の農業士等認証数						
目標	1,700戸 525経営体 180人	実績	1,743戸 447経営体 107人				

2 事業の実施結果

農山漁村女性団体ネットワークのリーダー会議を3回開催し、会議の活動方針、県との共催による交流会の内容等を協議した。交流会には団体会員のほか、関係機関、農業高校の生徒など245名が参加し、女性の社会参画の立場からみた農林水産施策をテーマとした講演や、活動事例紹介などで会員の意識醸成を図った。また、団体ネットの構成団体代表者の連名で農業委員改選予定のある16市町に、女性農業委員の登用要望書を提出した。

3 評価

(1)男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

★視点1 企画への参画			
No.	チェック項目	チェック	説明
1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
3	性に起因する問題に配慮したか(防災・健康分野に係るもの)		
★視点2 受益の公平性			
No.	チェック項目	チェック	説明
4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態(情報提供、時間帯、その他の配慮(育児・介護の便宜)等)となっているか	×	活動支援は社会参画できる女性の育成を図っているため、対象団体の構成員の女性のみを対象としています。
5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか	○	
6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか		
★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
No.	チェック項目	チェック	説明
7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか	○	
8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか		
9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか	○	

(2)改善点等

<改善した点>
 農山漁村女性団体ネットワークの幹事会であるリーダー会議の中で、ネットワークの具体的な活動内容について検討を行い、連携できる点と各組織ごとに出来る活動の役割分担を確認した。研修会は農林水産施策の講演会のほか、評価の高かった会員の交流のための情報交換を継続して行った。

<課題・今後改善すべき点>
 研修会はアンケートの結果を反映させて、出来るだけ多くの会員が参加でき、研修の効果が実感できるように開催時期や内容を検討する。女性登用の要望書については農業委員の制度等の変更に対応できるよう、現在までの実施結果の確認を行い、より効果の高い推進方法を検討する。

事業名	地域ごとに設置した推進組織の活動支援
担当課	担い手支援課

1 事業の概要

基本目標	Ⅱ	基本的な課題	6	施策の方向	①	施策番号	4
当初予算額(千円)	3,400			決算額(千円)	2,318		
事業の概要・目的	各地域の推進母体である地区推進会議は、県・市町村・関係団体により構成され、各農業事務所が事務局として運営している。農業事務所は、情報の共有化や意識啓発を図るため、会議やセミナー等を開催する。						
数値目標など							
指標名等	家族経営協定締結数 農林水産業における女性による起業経営体数 女性の農業士等認証数						
目標	1,700戸 525経営体 180人	実績	1,743戸 447経営体 107人				

2 事業の実施結果

県内10農業事務所が運営する地区推進会議で関係機関やいきいきアドバイザー構成員として合計14回開催した。また、各地区で男女共同参画推進セミナーを合計9回開催した。地区推進会議では関係機関等に男女共同参画のための環境整備の必要性の理解の促進を図った。セミナーでは、農業委員や団体役員等、地域で活躍している女性が事例発表や講演を行い、女性農業者と関係機関を中心に延べ234名が参加した。

3 評価

(1)男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

★視点1 企画への参画				
企画・立案過程	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか	○	
3	性に起因する問題に配慮したか(防災・健康分野に係るもの)			
★視点2 受益の公平性				
実施結果・効果	No.	チェック項目	チェック	説明
	4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態(情報提供、時間帯、その他の配慮(育児・介護の便宜)等)となっているか	○	
	5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか	○	
	6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか	○	
★視点3 男女共同参画社会形成への貢献				
No.	チェック項目	チェック	説明	
7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか	○		
8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか			
9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか	○		

(2)改善点等

<改善した点>
市町村等の関係機関の担当者が男女共同参画についての実用的な知識・情報を共有できるように各地区で幹事会、地区推進会議を行った。また、各地域での取り組み状況の情報を取りまとめて紹介し、各地域での活動に活用できるよう共有化した。
<課題・今後改善すべき点>
効果的な行事等の開催のために、先進事例等の情報を蓄積しデータベース化を進める。

重点(5) 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

《第3次千葉県男女共同参画計画》平成27年度事業 評価シート

施策コード 129

事業名	農山漁村いきいきアドバイザーの活動支援
担当課	担い手支援課

1 事業の概要

基本目標	Ⅱ	基本的な課題	6	施策の方向	①	施策番号	4
当初予算額(千円)	3,400			決算額(千円)	2,318		
事業の概要・目的	平成19年度から認証を開始した「農山漁村いきいきアドバイザー」の活動を推進する。						
数値目標など							
指標名等	家族経営協定締結数 農林水産業における女性による起業経営体数 女性の農業士等認証数						
目標	1,700戸 525経営体 180人	実績	1,743戸 447経営体 107人				

2 事業の実施結果

地区推進会議の構成員として行う、関係機関等との連携活動を支援した。また、各地区で行われた男女共同参画や若手女性の研修会、農業女性の交流に関する行事での講師、事例紹介等の活動の支援を行った。

3 評価

(1) 男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

No.	チェック項目	チェック	説明
1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
3	性に起因する問題に配慮したか(防災・健康分野に係るもの)		
★視点2 受益の公平性			
No.	チェック項目	チェック	説明
4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態(情報提供、時間帯、その他の配慮(育児・介護の便宜)等)となっているか	×	女性の登用割合が特に低い農業分野において役職登用を推進するため、アドバイザー認定者の92%が女性となっています。
5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか	○	
6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか	○	
★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
No.	チェック項目	チェック	説明
7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか		
8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか		
9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか	○	

(2) 改善点等

<改善した点>
 各地域で男女共同参画推進会議の構成員として位置づけられた結果、関係機関との連携、研修会の講師など積極的にアドバイザーとしての活動が行われた。
 <課題・今後改善すべき点>
 アドバイザーがより効果的な活動を行うため、他の女性団体等のリーダー、役員候補等との合同の研修会を開催する。

事業名	女性農業委員等の登用促進
担当課	農林水産部 農地・農村振興課/団体指導課

1 事業の概要

基本目標	Ⅱ	基本的な課題	6	施策の方向	①	施策番号	4
当初予算額(千円)	0			決算額(千円)	0		
事業の概要・目的	農業において、生産者や消費者等の立場のわかる女性の力が期待されているが、政策・方針決定過程への女性の参画は依然として低水準である。農業委員会や農業協同組合における女性委員や女性役員の登用拡大を目指し、関係団体等に女性登用を要請する。						
数値目標など							
指標名等	女性農業委員数・農業協同組合の女性役員数						
目標	増加を指 します	実績	女性農業委員	64名	農協女性役員	39名	

2 事業の実施結果

全市町村長に文書要請を行うとともに、平成28年度に改選時期をむかえ新体制に移行する市町村のうち、8市町に対しては直接要請を行った。県内農業協同組合(20組合)に対して女性農業者の活躍推進・登用促進に向けて文書等で要請を行った。
女性農業委員は目標80名に対し実績64名(80.0%)であり、前年度比11名増加した。農協の女性役員数は目標42名に対し実績39名(92.9%)であり、前年度比で2名増加した。

3 評価

(1) 男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
	3	性に起因する問題に配慮したか(防災・健康分野に係るもの)		
	★視点2 受益の公平性			
実施結果・効果	No.	チェック項目	チェック	説明
	4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態(情報提供、時間帯、その他の配慮(育児・介護の便宜)等)となっているか		
	5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか		
	6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか		
	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
	No.	チェック項目	チェック	説明
7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか	○	各首長及び農業協同組合代表理事組合長に女性農業委員及び女性役員登用の要請を行った。	
8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか			
9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか	○	女性農業委員及び農協の女性役員が増加した。	

(2) 改善点等

<改善した点>
女性農業委員の必要性について、各種会議・研修会でその必要性の意識の涵養を図った点。女性役員の登用について文書による要請だけでなく、女性役員未登用の組合については直接要請した点。

<課題・今後改善すべき点>
新制度に移行する改選期に合わせ、市町村長に女性農業委員の登用について、農業会議とも連携して、引き続き要請していく。女性役員未登用の農業協同組合に対して直接要請するとともに、登用済み組合に対しても一層の登用を図るように、関係各課と連携して引き続き要請する。

(6) 生涯を通じた男女の健康支援の推進

《第3次千葉県男女共同参画計画》平成27年度事業 評価シート

施策コード

132

事業名	生涯を通じた健康づくりへの支援
担当課	健康福祉部 健康づくり支援課

1 事業の概要

基本目標	Ⅲ	基本的な課題	7	施策の方向	①	施策番号	1
当初予算額(千円)	2,817			決算額(千円)	1,827		
事業の概要・目的	①生涯を通じた健康づくりの促進のため、生活習慣病の予備群・有病者を減少させるための人材育成 ②企業等との連携により学童期の子どもと子どもを取り巻く大人に対して、正しい生活習慣の実践と定着化を図る。 ③健康相談、健康教室を実施するほか、年齢や性別等一人ひとりの違いに応じた保健・医療が受けられるよう、保健医療従事者等研修会を実施し、生涯を通じた健康づくりを推進する。 ④県民一人ひとりが自発的に健康づくりに取り組むよう働きかけるとともに、社会全体が取り組みを支援していく機運を醸成するための普及啓発						
数値目標など							
指標名等	特定健康診査の受診率(市町村国保)						
目標	70%(34年度)	実績	36.5%(25年度)				

2 事業の実施結果

<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病予防を目的とする特定健診・特定保健指導の効果的な実施を支援するため、当該事業に従事する医療保険者等の保健師、管理栄養士等の専門職や事務職等を対象に研修会を10回(参加者 529人)実施した。 野菜摂取や朝食欠食改善等望ましい食生活の実践を促すため、飲食店や大学生、健診受診者にリーフレット配付等により啓発を行った(28,000部)。 身体的、精神的な悩みを有する思春期以降の全年齢層に対する電話相談を男性158人、女性286人に対し実施、性別やライフステージに応じた健康教室(13回、参加者1,388人)を実施したほか、保健医療従事者等研修会を5回(参加者183人)を開催し、生涯を通じた健康づくりを推進した。 健康づくりに関する県民の意識を高め、自発的な健康づくりを促すため「健康ちば推進県民大会」(参加者224人)を開催した。

3 評価

(1)男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
	3	性に起因する問題に配慮したか(防災・健康分野に係るもの)	○	性差に配慮した内容にしている。
	★視点2 受益の公平性			
No.	チェック項目	チェック	説明	
4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態(情報提供、時間帯、その他の配慮(育児・介護の便宜)等)となっているか	○	参加者や相談者等が利用しやすい開催日などに設定している。	
5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか	○	一部	
6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか			
実施結果・効果	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか		
	8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか		
9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか			

(2)改善点等

<p><改善した点> 研修は、対象者の性差、ライフステージに応じた内容で実施した。 健康相談は思春期以降の全年齢層における男女の相談に応じられるよう相談を受ける職員を研修により強化した。</p> <p><課題・今後改善すべき点> 平成26年度に比べ電話相談件数が53件減っている。健康福祉センターにおいて健康相談を受けていることの周知が必要である。</p>

4 委員意見

<p>生涯を通じた健康づくりの支援のために多くの事業を実施しているが特定健康診査の受診率は目標の70%には到達が困難。男女別、年齢別等のより詳細なデータを把握し受診率の向上に向けて努力と工夫を期待したい。</p> <p>また、電話健康相談については相談内容項目で「その他」が突出して多い。分類の方法を再検討することで詳細が把握できるのではと提案したい。医師会や学校等の他機関との更なる連携を図って、相談窓口の周知を広げていただきたい。</p>

(6) 生涯を通じた男女の健康支援の推進

《第3次千葉県男女共同参画計画》平成27年度事業 評価シート

施策コード 140

事業名	総合的な自殺対策の推進
担当課	健康福祉部 健康づくり支援課

1 事業の概要

基本目標	Ⅲ	基本的な課題	7	施策の方向	①	施策番号	3
当初予算額(千円)	102,518			決算額(千円)	43,261		
事業の概要・目的	平成26年には、県内において1,208名の方が自殺により命を絶っていることを踏まえ、平成27年度は、市町村及び民間団体の協力を得て、相談事業や、人材養成事業などの自殺防止に関する各種事業に取り組んだ。 また自殺対策についての啓発を図るため、交通機関に自殺予防ポスターの掲示をしたほか、市町村等へマニュアルやパンフレットの配布を行ったほか、街頭で啓発品を配布した。 自殺対策のための相談や啓発事業を実施する市町村や団体に対して、県から補助金を交付した。						
数値目標など							
指標名等	自殺死亡率 (人口動態統計に基づく人口10万人当りの自殺者数)						
目標	減少を指 します	実績	女性11.4 男性27.2 (平成27年確定値)				

2 事業の実施結果

<ul style="list-style-type: none"> ・利用しやすい相談窓口の開設 夜間や休日などに対面相談を受けることができる窓口を開設した。 ・自殺対策普及啓発事業委託 自殺防止の対応についての啓発を図るため、啓発物資の街頭配付、メールによる若者向け啓発広告事業等を展開した。 ・相談支援に当たる人材の育成 県、市町村や関係機関の相談対応者に研修を実施した。 ・地域自殺対策強化事業費補助金 市町村及び民間団体が行う啓発、相談事業に対する補助金を交付した。

3 評価

(1) 男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
	3	性に起因する問題に配慮したか(防災・健康分野に係るもの)	○	計画の策定等に当たり、自殺者は男性が多いことを配付資料等により説明した。
	★視点2 受益の公平性			
No.	チェック項目	チェック	説明	
4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態(情報提供、時間帯、その他の配慮(育児・介護の便宜)等)となっているか	○	相談窓口について、就業者が利用しやすいよう夜間及び休日に開設している。	
5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか	○	窓口利用者についての性別データ有	
6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか			
実施結果・効果	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか		
	8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか		
	9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか		

(2) 改善点等

<p><改善した点></p> <p>①若年層への自殺防止事業として、メール広告による啓発を行った。</p> <p>②医療や福祉等の専門職員を対象とした研修のほか、県庁の一般行政職員を対象としたゲートキーパー養成研修を開催した。</p> <p><課題・今後改善すべき点></p> <p>内閣府の発表によれば、平成27年の県内自殺者は1,179名(男性823名、女性356名)であり、前年と比較して人数で29名の減少となったが、依然として1,100名を超える方が、自らかけがいのない命を絶っている。今後も、効果的な自殺対策を講じ、男女に関係なく自殺者を減少させてまいりたい。</p>

4 委員意見

<p>相談事業等から自殺リスク要因を把握し、性別や年齢別データ等の把握等からそれぞれの事情に添った呼びかけや対策を検討して欲しい。</p> <p>また地域格差がないように相談窓口を広げ、NPO等、民間団体との連携を図って頂きたい。</p>

(6) 生涯を通じた男女の健康支援の推進

《第3次千葉県男女共同参画計画》平成27年度事業 評価シート

施策コード 141

事業名	総合的ながん対策の推進
担当課	健康福祉部 健康づくり支援課

1 事業の概要

基本目標	Ⅲ	基本的な課題	7	施策の方向	①	施策番号	4
当初予算額(千円)	168,548			決算額(千円)	156,958		
事業の概要・目的	がん対策に係る普及啓発を中心に県民、医療・福祉関係者、民間企業、行政が協力しながら、総合的・計画的にがん対策を推進します。						
数値目標など							
指標名等	がん検診の受診率						
目標	増加を目指します。	実績	胃がん 計40.9% 女性34.2% 男性47.7% 肺がん 計45.2% 女性41.4% 男性49.2% 大腸がん 計40.0% 女性36.7% 男性43.6% 子宮がん 女性43.7% 乳がん 女性48.6% (H25年 ※3年ごとの調査)				

2 事業の実施結果

がん対策に係る普及啓発を中心に県民、医療・福祉関係者、民間企業、行政が協力しながら、総合的・計画的にがん対策を推進した。

- ・がん予防展2回(延5,796人来場) ・がん講演会2回(175人参加)
- ・がん検診推進員育成講習会6回(303名受講) ・市町村担当者会議1回(83名受講)
- ・乳がん啓発ピンクリボンキャンペーン2回等

3 評価

(1)男女共同参画の視点からのチェック(該当する項目のみ記載)

企画・立案過程	★視点1 企画への参画			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	1	事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか		
	2	企画、立案過程で女性、男性双方が参画したか		
	3	性に起因する問題に配慮したか(防災・健康分野に係るもの)	○	女性に多い乳がんの検診受診促進のためピンクリボンキャンペーンを実施。
	★視点2 受益の公平性			
No.	チェック項目	チェック	説明	
4	女性、男性双方にとって利用しやすい形態(情報提供、時間帯、その他の配慮(育児・介護の便宜)等)となっているか	○	予防展、講演会やキャンペーンを休日の日中に開催。	
5	事業を利用・参加した人々の性別データが存在するか	○	参加者アンケートにより男女別データを収集している。	
6	男女のいずれか一方に偏った受益となっていないか			
実施結果・効果	★視点3 男女共同参画社会形成への貢献			
	No.	チェック項目	チェック	説明
	7	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発となったか		
	8	ワーク・ライフ・バランスの啓発、促進に貢献したか		
9	事業分野における女性、男性の参画の促進に貢献したか			

(2)改善点等

<改善した点>
 がん予防展では、男女問わずがんに関する知識を身近に体験できるよう、予防に関する各種測定のコナーに加え、食事コーナーなどを設置し、がん予防のための生活習慣の見直しの重要性を伝えることができた。またがん講演会では、がん体験者による治療と就労の両立に焦点を当てた体験談を取り入れることで、男女問わず、がんになっても安心して働き暮らせる社会づくりの大切さを感じていただくことができた。
 市町村担当者研修会では、自治体のがん検診事業の先進的な取組事例の紹介等を通して、受診率向上に向けた具体的な取組について理解を深めることができた。

<課題・今後改善すべき点>
 市町村担当者研修会では、がん検診に関する最新の知識について理解を深める場となっていることから、昨年度のがん検診に係る国の制度改正等に関して、そのポイントをわかりやすく伝えていく。

4 委員意見

「がん検診推進員」については、男女比のバランスに配慮して欲しい。
 女性は男性に比べてがん検診の受診率が低いいため、関心度を高めることで受診率を上げる必要がある。
 なお、がん患者の就労支援事業は、ワーク・ライフ・バランスの面からも評価できる取組であり、ぜひ継続して欲しい。

**第3次千葉県男女共同参画
計画に記載されている
指標の平成27年度実績**

第3次千葉県男女共同参画計画に位置付けた指標一覧

目標Ⅰ 男女がともに人として尊ばれる社会づくり

番号	指標名	計画策定時の状況 (平成21年度)	現状 (平成27年度)	H27 (目標年度)
1	社会全体で男女平等と感じる人の割合 (男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査)	女性 9.1% 男性 19.4%	—	増加を目指します
2	女性の権利に関する法制度の認知度 ①男女共同参画社会基本法 ②男女雇用機会均等法 ③女子差別撤廃条約 (男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査)	① 43.8% ② 88.8% ③ 29.9%	—	増加を目指します
3	学校教育の場で男女平等と感じる人の割合 (男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査)	女性 58.6% 男性 66.5%	—	増加を目指します
4	DVが人権侵害であると認識する人の割合	女性 72.7% 男性 70.2%	—	増加を目指します
5	要保護児童対策地域協議会の設置市町村数	48市町村 (H22)	53市町村	全市町村 (H27)
6	職場等のセクシュアル・ハラスメントを人権侵害と感じる者の割合 (男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査)	女性 75.3% 男性 71.0%	—	増加を目指します

目標Ⅱ 男女がともに輝く環境づくり

番号	指標名	計画策定時の状況 (平成21年度)	現状 (平成27年度)	H27 (目標年度)
7	社員いきいき！元気な会社宣言会社数	356社	595社	800社
8	家族経営協定締結数	1,175戸	1,743戸	1,700戸
9	農林水産業における女性による起業経営体数	408経営体	447経営体	525経営体
10	女性の農業士等認証数	82人	107人	180人
11	離職者等を対象とした職業訓練受講者数	1,474人	3,528人 (18,789人)	7,200人 (累計)
12	育児休業取得率(男性職員)	知事部局 3.4% 教育庁 1.7%	知事部局 3.8% 教育庁 1.6%	50%
13	子どもが生まれる前後の期間の連続休暇取得率(男性職員)	知事部局 — 教育庁 —	知事部局 64.9% 教育庁 42.9%	80%
14	子どもを生み育てやすいと感じる家庭の割合 (子育てアンケート)	68.6%	76.7%	80% (H26)
15	保育所の待機児童数が50人以上の市町村数	4市町村 (H21.4.1)	5市 (H27.4.1)	0市町村 (H27.4.1)
16	県の審議会等における女性委員割合	27.0% (H22.4.1)	29.1% (H28.4.1)	40%
17	県職場の役付職員に占める女性の割合 (知事部局 係長・主査級以上)	21.5% (H22)	26.2% (H28.4.1)	25%
18	農業協同組合の女性役員数	10人	39人	42人
19	女性農業委員数	21人	64人	80人

目標Ⅲ 男女がともにいたわり合い、健やかに暮らせる社会づくり

番号	指標名	計画策定時の状況 (平成21年度)	現状 (平成27年度)	H27 (目標年度)
20	自殺死亡率 (人口動態統計に基づく人口10万人当りの自殺者数)	女性12.2 男性31.6 (H21年)	女性11.4 男性27.2 (H27年)	女性10.1 男性25.1 (H28年)
21	がん検診の受診率 (生活習慣に関するアンケート調査)	胃がん 計33.3% 女性31.0% 男性35.6% 肺がん 計26.3% 女性26.1% 男性26.7% 大腸がん 計27.8% 女性26.7% 男性28.9% 子宮がん 女性39.9% 乳がん 女性43.0% (H22年)	胃がん 計40.9% 女性34.2% 男性47.7% 肺がん 計45.2% 女性41.4% 男性49.2% 大腸がん 計40.0% 女性36.7% 男性43.6% 子宮がん 女性43.7% 乳がん 女性48.6% (H25年 ※3年ごとの調査)	50%以上 (H28年)
22	NICUの設置数	108床 (H22. 5)	129床	130床
23	障害者就業・生活支援センター設置数	11か所 (H22)	16か所	16か所
24	障害者の態様に応じた多様な委託訓練受講者数	310人	213人 (1,292人)	1,900人 (累計)
25	母子自立支援プログラムの ①実施市数 ②郡部の策定件数	①8市 ②9件	①8市 ②4件	①20市 ②50件 (H26)
26	母子家庭等日常生活支援事業の実施市町村数	7市	7市	20市町村 (H26)
27	母子家庭の母等に対する職業訓練受講者数	33人	離職者等を対象とした職業訓練事業へ統合	220人 (累計)

○推進体制○

番号	指標名	計画策定時の状況 (平成21年度)	現状 (平成27年度)	H27 (目標年度)
28	千葉県男女共同参画地域推進員設置市町村数	37市町村 (H22.9.1)	43市町村	全市町村
29	男女共同参画計画策定市町村数	34市町 (H22.4.1)	37市町	全市町村

**第3次千葉県男女共同参画計画
関係事業
平成27年度予算額及び決算額**

第3次千葉県男女共同参画計画関係事業 平成27年度予算額・決算額

(単位:千円)

		平成27年度			
		2月補正予算額	内再掲(1)	決算額	内再掲
I	男女がともに人として尊ばれる社会づくり	1,568,140	0	1,528,859	0
	1 男女共同参画への意識づくり	24,629	0	24,037	0
	①あらゆる人々にとっての男女共同参画の推進	24,014		23,484	
	②男女共同参画に関する調査研究、情報の収集・整備・提供	615		553	
	2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	580,851	0	577,161	0
	①学校教育・社会教育等における男女共同参画の促進	580,841		577,151	
	②多様な選択を可能にし、個性を伸ばす教育・学習の充実	10		10	
	3 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	962,660	0	927,661	0
	①性にに基づくあらゆる暴力の根絶	283,594		255,158	
	②性に起因する人権侵害を許さない社会環境づくり	137,916		132,238	
	③メディアにおける女性や子どもの人権への配慮	541,150		540,265	
II	男女がともに輝く環境づくり	203,900,022	2,832	154,053,391	2,561
	4 労働の場における男女共同参画の促進	190,965,696	0	142,041,420	0
	①雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	8,855		8,169	
	②農林水産業における男女共同参画の促進	3,143		2,562	
	③自営業者、家族従業者、起業家等に対する支援	190,024,291		141,222,825	
	④再就職希望者に対する支援	929,407		807,864	
	⑤多様な働き方に対する支援	0		0	
	5 ライフステージに応じた仕事と生活の調和の促進	12,930,692	1,825	12,008,540	1,742
	①ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の普及促進	394	234	327	191
	②子育て・介護への支援	12,605,226		11,686,554	
	③働く男女の健康確保のための環境整備	43,261		43,261	
	④家庭生活における男女共同参画の促進	62		52	
	⑤地域活動における男女共同参画の促進	281,749	1,591	278,346	1,551
	6 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進	3,634	1,007	3,431	819
	①政策・方針決定過程への男女共同参画の促進	3,442	1,007	3,241	819
	②女性の能力の発揮への支援	192		190	
III	男女がともにいたわり合い、健やかに暮らせる社会づくり	3,618,204	0	2,840,941	0
	7 生涯を通じた健康づくりの促進	1,182,823	0	1,104,680	0
	①生涯を通じた男女の健康支援の促進	231,222		181,755	
	②妊娠・出産等に関する健康支援	951,601		922,925	
	8 誰もが安心して暮らせる環境の整備	2,435,381	0	1,736,261	0
	①高齢者・障害者の自立した生活に対する支援	565,105		432,442	
	②ひとり親家庭等様々な困難な状況に置かれている人々への対応	1,856,039		1,291,168	
	③外国人が安心して暮らせる環境づくり	14,237		12,651	
	計	209,086,366	2,832	158,423,191	2,561
A	小計(再掲を除いた合計)	209,083,534		158,420,630	
IV	推進体制	5,990	3,642	5,587	3,391
	推進体制	5,990	3,642	5,587	3,391
	計				
B	小計(再掲を除いた合計)	2,348		2,196	
	総計(A+B)	209,085,882		158,422,826	

※再掲の欄の金額については、一度前の課題で出ているものについて記載してあります。

【参考】

**第4次
千葉県男女共同参画
計画の概要**

※平成28年3月策定

1 計画策定の趣旨

第3次千葉県男女共同参画計画の策定から5年が経過し、この間、少子高齢化が急速に進展し、労働力人口が減少していく中で、地域社会の活性化を図るためには、男女がともに活躍できる環境づくりがますます重要となるなど、男女共同参画を取り巻く状況は大きく変化しています。

こうした中、男女がともに働きやすく、子育てなどがしやすい環境づくりに向けて、子育て・介護への支援やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及促進等に、より重点的に取り組む必要があります。また、深刻化するDV・児童虐待等の根絶と被害者への支援や、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策など、昨今の社会状況を踏まえた取組を一層進めていく必要があります。

本県では、こうした社会環境の変化や課題に対応するため、第4次千葉県男女共同参画計画を策定しました。

2 計画の位置付け

(1) 「男女共同参画社会基本法」に基づく法定計画です。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく推進計画としても位置付けています。（該当部分：第2章及び第3章の基本的な課題1～3・7・8、第4章）

(2) 千葉県総合計画「新 輝け！ちば元気プラン」や県の関連諸計画との整合性を図っています。

3 計画の期間

- 基本計画：平成37年までの10年間
- 事業計画：平成28年度から32年度までの5年間

誰もが光り輝く元気な千葉県を目指して

元気で活力ある社会を築いていくためには、男女が互いにその人権を尊重しつつ、ともに責任も分かち合い、男性も女性も個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現することが必要です。

男女がともに認め合い、支え合うパートナーとして、いきいきと活躍できる男女共同参画社会は、誰もが大切にされる社会、そして活力ある社会です。

県では、そうした社会の実現に向け、県民の皆様、団体や企業の方々、市町村などと力を合わせ、取り組んでいきます。

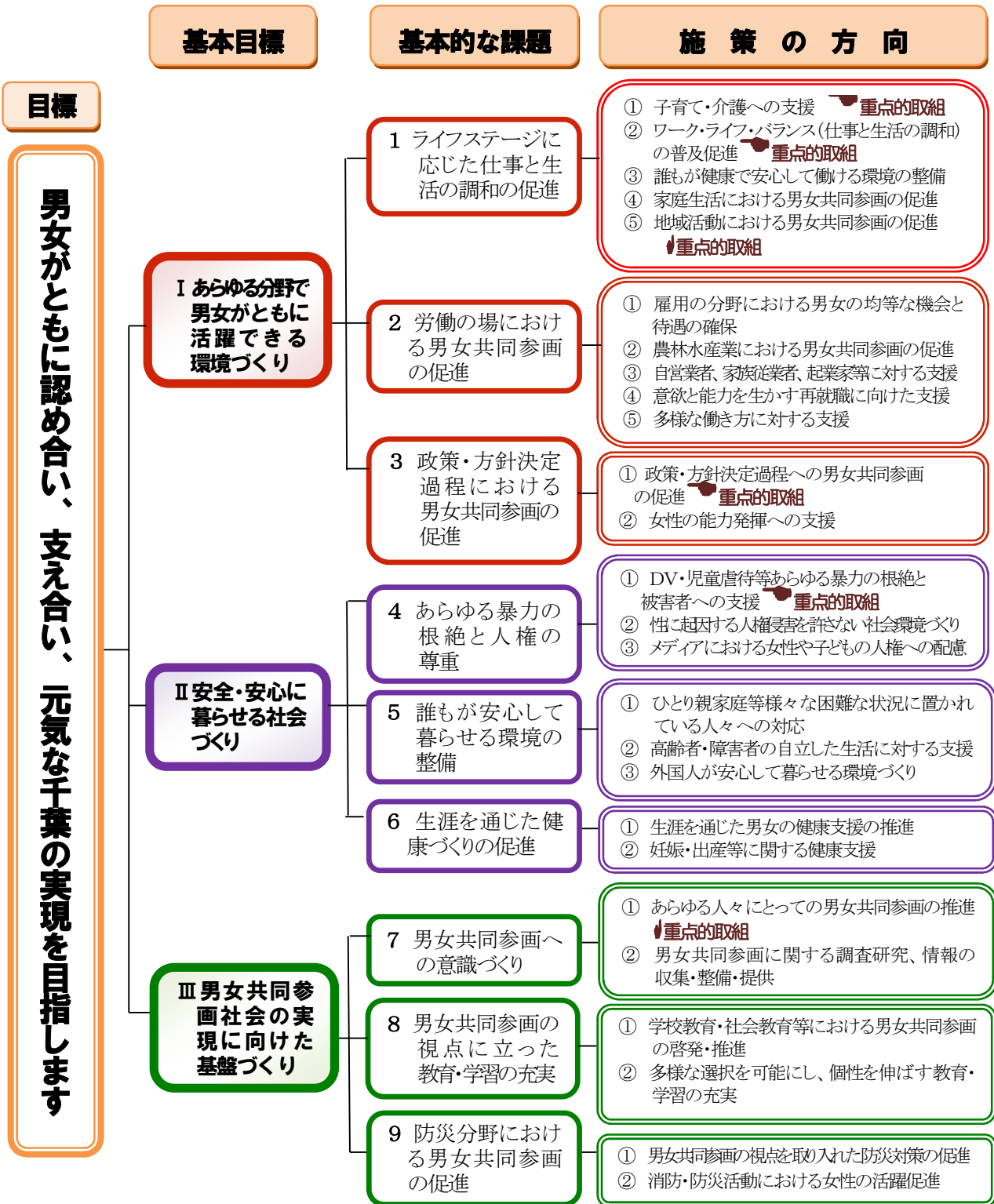
みんなで「誰もが光り輝く元気な千葉県」をつくっていきましょう。

計画の体系

〔基本理念〕

日本国憲法（個人の尊重と法の下での平等）

男女共同参画社会基本法の5つの基本理念（「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行についての配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際的協調」）



重点的取組

(1) 子育て・介護への支援

家庭において子育て・介護を行う家族の支え合いを補い、子育て・介護を行う人の孤立感・負担感を軽減するため、支援を行う体制の整備に努めます。

(2) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及促進

仕事と生活の両立がしやすい環境づくりに向けた意識啓発等に取り組みます。

(3) 地域活動における男女共同参画の促進

男女双方の積極的な地域活動への参画を促進し、地域の活性化を図ります。

(4) 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

県の審議会等における女性委員の積極的登用など、政策・方針決定過程への男女共同参画を促進します。

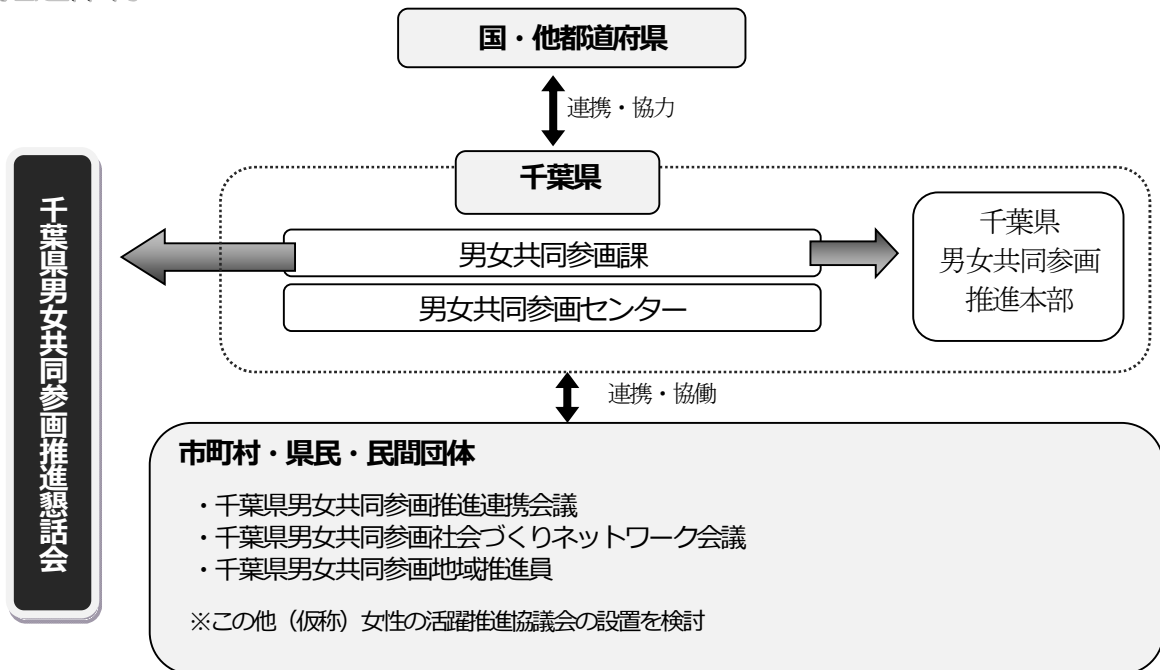
(5) DV・児童虐待等あらゆる暴力の根絶と被害者への支援

DVや児童虐待等、あらゆる暴力の根絶を図るための広報啓発に努めるとともに、被害者支援に関わる関係機関の連携を強化し、支援の充実を図ります。

(6) あらゆる人々にとっての男女共同参画の推進

男女共同参画が、女性、男性、高齢者、若者、子ども等あらゆる人々にとって必要だということを理解してもらうため、積極的に広報啓発活動を推進します。

推進体制



千葉県
男女共同参画センター
事業一覧

第3部

千葉県男女共同参画センター事業一覧

事業名		事業内容	H27年度 実施状況	H28年度 実施計画
(1)相談事業				
女性のための総合相談	一般相談	(電話) 火～日曜日 9:30～16:00 (面接) 電話相談のあと、希望に応じて受付	実施 相談件数 6,297件	実施
	専門相談 (予約制)	(カウンセリング) 面接相談のあと、希望に応じて受付 (法律相談) 毎月第4木曜日 13:00～16:00 (こころの相談) 毎月第3火曜日 13:00～16:00	実施 相談件数 500件	実施
男性のための総合相談	一般相談	(電話) 火・水曜日 16:00～20:00	実施 相談件数 418件	実施
	専門相談 (予約制)	(カウンセリング) 電話相談のあと、希望に応じて受付	実施 相談件数 91件	実施
DV被害者等自立支援サポート事業		DV被害者の心の回復を図り、自分らしい生活を取り戻すことができるよう、同じような体験をしたDV被害者や支援者との交流の場を提供するとともに、法律や就職講座など自立を支援する講座を実施する。	実施 講座 10回 グループワーク 3回	実施
(2)広報・啓発事業				
情報誌の発行		男女共同参画を推進するため、千葉県男女共同参画センターの事業や男女共同参画に関する情報等を掲載した情報誌「eパートナーちば」発行する。	12,000部×2回	12,000部×2回
男女共同参画センターフェスティバル&ネットワーク会議		県民に男女共同参画への理解を深めてもらうとともに、民間団体と県民の交流・学習の場を提供し、男女共同参画社会づくりに向けた機運を高めること目的に、講演会、ワークショップなどを実施する。	実施 1日間 午前:講演会 午後:ワークショップ ネットワーク会議 延べ参加者 460名	実施 1日間 午前:講演会 午後:ワークショップ ネットワーク会議 延べ参加者 612名
ホームページ等による広報・啓発		男女共同参画に関する情報、センター事業内容、講座情報及びイベント情報等をホームページに随時掲載し、県民に情報を提供する。	通年	通年
(3)学習・研修事業				
女性リーダー養成講座		地域活動又は政策・方針決定過程の場などにおいて、自らの能力を十分に発揮し、男女共同参画の視点をもって活躍する女性人材を養成することを目的に連続講座を実施する。	実施 4回 延べ受講者 40名	実施
各種講座		男女共同参画シンポジウム、大学との連携セミナー・地域団体との連携セミナーを実施する。	シンポジウム 66名 大学との連携セミナー 63名 地域団体との連携セミナー 308名	シンポジウム、大学との連携・専門講座、地域団体等との連携・専門講座として、年間3回実施

事業名	事業内容	H27年度 実施状況	H28年度 実施計画	
(4)市町村支援事業				
男女共同参画地域推進員の活動支援	千葉・葛南	幼稚園出前講座	実施 1回 参加者 31名	実施
		「NHKアナウンサーが見た！ 災害の現場を知り、備える！」	実施 1回 参加者 60名	
		市原市人権・男女共同参画フォーラムにて パネル展示		
	東葛飾	「今一度考えてみよう防災について」	実施 1回 参加者 44名	
		「負担のない介護(快互)のこつ」	実施 1回 参加者 35名	
	北総	あなたのSmile♪家族のHappy♪ 歌って&楽しく 介護予防	実施 1回 参加者 70名	
		あなたのSmile♪家族のHappy♪ 仕事と子育て両立ファミリー応援イベント	実施 1回 参加者 589名	
	海匝・山武	千葉県男女共同参画センターフェスティバルワーク ショップ「災害時の決断」～その時あなたは、私は～	実施 1回 参加者 43名	
		海匝・山武地域、男女共同参画だよりの発行	発行 1回	
	東上総	生徒とともに身近な男女共同参画を考える (睦沢町立睦沢中学校)	実施 1回 参加者 157名	
		生徒とともに身近な男女共同参画を考える (長柄町立長柄中学校)	実施 1回 参加者 190名	
		笑って心からだ 活き活き ～落語と寸劇で男女共同参画を考える～	実施 1回 参加者 201名	
	南房総	生徒とともに身近な男女共同参画を考える (館山市立房南中学校)	実施 1回 参加者 93名	
		「人は組織も強くなる！ ～だれもが活躍する職場づくり～」	実施 1回 参加者 33名	
男女共同参画センター 等連絡会議の開催	県内の男女共同参画関連施設及び設置市町村 の担当者が一堂に会し、事業内容・情報の交換 や共有、連携について検討する。	実施 1日間	実施	
(5)交流・活動支援事業				
男女共同参画関係団 体・グループ間の交流 促進支援	民間団体等との連携・協働により地域の男女共 同参画を推進するため、団体間の自主的な交流 や幅広いネットワークづくりを推進する。	通年	通年	
会議室の貸出	千葉県男女共同参画センターが管理する会議 室(2部屋)を男女共同参画に関する会議、研 修、交流等のために貸し出す。	通年	通年	
(6)情報収集・提供事業				
情報の収集・提供	男女共同参画に関する図書・ビデオ、行政資料 等を収集・整理し、情報コーナーにおいて貸出又 は閲覧に供する。	蔵書 約7,000冊	実施	

千葉県男女共同参画センター

あなたの“自分らしく生きたい”を応援します！

事業内容

- ➔ 講座・フェスティバルの開催
- ➔ 相談事業
- ➔ 情報誌の発行
- ➔ 情報コーナーの運営
- ➔ 会議室の貸出

開館時間

火～金曜日 9時～21時

土日・祝日 9時～17時

休館日 月曜日（祝日の場合は翌火曜日が休館）、年末年始

女性のための総合相談

04-7140-8605

火～日 9:30～16:00

男性のための総合相談

043-285-0231

火・水 16:00～20:00

- 祝日・年末年始は休み。月曜日が祝日の場合、翌火曜日は休みとなります。
- 電話相談のあと、希望に応じて面接相談、専門相談が受けられます。（予約制）
- 料金無料・秘密厳守

所在地

〒263-0016

千葉市稲毛区天台 6-5-2

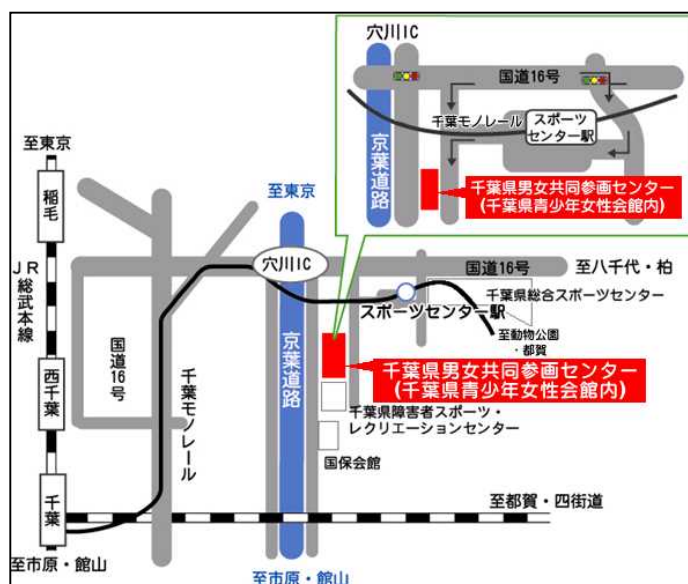
（千葉県青少年女性会館 2階）

TEL 043-252-8036

FAX 043-252-8037

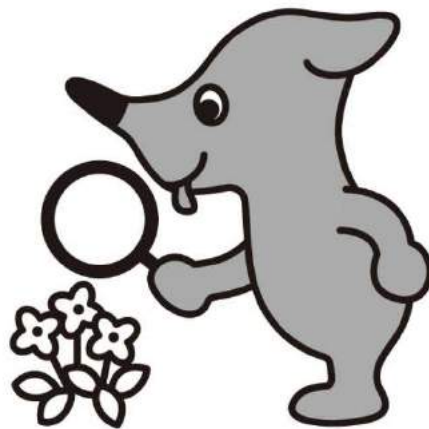
- ➔ 鉄道
千葉モノレール「スポーツセンター駅」
下車徒歩4分

- ➔ バス
JR 稲毛駅東口1番乗り場から京成バス
「草野車庫行」 「スポーツセンター駅」下車徒歩4分



千葉県マスコット
キャラクター チーパくん

男女共同参画社会をめざして



千葉県マスコットキャラクター
チーバくん

平成28年度 千葉県男女共同参画白書 平成29年2月

編集・発行 千葉県総合企画部男女共同参画課
〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1
TEL 043-223-2372
FAX 043-222-0904

Eメール kyodo1@mz.pref.chiba.lg.jp

URL <http://www.pref.chiba.lg.jp/dankyou/index.html>